

# 研究紀要 27

## 目 次

津島 秀章	1
集合と分散 —石器原産地分析からみた中型環状ブロック群の構造—	
齋藤 聰	17
縄文時代草創期後半における土器と石器の共伴関係 —白井十二遺跡から出土した土器と黒曜石製石器を中心として—	
関根 慎二	33
縄文時代前期の石皿状土製品について	
山口 邦弘	43
上ノ平遺跡 31号住居跡出土土器の再検討	
橘崎修一郎	61
群馬県の鍋被り葬・鉢被り葬と出土人骨	
飯島 義雄	77
灌漑用水道構・女塙の赤城山南麓への引水経路の検討	
大西 雅広	97
火打関係史料拾遺	
須田 茂	111
群馬県域における秩父巡礼道の復元的考察	
山田 精一	131
歴史学習における効果的な教材開発について —発掘調査報告書教材化の方法とその教育的意義—	
藤巻 幸男	147
八ッ場ダム建設地域における調査遺跡一覧作成の試み —出土遺物総量把握の効用—	

2009

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

# 研究紀要 27

2009

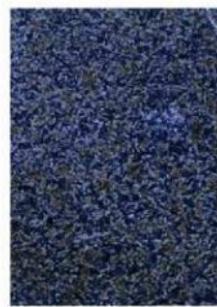
財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団



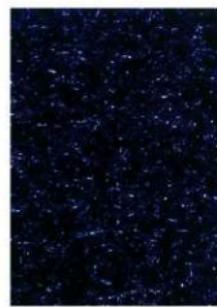
波志江西宿・No129(Aタイプ) a



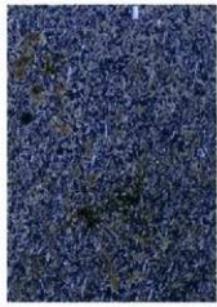
a'



b



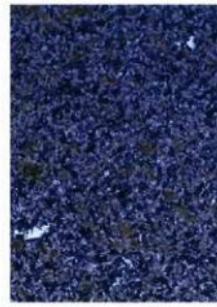
b'



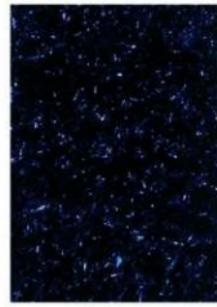
波志江西宿・No158(Aタイプ) a



a'



b



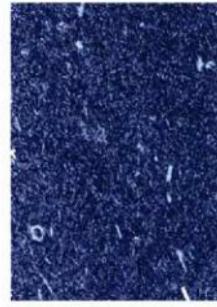
b'



波志江西宿・No399(Bタイプ) a



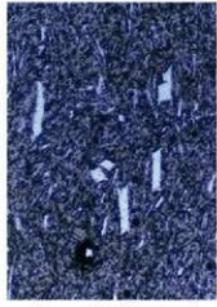
a'



b



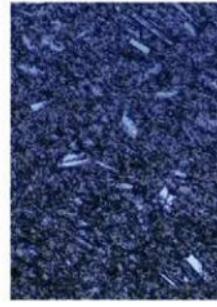
b'



天ヶ堤・No94(側3)(Bタイプ) a



a'



b

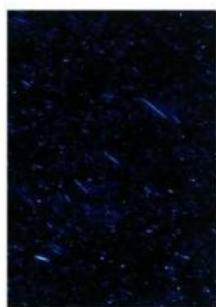


b'

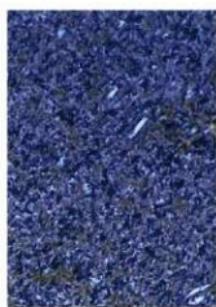
黒色安山岩製石器の薄片の偏光顕微鏡写真（1） a, b : 平行ニコル a', b' : 直交ニコル×50



天ヶ堤・No200(側3)(Aタイプ) a



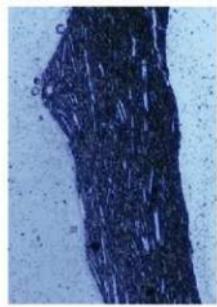
a'



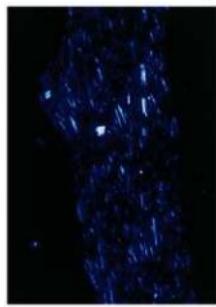
b



b'



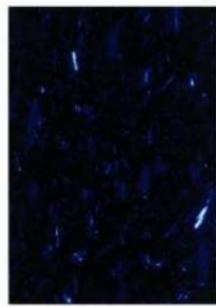
天ヶ堤・No46(本II)(Bタイプ) a



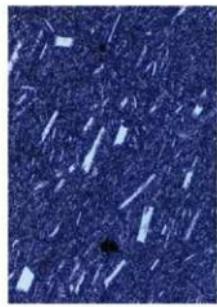
a'



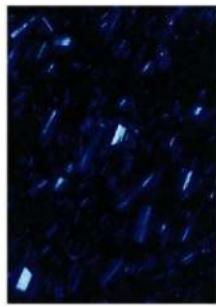
b



b'



天ヶ堤・No19(本II)(Bタイプ) a



a'



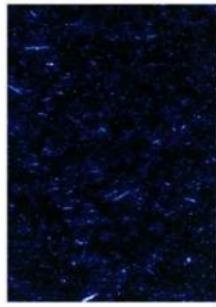
b



b'



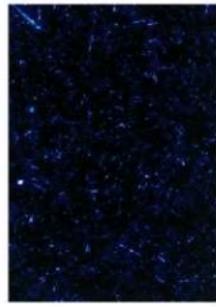
天ヶ堤・No19(側2)(Aタイプ) a



a'



b



b'

# 集合と分散

—— 石器原産地分析からみた中型環状ブロック群の構造 ——

津 島 秀 章

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 1.はじめ            | 4.原産地分析からみた中型環状ブロック群の構造 |
| 2.中型環状ブロック群の概要   | 5.おわりに                  |
| 3.黒色安山岩製石器の原産地分析 |                         |






## —— 要 旨 ——

以前筆者は、赤城山南麓地域にある三和工業団地Ⅰ遺跡と下触牛伏遺跡に関して、大型環状ブロック群(直径約50m)を考察したことがある。環状ブロック群の外周部が原産地別の石器分布によって分節化されることから、それらの石器群はいくつかの単位集団が集住したものと考えた。

近年、当該地域の荒砥北三木堂Ⅱ遺跡・波志江西宿遺跡・天ヶ堤遺跡において、長径20m程度の中型とも判断できる環状ブロック群が検出されている。本稿では、これらの石器群を対象として、黒色安山岩製石器の原産地分析を実施した。その結果、武尊山産と八風山産のものが認められた。そして、いずれの石器群でも、大型環状ブロック群のように外周部が原産地別の石器分布によって分節化される現象は認められなかった。本稿で分析した中型環状ブロック群は、いずれも単一の単位集団によって形成されたと判断した。

よって、大型環状ブロック群(三和工業団地Ⅰ遺跡・下触牛伏遺跡)は複数の単位集団が集合したものであり、一方、中型環状ブロック群(荒砥北三木堂Ⅱ遺跡・波志江西宿遺跡・天ヶ堤遺跡)は、単位集団ごとに分散した際の痕跡である可能性を指摘した。

## キーワード

対象時代 旧石器時代

対象地域 中部日本・赤城山南麓地域

研究対象 石器石材 環状ブロック群

## 1.はじめに

これまでに筆者は、赤城山南麓地域にある三和工業団地I遺跡（津島編1999）と下触牛伏遺跡（岩崎編1986）に対して分析を加えたことがある（津島1999b・2007）。直径約50m規模の大型環状ブロック群<sup>1)</sup>が、原産地が異なる石器の分布状態によって分節化される現象から、これら二つの大型環状ブロック群は、複数の単位集団（近藤1976、春成1976）によって形成されたと指摘した。

近年、同じく赤城山南麓地域にあるいくつかの遺跡において（荒砥北三木堂II遺跡・波志江西宿遺跡・天ヶ堤遺跡）、直径約20m程度の中型環状ブロック群<sup>1)</sup>と理解できる石器群が検出されている。現在、日本各地を概観すると、環状に分布する石器群は、直径約10mから80mに至るまで著しい規模の違いが認められる。このような環状規模の異なるものが形成される背景には、どのような理由が潜んでいるのだろうか。

以前、大工原豊は、環状を呈する石器分布形態を二つの類型に分別して理解した（大工原1990・1991）。一方を一つの単位集団による痕跡と理解し「古城型単位集団集落」と呼び、他方を複数の単位集団によるものと解釈し「牛伏型集団群集落」と呼称した。栗島義明も、環状ブロック群を二つの類型に分別理解している（栗島1990・1991・1992）。石器の分布が正円形であり規模が径30m以

上のものをI類とする一方、分布が不正円形で規模が径30mに満たないものをII類としている。そして、個体別資料の分析を通して、複数の「世帯」が集った結果として形成されたものはI類に限定されることを主張した。小菅将夫も、径20m以上のものをI類それ以下のものをII類というように環状ブロック群を分類理解している（小菅1993）。また、福田孝司は、直径50mを越えるものを大型、20～30mのものを中型、それ以下のものを小型と呼称している（福田2001）。

これらの論考をふまえ、本稿では、赤城山南麓地域で確認された直径20m程度の中型環状ブロック群について考察する。中型環状ブロック群と大型環状ブロック群とを比較し、規模の異なる環状ブロック群について構造上の違いが認められるのかみていく。そのことによって、環状規模の異なる石器群が生み出される理由について考えたい。

分析の方法は、三和工業団地I遺跡と下触牛伏遺跡に対して実施したものと同様なやり方である。前述した中型環状ブロック群に対して、主要な使用石材である黒色安山岩の原産地分析を実施する。その結果から、環状ブロック群内の石器分布がどのように再構成されるのか見ていき、遺跡構造について考察する。

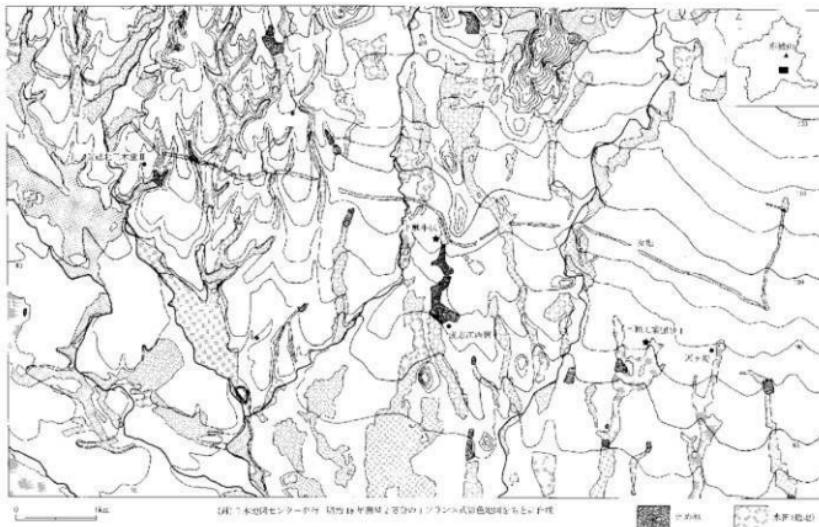


図1 遺跡の位置と周辺地形

## 2. 中型環状ブロック群の概要

近年、赤城山南麓地域で確認された中型環状ブロック群について概要を見ていきたい。なお、いずれの遺跡も調査報告書が刊行されているので、詳細についてはそちらを参照されたい。

### 1) 荒砥北三木堂II遺跡（津島編2008）

赤城山の南、標高約92mの地点に立地する(図1)。遺跡の東には、湧水起源の低地が間にひかえており(小島2006)、このような立地環状と遺跡の形成とが関係していることも考えられる。

石器群は、いわゆるAT(姶良丹沢火山灰)下暗色帯に帰属する。赤城山南麓地域では、AT下暗色帯は、おおよそAT(姶良丹沢火山灰)とAg-KP(赤城鹿沼テフラ)に挟まれた層位にある(古環境研究所1999)。環状の規模は直径20mをやや越える程度であり、いくつかのブロックが円形に配置されている様子が観察できる(図2)。また、円の中央部分にも石器集中部が認められる。石器の接合状況をみると、近接する地点間での接合例が多数認められるが、環の相対する位置関係といった遠隔地点間での接合もいくつか観察できる(図3)。

この中型環状ブロック群の石器点数は265点であり、主要な使用石材は黒色安山岩(181点)である。刃部磨製石斧と両極削痕ある石器・両極削片を特徴的に組成する。石器分布を見ると、刃部磨製石斧とその刃部再生に関する削片類が、環状の中央域に集中する特徴が認められる(報告書・図98)。また、石刃が環状分布の北西部にまとまる様子が観察できる(報告書・図101)。それ以外の器種に関しては、特定の場所に偏在するような現象は観察できない。また、特定の石材が特定の地域に限定的に分布するような状況も観察できない。剥片生産に関係する接合資料や削片・微細削片が環状ブロック群の全域にわたって認められることから、石器製作活動を色濃く反映した石器群と理解できる。

この遺跡では、中型環状ブロック群の他に、同一文化層に属する石器群が二つの地点で検出されている。しかし、これら三つの石器群は、それぞれの内部においては濃密な石器の接合関係が確認されるものの、お互いを横渡し関係づけるような接合資料は認められない。よって、これら三者は、それぞれ独立的な石器群として理解できる。

### 2) 波志江西宿遺跡（麻生編2004、桜井2008）

赤城山の南、標高約85mの地点に立地する(図1)。遺跡の西には、湧水を起源とする低地が存在する(小島1986)。この低地域を約1km北にたどると、大型環状ブロック群が検出された下触牛伏遺跡に至る。

石器群は、AT下暗色帯に帰属する。石器出土地点に大

規模な搅乱が及んでおり、石器群の一部が失われている可能性が高い(図4)。石器の分布状況をみると、搅乱のため環の北西部分を大きく欠いている。この部分に石器の分布が存在したかどうか定かではないが、他のブロックの連なりを見る限り、本来は環状を呈していた可能性も指摘できる。環の規模は、直径約20mである。石器の接合状況をみると、近接する地点間での接合例が多数認められるが、遠隔地点どうしでの接合関係もいくつか観察できる(図5)。

この中型環状ブロック群の石器点数は391点であり、主要な使用石材は黒色安山岩(381点)である。製品類としては台形様石器を組成し、刃部磨製石斧の刃部再生削片が1点認められる(桜井2005)。石器の分布に関しては、特定の器種が偏在する状況あるいは特定の石材が偏在する状況とともに認められない。削片生産に関係する接合資料や削片・微細削片が環状ブロック群の全域にわたって認められることから、石器製作活動を色濃く反映した石器群と指摘できる。

### 3) 天ヶ堤遺跡（桜井2008）

赤城山の南、標高約90mの地点に立地する(図1)。地形分類上は大間々扇状地のI面(桐原面)にある。この扇状地I面には、標高約90mのレベルに沿うようにいくつかの湧水が点在する。遺跡の北東約200mには、その一つ「あまが池」があり、遺跡はこの湧水起源の低地を間近に望む環境にある<sup>2)</sup>。遺跡の西方約1kmには、大型環状ブロック群が検出された三和工業団地I遺跡がある。

石器群は、AT下暗色帯に帰属する。発掘調査進行上の都合によって調査が及ばない地点があり、石器群の全体は検出されていない可能性が高い。しかし、ブロックが連なり環状を呈する様子が明瞭に観察できる(図6)。環



「あまが池」湧水

地元教育委員会によって整備されている。現在でも、水底から水が湧き上がる様子を観察できる。向に見える高架道路は北関東自動車道。あまが池より天ヶ堤遺跡方面(南西)を望む。

の規模は、直径約20mである。接合資料の分布状況をみると、近接する地点間での接合例が多数認められるが、遠隔地点どうまでの接合関係もいくつか観察できる(図7)。

この中型環状ブロック群の石器点数は451点であり、主要な使用石材は黒色安山岩(317点)である。製品類としては台形様式石器を組成し、刃部磨製石斧の調整剝片が1点認められる。石器の分布を見ると、特に一部の石器石材に偏在性が認められる(図8)。チャート製の石器が、環状ブロック群の北西部に集中する状況が観察できる。また、黒曜石製の石器が南東部に偏る傾向が読み取れる。黒曜石製石器24点のうち原産地分析した6点は、板木県高原山産と判定されている(鈴アルカ2008)。他の黒曜石製石器18点に関しても、筆者による肉眼観察では高原山産と同定された資料と同様な特徴を有しているので、やはり高原山産の可能性が高い。

剝片生産に関する接合資料や剝片・微細剝片が環状ブロック群の全域にわたって認められることから、石器製作活動を色濃く反映した石器群と考えられる。

### 3. 黒色安山岩製石器の原産地分析

黒色安山岩製石器の原産地分析については、桜井美校・井上昌美と筆者による研究の蓄積がある(井上・桜井1999、津島・桜井・井上2001・2002、津島・井上2004、津島2003・2007・2008a・b)。今回の分析は、それらの研究の延長線上にある。

分析方法は、岩石薄片の偏光顕微鏡観察であることか

ら、資料の破壊が前提となる。分析のためとはいえ、石器資料が失われることによって、環状ブロック群としての資料的価値が損なわれることがあってはならない<sup>23)</sup>。そのため、分析資料の選定にあたっては、そのような危険を避けることを最優先に考えた。今後、石器群の資料操作をおこなう際に支障をきたすことがないよう、分析資料を微少な遺物(微細剝片及び小形の剝片)に限定した。

次に、まず各石器群から分析のために選んだ黒色安山岩製石器について記述する。

#### 1) 荒砥北三木堂II遺跡

中型環状ブロック群は、黒色安山岩を主要な使用石材としており、それは環状の全域にわたって分布する(報告書・図96)。分析のための資料は、環状ブロック群の特定の地域に偏ることなく、全体に行き渡るように留意して抽出された。

調査報告書作成の際に、既に、黒色安山岩製石器の原産地分析が実施されている(津島2008a)。その結果によると、20点の分析資料は一つの同じ特徴をもつものに収束し、群馬県の武尊山に産するものと同定された。図9に示した番号は、石器の固有のものであり、報告書記載の石器番号に一致する。武尊山産の黒色安山岩が、中型環状ブロック群の全域にわたって分布する。三和工業団地I遺跡や下触牛伏遺跡の大型環状ブロック群で見られたような原産地の違いによって石器分布が分別される現象

表1 黒色安山岩の観察結果

遺跡	No.	器種	ブロック	西 岛				石 基				タイプ	原産地	総数(件)		
				斜面石	斜面石	裏面石	裏面石	斜面石	斜面石	不透進植物	ガラス					
波志江遺跡	241	剝片	1	○	0.3	×	—	△	0.1	×	—	—	○	A	安山岩	
	269	剝片	1	○	0.5	△	0.2	×	—	—	—	—	○	A	安山岩	
	315	剝片	1	○	0.3	△	0.1	—	—	—	—	—	○	A	安山岩	
	14	剝片	2	○	0.3	×	—	—	—	—	—	—	○	A	安山岩	
	27	剝片	3	○	0.3	△	0.1	△	0.3	—	—	—	○	A	安山岩	
	47	剝片	3	△	0.1	—	—	—	—	—	—	—	○	A	安山岩	
	392	剝片	3	○	0.3	△	0.2	—	—	—	—	—	○	A	安山岩	
	109	剝片	4	△	0.3	—	—	—	0.2	—	—	—	—	○	A	安山岩
	129	剝片	4	△	0.2	—	—	—	0.1	—	—	—	—	○	A	八風山
	198	剝片	5	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	○	A	八風山
天ヶ原	219	剝片	外(空失地)	○	0.3	—	—	—	0.1	—	—	—	—	○	B	八風山
	140(95)	剝片	1	○	0.4	△	0.3	—	—	—	—	—	—	○	B	八風山
	144(95)	チップ	1	○	0.3	○	0.2	△	0.1	—	—	—	—	—	—	—
	210(95)	チップ	1	○	0.2	△	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	220(95)	チップ	1	○	0.4	△	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	209(95)	チップ	2	○	0.5	△	0.2	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—
	152(95)	チップ	3	○	0.3	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	209(95)	チップ	3	○	0.3	—	—	—	0.3	△	—	—	—	—	—	—
	146(95)	チップ	4	○	0.8	△	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	46(95)	チップ	5	○	0.3	—	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天ヶ原	19(95)	剝片	6	○	0.4	△	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	10(95)	剝片	7	△	0.2	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	17(95)	剝片	8	○	0.3	△	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	19(95)	剝片	8	○	0.4	—	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	45(95)	チップ	8	○	0.3	—	0.3	△	0.4	—	—	—	—	—	—	—
	23(95)	剝片	9	○	0.8	△	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
天ヶ原	80(95)	剝片	外(中央城)	○	0.6	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	81(95)	剝片	外(中央城)	○	0.6	△	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

\*非常に多い ○多い □少ない ×観察できない

※「種種」は、報告書に記載された名前

は観察できない。

### 2) 波志江西宿遺跡

図10に、原産地分析資料について、平面分布上の位置を示した。この石器群の主要な使用石材は黒色安山岩であり、中型環状ブロック群の全域にわたってそれが分布する様子が観察できる。分析資料を石器分布域の全体から選定するよう留意し11点抽出した。

### 3) 天ヶ堤遺跡

石器群は、黒色安山岩を主要な使用石材としており、それが環状ブロック群の全域に分布する様子が認められる(図11)。分析資料に関しては、石器分布域の特定地域に偏ることなく全体から抽出するよう留意し16点を選んだ。

### 4) 偏光顕微鏡による観察結果と原産地同定

黒色安山岩の岩石薄片作成に際しては、一つの資料に対して、直交する二方向の薄片を作成した。それは、これまでに実施してきた原産地分析をふまえると、原産地同定に至るには、一方向の薄片を観察するだけでは不十分であり、直交する二方向の薄片を観察する必要があると判断してきたためである。

波志江西宿遺跡11点と天ヶ堤遺跡16点に対して、偏光顕微鏡による通常観察をおこなった。その結果、分析資料は二つのタイプ(Aタイプ・Bタイプ)に分別することができた。波志江西宿遺跡に関しては、10点がAタイプ、1点がBタイプに分類された。一方、天ヶ堤遺跡では、9点がAタイプ、7点がBタイプに分けられた。各資料の観察結果を表1にまとめた。次に、各タイプについて記載する。

#### Aタイプ

斑晶は少なく比較的きれいである。斜長石は集斑状のものが認められる。鉄鉱物、梢円状の輝石が少量認められる。石基部分は細粒である。一方の薄片では、石基部部の流理構造が比較的明瞭であり輝石類が粒状であるが、直交方向の薄片では、明瞭な流理構造は認められず、輝石が棒状である。

本タイプの資料は、これまでの分析例をみると、以下の資料と同じ特徴を有する。堀下八幡遺跡と神社裏遺跡を対象とした分析で武尊山産とされた資料(磯貝1995)、三和工業団地I遺跡の分析でAタイプ(武尊山産)とされた資料(井上・桜井1999)、今井道上・道下遺跡でAタイプ(武尊山産)とされた資料(津島2003)、下触牛伏遺跡でAタイプ(武尊山産)とされた資料(津島2007)、上武道路・旧石器時代遺跡群のなかでAタイプ(武尊山産)とされた資料(津島2008a)、白井十二遺跡でAタイプ(武尊山産)とされた資料(津島2008b)。

以上のことから、今回の分析でAタイプとされた黒色安山岩製石器は、武尊山産と判断される。なお、荒砥北三木堂II遺跡・中型環状ブロック群の分析資料に関しては、一つの同じ特徴をもつものに収束されたと先述したが、それは今回の分析でこのAタイプと分類されたものに相当する。

#### Bタイプ

斑晶は少なく比較的きれいである。斑晶と石基部分の中間的な大きさの斜長石に関して、特徴が認められる。一方の薄片では、長柱状で結晶の縁に細かな粒子が重なり石基部分との境界が不明瞭となる。直交方向の薄片では、長柱状と方形の二種が混在する。石基部分には針状と方形の斜長石があり、弱いながら一定方向に配列する傾向が認められる。

本タイプの資料は、以下の資料と同じ特徴をもつ。三和工業団地I遺跡の分析でFタイプ(八風山産)とされた資料(井上・桜井1999)、八風山溶岩から直接採取した試料(津島・桜井・井上2001)、下触牛伏遺跡でBタイプ(八風山産)とされた資料(津島2007)、上武道路・旧石器時代遺跡群のなかでBタイプ(八風山産)とされた資料(津島2008a)、白井十二遺跡でBタイプ(八風山産)とされた資料(津島2008b)。よって、本分析でBタイプと分類された黒色安山岩製石器は、八風山産と考えられる。

### 4. 原産地分析からみた中型環状ブロック群の構造

黒色安山岩製石器の原産地分析結果から、石器の出土地点を原産地別に表記した。図12に、波志江西宿遺跡の中型環状ブロック群に関して示した。この図をみると、中央付近に八風山産の石器(№399)が1点認められるが、外周部分は全て武尊山産のもので占められている。搅乱によって石器群の一部が失われている可能性が高く、確定的なことは言えないが、この原産地別石器の分布状態をみる限りでは、外周部を原産地の違いによって地點的に区分することはできないようである。

また、図13に、天ヶ堤遺跡について出土地点を原産地別に表した。武尊山産と同定された資料は9点であり、八風山産と同定されたものは7点である。両産地のものが数量的には拮抗している。図13をみると、平面分布の上では、武尊山産と八風山産の石器が環状ブロック群のなかに混在する傾向が見て取れる。波志江西宿遺跡と同様に、石器分布の一部が不明確であるため、確定的な物言いは避けなければならないが、武尊山産と八風山産の石器分布上の違いから、環状ブロック群を分節化して理解することは難しい。この両産地の資料が、渾然一体となって中型環状ブロック群を構成していると評価した方が良さそうである。

先述したように荒砥北三木堂II遺跡では、全てが武尊

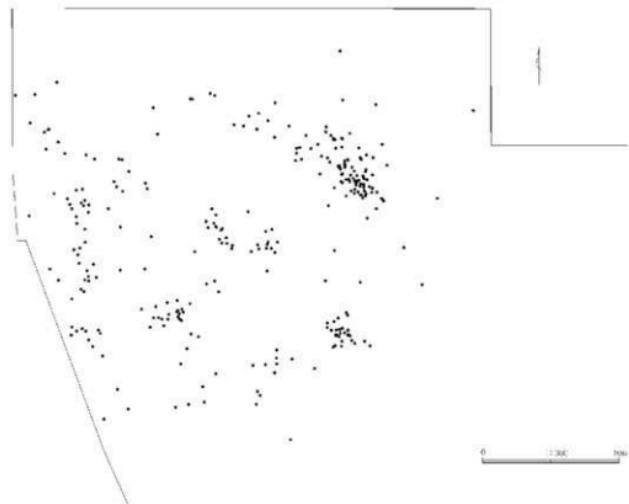


図2 荒砥北三木堂II遺跡 第3文化層（環状ブロック群）石器分布状況（津島編2008をもとに作成）

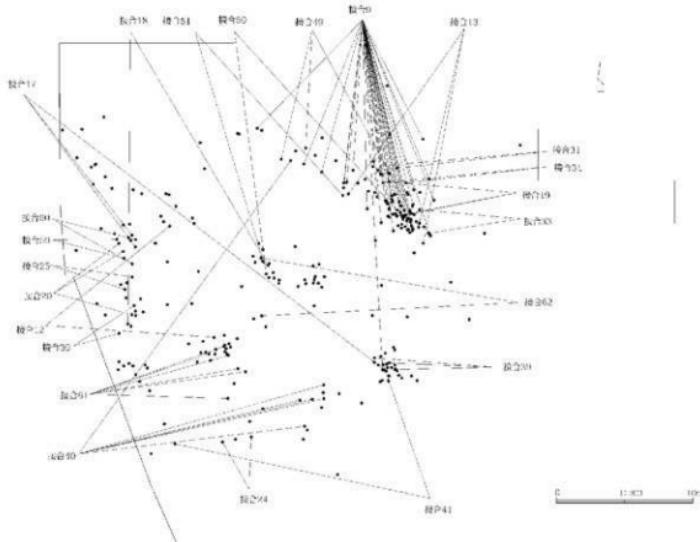


図3 荒砥北三木堂II遺跡 第3文化層（環状ブロック群）接合資料の分布状況（津島編2008をもとに作成）

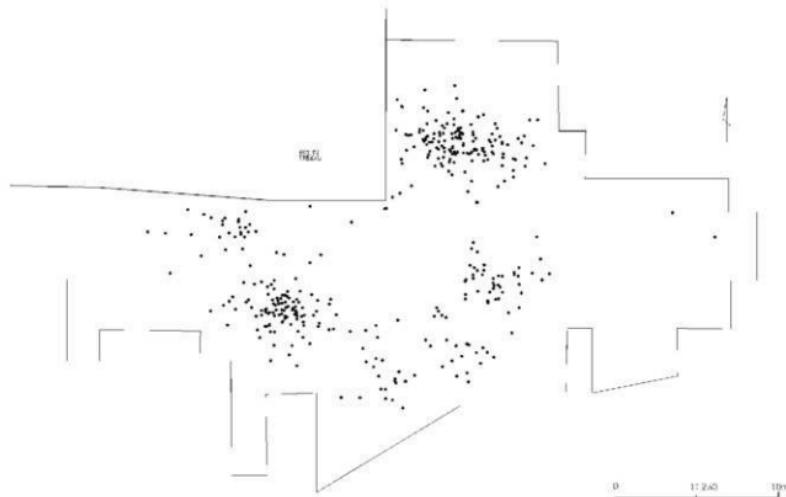


図4 波志江西宿遺跡 第3期 石器分布状況（麻生編2004、桜井2005をもとに作成）

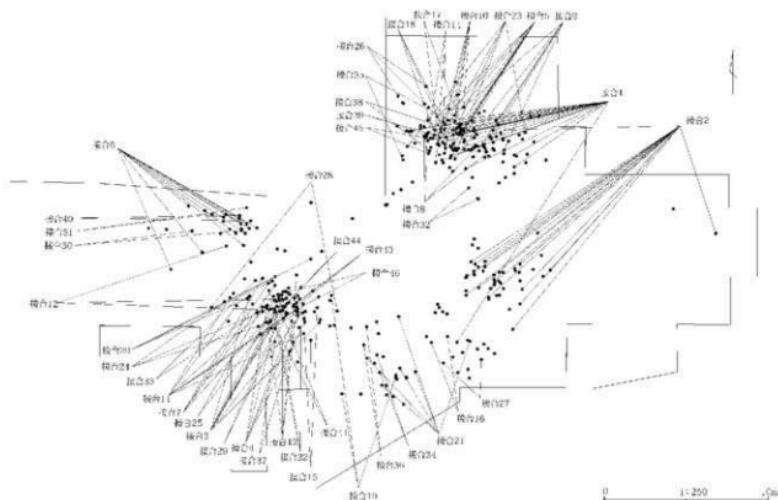


図5 波志江西宿遺跡 第3期 接合資料の分布状況（麻生編2004、桜井2005をもとに作成）



図6 天ヶ堤遺跡 第3文化層(Ⅱ・Ⅲ区) 石器分布状況(桜井2008をもとに作成)

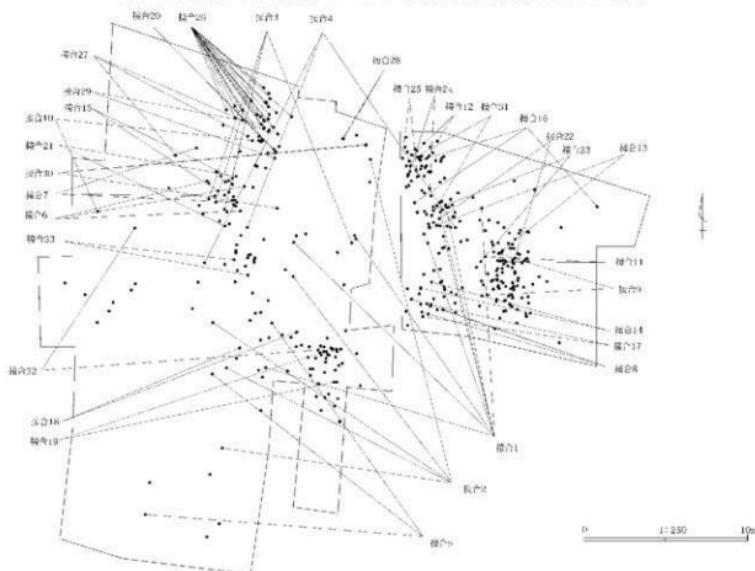


図7 天ヶ堤遺跡 第3文化層 接合資料の分布状況（桜井2008をもとに作成）

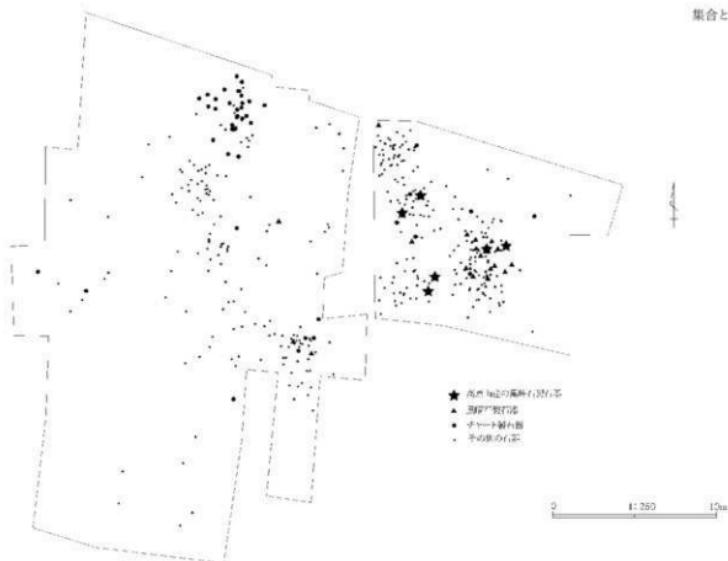


図8 天ヶ堤遺跡 第3文化層（II・III区） 黒曜石製石器・チャート製石器の分布状況（桜井2008をもとに作成）

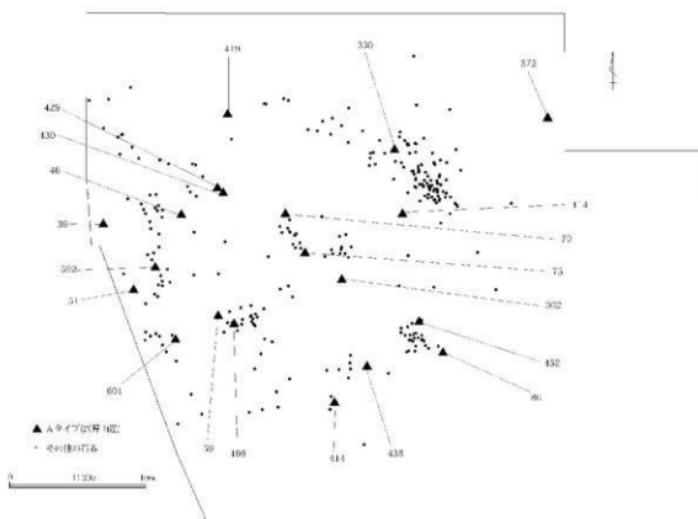


図9 荒糸北三木堂II遺跡 第3文化層（環状ブロック群） 原産地分析結果とその分布（津島編2008をもとに作成）

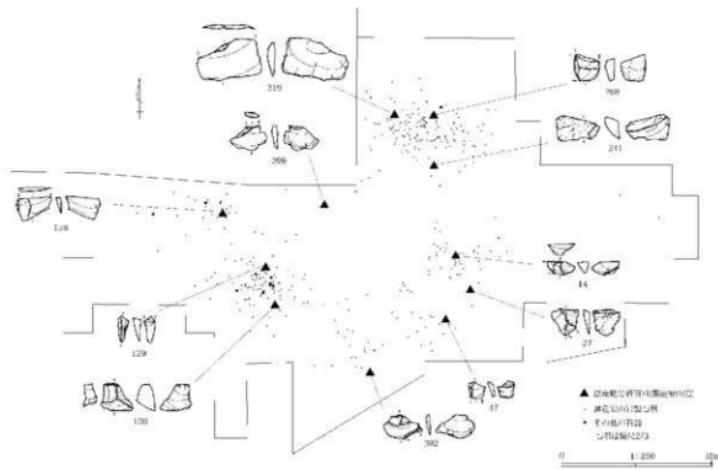


図10 波志江西宿遺跡 第3期 原産地分析資料（黒色安山岩）の分布状況

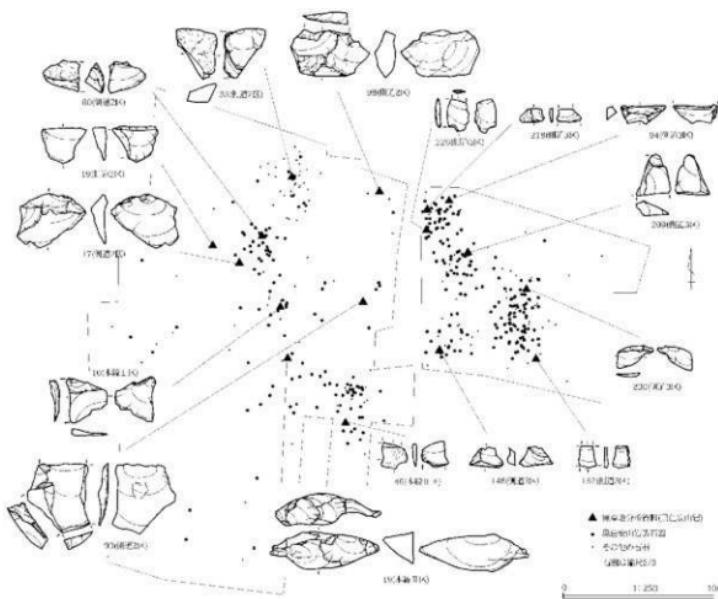


図11 天ヶ堤遺跡 第3文化層（II・III区） 原産地分析資料（黒色安山岩）の分布状況

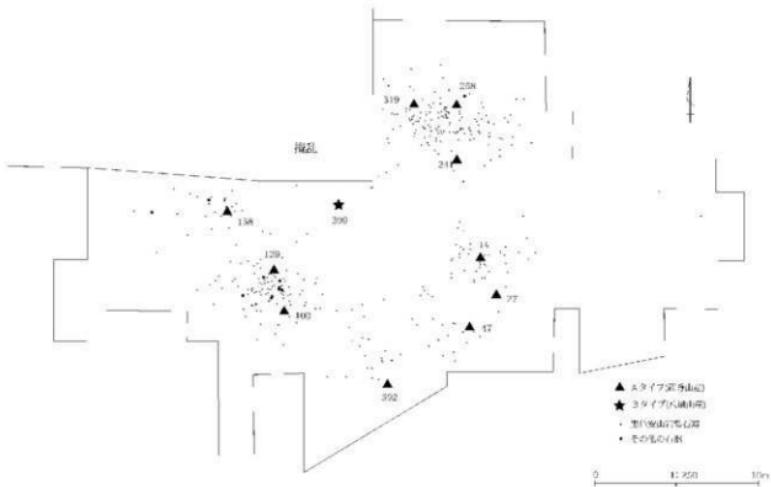


図12 波志江西宿跡 第3期 原产地分析結果とその分布

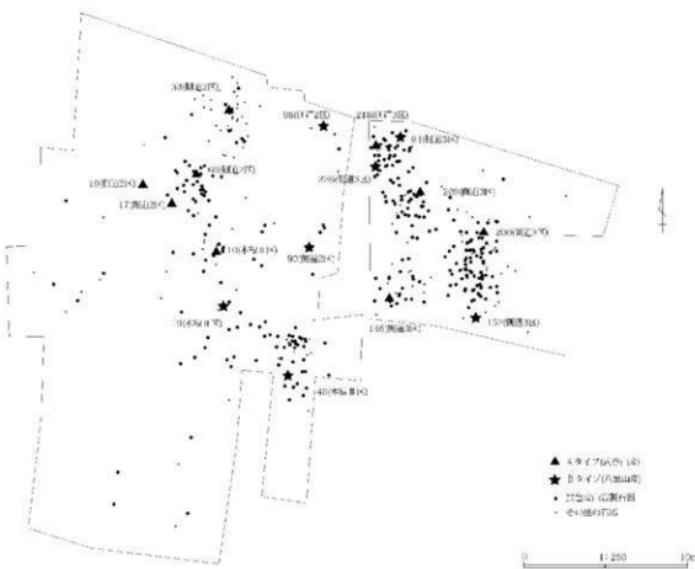


図13 天ヶ堤遺跡 第3文化層（II・III区） 原产地分析結果とその分布

山産と判定され、中型環状ブロック群が地點的に区分されるような現象は認められなかった。それにくわえ、波志江西宿遺跡に關しても、中型環状ブロック群の外周部が原産地別の石器分布によって地點的に分別される状況は観察できない。また、天ヶ堤遺跡では、武尊山産と八風山産の両産地のものが混在し環状ブロック群を構成していると理解できる。これらの諸遺跡に認められるあり方は、三和工業団地Ⅰ遺跡と下触牛伏遺跡の大型環状ブロック群とは対照的である。黒色安山岩製石器の原産地別分布によって、三和工業団地Ⅰ遺跡では大型環状ブロック群の外周部が三つの地點に分節化されている（津島1999b）。同様に、下触牛伏遺跡では、二つの地點に分別されている（島2007）。

以前、筆者は、このような大型環状ブロック群の外周部に関して分節化された一つの区域は、単位集団に結びつく可能性を指摘した(津島屋 1999b + 2007)。それは、旧石器時代の集団における活動領域と石材の獲得を考えると、環状ブロック群で認められる石器原産地の違いは集団の違いに結びつく可能性が高いと判断したことによる。

武尊山の黒色安山岩は、武尊山を原産地として(中東・飯島1984、津島・桜井・井上2001)、武尊山周辺の小河川及び利根川中流域まで採取可能地域とする(桜井1995)(図14)。また、八風山の黒色安山岩は、八風山を原産地として(津島・桜井・井上2001)、香坂川流域の領定された地域で採取できる石材である(桜井・井上・鶴岡1993、津島・桜井・井上2002)。大型環状ブロック群の外周部には石材原産地の違いによる分節化現象が認められたわけだが、このような両産地の石材にみられる地理的分布上の違いを考慮すると、それぞれの分節化された地点は、活動領域を異にする集団に対応すると考えられた。この活動領域を異なる集団を、単位集団として評価したわけである。

大型環状ブロック群は、石器分布の上で環状という特

微を有するだけでなく、石器の接合が環内の遠隔地点どうしで認められることから、あるまとまりをもった単位的な石器群（稻田2004）と理解できる。それ故に、大型環状プロック群という単位的な一群が、原産地別の石器分布によって分節化されるという現象は、その石器群を評価する上で重要なことと考えられる。集団の活動領域と石材獲得活動を考えると、原産地の異なる石材分布によって分節化された区域は、それぞれ異なる単位集団に対応すると判断するのが妥当であろう。

本稿で考察した中型環状ブロック群に関しては、複数ブロックが連なり環状を呈するだけでなく、環内の遠隔地点どうしでの石器の接合関係が観察される。このことから、やはり単位的なまとまりを持った石器群と理解できる。ところが、中型環状ブロック群が単位的な石器群と判断される一方で、外周部に関しては大型環状ブロック群のように原産地別の石器分布によって分離化されることがない。これまでの議論をふまえれば、この現象は、中型環状ブロック群がいくつかの異なる単位集團によって形成されたものではなくて、單一の単位集團による痕跡であるという理由によるのではないだろうか。ここでは、直径50m規模の大型環状ブロック群（三和工業団地I遺跡・下触牛伏遺跡）は、いくつかの単位集團が集合したものであり、一方、直径20m規模の中型環状ブロック群（荒砥北三木堂II遺跡・波志江西宿遺跡・天ヶ堤遺跡）は、単位集團ごとに分散した際の痕跡である可能性を指摘したい。

ところで、中型環状ブロック群の中央域はどのように位置づけられるか。大型環状ブロック群（三和工業団地Ⅰ遺跡・下触牛伏遺跡）の中央域については、外周部に集住した集団の共有空間といった側面が強いと考えられた（津島1999b・2007）。中型環状ブロック群をみると、中央部の石器の集中度合いに関して遺跡間で差があると予想される。荒砥北三木堂II遺跡では、中央域に石器の集中地点が存在する様子が観察できるが、波志江西宿遺跡と天が堤遺跡では、明確な集中地点が認められない。しかし、そのような石器の集中度合いの差をこそて、中央域の特殊性をうかがわせる事象が観察できる。荒砥北三木堂II遺跡では、刃部磨製石斧やその刃部再生に関する資料が中央域に限って集中分布する。また、波志江西宿遺跡では、原産地別の石器分布をみると、外周部が全て武尊山座で占められるにもかかわらず、中央域にだけは八風山座の資料が分布する（図12）。このような現象から、直ちに大型環状ブロック群（三和工業団地Ⅰ遺跡・下触牛伏遺跡）のように、中央域に関して共有空間としての性格を指摘することはできないが、やはり、外周部とは違ったなんらかの特殊な性格をもつ場所であった可能性がある。



図14 黒色安山岩の原産地と採取可能地域

## 5. おわりに

平面的な石器の分布状態のなかから、考古学的な現象として私たちが識別できる最小の単位は、石器集中部(ブロック)であろう。ブロックをさらに分解しようとする試み、たとえばブロックが具体的にどのような活動の痕跡なのかその内容を逐一明らかにすることは困難である(阿子島1985)。剥片剥離に関係する石核・剝片・微細剝片などと一緒に、それとは石材を異にする単品の製品などが同じブロックを構成するような事例は数多く確認されており、ブロックは複合的な活動の結果として形成されたという視座を持つことが求められる。

そのような理由から、遺跡構造を追求する際、個別ブロックをめぐってそこに生じたであろう個別の活動内容を探る研究方向はひとまず括弧に入れて、ブロック相互の関係性を導きだし、それを手段として遺跡構造に対する解釈につなげようとする<sup>10</sup>。その際、ブロック相互の関係性を考える上で大きな手がかりとなるのが、石器の接合関係である。石器の接合によって関係づけられたブロック群は、なんらかの意味ある単位的な一群として理解される。

ところが、石器の接合関係が、必ずしもブロック間の同時存在を保証するものではないことから(田村2000、稻田2004)、接合関係で結ばれたブロック群という集合体も、遺跡構造を考える上では、資料的な性質をさらに吟味することが求められている。

環状ブロック群に関しては、石器の接合関係をみた場合、環内の遠隔地点間のブロック相互が石器の接合関係で結ばれる様相が頻繁に観察できる。それに、いくつものブロックが整然と環状を呈するという特徴を加味すれば、旧石器人の複数回にわたる居住によって累積的に形成されたものとはとらえがたく、きわめて短時間幅の内で形成された石器群と理解できる。このように環状ブロック群については、複数ブロックの集合体としての単位的な一群を抽出していることに意義があり、その資料的操作性の高さは充分評価されなければならない。

本稿での分析は、以上のような環状ブロック群に対する遺跡構造分析上の認識から進められたものである。荒砥北三木堂II遺跡・波志江西宿遺跡・天ヶ堤遺跡の中型環状ブロック群(直径約20m規模)は、原産地別の石器分布によって分離化できないことから、単一の単位集団によって形成されたと指摘した。以前、三和工業団地I遺跡・下触牛伏遺跡の大型環状ブロック群(直径50m規模)については、複数の単位集団が集住した形態であると理解した。それに対して中型環状ブロック群(直径20m規模)が一つの単位集団のものだとすると、そこに認められる大型・中型という規模の違いは、その形成に関与した単位集団の数に帰結される蓋然性が高い。大型・中型という環状ブロック群の大きさの違いは、移動活動

に伴う居住形態の違いに対応していると考えられる。つまり、それは、いくつかの単位集団が集合して居住した姿と、単位集団ごとに分散して居住した姿に対応していると理解したい。

赤城山の南麓地域は、これまで旧石器時代の数多くの石器群があることで注目されてきた。このように、当該地域から環状ブロック群について大型・中型という異なる規模のものが複数検出されたことから、このひとつの地域の中で集団の集合と分散という行為が展開していくことになる。今後、このことは大型環状ブロック群が形成された理由つまり集団が集う理由を考える上での解釈材料となるだけでなく、赤城山南麓という地域の特性を考える上でのヒントともなる。

ところで、下触牛伏遺跡・大型環状ブロック群の分離化された部分に関して、中型環状ブロック群(荒砥北三木堂II遺跡・天ヶ堤遺跡)との間に対応関係が認められる(図15)。下触牛伏遺跡・大型環状ブロック群の外周部は、原産地別の石器分布によって二つの区域(北東部・南西部)に分けられ、それぞれが単位集団による痕跡と考えられた(津島2007)。その北東部には、武尊山産と八風山産の黒色安山岩が混在する様相が認められる。これは、両産地の黒色安山岩が渾然一体となって分布する天ヶ堤遺跡・中型環状ブロック群と同様なり方である。のことから判断すると、下触牛伏遺跡・大型環状ブロック群の北東部形成に関与した集団と、天ヶ堤遺跡・中型環状ブロック群の形成に関与した集団は、ともに同じような活動領域をもつ単位集団であったことも想定できる。

一方、下触牛伏遺跡・大型環状ブロック群の南西部には、武尊山産だけが認められる。これは、荒砥北三木堂II遺跡・中型環状ブロック群と同様な様相である。よって、下触牛伏遺跡・大型環状ブロック群の南西部を残した集団と、荒砥北三木堂II遺跡・中型環状ブロック群を残した集団は、やはり活動領域を同じくする単位集団であった可能性を指摘できる。

また、中型環状ブロック群が单一の単位集団によって形成されたものだとすると、当該期の最も基本的な集団にあたる痕跡を考古学的に抽出できることになり、その意義は大きい。直径20m程度の環状形態が、当該期の単位集団の基本的な集落形態であると評価することもできるようか。そのような形態を一つの基準として、他の石器群を位置づけるといった見通しもでてくる。

一例として、赤城山南麓地域にある今井道上II遺跡・第2文化層石器群(津島編2008)をみてみよう。この石器群はAT下暗色帶に帰属し、出土点数は135点、黒色安山岩を主要な使用石材とする。台形様石器や刃部磨製石斧の刃部再生剝片(蛇紋岩製)などを組成することから、考古学的には環状ブロック群が形成される時期の石器群

と考えられる。石器群は一つの集中地点で構成される(図16)。直径7m程度の不正円形の範囲に石器が集中分布する。剥片生産に関する接合資料が集中して分布することから、石器製作を主要な活動として形成されたブロックと理解できる。ブロックの平面的な検出状況と周辺の試掘状況からみて、この単一ブロックが環状ブロック群の一部を構成しているとは考えられない。かりに、直径20m程度の環状集落が単位集団の基本的な集落形態とする、このような単一ブロックで構成された石器群は、それとはかけ離れた様相を示している。これがそのまま単位集団による痕跡であるとはとらえがたい。その形成に関しては、単位集団を構成するさらに小規模な集団によって残された可能性なども考えられようか<sup>9)</sup>。

## 謝辞

飯島静男氏には、岩石学的な知識についてお教えたいたいです。地質学・岩石学について不案内な筆者が、黒色安山岩についての知識を深め研究を進めることができるのは、飯島氏のご教授によるものです。英文要旨については、Mrs. Caroline Pathy-Barker、赤山容造氏、橋崎修一郎氏に御指導いただきました。ここにご芳名を記して感謝の意をさせていただきます。

## 注

- 1) 現在、径10m~80mのほぼ円形に石器が分布する石器群を環状ブロック群と呼ぶ傾向にあるように思う。筆者は、このように環状ブロック群として分類されるものの中で、分布形態が大規模なものに限定して環状ブロック群と呼称してきた。それは、石器分布をみた場

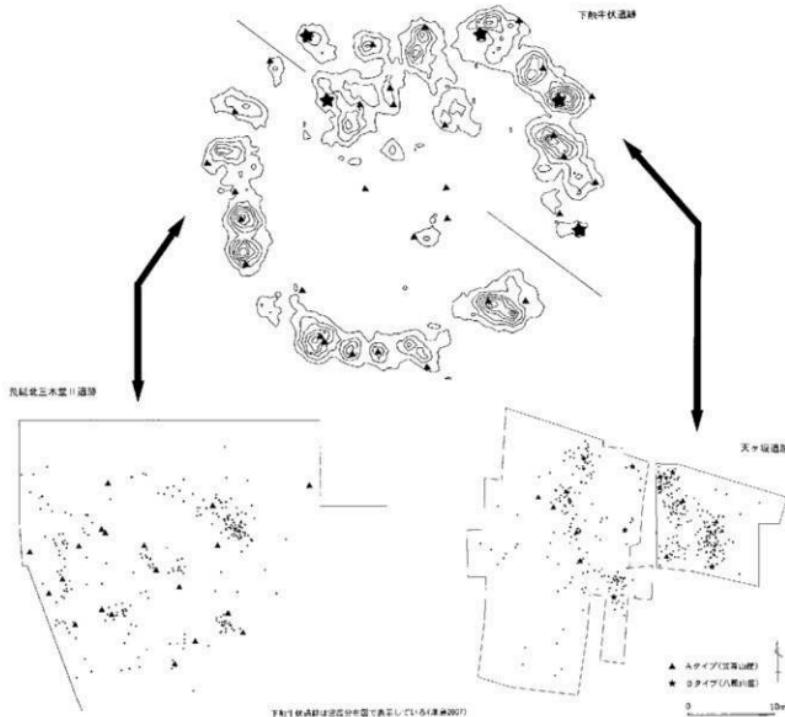


図15 大型環状ブロック群の分布と中型環状ブロック群との対応関係

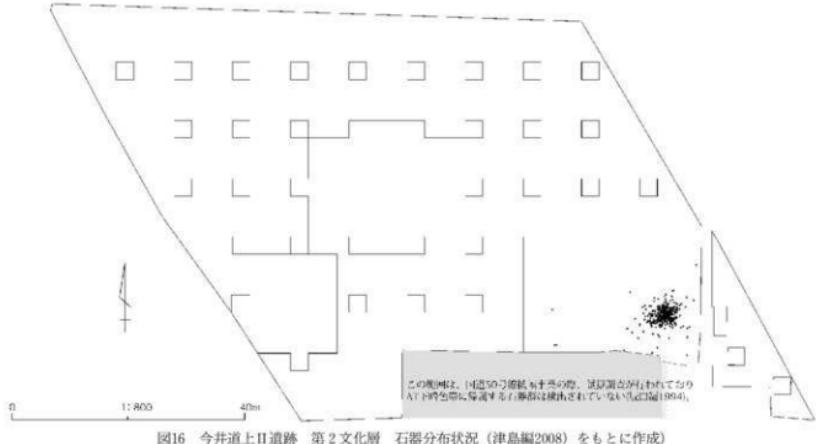


図16 今井道上II遺跡 第2文化層 石器分布状況(津島編2008)をもとに作成)

合、規模に著しい違いがあるものに対して同じ名称を用いることに抵抗があったからである。そんなわけで、「環状の石器分布形態を示し、その規模が直径30m以上である石器群、なむかた周内の遠距離地点どうしでの石器の接合関係が頻繁に観察され、限定された時間内に環状分布が形成されたと判断される石器群」(津島1999a)を環状ブロック群としてきた。

ところが、本稿で示すように、直径20m程度の円形の同心環状ブロックが遠なり、遠距離地点どうしで石器の接合関係が観察されるもの、つまり筆者がこれまで環状ブロック群としてきたものよりも小規模な環状分布形態が存在することも事実である。よってこれからは、相田2001になら、直径50m以上を大型環状ブロック群、これ20~30mを中型、それ以下を小型と呼称することにした。

そうした場合、三和工業団地I遺跡と下触牛伏遺跡で検出された直径50mのものは、大型環状ブロック群に分類される。また、本稿で扱う荒砥北二工堂II遺跡・渡志江西宿跡・天ヶ堤遺跡で確認されたものは、いずれも直径30m規模であることから中型環状ブロック群といえる。

ただし、今後、様々な分析を経て、環状ブロック群の違いが何に起因するのか明らかになった場合は、他の名称を分け分別理解することも必要ではないと考えている。

- 2) 天ヶ堤遺跡の西約1kmに三和工業団地I遺跡が位置する。この遺跡は、同じく大間々郷筋地1面(桐原屋)に立地する。遺跡内には、昭和50年代初期の農地整備前まで「水井戸」と呼ばれる湧水が存在していた。発掘調査によつて、この湧水の起源は少なくとも後期旧石器時代初期まで遡ることが確認された(津島編1999)。「あまが池」湧水も、それと同じような経緯で現在に至つたものと考えられる。
- 3) 黒色安山岩製石器を岩石薄片に加工するにあたっては、分析資料を選定した上で、群馬県埋蔵文化財調査事業団の許可を得た(平成20年度、群馬県埋蔵文化財調査事業団承認第45号)。

- 4) このことに関連して、三和工業団地I遺跡の大型環状ブロック群を対象に考察したことがある(津島1999a)。そこでは、接合関係で結ばれるブロックどうしの関係性を手がかりとして、環状ブロック群の中央の空間的な位置づけを考察した。
- 5) 本稿で示した大型環状ブロック群(三和工業団地I遺跡・下触牛伏遺跡・中型環状ブロック群(荒砥北二工堂II遺跡・渡志江西宿跡・天ヶ堤遺跡))は、いずれも石器群の各地点に斜片剝離に関する接合資料が分布し、斜片・微細剥片も広範囲にわたって認められる。よって、

いずれの環状ブロック群も、石器製作を主要な活動として形成されたものといえる。

旧石器人が環状集落を形成していたとしても、かりに集落内で石器製作が全くおこなわれなかつたり、あるいは地點によって石器製作について著しい仕事量の差違があつたとする、そこには残される考古学的痕跡は非常に希薄であると想される。そのような痕跡を、私たちは考古学的資料としては環状ブロック群と認識することはできないであろう。

今井道上II遺跡・第2文化層は、一つのブロックで構成される石器群であるが、このよう石器分布の規模がそのまま集落規模を反映している保証がない以上、このような小規模な石器群が形成される解釈については慎重な態度が求められよう。

#### 引用文献

- 阿子島香 1985 「石器平面分布における静態と動態—実験的研究」『東北大考古学研究報告』1 37~62頁  
 麻生敏隆編 2004 『渡志江西宿跡II 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第330号』  
 誠貝基一 1995 「群馬における石器石材」『石器石材 第3回岩宿フォーラム/シンポジウム予稿集』7~12頁  
 桐田孝司 2001 「集団の成りたちと遊動生活」『遊動する旧石器人』岩波書店 81~113頁  
 相田孝司 2004 「日本列島旧石器時代研究の展望」『九州旧石器』8 1~11頁  
 井上昌美・桜井美枝 1999 「第4文化層出土黒色安山岩の分析」『三和工業団地I遺跡II 旧石器時代編 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第246号』22~225頁  
 岩崎泰一郎 1986 「下触牛伏遺跡 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書」  
 株式会社アルカ 2008 「天ヶ堤遺跡出土黒曜石の产地推定」『天ヶ堤遺跡2 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第430号』346~351頁  
 岩島義明 1990 「遺物分布から見る遺跡の構成」『石器文化研究』2 62~73頁  
 岩島義明 1991 「人と社会」『石器文化研究』3 231~341頁  
 岩島義明 1992 「人と社会」『石器文化研究』4 81~83頁  
 古墳境研究所 1999 「第7章 遺跡の自然科学分析 2. 三和工業団地I 遺跡の自然科学分析」『上武道路・旧石器時代遺跡群I』群馬県

- 埋蔵文化財調査事業団調査報告書第418集】260~308頁
- 小菅将夫 1993 「堆状ブロック群の分析と評価」『第1回岩宿フォーラムシンポジウム「堆状ブロック群」資料集』30~32頁
- 小島敦子 1988 「I・4. 道路の立地と周辺の地形」『下軒牛伏遺跡』7~8頁
- 小島敦子 2006 「第2章 道路の立地と環境」『今井道上II遺跡 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第165集』
- 桜井美枝 1995 「河川における石器石材のあり方」『石器石材第3回岩宿フォーラムシンポジウム予稿集』13~16頁
- 桜井美枝 2005 「波志江流域旧石器時代遺物の再検討」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』23 1~19頁
- 桜井美枝 2008 「第2章 旧石器時代」『天ヶ原遺跡跡2』群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第430集】5~19頁
- 桜井美枝・井上昌美・岡口博幸 1993 「群馬県における石器石材の研究」『鶴川流域における石器石材の調査』『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』11 1~14頁
- 大工原豈 1998 「AT下位の石器群の遺跡構造と分析に関する一試論」(1)『旧石器考古学』41 19~44頁
- 大工原豈 1999 「AT下位の石器群の遺跡構造と分析に関する一試論」(2)『旧石器考古学』42 33~40頁
- 田村 隆 2000 「武士遺跡」『千葉県の歴史 資料編 考古1(旧石器・縄文時代)』48~53頁
- 津島秀章編 1999 「三和工業団地I 遺跡(1) 旧石器時代編 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第246集】
- 津島秀章編 2008 「上武道跡・旧石器時代遺跡群(1) 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第418集】
- 津島秀章 1999 a 「道跡構造に関する一考察—後期旧石器時代・堆状ブロック群の中央域について—」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』16 1~18頁
- 津島秀章 1999 b 「石器石材と道跡構造—石器石材からみる堆状ブロック群の構造—」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』17 1~12頁
- 津島秀章 2003 「石器石材の運用について」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』21 1~11頁
- 津島秀章 2007 「二立散石・石器原産地分析からみた堆状ブロック群の構造—」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』25 1~14頁
- 津島秀章 2008 a 「上武道跡・旧石器時代遺跡群の黒色安山岩製石器の原産地分析」『上武道跡・旧石器時代遺跡群(1) 群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第418集】395~399頁
- 津島秀章 2008 b 「白井十二遺跡出土黒色安山岩製石器の产地推定」『白井十二遺跡群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第427集】293~294頁
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2001 「黒色安山岩の原産地試料」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』19 139~156頁
- 津島秀章・桜井美枝・井上昌美 2002 「黒色安山岩の採取可能地域」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』20 1~9頁
- 津島秀章・井上昌美 2004 「信濃川中流域の黒色安山岩試料」『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』22 21~30頁
- 中束耕三・飯島静男 1984 「群馬県における旧石器・縄文時代の石器石材—黒色頁岩と黒色安山岩—」『群馬県立歴史博物館報』5 28~36頁
- 春山秀爾 1976 「先土器・縄文時代の sikapについて(1)」『考古学研究』22 4 68~92頁】

### Summary

*Analyzing origins of the materials watched in the "Circular Stone Blocks"*  
by TSUSHIMA Hideaki \*

This article analyzes the site structure of the circular shaped lithic distribution during the Late Paleolithic<sup>1</sup> in Japan. The distribution patterns within these circular shapes are as follows: many lithic clusters range from 10~50 meters in diameter, each of lithic structures is wider several meters in diameter of each other. This is a common pattern which is represented in Late Paleolithic about thirty thousand years ago in Japan.

In this paper I focus on five sites, Arato-Kitasakidou Site, Hashie-Nishiyuku Site, Amagatsumumi Site, Sanwa Site, and Shimojire-Ushabuse Site, which are located on the southern part of Mt. Akrig. On each of these sites, several hundred of stone artifacts were excavated in the Black Band under AT<sup>2</sup> and were widely distributed in the shape of circles about 20 or 50 meters across.

Many stone tools made by black glassy andesite were selected at each of these sites for observing by a polarizing microscope. The andesite is one of the major lithic sources used for Late Paleolithic stone artifacts. It is well-known that in the central Japan such andesite is present in several places Mt. Arafune, Mt. Happo, Mt. Hozaka, and Takeshi River area. It was found that we can classify each of the source specimens by identifying the structure of groundmass, the quantity of glass and magnetite, the size of pyroxene, and the existence of microscopic holes. The sourcing method based on polarizing microscopic observation is thought to have sufficient reliability for the sourcing of stone tools made by this andesite. The results of studying under a polarizing microscope were dividing all samples picked out in each of these sites into two different source groups, Mt. Hotaka type and Mt. Happo type.

Considering the distribution pattern of these different source types at each of the sites, we can classify the five sites into two groups. One group is as follows; many lithic clusters range from about 20 meters in diameter, the peripheral areas can not be divided into any distinct specific areas looking at the distribution pattern of Mt.Hotaka and Mt.Happo types. This group of sites is Arato-Kitasakidou Site, Hashie-Nishiyuku Site, and Amagatsumumi Site. Another one is as follows; a lot of lithic blocks range about 50 meters across, the peripheral areas can be separated into two or three sections seeing the distribution pattern of Mt.Hotaka and Mt.Happo types. This group of sites is the Sanwa Site and the Shimojire-Ushabuse Site.

Now in categorizing the circular shaped lithic distribution, we can conclude that there are two types at least. One is a larger circular type and the other is a smaller circular one. It is considerably significant that as for the larger one, a few men's groups probably shared the peripheral areas in their daily activities, such as in their stone tool production. On the other hand, looking at the smaller one, I think only one "group" (an extended family) probably occupied the peripheral areas in their daily activities.

1. Equivalent to the European Upper Palaeolithic

2. Widely ranged marker replace layer

# 縄文時代草創期後半における土器と石器の共伴関係

——白井十二遺跡から出土した土器と黒曜石製石器を中心として——

齋 藤 聰

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

## はじめに

- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1. 白井十二遺跡の地理的・歴史的環境         | 6. 白井十二遺跡における黒曜石製石器の分類と分布 |
| 2. 白井十二遺跡において検出された縄文時代の遺構   | 7. 「白井十二I群」に伴う黒曜石製石器      |
| 3. 白井十二遺跡における草創期後半の土器の分類と分布 | 8. 「白井十二II群」に伴う黒曜石製石器     |
| 4. 「白井十二I群」の土器              | 9. 他遺跡における土器と石器の共伴関係      |
| 5. 「白井十二II群」の土器             | 10.まとめ<br>おわりに            |

## —要旨—

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が、平成14年度から平成17年度にかけて調査した白井十二遺跡からは、4,650点に及ぶ縄文時代草創期後半の土器片と多量の黒曜石製石器が出土した。これらの遺物は同一の包含層中から出土しており、層位的に分離することは不可能であった。しかし、発掘調査時における平面分布状況についての所見から、これらの土器片は大きく2つの土器群に分けられるであろうことが予測されていた。そこで、これらの土器片を施用方法から8つのグループに分類し、平面分布状況を再検討した。

その結果、「爪形文・押圧縄文土器群（白井十二I群）」と「回転縄文・表裏縄文土器群（白井十二II群）」という、それぞれ一括りの高い2つの土器群に分類することができた。また、黒曜石製石器についても肉眼観察による色調の違いから4つのグループに分類したところ、「白井十二I群」と分布域を同じくする黒曜石の多くは透明度が高く、「白井十二II群」と分布域を同じくする黒曜石の多くは漆黒と、それぞれの色調に違いがあることがわかった。さらに、これらの黒曜石の産地推定を行ったところ、「白井十二I群」と分布域を同じくする透明度の高い黒曜石は「諏訪」「白井十二II群」と分布域を同じくする漆黒の黒曜石は「和田」と、原産地にも違いがあることが明らかになった。

これらの分析結果を踏まえ、白井十二遺跡における縄文時代草創期後半の土器と黒曜石製石器の共伴関係を明らかにすることを試みた。その結果、「白井十二I群」に伴う石器の形態として「菱形・円基窓類」（及川2007）という特徴を、「白井十二II群」に伴う石器の形態として「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」という特徴を、それぞれ抽出することができた。

なお、本稿は『白井十二遺跡』（齋藤2008）のまとめ「白井十二遺跡出土の縄文時代草創期土器及び黒曜石製石器について」を加筆、修正したものである。

## キーワード

- 対象時代 縄文時代草創期後半  
対象地域 群馬県、中部日本  
研究対象 土器・黒曜石製石器

## はじめに

財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団が、平成14年度から平成17年度にかけて調査した白井十二遺跡からは、縄文時代草創期後半（以下、草創期後半と表記する）の土器片とそれに伴う石器群がまとめて出土した。これらの遺物は同一の包含層から出土しており、層位的に分離することは不可能であった。しかし、発掘調査時ににおける平面分布状況についての所見から、これらの土器片は大きく2つの土器群に分けられるであろうことが予測されていた。そこで、これらの土器片と、肉眼観察による分類が比較的容易な黒曜石製石器について、平面分布状況を再検討した。

その結果、草創期後半における土器と黒曜石製石器の共伴関係が明らかになってきた。本稿では、これらの黒曜石製石器のうち、とくに石鏃について土器との共伴関係を明確に示すことを目的とした。

## 1. 白井十二遺跡の地理的・歴史的環境

白井十二遺跡は、群馬県のほぼ中央部に位置する子持村白井（現：渋川市白井）に所在する（図1）。子持村は東に赤城山、西に榛名山、北に子持山と三方を山に囲まれ、関東平野の北端部に位置している。また北からは利根川、北西からは吾妻川が流下し、村の南端部でそれらが合流する。山地から平野部への変換点にあたる村の南

部では、利根川と吾妻川により形成された河岸段丘が発達しており、これらの段丘面は形成年代の古い順に、雙林寺面、長坂面、西伊豆面、白井面、浅田面と呼ばれている。

白井十二遺跡は、およそ13,000～14,000年前に形成されたと考えられる白井面に立地し、標高は207～210mである。ただし、白井面の中にもいくつかの小段丘が存在し、形成時期には段階差があったと考えられる。白井十二遺跡の南東側調査区壁際にも、比高およそ2mの小段丘崖が存在する。この小段丘崖を挟んで白井十二遺跡に隣接する白井北中道III遺跡からは、確かに草創期後半以前のものといえる遺物は出土していない（橋崎2008）。このことから、この小段丘崖の下位にあたる段丘面の形成時期は、草創期後半以降である可能性が考えられる。つまり草創期後半における白井十二遺跡は、水辺に臨む環境に立地していた可能性が考えられるのである。

この地域は、古墳時代に2度の大きな火山災害に見舞われたことが特筆される。いずれも榛名山の噴火によるもので、6世紀初頭の噴火に伴う堆積物は榛名浄アツフラ（Hr-FA）と呼ばれ、6世紀中葉の噴火に伴う堆積物は榛名伊香保テフラ（Hr-FP）と呼ばれている。Hr-FAは主に火山灰と火碎流堆積物で、白井十二遺跡付近では最大でも厚さ10cm程度である。一方、Hr-FPは主に軽石で、白井十二遺跡付近では厚さ100～150cmが残存してい



図1 白井十二遺跡位置図(国土地理院 1/20万)

### 縄文時代草創期後半における土器と石器の共存関係

る。縄文時代の遺構や遺物は、この厚く堆積した軽石によって後世の搅乱を免れたといえる。

## 2. 白井十二遺跡において検出された縄文時代の遺構

縄文時代中期頃の堆積と考えられる黒褐色土（いわゆる淡色黒ボク土）の下層における調査区内の地形は、調査区西端の谷地と調査区南東壁際に延びる比高およそ2mの小段丘塚と共に挟まれた、北から南に緩やかに下る島状微高地を形成している。この層位から検出された遺構は、縄文時代前期後半（以下、前期後半と表記する）諸磯b・式期のものと草創期後半のものとに大別できる。

このうち前期後半の遺構は、島状微高地南縁辺部を中心に、堅穴住居跡12棟、土坑2基などが検出された。遺物もこれらの遺構周辺を中心に、調査区南端に偏って出土する傾向がみられた（図2）。

一方、草創期後半のものと考えられる遺構は、その北側の島状微高地に上から、堅穴状遺構1基（9号住居）と土坑2基（269・270号土坑）が検出された。このうち9号住居覆土中からは、草創期後半の押垂縄文土器片1点、回転縄文土器片50点、表裏縄文土器片79点、無文土器片3点、前期後半の土器片21点、石器152点が出土している。269号土坑覆土中からは、回転縄文土器片1点、表裏縄文土器片2点、ミニチュア土器1個（図11-4）、石器19点が出土している。また、底部付近から出土した炭化物について放射性炭素年代測定を行ったところ、<sup>14</sup>C年代で9,980±50（年BP）という結果であった（古環境研究所2008）。270号土坑覆土中からは、回転縄文土器片2点、表裏縄文土器片4点が出土している。回転縄文土器や表裏縄文土器を中心とする草創期後半の遺物の多くも、この島状微高地に集中し、前期後半の遺物が集中する範囲とは区域を異にすることがわかる（図6・7）。

また、これとは別に島状微高地南西縁辺部にも草創期後半の土器の分布域が認められる。この範囲からは遺構は検出されていないものの、前期後半の遺物に混じって、爪形文土器や押垂縄文土器、回転縄文土器などがまとまって出土している（図4・5・6）。

これら前期後半と草創期後半の遺物は、発掘調査時に層位に分離することは困難であった。しかし、その後、垂直分布図や三次元分布図を作成するなかで、前期後半

の遺物は草創期後半の遺物に比べ分布の中心がより上位にあることが確認されている（齋藤2008・津島2008）。

## 3. 白井十二遺跡における草創期後半の土器の分類と分布

### （1）草創期後半の土器の分類

白井十二遺跡の調査区全体から出土した草創期後半の土器片は、合計で4,650点であった。これらの土器片を、施文方法の違いから8グループに分類した。その分類方法は、爪形文が施されたもの「1類」、爪形文と縄文の併用文「2類」、押垂縄文が施されたもの「3類」、押垂縄文と回転縄文の併用文「4類」、表面にのみ回転縄文が施されたもの「5類」、表面及び裏面に回転縄文（表面の一部に押垂縄文が施されたものを含む）が施されたもの「6類」、無文（無文部破片を含む）「7類」、その他の文様及び刺割や摩滅により文様が不明のもの「8類」である。各分類ごとの出土点数は、1類が99点、2類が15点、3類が384点、4類が101点、5類が2,175点、6類が1,423点、7類が318点、8類が135点であった。

### （2）草創期後半の土器の分布

先述のとおり、草創期後半の土器の集中域は、島状微高地南西縁辺部と島状微高地の2か所に認められる（図3）。このうちグリッドラインEo, 53, Etと調査区南西壁に囲まれた島状微高地南西縁辺部を「A集中域」、グリッドライン46, Et, 51とA区北東壁に囲まれた島状微高地を「B集中域」とした（図9）。

「A集中域」から出土した土器の主体は前期後半の諸磯b・c式で、その重量は20.1kg（点数については集計していないが、2,000点前後と推測できる）であった。同集中域から出土した草創期後半の土器片の点数は704点で、そのうち1・2類が91点（約13%）、3・4類が267点（約38%）、5類が240点（約34%）を占めているに対し、6類はわずか13点（約2%）のみであった（表1）。一方、「B集中域」から出土した土器の主体は草創期後半のもので、前期後半の土器との割合は、点数による比較では3:1であった。同集中域から出土した草創期後半の土器片の点数は2,419点で、そのうち5類が1,230点（約51%）、6類が987点（約41%）と多数を占めているのに対し、1・2類は5点（約0.2%）、3・4類も48点

表1 白井十二遺跡A集中域（島状微高地南西縁辺部）出土草創期後半の土器の文様組成表

	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	8類	合計
点 数	78	13	220	47	240	13	71	22	704
(%)	11.08	1.85	31.25	6.68	34.09	1.85	10.09	3.13	

表2 白井十二遺跡B集中域（島状微高地）出土草創期後半の土器の文様組成表

	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	8類	合計
点 数	3	2	29	19	1,230	987	86	63	2,419
(%)	0.12	0.08	1.20	0.79	50.85	40.80	3.56	2.60	

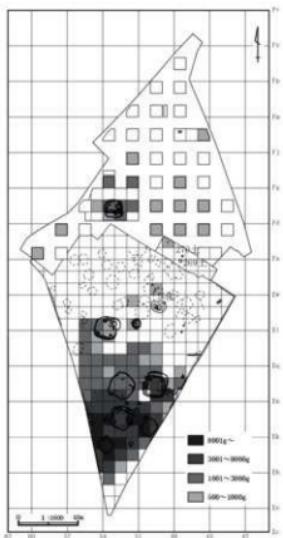


図2 前期後半土器出土量図

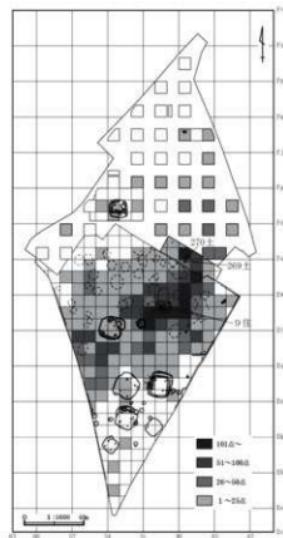


図3 草創期後半土器出土量図

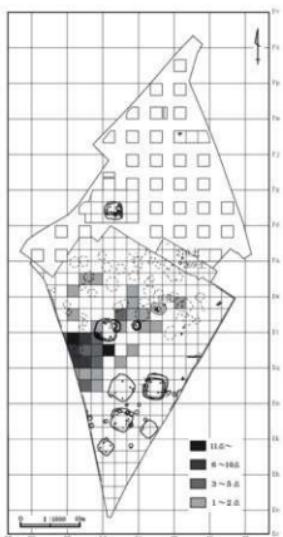


図4 1・2類(爪形文)土器出土量図

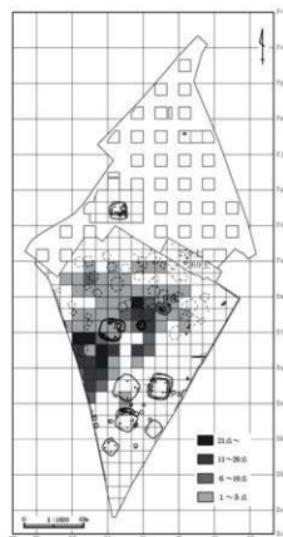


図5 3・4類(押圧縄文)土器出土量図

縄文時代草創期後半における土器と石器の共伴関係

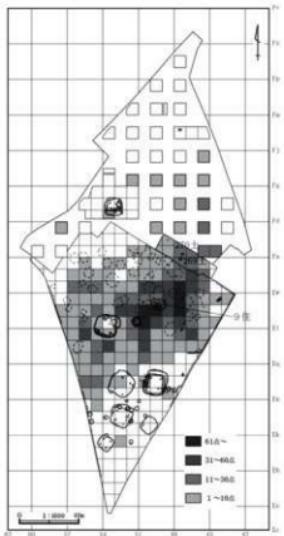


図6 5類(回転繩文)土器出土量図

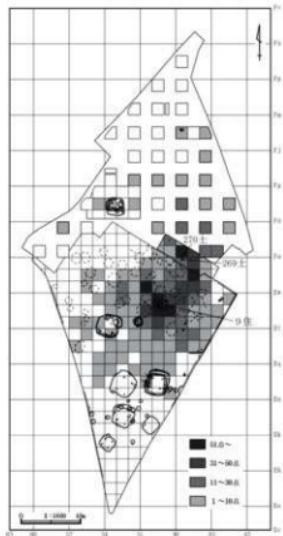


図7 6類(表裏繩文)土器出土量図

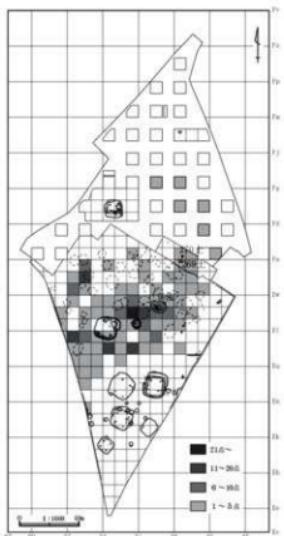


図8 7類(無文)土器出土量図

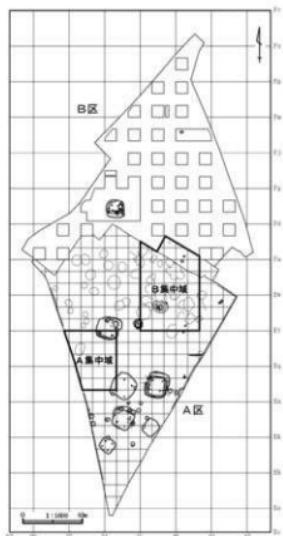


図9 A集中域・B集中域範囲図

(約2%)とわずかであった(表2)。また、両集中域間で接合した土器は認められなかった。

このような状況から、白井十二遺跡出土の草創期後半の土器は、「A集中域」を中心とする1~4類と「B集中域」を中心とする6類という、それぞれ一括性の高い2つの土器群に分離することが可能であると考えられる。この2つの土器群については、岐阜県の柵の湖遺跡(紅村・原1974)や長野県の湯倉洞窟(廣瀬2001)などの発掘調査において、層位的に新旧関係が明らかにされている<sup>2)</sup>。そこで白井十二遺跡においても、より古い様相をもつ1~4類とより新しい段階の6類という時期差をもつ土器群として捉えた。本稿ではこの1~4類の土器群に対し「白井十二I群」、6類の土器群に対し「白井十二II群」という呼称を用いることとした。また、後述するように5類の土器群については、その多くが「白井十二II群」に帰属するものとして捉えた。

#### 4. 「白井十二I群」の土器

「白井十二I群」は、1・2類(爪形文土器群)と3・4類(押圧縞文土器群)を主体とする土器群である。そして、これに7類(無文土器群)の多くが加わる可能性が考えられる。その理由として、7類は①平面分布状況が3~4類とやや異なること(図8)、②3類との接合個体(図10-19)が認められること、③器面の色調が1~2類と類似する赤褐色のものが少なからず存在することなどが挙げられる。しかし、この7類についてはなお検討の余地があることから、本稿では「白井十二I群」に含めることはしなかった。

##### (1) 1・2類(爪形文土器群、図10-1~11)

白井十二遺跡から出土した1・2類の出土点数は114点で、そのうち底部を除いた土器片で計測した器厚は、いずれも2.5~5.3mm(平均およそ3.84mm)と薄手であった。このことから、白井十二遺跡における1・2類については、いわゆる「薄手爪形文土器<sup>3)</sup>」に分類されるものであると想われる。また、羽状ないし鋸歯状文様を構成する爪形文を主体とし、「ハ」の字状爪形文は認められない。

これら1・2類のうち口縁部資料は5点で、その形態は直立するものが主体であり、外反するものは確認できなかった。底部資料は4点で、そのうち形態が明らかなものは1点(図10-11)のみであった。この底部は乳房状の尖底であった。

##### (2) 3・4類(押圧縞文土器群、図10-12~27)

白井十二遺跡から出土した3・4類の出土点数は485点であった。この土器群は、原体の先端部や先端部側面を刺突する燃系先端圧痕文(図10-12~22)を主体とし、軸に巻き付けた原体を押圧する結条体圧痕文(図10-23)、長目の原体側面を押圧することにより矢羽根状文様や幾何学文様を作り出す燃系側面圧痕文(図10-24~27)な

どが加わる。また、表裏面ともに燃系先端圧痕文が施されたものは口縁部破片1点のみ、表面の燃系先端圧痕文に対し裏面に回転縞文が施されたものは胸部破片1点のみであった。

これら3・4類のうち、口縁部資料は54点であったが、その形態は直立するものを主体に、内側に屈曲するもの(図10-13~14)や内湾するものもみられた。底部資料は4点でいずれも平底と考えられるが、形状や底径を推測できる資料はなかった。

#### 5. 「白井十二II群」の土器

「白井十二II群」は、5類(回転縞文土器群)と6類(表裏縞文土器群)を主体とする土器群である。5類は「A集中域」からも少なからず出土しているが、分布の中心は6類と同じく「B集中域」であり(図6)、その多くは6類に伴うものであると考えられる。また、①269・270号土坑で両者が共伴していること、②口縁部破片のうち32点の口唇上に縞文が施されているなど、施文方法に6類との共通性が認められること、③調査区全体から出土した4類の点数が101点と少ないことなどの点からも、5類は「白井十二II群」に帰属する土器群であると判断した。

##### (1) 5類(回転縞文土器群、図11-1~4)

白井十二遺跡から出土した5類の出土点数は2,175点であった。この土器群は、表面にのみ回転縞文が施され、裏面には指頭圧痕が認められる。

これら5類のうち、口縁部資料は136点であったが、口縁部の形態は直立するものを主体に、内湾するものや外反するものもわずかにみられた。また、口縁部資料のうち図11-1など32点には、口唇上に縞文が認められた。底部資料は8点で丸底が主体であると考えられるが、形状や底径を明確にできる資料はなかった。

##### (2) 6類(表裏縞文土器群、図11-5~12)

白井十二遺跡から出土した6類の出土点数は1,423点であった。この土器群は、表裏ともに回転縞文のみが施されたものが主体で、裏面の施文は底部付近にまで及ぶものが多いと思われる。表面口縁部に2~3段の側面圧痕文が施されたものは、図11-5~9をはじめ7個体が確認された。

これら6類のうち、口縁部資料は111点であったが、その形態は直立するものを主体に、内湾するものや外反するものもわずかにみられた。また、口縁部資料のうち図11-12など51点には、口唇上に縞文が認められた。口端が先細りとなる資料は1点(図11-10)のみであった。底部資料は8点であったが、その形態は丸底(図11-5)や底部の直径が2.3cmと小さな円形の平底(図11-11)などであった。

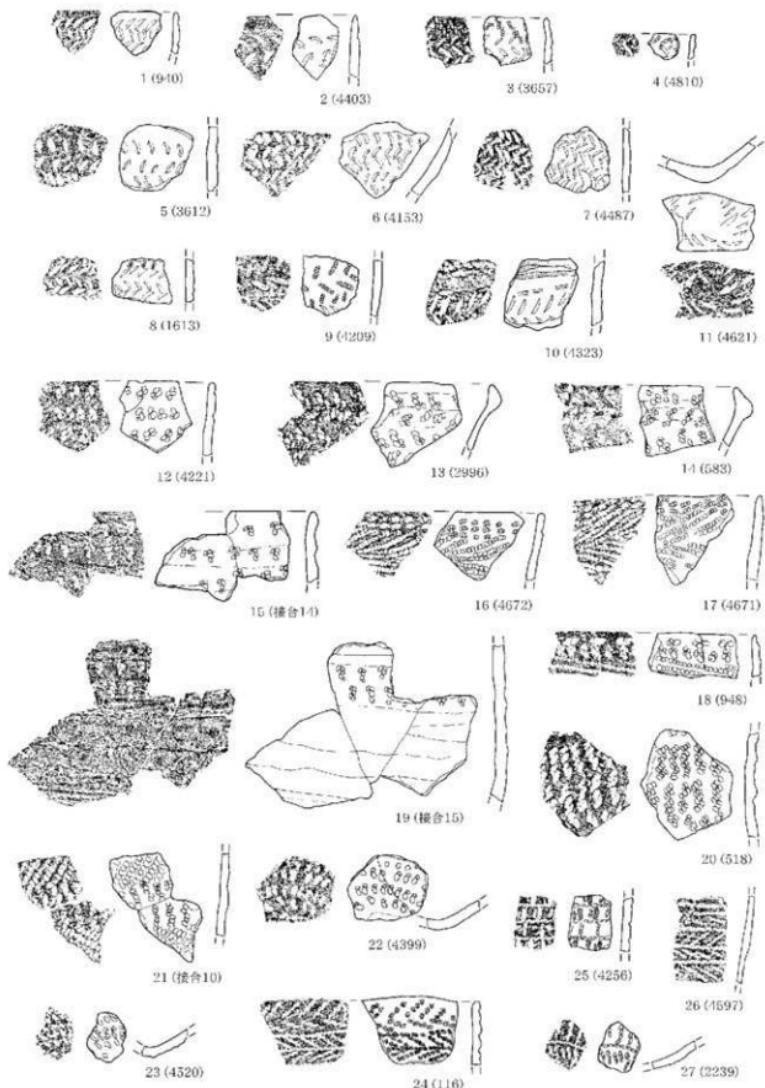


図10 「白井十二I群」の土器 (S = 1/2)

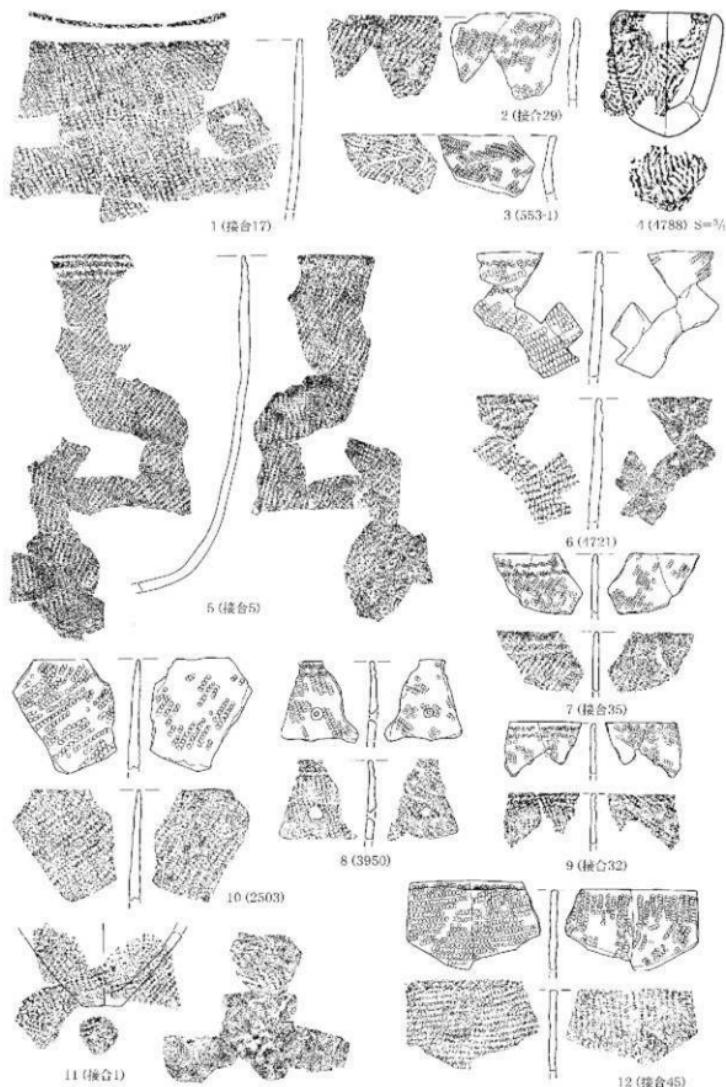


図11 「白井十二II群」の土器 (S = 3/8)

## 6. 白井十二遺跡における黒曜石製石器の分類と分布

## (1) 黒曜石製石器の分類

白井十二遺跡から出土した石器のうち、前期後半の遺構覆土中から出土したものと除いた点数は14,227点であった。このうち「A集中域」から出土した石器は779点（うち黒曜石製石器は367点）であった。同集中域から出土した前期後半の土器は草創期後半のものに比べ多いことから、これら779点の石器の多くも前期後半のものであると推測できる。一方、「B集中域」から出土した石器は3,019点（うち黒曜石製石器は1,881点）であった。同集中域から出土した草創期後半の土器片数は、前期後半のものに比べおよそ3倍であったことから、これら3,019点の石器の多くも草創期後半のものであると推測できる。

これらの石器のうち黒曜石製石器について、肉眼観察による色調の違いから4グループに分類した。その分類方法は、透明度が低い漆黒のもの「I類」、I類の中에서도さらに灰色の球顆を含むもの「II類」、透明な部分を含むものの「III類」、黒色の中に茶色の縞模様を含むものの「IV類」である。

## (2) 黒曜石製石器の分布

「A集中域」から出土した黒曜石製石器367点の内訳は、

I・II類が0点、III類が364点（約99%）、IV類が3点（約1%）であった（表3）。このうちIV類については、そのほとんどが諸磯b式期の遺構覆土中からの出土であり（表5）、草創期後半の遺物であるとは考えにくい。一方、III類については、同集中域から出土した土器の比率から判断して、その多くが前期後半のものであると考えられるものの、一部は「白井十二I群」に伴うものであると推測できる。

「B集中域」から出土した黒曜石製石器1,881点の内訳は、I類が1,067点（約57%）、II類が24点（約1%）、III類が790点（約42%）、IV類が0点であった（表4）。そのうち269号土坑から出土したものに限れば、18点の黒曜石製石器のうち、I類が14点（約78%）、II類が1点（約6%）、III類が3点（約17%）、IV類が0点と、I・II類の割合がさらに高くなる傾向がみられた。これらの黒曜石製石器のうちI・II類については、すべて「白井十二II群」に伴うものであると判断される。その理由としては「①I・II類の分布域は、前期後半の遺構・遺物群とは全く重ならず」類と重なる。また、前期後半の遺構覆土中から、I・II類はごくわずかしか出土していない（表5・6）。②269号土坑から黒曜石製の石器は18点出土し

表3 白井十二遺跡A集中域（島状微高地南西縁辺部）出土黒曜石類型別の器種組成表

	石器	石錐	SS	両極削離	RF	MF	剝片	微細剝片	石核	原石	合計(点)	(%)
I類											0	0.00
II類											0	0.00
III類	14	2		2	3	1	65	273	4		364	99.18
IV類							2	1			3	0.82
合計	14	2	0	2	3	1	67	274	4	0	367	

表4 白井十二遺跡B集中域（島状微高地）出土黒曜石類型別の器種組成表

	石器	石錐	SS	両極削離	RF	MF	剝片	微細剝片	石核	原石	合計(点)	(%)
I類	25		2	10	43	11	169	766	30	11	1,067	56.73
II類						1	11	10	2		24	1.28
III類	17		1	2	7	1	35	724	2	1	790	42.00
IV類											0	0.00
合計	42	0	3	12	50	13	215	1,500	34	12	1,881	

表5 白井十二遺跡5号住居（諸磯b式期）出土黒曜石類型別の器種組成表

	石器	石錐	SS	楔形石器	RF	MF	剝片		石核	原石	合計(点)	(%)
I類	1							11			12	1.66
II類							2			2	0.28	
III類	15	2			4			613	21	1	656	90.98
IV類						1		47	3		51	7.07
合計	16	2	0	0	5	0	673		24	1	721	

表6 白井十二遺跡1号住居（諸磯c式期）出土黒曜石類型別の器種組成表

	石器	石錐	SS	楔形石器	RF	MF	剝片		石核	原石	合計(点)	(%)
I類								2			2	1.06
II類											0	0.00
III類	5				1			176	5		187	98.94
IV類											0	0.00
合計	5	0	0	0	1	0	178	5	0		189	

\* SSはスクレイバー、両極削離は両極削離ある石器、RFは二次加工ある剝片、MFは微細削離ある剝片、表5・6の剝片には微細剝片が含まれる

ているが、そのうちⅠ・Ⅱ類は15点である。このことから、Ⅰ・Ⅱ類は269土坑に帰属する遺物であると判断される。③三次元分布図から、Ⅰ・Ⅱ類と6類が低レベルに分布し、前期後半の土器群がやや上方に分布することが読み取れる。」(津島2008) という3点が挙げられる。これらⅠ・Ⅱ類の原石は12点出土しているが、いずれも小形板状角礫で、最大でも重量が19.16gと軽量であった。また、剝片についても、残された自然面の特徴から同様の原石から剝離したと考えられるものが多数認められた。Ⅲ類については、前期後半の遺構覆土中からも多数出土するものの、269号土坑覆土中からも3点出土している。このことから、「B集中域」から出土したⅢ類の中には、前期後半のものと草創期後半のものが混在していると推測できる。これらⅢ類のうち、漆黒の中にわずかながら透明な部分を含む黒曜石については、Ⅰ・Ⅱ類と同様に小形板状角礫を原石として持ち込んでいたと考えられるものが多数認められた。

## 7. 「白井十二I群」に伴う黒曜石製石器

「A集中域」から出土した黒曜石製石器は14点(非黒曜石製石器は3点)で、そのうち図12-1、2、3、4、の4点は、その形態的特徴から「菱形・円基鐵類」(及川2007)に分類されるものである。これらの石器は、前期後半の遺構内から出土した石器とは形態が大きく異なり、いずれも「白井十二I群」に伴う石器であると考えられる<sup>4)</sup>。「B集中域」のさきに北側から出土した図12-5についても、同様に「菱形・円基鐵類」に分類されるものであり、「白井十二I群」に伴う石器であると考えられる。また、「A集中域」のやや南から出土した図12-6の「長脚鐵」については、西鹿田中島遺跡(荻谷・中村2003)で「厚手爪形文土器」<sup>5)</sup>と分布域を同じくして出土していることから、さらに古い時期の遺物である可能性も考えられる。しかし、白井十二遺跡において「厚手爪形文土器」がまったく出土していないことや、これまで周辺地域に

おいて「厚手爪形文土器」の出土例が報告されていないことから、この石器も「白井十二I群」に伴うものである可能性が高いと考えられる。

これらの石器はすべてⅢ類の黒曜石で作られているが、いずれも肉眼観察上の共通した特徴が認められた。それはⅢ類の中でも透明度がとくに高く、光にかざすとやや赤みを帯びるというものである。白井十二遺跡から出土した同様の特徴をもつ黒曜石のうち、産地推定を行ったものは石器3点(図12-1、3、5)を含めた計18点である。これらの黒曜石の原産地は、1点を除いてすべて「諏訪」であった(竹原2008)。18点中唯一、原産地が「和田」であった黒曜石については、「諏訪」の黒曜石と比べややくすんだ印象を受ける。この石器は、その形態から前期後半の遺物であると考えられる。このような状況から、図12に掲載した「白井十二I群」に伴う石器6点については、いずれも原産地が「諏訪」である可能性が高いと考えられるのである。

以上のように、「白井十二I群」に伴う黒曜石製石器については、いずれも透明度が高い「諏訪」を原産地とするⅢ類の黒曜石で作られており、その形態的特徴から「菱形・円基鐵類」に分類されるものである。また、これに「長脚鐵」が含まれる可能性も考えられる。

## 8. 「白井十二II群」に伴う黒曜石製石器

「B集中域」から出土した石器は42点で、すべてが黒曜石製であった。その内訳はⅠ・Ⅱ類が25点、Ⅲ類が17点である。

このうちⅠ・Ⅱ類の石器25点について産地推定を行った結果、すべてが「和田」であった(竹原2008)。また、この25点のうち小破片と未製品を除いた8点(図13-1～8)と「B集中域」の周辺から出土したⅠ・Ⅱ類の石器4点(図13-9～12)をあわせて掲載した。これらの石器はいずれも薄く、「先端突出」(図13-1、図13-2、図13-4、図13-5、図13-8、図13-9、図13-12)・「脚部左右非対称」

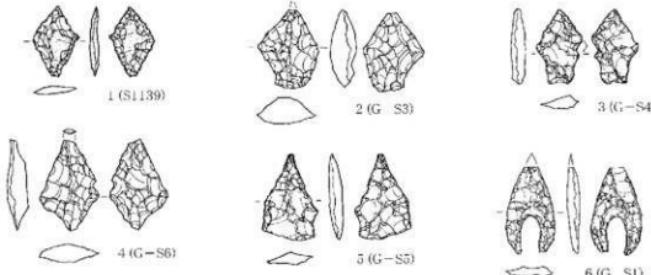


図12 「白井十二I群」に伴う黒曜石製石器 (S=4/5)

(図13-1、図13-3、図13-5、図13-6、図13-10、図13-11)・「局部磨製」(図13-1、図13-4、図13-6、図13-7、図13-10、図13-12)という特徴をもっており、いずれも「白井十二II群」に伴う石器であると考えられる。「脚部左右非対称」の石器のうち図13-1、図13-6、図13-11などは片方の脚部が明らかに突出しており、「かえし」のようにも見える。この形態的特徴は複数の石器に共通していることから、意図的に作出されたものであると考えられる<sup>9)</sup>。

一方、III類の石器17点のうちI・II類の石器と同様の特徴をもつ7点(図14-1～7)と、「B集中域」の周辺から出土した同様の特徴をもつ石器4点(図14-8～11)をあわせて掲載した。このうち「先端突出」が、図14-2、図14-5、図14-6、図14-7、図14-10、図14-11、「脚部左右非対称」が図14-2、図14-3、図14-4、図14-8、図14-9、「局部磨製」が図14-1、図14-3、図14-6、図14-8、図14-9、図14-10である。これらもI・II類の石器と同様に「白井

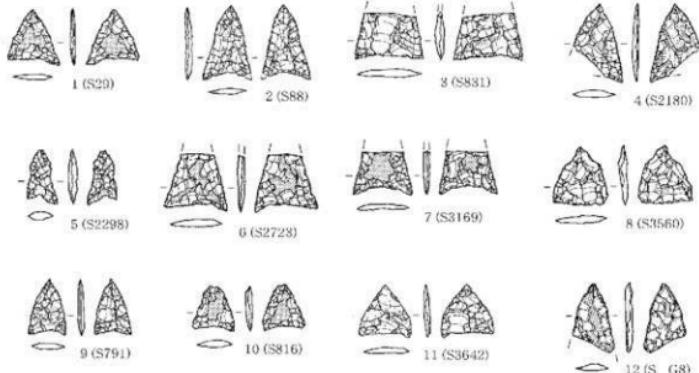


図13 「白井十二II群」に伴うI・II類の黒曜石製石器(S=4/5)

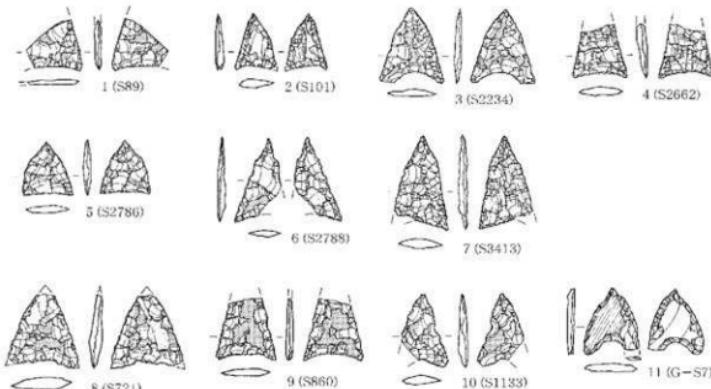


図14 「白井十二II群」に伴うIII類の黒曜石製石器(S=4/5)

十二II群」に伴う石鐵であると考えられる。また、ここで取り上げたIII類の石鐵11点は、図14-8(神津島巣)、図14-11(产地推定未実施)を除いて原産地がすべて「和田」であった(竹原2008)。このような状況から、「白井十二II群」に伴うIII類の石鐵については、I・II類と同様に原産地が「和田」主体であると考えられる。また、これら「白井十二II群」に伴うIII類の黒曜石は、図14-11を除くといずれも漆黒の中にわずかながら透明な部分を含むというもので、「白井十二I群」に伴う透明度が高いIII類とは、原産地ばかりでなく肉眼観察上の特徴も大きく異なる。

以上のように、「白井十二II群」に伴う黒曜石製石鐵については、その多くが漆黒(I・II類)、あるいは漆黒の中にわずかながら透明な部分を含む(III類)「和田」を原産地とする黒曜石(「神津島」を原産地とする黒曜石を1点含む)で作られており、その形態的特徴はいずれも薄く、「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」というものである。

## 9. 他遺跡における土器と石鐵の共伴関係

### (1) 爪形文・押圧縄文土器群と「菱形・円基鉢類」

「白井十二I群」と類似する爪形文・押圧縄文土器群がまとまって出土した群馬県内の遺跡としては、北橘村(現: 水沢市)の北町遺跡(中東1996)、笠懸町(現: みどり市)の西鹿田中島遺跡(若月・小菅・萩谷2003)、赤堀町(現: 伊勢崎市)の五目牛新田遺跡(松村・川道他2005)が挙げられる。これらの遺跡では、白井十二遺跡と同様に爪形文土器と押圧縄文土器が共伴しており、それらは一括性の高い資料と捉えられている。

また、これらの遺跡のうち西鹿田中島遺跡と五目牛新田遺跡からは、「菱形・円基鉢類」に分類される石鐵が多数出土している。

### ①北町遺跡

北町遺跡出土の爪形文土器(図15-1~3)は、「ハ」の字状爪形文を含むバラエティー豊富な施文方法に特徴があり、羽状ないし鋸歯状文様を構成する爪形文を主体とし「ハ」の字状爪形文が存在しない「白井十二I群」の爪形文土器とは、この点において異なる。

また、北町遺跡出土の押圧縄文土器(図15-4~6)は、撚糸先端窓痕や絡条体圧痕が多数を占める。これらの土器について、中東耕氏は「本ノ木式」ないしその直後の「宮林段階」位置づけられるとしている(中東1996)。一方、「白井十二I群」については、「本ノ木式」と「室谷下層式」の間の「ノメ沢式」や「室谷下層式(第1段階)」に位置づけるとともに、一部の土器については「室谷下層式(第2段階)」まで下る可能性を指摘している(中東2008)。

北町遺跡出土の石鐵のうち、草創期のものとしては4

点の無茎石鐵が報告されている(長谷川1996)。ただし、これらの石鐵はいずれも非黒曜石製であり、また、「菱形・円基鉢類」に分類されるものでもない。

### ②西鹿田中島遺跡

西鹿田中島遺跡では、多縄文系土器群の段階の遺構として7号住居跡、57号土坑などが調査されている。また、集中部Aは多縄文系土器群の段階の遺物集中部であり、同遺跡から多数出土している厚手爪形文土器群の段階の遺物集中部とは重複せず他の関係にある。

西鹿田中島遺跡出土の薄手爪形文土器(図15-7)は、羽状構成の爪形文を主体とし「ハ」の字状爪形文が存在しないという点において、「白井十二I群」の爪形文土器との間に共通性が認められる。この爪形文土器の展開について、萩谷千明氏は「単純な構成(生成段階)→多様な爪形文と文様構成(発展段階)→単純な構成(消滅段階)」という流れを想定し、「西鹿田中島式(の薄手)爪形文は多縄文系土器様式の中から爪形文施文が消失する直前の姿」(萩谷2005)であると捉えている。このことから、「白井十二I群」も同様に「多縄文系土器様式の中から爪形文施文が消失する直前」の土器群である可能性が考えられる。

一方、西鹿田中島遺跡出土の押圧縄文土器(図15-8・9)には、表面に羽状構成の押圧縄文を施し、裏面に回転縄文を施すものや、口縁部に押圧縄文を施し、口縁下に隆帯を1条巡らせ、隆帯下と裏面に回転縄文を施すものなど、「白井十二I群」の押圧縄文土器にはみられない特徴をもつ土器も数多く含まれている。

西鹿田中島遺跡の7号住居跡から出土した図15-13~14はいずれもチャート製であるが、同遺跡からは「菱形・円基鉢類」に分類される黒曜石製石鐵も多数出土している。これら黒曜石製石鐵の多くは、「謙訪」産と思われる透明度がひじょうに高い黒曜石で作られており、この点においても「白井十二I群」に伴う黒曜石製石鐵と共通する。

### ③五目牛新田遺跡

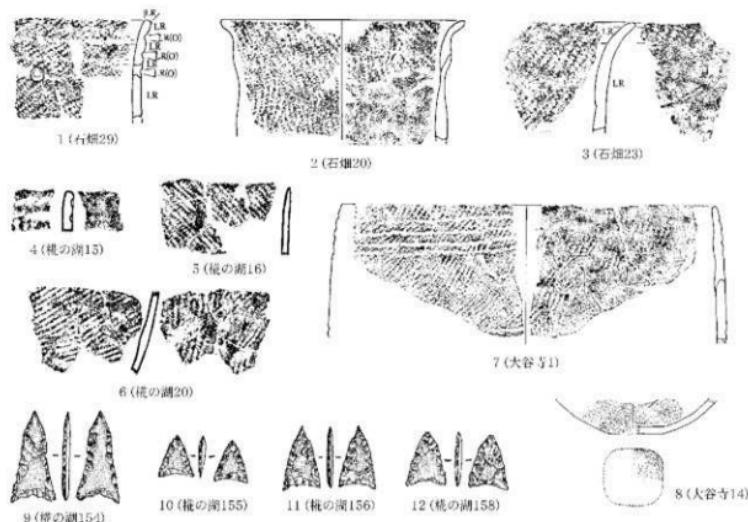
五目牛新田遺跡では、草創期後半の遺構として11号住居跡、18号住居跡、19号住居跡などが調査されている。これらの遺構は、いずれも同遺跡I区から検出されたものである。

五目牛新田遺跡出土の爪形文土器は、北町遺跡出土の爪形文土器と同様に、「ハ」の字状爪形文を含むバラエティー豊富な施文方法に特徴があり、羽状ないし鋸歯状文様を構成する爪形文を主体とし「ハ」の字状爪形文が存在しない「白井十二I群」の爪形文土器とは、この点において異なる。

また、五目牛新田遺跡出土の押圧縄文土器(図15-10~12)には、二本一組の原体による圧痕文や、直下に隆帯をめぐらせて溝状に広くした口唇部形態など、「白



図15 爪形文・押捺縄文土器群と「菱形・円基鏡類」(1~6・S=1/2、7~12・S=1/3、13~17・S=2/3)

図16 回転縄文・表裏縄文土器群と「先端突出」「脚部左右非対称」「局部磨製」の石器  
(1~8・S=1/3、9~12・S=2/3)

井十二II群」の押圧繩文土器にはみられない特徴をもつ土器も數多く含まれている。

五目牛新田遺跡のI区から出土した図15-15～17は、15・17が黒曜石製、16がチャート製である。同遺跡からは「菱形・円基錐類」に分類される黒曜石製石錐がこの他にも多数出土している。ただし、これら五目牛新田遺跡出土の黒曜石製石器については産地推定が行われております。その結果、「白井十二II群」に伴う黒曜石の原産地が「諏訪」であるのに対し、五目牛新田遺跡においては「和田」が主体であることが明らかになっている<sup>19</sup>。

## (2) 回転繩文・表裏繩文土器群と「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の石錐

「白井十二II群」と類似する回転繩文・表裏繩文土器群がまとまって出土した群馬県内の遺跡としては、長野原町の石畳岩陰遺跡（巾1988）が挙げられる。その他、群馬県内から「白井十二II群」と類似する回転繩文・表裏繩文土器群がまとまって出土した例はない。しかし、県外においては岐阜県の桿の湖遺跡から出土した「桿の湖II」（原1974）や栃木県の大谷寺洞穴から出土した「大谷寺III式」（塙1976）など、「白井十二II群」と共通性が高い土器群が確認されている。

これらの遺跡のうち、桿の湖遺跡からは「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の黒曜石製石錐が、大谷寺洞穴からは「先端突出」の黒曜石製石錐が出土している<sup>20</sup>。

### ①石畳岩陰遺跡

石畳岩陰遺跡出土の回転繩文・表裏繩文土器（図16-1～3）は、外反する口縁形態が主体であり、直立する口縁形態を主とする「白井十二II群」とは、この点において異なる。廣瀬昭弘氏は、この口縁形態の違いを時期差と捉え、直立口縁を表裏繩文土器の「出現期（1段階）」、外反口縁を「2段階」としている（廣瀬1998）。このことから、石畳岩陰遺跡出土の回転繩文・表裏繩文土器は、「白井十二II群」に後続する土器群である可能性が考えられる。

石畳岩陰遺跡出土の石器は、石皿・磨石・凹石・敲石などわずかであり、石錐は出土していない。

### ②桿の湖遺跡

桿の湖遺跡出土の回転繩文・表裏繩文土器（図16-4～6）は「桿の湖II」と呼ばれ、直立する口縁形態や表面口縁部に施された側面圧痕文など、「白井十二II群」との間に高い共通性が認められる。

桿の湖遺跡では、「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の石錐（図16-9～12）が、「桿の湖II」と同一の遺物包含層から多数出土している<sup>21</sup>。これらのうち「局部磨製」の石錐だけでも、これまでに57点出土しており、そのうち53点までが黒曜石製である<sup>22</sup>。素材となる黒曜石の色調も、その多くが漆黒あるいは漆黒の中にわずか

ながら透明な部分を含むというもので、これは「白井十二II群」に伴う黒曜石の特徴と共通する。この漆黒の黒曜石は採取できる地点が限られることから、「白井十二II群」に伴う黒曜石と「桿の湖II」に伴う黒曜石は、同一の原産地から供給されていた可能性が考えられる<sup>23</sup>。

これまでのところ「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の黒曜石製石錐がそろって出土している遺跡は、桿の湖遺跡と白井十二II群を除いては確認されていない。また、繩文時代草創期において漆黒の黒曜石を石錐の主要な素材として利用している長野県外の遺跡も、白井十二II群と桿の湖遺跡に限られる。さらに、両遺跡からは「擦切技法」により一括生産（藤山2008）されたと考えられる板状砥石がまとめて出土している<sup>24</sup>など、多くの共通点が認められる。このような状況から、桿の湖遺跡と白井十二II群は同時期の遺跡であるというばかりでなく、同一集団、あるいは共通の母集団から分離した集団どうしにより残された遺跡である可能性が考えられる<sup>25</sup>。

### ③大谷寺洞穴

大谷寺洞穴出土の回転繩文・表裏繩文土器（図16-7・8）は「大谷寺III式」と呼ばれ、「桿の湖II」同様に直立する口縁形態や表面口縁部に施された側面圧痕文など、「白井十二II群」との共通性が高い。ただし、底部形態は橢丸方形の平底が主体であり、丸底や底盤の小さな円形の平底を主体とする「白井十二II群」とは、この点において異なる。

大谷寺洞穴から出土した「先端突出」の石錐は、2点である。そのうちの1点は、「白井十二II群」に伴う黒曜石製石錐と同様、漆黒の黒曜石で作られている。また、同類の黒曜石の剥片も多数出土しているが、残された自然面の特徴からいざれも小形板状角砾を原石として利用していると考えられ、この点においても「白井十二II群」に伴う黒曜石の特徴と一致する。これらの石錐はいざれも出土層位が不明である。しかし、先述のとおり、繩文時代草創期においてこの漆黒の黒曜石を石錐の主要な素材として利用している長野県外の遺跡は、白井十二II群と桿の湖遺跡（いざれも表裏繩文土器群の段階）に限られることから、大谷寺洞穴出土の「先端突出」の石錐も、「大谷寺III式」に伴うものである可能性が高いと考えられる。

## 10.まとめ

これまで述べてきたように、爪形文・押圧繩文土器群と「菱形・円基錐類」の共伴関係は、同じ群馬県内の西鹿田中島遺跡や五目牛新田遺跡においても認められる。また、回転繩文・表裏繩文土器群と「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の石錐との共伴関係は桿の湖遺跡において、回転繩文・表裏繩文土器群と「先端突出」

表7 白井十二遺跡出土草創期後半の土器と黒曜石製石器の共伴関係

土器の分類	黒曜石の分類	黒曜石の原産地	石器の形態	主な出土地点
白井十二I群 1・2類(爪形文土器群) 3・4類(押圧繩文土器群)	III類の一部 (とくに透明度が高い)	諏訪	菱形・円基錐類 (長脚歯を含む?)	A集中域 (島状微高地南西縁辺部)
白井十二II群 5類(回転繩文土器群) 6類(表裏繩文土器群)	I・II類 III類の一部 (漆黒にわざかな透明部分)	和田 (神津島を含む)	先端突出 脚部左右非対称 局部磨製	B集中域 (島状微高地)

の石器との共伴関係は大谷寺洞穴においても認められる。

このように他遺跡における事例からも明らかとなった白井十二遺跡における草創期後半の土器と黒曜石製石器の共伴関係について、あらためてまとめると以下のようになる(表7)。

①「白井十二I群」(爪形文・押圧繩文土器群)と共に伴するのが透明度の高いIII類(諏訪産)の黒曜石製石器で、その形態的特徴から「菱形・円基錐類」に分類されるものである。また、これに「長脚歯」が含まれる可能性も考えられる。

②「白井十二II群」(回転繩文・表裏繩文土器群)と共に伴するがI・II類(和田産)と漆黒の中にわざかながら透明な部分を含むIII類(和田産、ただし神津島産を1点含む)の黒曜石製石器で、いずれも薄く、「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」という特徴をもつものである。

### おわりに

今回の分類では「白井十二I群」とそれに伴う「菱形・円基錐類」については、平面分布状況や黒曜石の原産地に有意な差がみられなかったことから大きく1つのグループとして括ってしまった。しかし、別の属性に着目することによって、これらの土器や黒曜石製石器がさらに細分される可能性が考えられるであろう。

また、「白井十二II群」とそれに伴う「先端突出」・「脚部左右非対称」・「局部磨製」の石器については、出土例が浜の瀬遺跡と白井十二遺跡に限られ、白井十二遺跡においては完形品が少ないという事情がある。そのため本稿では、それぞれの属性がどのような相関関係をもつのかを明らかにできなかった。今後、調査事例が増加し、これらの点が明らかになっていくことに期待したい。また、表裏繩文土器群の段階において、漆黒の黒曜石の使用範囲がどこまで広がっていたのか、また、そこから人々のどのような居住行動を想定することができるのか、今後の研究の進展に期待したい。

### 謝辞

本稿をまとめるにあたり多くのご教示を賜った及川

穂、津島秀章、中東耕志、荻谷千明、原寛、藤山龍造、宮坂清の各氏に、記して感謝の意を表する次第である。

### 註

- 1) このミニチュア土器の口径は2.7cm、高さは3.6cmと推定される。なお、「白井十二遺跡－本文編－」173頁の数値は誤りであり、この場を借りて訂正いたします。
- 2) 原辰氏は、浜の瀬遺跡下層の黄褐色土から出土した爪形文土器を「浜の瀬I」、上層の灰褐色土から出土した繩文土器を「浜の瀬II」と分類したうえで、「浜の瀬IIの繩文土器は、表面両面に網文の施されたものと、表面のもののものとの区別があるが、これが型式差を示すもののかは明らかでない。いずれにしろ両者は近い関係をもつたので、草創期後半の一型式である。浜の瀬Iとの間に時間的な絶然があると思われる」(紅村・原1974)と分析している。廣瀬昭弘氏は、濱舟御賀は「長期間にわたる継続的利用活動に因る包含層の擾乱等により、土器の個別の的な把握は困難な状況である」としながらも、表裏繩文土器は「爪形文土器や多輪文系土器より上層に分布する傾向が見られ、これを『時間層』(廣瀬2001)と分類している。
- 3) 佐谷千明氏は、「厚手爪形文土器を『安定した模式』として、埼玉県北都や群馬県南部に分布する」とする一方、薄手爪形文土器を「多輪文系土器模式の中の土器群として理解すべきである」とし、放射性炭素年代測定や植物種群体分析の結果から、厚手爪形文土器が多輪文系土器に持続する可能性を指摘している(佐谷千明2005, 2007)。
- 4) 及川氏は、これらの石器を押圧繩文土器に伴う石器群式である「出現期石器群第2期b類」(及川2003)に位置づけている。
- 5) 繩文奈一氏は、曾根遺跡から出土した円筒彌・長脚彌について「意識的に一側を長く、他の脚を短くして作り出した例は少なくない」とし、「たとえば、糸のころに短脚を舌面にすれば、長脚を断面形状に並べて使用したと考えるのはどうであろうか?」(藤森1960)と提唱している。白井十二遺跡から出土した「脚部左右非対称」の石器についても、漁労具として使用された可能性が考案られないであろうか。
- 6) 中東耕志氏は、北町遺跡出土の爪形文・押圧繩文土器群を「新潟県本/木式ないしその直後の埼玉県宮崎段階に位置づけられる」(中東1996)としている。荻谷千明氏は、西埼玉中島遺跡出土の薄手爪形文・多輪文系土器群を「新潟県中島式土器」(荻谷2005)、安藤信氏は、「五日牛新田遺跡出土の爪形文・押圧繩文・回転繩文土器群を「五日牛式土器(仮称)」(荻谷2005)として、それぞれ一括りの高い中期時期の土器群と捉えている。
- 7) 及川耕・池谷信之・安藤政雄の各氏は、「五日牛新田遺跡出土の黒曜石類203点について蛍光X線分析による産地推定を行った。【五日牛新田】では分析対象資料203点中、和田群156点、諏訪星ヶ台群45点で、中でも和田鷹群が主体であった。」「菱形・円基錐類には和田群・曾根模型脚歯は諏訪星ヶ台群という極めて強い統一性が存在する。」(及川耕・池谷信之・安藤政雄2007a、2007b)と分析している。
- 8) 大谷寺洞穴出土の石器については、大谷観音宝物館に展示・収蔵されていたものを、大谷観音事務所の御厚意により実見させていただいたものである。
- 9) 紅村弘氏は、局部磨製石器について「この種の石器は、発掘によつて出土した場合は全てが浜の瀬II式土器と共存したものである。」(紅村・原1974)としている。

- 10) 原寛氏の脚教師による、2008年10月現在の集計数である。
- 11) 宮坂清氏は、これらの黒曜石の原産地として「和田岬西（古岬口付近）」を想定している。この地点で採取される黒曜石の特徴は、「漆黒不透明」で「灰白色の球粒」を含むというものである。形状は「板状のものがほとんど」で、大きさは「3cm以下の小さなもの」から「一辺20cm、厚さ10cm程度の超大形板状のもの」まである。「この漆黒板状原石は土器時代の石器素材として利用」されている。また、「縄文時代草創期の豊根遺跡の石器にも漆黒不透明」の黒曜石が多用されており、「和田岬西の原石が利用されている可能性が高い」（宮坂・田中2008）。
- 「板の網目」や「白井十二群」など表裏縄文土器群の段階では、これら漆黒板状原石の「ち小形」のものが、主に石器の素材として遠方にまで持ち出されたものと考えられる。そして、縄文時代早期以降になると、この漆黒不透明の黒曜石は石器素材として利用されなくなる。
- 12) 村紅志氏は、桙の湖遺跡出土の板状原石について「板の網目」に伴った確実な例を多数挙げるとともに、「採集位置からして他の大部分も（板の網目）に属するものと思われる」（紅志・原1974）としている。また、白井十二遺跡においても、小破片1点を除くすべての板状原石が「白井十二群」の集中地から出土している。
- 13) 藤山龍次氏は、隆起縄文土器群に先行する段階を「Phase 1」、隆起縄文土器群の段階を「Phase 2」、爪彫文土器群、多縄文土器群、表裏縄文土器群の段階を「Phase 3」とし、遺跡の分布傾向や石器の石材構成などの統計をを通して、「Phase 1」から「Phase 3」にかけて人々の居住行動が「中央距離移動型」から「近距離周回型」へ変化したと予測している（藤山2005）。また、このように人々の居住行動に変化が生じる背景として、「植生変化」（藤山2006）を挙げている。
- 黒曜石の原産地である相模台を中心とした場所、桙の湖遺跡と白井十二遺跡は直線でそれれ約100kmの距離があり、その間ににおいて型式学的特徴を共通する道筋を出土させている遺跡はきわめて少ない。このことから、「Phase 3」の表裏縄文土器群の段階では、中部高地における「距離移動周回型」の居住行動を基本としたがらも、時と時と再び「近距離移動型」の居住行動を採用された可能性が考えられる。白井十二遺跡において行われた放射性炭素年代測定の結果は、表裏縄文土器群の段階がヤングドライアス（Younger Dryas）後の候気候変動に相当する可能性を示しており、この急速な温暖化に伴う植生変化が人々の居住行動に変化をもたらしたと考えられる。
- 文献**
- 及川 横 2003 「出現期石器の型式変遷と地域的展開—中部高地における黒曜石利用の視点から—」『黒曜石文化研究』第2号：明治大学黒曜石研究センター 145-166頁
- 及川 横 2005 「五目牛新田遺跡出土の石器について」『五目牛新田遺跡 五目牛南組II遺跡 五目牛清水田組II遺跡 柳田II遺跡』伊勢崎市教育委員会 253-257頁
- 及川 横 2006 「『出現期黒曜石土器群をめぐる行為論』埼玉県滑川町打越遺跡出土黒曜石土器群の分析からー『考古学樂集』第2号 明治大学文学部考古学研究室 1-22頁
- 及川 横 2007 「信濃源訪湖底曾根遺跡採集石器の一型式」『考古学集刊』第3号 明治大学文学部考古学研究室 89-97頁
- 及川 横・山科 智 2007 「石材の原産地と分布」『季刊考古学』第99号 猿山編 17-21頁
- 及川 横・池谷信之・安藤政雄 2007a 「更新世終末から完新世初頭における中部高地黒曜石原産地の研究」『日本古石器学会第5回講演・研究発表シンポジウム予稿集』21-24頁
- 及川 横・池谷信之・安藤政雄 2007b 「中部高地における黒曜石原産地の開拓と移動・居住行動の復元に関する研究」『日本考古学学会第73回総会研究発表会』104-105頁
- 紅村 弘・原 寛 1974 「桙の湖遺跡調査報告書」坂下町教育委員会古縄境研究所 2008 「白井十二遺跡における放射性炭素年代測定年代推定表」
- 推定「白井十二遺跡」伊勢崎市埋蔵文化財調査事業団 276-277頁
- 齋藤 啓 2008 「白井十二遺跡」伊勢崎市埋蔵文化財調査事業団 2005 「五目牛新田遺跡における縄文時代草創期の土器について」「五目牛新田遺跡 五目牛南組II遺跡 五目牛清水田組II遺跡 柳田II遺跡」伊勢崎市教育委員会 251-252頁
- 竹原弘護 2008 「白井十二遺跡出土黒曜石土器の产地推定」『白井十二遺跡』伊勢崎市埋蔵文化財調査事業団 261-292頁
- 谷藤勝郎 2008 「群馬県における縄文時代草創期後半の様相」『第21回縄文セミナー 縄文草創期後半の縄様相』糸川セミナーの会 62-110頁
- 津島秀哉 2008 「白井十二遺跡出土の黒曜石土器群について」「白井十二遺跡」伊勢崎市埋蔵文化財調査事業団 314-319頁
- 中東耕志 1996 「草創期の土器」『北町遺跡 田ノ保遺跡』北橘村教育委員会 16-29頁
- 中東耕志 2008 「白井十二遺跡出土の縄紋時代草創期土器について」「白井十二遺跡」伊勢崎市埋蔵文化財調査事業団 2008 私信
- 萩谷千明・中村 渉 2003 「縄文時代草創期の石磯—特に厚手爪彫文土器（下伏式土器）盛衰期における2つの石器製作技術について—」「朝雲の系譜予稿集」岩屋フォーム実行委員会 43-50頁
- 萩谷千明 2005 「利根川中流域の縄文草創期後半をめぐって—爪彫文土器・土器と多縄文土器との関係について考える—」『丘地域の文化の考古学』明治大学大学院考古学研究室 179-196頁
- 萩谷千明 2007 「遺跡出土資料からみた更新世末から完新世初頭の北関東」『第2回年代測定と日本文化研究シンポジウム予稿集』49-65頁
- 長谷川福次 1996 「草創期～早年の石器」『北町遺跡 田ノ保遺跡』北橘村教育委員会 29-31頁
- 鶴野健夫 1976 「大谷寺跡穴遺跡」『衡水県史』資料編・考古1 桐木原史編・人名委員会 141-143頁
- 巾 隆之 1988 「石畳岩陰遺跡」『群馬県史』資料編1 群馬県史編纂委員会 683-695頁
- 廣瀬昭裕 1998 「表裏縄文土器をめぐる一考察」『國學院大學考古學資料館紀要』第14輯 国學院大學考古学資料館 89-114頁
- 廣瀬昭裕 2001 「縄文土器（草創期から早中期）」『湯食洞窟』高山町教育委員会 40-136頁
- 藤森栄一 1960 「信濃源訪湖底曾根の調査」『信濃』第12巻 第7号 槻 信濃史学会 1-13頁
- 藤山龍造 2005 「氷河時代終末期の居住行動論」『日本考古学』第20号 日本考古学学会 1-23頁
- 藤山龍造 2006 「氷河時代終末期の狩猟活動論」『古代文化』第58巻第3号 1-22頁
- 藤山龍造 2007 「弓矢鉤」『縄文時代の考古学』5 同成社 201-209頁
- 藤山龍造 2008 「板状砥石の製作技法」『日本考古学協会第74回総合研究発表会要旨』24-25頁
- 松村永子・川道 亨 2005 「五目牛新田遺跡 五目牛南組II遺跡 五目牛 清水田遺跡 柳田II遺跡」伊勢崎市教育委員会
- 宮坂 済 2000 「黒曜石原産地遺跡の調査から」『第12回長野県旧石器文化研究交流会』発表資料 1-4頁
- 宮坂 済・田中慎太郎 2000 「黒曜石原産地遺跡分布調査報告書 II 一星ヶ塔遺跡」下諏訪町教育委員会
- 宮崎朝則・金子直行 1989 「井戸式土器及び周辺の土器群について」『第8回群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』第5号 1-69頁
- 宮下健司 1978 「『分析研究機』の再検討—土器出現期の様相に関連して—」『信濃』第30巻第4号 293-317頁
- 望月静也 2001 「石器（草創期の石器）」『湯食洞窟』高山町教育委員会 252-256頁
- 若月省吾・小菅得夫・萩谷千明 2003 「西鹿田中島遺跡発掘調査報告書(II)」笠懸町教育委員会

# 縄文時代前期の石皿状土製品について

関根慎二

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

1.はじめに

2.石皿状土製品を出土した遺跡

3.石皿状土製品の概要

4.孔を持つ石皿と石皿状土製品

## — 要旨 —

県内の縄文時代前期諸磯段階の遺跡から石皿状土製品が出土している。石皿状土製品の検出例は、現在の所内で3例が知られている。石皿状土製品は、遺物としてあまり認知されているものではない。石皿状土製品の資料を紹介することで、縄文時代前期の遺物として広く認知されることで資料が増えることを期待する。さらに、石皿状土製品の性格を石皿と対比させて検討した。石皿は、第一の道具・第二の道具の二面性を持つ道具である。石皿状土製品を第二の道具として位置づけ、磨面に孔を持つ石皿と比較し、祭祀儀礼行為の中で石皿状土製品の性格を検討する。

## キーワード

対象時代 縄文時代

対象地域 関東

研究対象 縄文前期石皿状土製品

## 1.はじめに

縄文時代の遺跡から出土する石皿は、第一の道具として植物加工などを行う日常的な道具である。通常、磨石を上石として、石皿を台として対象物を磨り潰したり、粉砕する機能を有する道具である。石皿の持つ機能は、打削、粉碎、磨り潰しから、主として堅果類加工の道具であり、縄文時代の植物食を支える重要な道具として捉えられてきた。石皿は、人間が食べて生きるということに、密接に関連した道具と言えよう。人間の食べて生きるという行為に関連づけることで、石皿は、第一の道具としての重要な役割を持つ道具として考えられてきた。また、石皿の第二の道具としての利用は、集石遺構に石皿を配置した例や石棒とともに出土した例、故意の粉碎により炉石として利用した例、住居内出土・埋葬施設からの出土例などがある。石皿を単なる廃棄として捉えるのではなく、第一の道具から第二の道具へと転用し、祭祀・儀礼のための道具としての性格（祭性）をも解釈しようとしてきた。（岡本1978・鈴木1991・中島2008）

以上のように石皿の用途は、第一の道具、第二の道具としての両方の性格を持つ遺物である。これが土偶・石棒などの第二の道具として、はじめから作られたものとの違いであり、研究の方向性を多方面にしている。

本項で取り上げる石皿状土製品とは、粘土により石皿を模倣して作られたものである。大きさは、5cm～10cm程の小形のものである。縄文時代の実用の深鉢に対しても、小形の実用に適さない土器を総称してミニチュア土

器と呼ぶこともあるが、これに相当する遺物である。県内では、中野谷松原遺跡（大工原1998）で発見されたのがおそらく最初であり、報告書中に「石皿状土製品」と呼称していることから、この名称を使用する。

この遺物に対しては、出土例が少ない希少な遺物のため、詳細に報告されることが少ない遺物であった。県内でも報告例が少なく、管見に触れたのは縄文時代前期のもので3例あった。（注1）石皿は、先程あげたように第一の道具とともに、その出土状況の検討から、第二の道具としての役割を求める論考が多くなってきてている。今回、石皿状土製品の性格について、石皿の第二の道具としての例と比較検討してみたい。このことにより、石皿状土製品が広く認知され報告例が増えることを期待したい。

## 2. 石皿状土製品を出土した遺跡

### 安中市中野谷松原遺跡（大工原1998）

**遺跡の概要** 群馬県安中市中野谷松原にある。本遺跡は、横野工業団地造成に伴い1992年から1993年にかけて、安中市教育委員会により発掘調査された。縄文時代前期中葉から後葉（有尾式期～諸畿b式期）を中心とした大規模な集落遺跡である。他にも中期後半～後期にかけての遺構もある。前期のものは、調査区内には、数十棟の大形掘立柱建物跡群や大形住居跡、二百基以上の土壙墓群、四百基以上の土坑などが検出されている。これらの遺構群の関係から、本遺跡は長期間にわたり安定して存続した集落として捉えられる。出土遺物も膨大な量にな

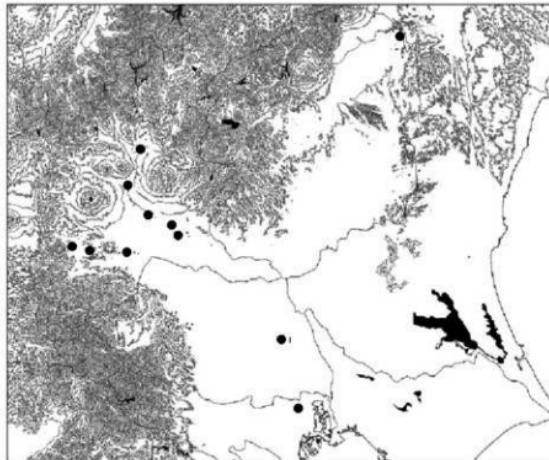


図1 石皿状土製品・孔を持つ石皿出土遺跡

- 1 糸井宮前遺跡
- 2 白井北中道・白井十二遺跡
- 3 芳賀東部団地遺跡
- 4 今井三駒堂遺跡
- 5 大上遺跡
- 6 山名柳沢遺跡
- 7 中野谷松原遺跡
- 8 行田梅木平遺跡
- 9 行田大道北遺跡
- 10 天神前遺跡
- 11 七社神社前遺跡
- 12 鹿島脇遺跡

り、遠隔地からもたらされた希少な遺物もある。特に黒曜石交易の拠点的な集落であったとしている。

#### 伊勢崎市大上遺跡（橋本2008）

**遺跡の概要** 群馬県伊勢崎市上田町（旧佐波郡東村大字上田）地内に立地する。本遺跡は、北関東自動車道建設に伴い2001年6月～2003年9月にかけて、群馬県埋蔵文化財調査事業団により調査された。本遺跡は、旧石器から縄文時代、古墳時代のものである。特に、縄文時代では、前期後半諸磯c式期住居14軒、十三菩提式期1軒、後期初頭2軒、土坑362基、集石土坑2基等が検出されている。諸磯c式期の大形住居の存在や住居がまとまって検出されている。また、信州系の下島式・東北系の大木式、東関東系の浮島式土器などが多く出土している。これらのことから、当該期における、この地域の拠点的集落と考えられる。

#### 茨川市白井北中道遺跡<sup>(註2)</sup>

**遺跡の概要** 茨川市子持大字白井（旧北群馬郡子持村）地内に立地する。本遺跡は国道17号諏訪ハイウェイ建設に伴い2003年～2006年にかけて、群馬県埋蔵文化財調査事業団により断続的に調査された。縄文時代から古代にかけての遺跡である。縄文面は、株名火山灰（Hr-FP）層下にある。調査区内に6軒の縄文時代前期住居跡を検出した。諸磯式・大木式・浮島式土器などが出土している。本遺跡は、現在整理中で、2009年度刊行予定である。

遺跡名は異なるが、隣接する遺跡に白井十二遺跡がある。白井十二遺跡とは、字名で別遺跡になっているが、

縄文時代遺構の存在する地形面は連続しており、白井北中道III遺跡とともに同一の集落遺跡として捉えられる。白井十二遺跡からは、諸磯b～c式期の住居跡12軒検出されて、出土遺物も諸磯式土器、浮島式土器、大木式土器などが出土している。また、小形石棒などの特殊遺物の出土も見られる。これらのことから両遺跡を合わせた諸磯式期の集落は、この地域の拠点的な集落と考えられる。

以上、石皿状土製品の出土遺跡は、県内でも諸磯式期の拠点的な集落から出土している。

### 3. 石皿状土製品の概要

図3の1は石皿を、2は磨石を模したミニチュア土製品である。報告書によると、中野谷松原遺跡56号住居から出土している。住居跡の覆土中2層から出土している。本住居跡は、深さ95cmを測り構築から遺物の廃棄までを5段階に分けている。①最初の住居の構築。②貼床を施した住居への改築。③住居内土坑の掘削、初期三角堆積（人為的か？）。④遺物の大量廃棄、焼却を伴う行為。⑤焼却後の廃棄。これらの段階で資料にある石皿状土製品は、⑥の焼却後に廃棄された遺物である。同時期に廃棄された遺物は諸磯b中段階後半期の物である。同じ層位からは、深鉢形のミニチュア土器が出土している。また、下層からは、有孔鉢のミニチュア土器が出土した。

本住居からは、諸磯b式中1段階から中2段階の遺物が出土している。石皿状土製品出土の層位では、諸磯b

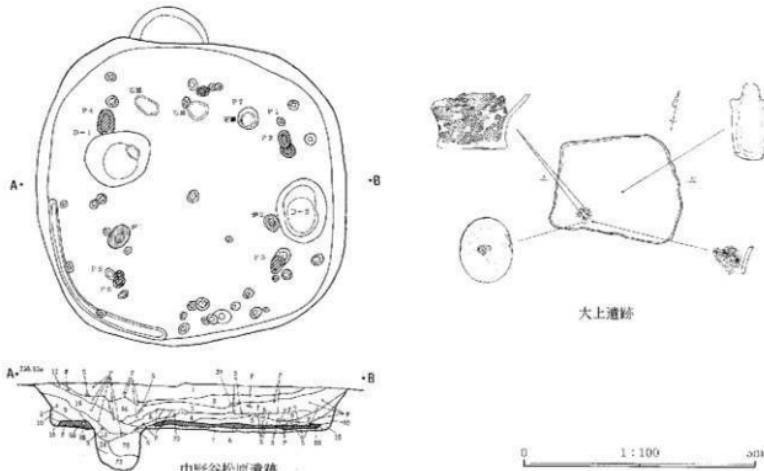


図2 石皿状土製品の出土遺構

中2段階の遺物が多く出土していることから、この段階のものと考える。

報告者によると石皿状土製品は、梢円形で縁を持ち、掃き出し部が付く。凹み部は、広く平坦になっている。内面は黒色となっており、沈線により石目を表現している。おそらく結晶片岩の石目を表現したものと推定している。石皿状土製品とセットになる磨石を模した土製品が同じ層位、区から出土している。この磨石状土製品は、梢円形を呈し、端部に刺突により小さな盲孔がある。当地域では、石皿の石材に結晶片岩があり、片岩性の石皿を模倣した物と考えられる。石皿状土製品は、縦5.8cm、横3.2cm、厚さ1.6cm、磨石状土製品は、縦3.2cm、横1.7cm、厚さ1.2cmを測る。

3は、大上遺跡出土の石皿状土製品<sup>(注3)</sup>である。報告書によると、IV-2号住居の遺構床面から若干浮いた覆土中から出土している。本遺構は、東西に主軸を持つ不正長方形を呈する。長辺2.7m×短辺2.2mを測る。確認面から床面まで6cmほどの浅い遺構である。炉・柱穴とも検出されなかったことから、住居ではなく、小窓穴の可能性も報告書では指摘している。同じ遺構からは、諸磯b式終末段階・諸磯c式新段階の深鉢、磨石が出土していることから、諸磯b終末～諸磯c段階になるとを考える。

遺物を観察すると、有縁で、掃き出し部が突出し、側縁部はつまみ上げて作っている。器表面は丁寧になでられている。中央部磨面は、裏面に比べ平坦で特に磨き痕が残っている。側面に比べなめらかである。縦6.5cm、横3.5cm、厚さ1.5cm、重さ27グラムを測る。

4は、白井北中道III遺跡出土の石皿状土製品である。IV区5号遺物集中箇所から出土している。本遺構は、掘り込みはなく、地山上に大小の疊、多孔石、土器片が集中して出土している。ここからは、諸磯c式土器深鉢のミニチュア・有孔浅鉢等の祭祀性のある遺物が出土している。これらのことから、遺物の廻収場あるいは、祭祀遺構の可能性が考えられる。遺構内では、諸磯b古段階から諸磯cにかけての土器が出土していることから、本遺物は、この時期の所産と考えられる。

本遺跡出土の石皿状土製品は、長方形で縁を持ち、掃き出し部が付く。側縁はつまみ上げて作っており、側縁に指頭によるナデ痕が残る。磨面は、広く平坦に作られ側縁に比べなめらかである。裏面は、整形時のナデが残る部分と敲打による凹凸面を持つ部分がある。石皿の裏面にしばしば見られる敲打痕や円錐形の凹みを表現しているかとも思われる。縦8.9cm、横5.5cm、厚さ2.2cm、重さ96グラムを測る。

石皿状土製品は、中野谷松原遺跡例の諸磯b中段階後半段階、大上遺跡例は、諸磯b終末段階～諸磯c段階。白井北中道III遺跡例は、諸磯b古段階～諸磯c段階の深

鉢と共に出土している。のことから、これらの石皿状土製品は、諸磯b～諸磯c式期にかけての遺物と言えるであろう。

以上、石皿状土製品について出土状況・概要について紹介した。図3は、諸磯期の石皿で、左側に先に挙げた石皿状土製品、右側に形態の近い石皿を参考に掲載した。これらの、オリジナルの石皿と図上の比較ではあるが、形状は似ていることが理解できるかと思う。

#### 4. 孔を持つ石皿と石皿状土製品

オリジナルの石皿と比較して、石皿状土製品の形状、雰囲気は、大きさを除いてほぼ相似形をしていることが理解できる。のことから石皿状土製品は、石皿を模造した遺物として捉えられると思う。模造品は、石製・土製・木製など異なる素材で作られるが、普通言われる模造品の多くは、古墳時代に発達したものである。主として、実物を模造した小形粗製の仮器として定義されている。模造品の用途としては、古墳やこの時代の祭祀遺跡から発見されるものは、実用のものではなく祭祀・供獻的な性格を持つものと考えられている。

石皿は、第一の道具と第二の道具としての機能も併せ持つ道具である。石皿に係わる儀礼行為については様々な研究があるが、今回、石皿状土製品とほぼ同じ時期に見られる孔を持つ石皿について検討し、編文時代の石皿状土製品についても、古墳時代の模造品同様の役割を持っているのか、オリジナルの石皿を検討することから考えてみたい。

諸磯期の石皿の出土状況を見ると、住居床面や石圓炉の炉石・墓壇内・土坑内等々な出土状態である。古墳時代の模造品は、古墳の副葬品や祭祀の場に供献されるものである。このことは、一回限りの使用を前提としている。であるならば石皿についても一回限りの使用、再生できない状態での例はないのだろうか。石皿の祭祀・儀礼行為には、石皿を分割・破碎したものによる祭祀行為、石皿を分割せずに完形品のままによる祭祀行為が考えられてきた。石皿状土製品が分割されずに出土していることから、オリジナルの石皿での祭祀行為にも、分割が伴わない祭祀行為があったのではないかだろうか。分割を伴わない祭祀行為と考えられるものに、磨面中央部に孔を持つ石皿の存在がある。この石皿は、過度の使用により磨面に穴が開いたというより、故意に穿孔しているものである。孔を持つ石皿は、分割もされたものもなく、完形品でもない。使用できない状態での、一回限りの儀礼行為のため穿孔されたものと考える。

始めに、孔を持つ石皿の出土例から検討してみようと思う。前期の孔を持つ石皿を出土した遺跡は、群馬を中心の中野谷松原遺跡（安中市）、行田梅木平遺跡（旧松井田町・現安中市）、行田大道北遺跡（旧松井田町・現安中



図3 石皿状土製品と孔を持つ石皿

市)、今井三騎堂遺跡(前橋市・伊勢崎市)、芳賀東部団地遺跡(前橋市)、糸井宮前遺跡(昭和村)、山名柳沢遺跡(高崎市)、七社神社遺跡(東京都北区)、天神前遺跡(埼玉県蓮田市)、鹿島脇遺跡(桜木町那須町)などが知られる。

中野谷松原遺跡では、3個体出土している(図3・5)。有尾期、諸磯a式期、諸磯b式期の住居から検出されている。有尾期のものは、22号住居跡内のピットに埋設されていた。諸磯a式期の85号住居跡出土のものは、炉跡に伏せた形で出土している。諸磯b式期の101号住居跡出土の石皿は、床面炉近くに置かれた状態で出土している。

行田梅木平遺跡(宮間1997)では、諸磯a式期の1号住居跡床下土坑から出土している(図5)。

行田大道北遺跡(長井1997)では、2例検出されている。有尾~諸磯a式期の26号住居跡から出土。ピットに蓋をするような状態で出土している。有尾期の78号住居跡でも、ピットをふさぐような状態で出土している(図5)。

山名柳沢遺跡(松田1988)では、黒浜期の14号住居跡に孔を持つ石皿が炉跡として転用されている。床面よりもや浮いた状態で石皿が検出されている。石皿の回りには、円錐が取り囲んでいた。報告では炉跡として疑問ともしている(図6)。

今井三騎堂遺跡(石坂2005)例は、諸磯a式期の36号住居跡床面に大型の磨石が乗った状態で出土している。

芳賀東部団地遺跡(井野1990)では、諸磯a式期のJ24号住居跡から出土している。床面に置かれた状態で出土している(図5)。

糸井宮前遺跡(関根1987)では、2例検出されている。15号住居跡では3個の石皿が床面に置かれた状態で出土した。内1個が孔を持つ石皿である。本住居からは、諸磯c式新段階の土器が出土していることから諸磯c式期

と考えられる。78号住居跡は、床面からやや浮いた覆土中に孔を持つ石皿と有孔浅鉢が対になり伏せた状態で出土している。共伴する土器から諸磯b新段階である(図3)。

七社神社前遺跡(川田・大平1998)では、諸磯a古段階の第⑥地点第3号住居跡床面のピットを蓋する状況で出土している。石皿には、孔をふさぐように石皿の破片が重なって出土している(図6)。

天神前遺跡(田中1988)では、2号住居跡から2例出土している。1例は、ピット上に蓋をするような形で置かれている。石皿の上には、さらに凹石が付いている。

鹿島脇遺跡(塚本1988)では、大木6式期の12号土坑から出土している。石皿は、土坑覆土上層部に水平に置かれており、出土状態から、「安置された」ものであろうと報告されている(図6)。

孔を持つ石皿の出土状況について出土状況をみてみると、1. 土坑内に直立。2. ピットや土坑に蓋をするような形で出土する。3. 炉の上や炉として使用されたり炉と関係する。4. 覆土中に置かれる。の4通りであった。さらに、土坑内から出土したものは、直立している。ピットや土坑の蓋状に置かれたものは、表面を上にしている。覆土中から出土したものは、裏面を上にしている。共伴した遺物では、円錐や磨石・凹石、石皿破片、有孔浅鉢、深鉢がある。

これらのことから、孔を持つ石皿の祭祀形態は、黒浜様式系列と、有尾様式系列の二通りに分かれるのではないかだろうか。黒浜様式の系列では、ピット上に蓋をするように石皿を置くという行為が行われている(天神前遺跡・七社神社前遺跡)。有尾様式系列では、土坑内に石皿を直立させて置く(中野谷松原遺跡・行田梅木平遺跡)。いずれの系列も黒浜・有尾から諸磯a式古段階にかけての祭祀行為と考えられる。諸磯a式~諸磯c式では、床面に石皿を置くという祭祀行為が行われる。このことは、諸磯a式古段階以降石皿の祭祀形態の変化としてみることができるとと思う。さらに諸磯b段階になると、中野谷松原遺跡・糸井宮前遺跡に見られるような、住居の埋没覆土中に、石皿を伏せて置く形の新しい祭祀行為が出現する。また、諸磯b後半段階以降になると、石皿と有孔浅鉢や深鉢等が一緒に出土する(糸井宮前遺跡・鹿島脇遺跡)例が見られた。諸磯b後半段階以降の時期には石皿と深鉢・浅鉢等を使用した新しい祭祀行為が、始まるのではないかだろうか。

以上、前期後半期の孔を持つ石皿について、祭祀形態を検討してみた。これらの祭祀形態に照らし合わせてみると、石皿状土製品の時期は、諸磯b後半~諸磯c段階のものである。

その出土状況は、住居の覆土中(中野谷松原遺跡)、住居覆土中(大上遺跡)、遺物集中箇所となっている。この

表1 孔を持つ石皿出土遺跡

遺跡名	遺構	時期	出土状況	状態	共伴物
中野谷松原	22住	有尾末	土坑内	直立	
	85住	諸磯b	覆土	裏	
	101住	諸磯a新	床直上	表	
行田梅木平	1住	諸磯a	土坑内	直立	
	26住	諸磯a	不明	不明	
行田大道北	78住	黒浜	ピット上	表	
	14住	有尾	炉・床上	表	円錐
今井三騎堂	36住	諸磯a	床直上	表	磨石
芳賀東部	24住	諸磯a	床直上	表	
糸井宮前	15住	諸磯c	床直上	表	
	78住	諸磯b	覆土中	裏	有孔浅鉢
七社神社前	3住	諸磯a古	ピット上	表	石皿
天神前	2住	黒浜	ピット上	表	凹石
鹿島脇	12坑	大木6	覆土上層	表	深鉢・躍

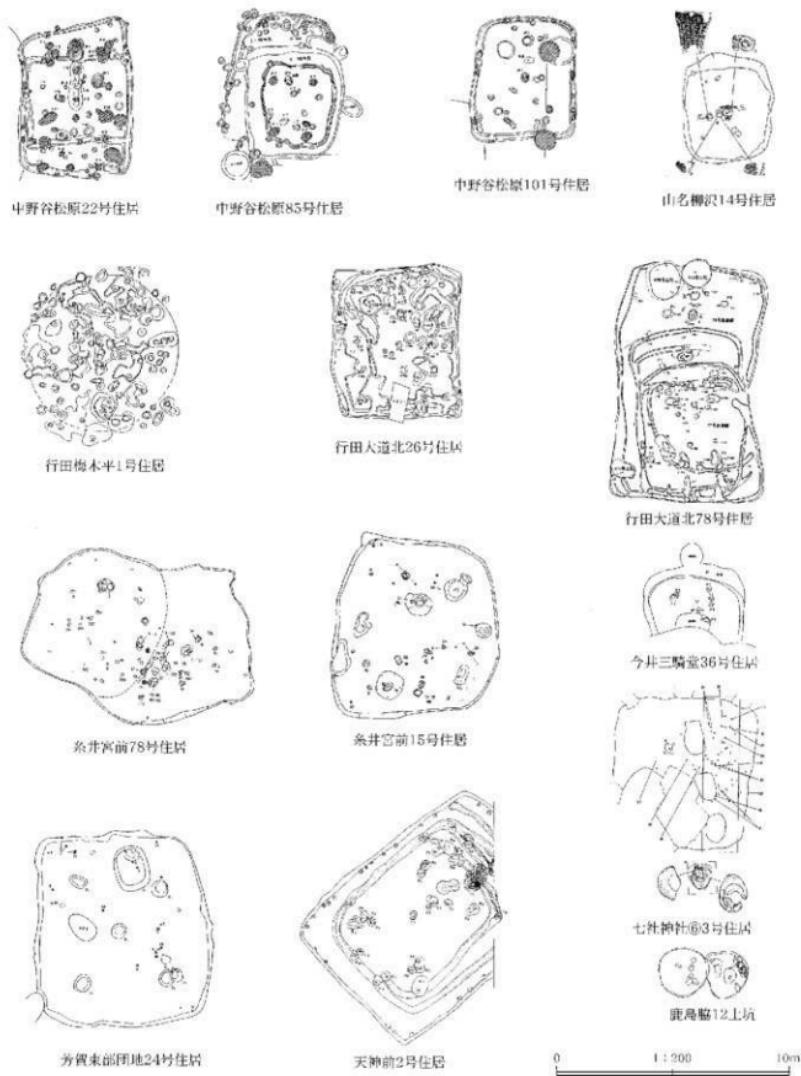


図4 孔を持つ石皿出土遺構

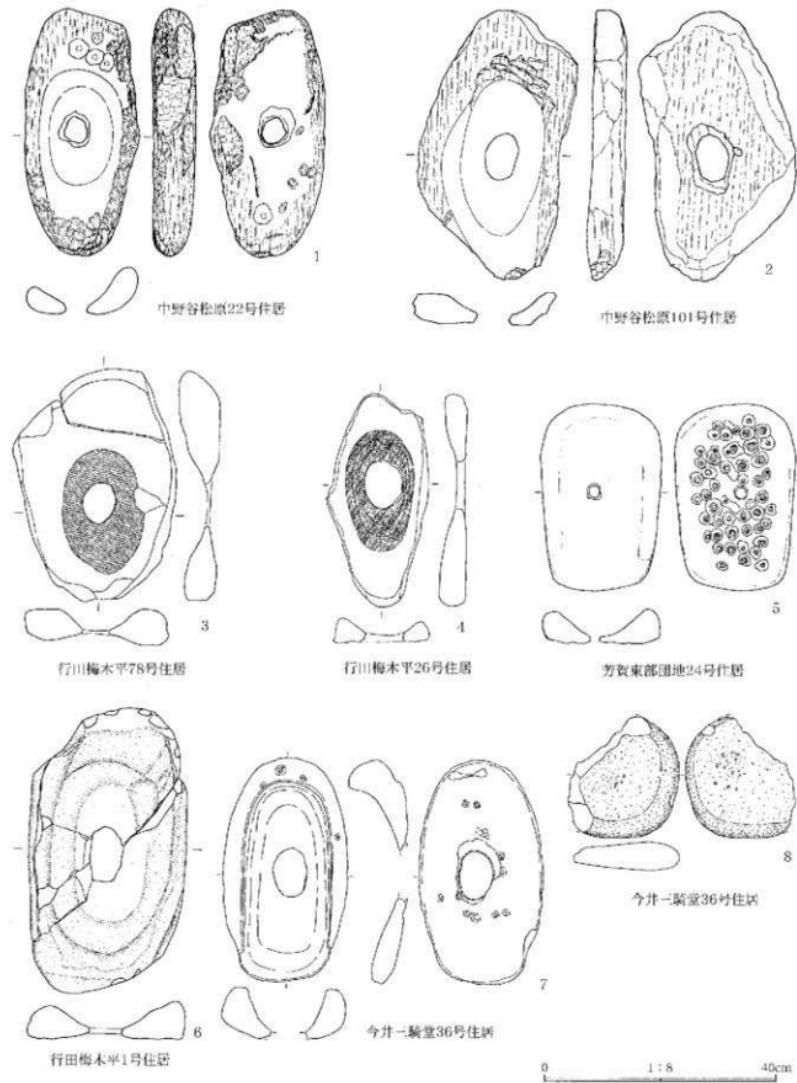


図5 孔を持つ石皿と共伴遺物(1)

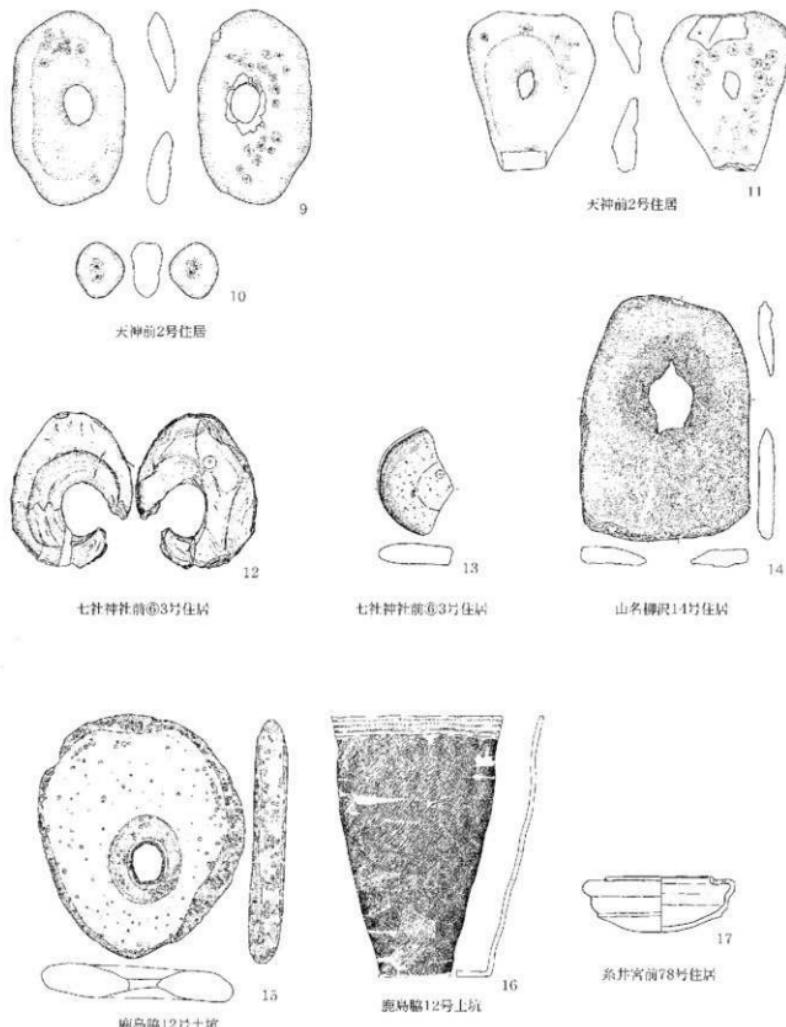


図6 孔を持つ石皿と共伴遺物(2)

ことから石皿状土製品の祭祀形態は、有尾・黒浜段階にあるような住居床面に置かれるものではなく、諸磯b段階以降の遺構覆土中、或いは特別な場所に置かれる祭祀形態に近いのではないかと考える。孔を持つ石皿が置かれる住居は、集落にある全部の住居にあるわけではなく、特別な住居に置かれていた。諸磯b後半段階においても、石皿や石皿状土製品の置かれる埋没途中の住居や遺物集中箇所といった場所が、集落の特別な場所なのだと考える。特別な場所に第二の道具（石皿状土製品）を置くことで、何らかの祭祀が行われるのは、古墳時代の模造品に通じるのであろうか。

諸磯b後半段階の特殊な遺物として、胴部にくびれを持つ有孔浅鉢（所謂UFO形）が盛行する。この有孔浅鉢のミニチュア土器も中野谷松原遺跡を始め、県内の遺跡では出土している。糸井宮前遺跡例のように、石皿と有孔浅鉢が出土している例をみると、石皿状土製品と有孔浅鉢のミニチュア土器の祭祀もあるのではないかと考えている。谷口氏は、中期の石皿と大形石棒を対した出土状況の中に、性交の隠喩表現を見いだしている（谷口2006）。糸井宮前遺跡例によるような括れを持つ有孔浅鉢を伏せた状態で見ると、石棒を上から見た状態にも見える。また、この時期、小形の石棒が東北地方を別にすると群馬を中心として多く出土し、中期以降の石棒成立の可能性も示唆している（松田2004）。今後、ミニチュアの有孔浅鉢、小形石棒、石皿状土製品の関係についても検討する課題としておきたい。

## 謝辞

本稿執筆にあたっては、次の各方面にご協力・ご助言を戴いた。記して感謝いたします。特に未報告の資料について、快く資料提供いただきました、事業団担当・担当者は厚く御礼申し上げます。（敬称略）

樋崎修一郎（白井北中道遺跡整理担当）・大工原農・橋本淳・谷藤保彦・長田友也

本研究は、平成20年度財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成金による成果の一部である。

## 註

- 1) 他に、石皿状土製品として長野県「櫛塙」で中期のものがある。他に出土例があればご教授願いたい。
- 2) 本報告書は、現在整理中に群馬県埋蔵文化財調査事業団から2009年

度刊行予定である。

3) 報告書では、土偶として報告されているが、中野谷松原遺跡例と比較しその形態から石皿状土製品とした。

## 参考・引用文献

- 安達厚三 1983 「石皿」「縄文文化の研究」7 雄山閣 p.129-139  
 石坂 淳 2005 「今井三騎堂遺跡・今井見切塚遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団  
 大場智雄 1981 「神道考古学の大系」「神道考古学講座」1 雄山閣 p. 1-28  
 井野誠一 1990 「芳賀東園町遺跡Ⅲ」前橋市教育委員会  
 大場智雄 1981 「總説」「神道考古学講座」3 雄山閣 p.1-8  
 岡本孝之 1978 「住居内出土の石皿について見え書き」「神奈川考古」3 神奈川考古同人会 p.31-48  
 長田友也 2008 「大型石棒による儀礼行為」「考古学ジャーナル」578 ニューサイエンス社. p.10-13  
 川田 強・大平理恵 1998 「七社神社前遺跡Ⅱ」北区教育委員会  
 菅藤 啓 2008 「白井十二遺跡」群馬県埋蔵文化財調査事業団  
 菅藤 啓 1992 「石製模造品」「日本考古学用語辞典」学生社 p. 241-242  
 菅藤 啓 1992 「石皿」「日本考古学用語辞典」刷世社. p.22  
 佐野 隆 2008 「縄文時代の住居施設に関する呪術・祭祀行為」「考古学ジャーナル」578 ニューサイエンス社. p.30-34  
 鈴木保彦 1981 「信仰儀礼の遺構」「神道考古学講座」1 雄山閣 p. 58-107  
 鈴木保彦 1991 「第二道具としての石皿」「縄文時代」2 縄文時代文化研究会 p.39  
 伊根慎二 1986 「糸井宮前遺跡Ⅱ」群馬県埋蔵文化財調査事業団  
 大工原農 1998 「中野谷松原遺跡」安中市教育委員会  
 大工原農 2008 「儀留された石駆・石槍」「考古学ジャーナル」578 ニューサイエンス社. p.5-9  
 田中和也 1988 「天神前遺跡・第8地点」蓮田市教育委員会  
 谷口康浩 2006 「石棒と石皿」「考古学IV」 p.77-102  
 谷口康浩 2008 「總説 コードとしての祭祀・儀礼」「考古学ジャーナル」578 ニューサイエンス社. p.3-4  
 球本節子 1988 「鹿島縣遺跡・道の雀遺跡」桜木県教育委員会  
 中島将太 2008 「石皿に関わる儀礼行為」「考古学ジャーナル」578 ニューサイエンス社. p.14-18  
 長井正治 1997 「八城二本杉東遺跡・行田大字北遺跡」松井田町遺跡調査会  
 水峯光一 1981 「縄文儀礼要説」「神道考古学講座」1 雄山閣 p. 49-57  
 水峯光一・船野 孝 1981 「信仰儀礼にかかる遺物(II)」「神道考古学講座」1 雄山閣 p.129-143  
 能登 健 1981 「信仰儀礼にかかる遺物(1)」「神道考古学講座」1 雄山閣 p.108-128  
 横木 淳 2008 「大上遺跡II」群馬県埋蔵文化財調査事業団  
 松田政基 1998 「山名柳沢遺跡」高崎市遺跡調査会  
 松田光太郎 2004 「縄文時代前期の小形石棒に関する一考察」「古代」116 早稲田大学考古学会 p.1-17  
 間宮政光 1997 「行田梅木平遺跡」松井田町遺跡調査会  
 山本剛久 1978 「縄文中期における住居跡内一括遺存土器群の性格」「神奈川考古」3 神奈川考古同人会 p.49-93

# 上ノ平遺跡31号住居跡出土土器の再検討

山 口 逸 弘

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

## はじめに

- 1. 出土土器の観察
- 2. 出土状態の確認
- 3. 類例の検討

## 4-1. 「焼町類型」について

- 4-2. 波状口縁深鉢について
- 4-3. 台付き深鉢について
- まとめ

## ——要旨——

本分析は、既報告の「上ノ平I遺跡」に所収された31号住居跡出土土器の再検討である。上ノ平I遺跡は吾妻郡長野原町川原畠に所在する遺跡で、ハッ場ダム調査関連で、2007年～2008年に発掘調査が行われ、2008年に報告書が刊行されている。31号住居跡出土土器は中期中葉末に比定され、一遺構における異系統共存の様相を具体化する資料である。本稿は報告書で触れ得なかった、31号住居跡出土土器が提起する研究視点として、「焼町類型」・波状口縁深鉢・台付き深鉢に注目し、住居内に残された型式組成と器種組成の在り方を問い合わせ、31号住居跡出土土器の位置付けを把握するための、基礎的な作業である。今回は、31号住居跡出土土器の類例を浅間山周辺と赤城山南麓域に求め、住居跡出土という共伴の実態を把握し、出土土器群が富士見村祖久保C遺跡6号土坑と渋川市道訓前遺跡JP-9塚出土土器に近い時期と土器組成を示す様相を考えてみた。出土土器の様相から、中期中葉末である加曾利E I式古段階に比定され、「焼町類型」に組成比重のかかる様相、さらに波状口縁深鉢と台付き深鉢という特徴的器種の加わる器種組成を提示した。

## キーワード

対象時代 繩文時代

対象地域 群馬県

研究対象 繩文時代中期土器群

## はじめに

上ノ平I遺跡は、吾妻川左岸の長野原町川原畑に所在する遺跡である。調査区地内標高は600m前後で、現吾妻川河床からの比高差は約110mを測るよう、急激な南斜面の途中に形成された緩斜面地形に占地する遺跡である。段丘面としては、吾妻川左岸最上位段丘にあたるが、北側に迫る山地地形とほぼ一体化した周辺地形である。周辺遺跡では、上位段丘に三平I・II遺跡や下位段丘に石烟岩陰遺跡などが知られる<sup>1)</sup>。

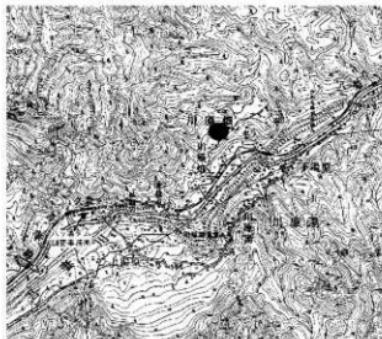
発掘調査はハッカダム建設に関連し、平成18年度と19年度にわたり発掘調査が行われた。19年度に整理報告作業が平行したが、2年次にわたる調査のため、19年度に行われた整理作業は18年度調査に相当する遺構・遺物を対象としている。19年度調査の整理・報告は後の作業となるが、将来的に遺跡全体の発掘調査が行われる可能性もあるため、今後も本遺跡の資料は増加・充実するものと期待される。

既に、報告書も19年度に刊行され(瀧川他2008)、縄文時代集落跡として、住居跡10軒、埋設土器3基、土壙10数基を中心平安時代集落跡や陥穴状土坑、中・近世墓壙などが所取されている。このうち、縄文時代の住居跡は、中期中葉末に比定される例が9軒、後期初頭の敷石住居跡1軒が報告されている。いずれも、良好な資料が検出されており、吾妻川流域における屈指の縄文遺跡となることは自明であろう。また、19年度の発掘調査でも、中期中葉末の住居跡や後期中葉の敷石住居跡が調査されている。

本稿で扱う31号住居跡出土土器も、縄文時代中期中葉末の良好な資料である。報告書作成の際に、編集者の瀧川伸男氏より、筆者へ執筆依頼がありながら、筆者自身の怠慢のため、成稿には至らなかった。反省を踏まえ、ここに補足説明を加えて若干ながらの考察を試みてみたい。

もちろん、出土土器の提起する問題は本稿に指摘する項目以外にも多い。また、先にも述べたように整理・報告作業は一部に止まり、さらに発掘調査も遺跡全域には及んでいない。将来的に遺跡の様相がより明らかになった時点で、より詳細な考察を加えるべきであろう。よって、本稿は上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器が提起する諸問題の一例を紹介することになる。途中報告という形態で大変恐縮ではあるが、まとまった報告が刊行される際に、あらためて出土土器と遺跡の関係などを明らかにするべきであろう。

尚、本稿の記述も報告書の詳細なデータを踏まえて進めるが、表現の違いや視点の差が生じている。詳細な記述・データは報告書に譲りたい。



国土地理院地形図（2万5千分の1「長野原」使用）



図1 上ノ平遺跡位置図・全体図

## 1. 出出土器の観察 (図2～図6)

上ノ平I遺跡31号住居跡は調査区南端で確認された陥穴住居跡である。周辺には後期に比定される28号住居跡や中期中葉末の24号住居跡が近接するが、重複構造はなく単独の検出となっている。約5.0×4.1m程の円形を平面形とし、傾斜のため南壁遺存度は不良ながら、北壁高は70cmを超える深さを誇る。地床炉で、柱穴3基を見ることができる。

出土土器は、埋土中より多量に出土している。床面に

密着する個体は見られないが、おそらく、北側からの一括発掘に近い出土状況と捉えられよう。報告書では、93点もの土器資料が掲載され、その全てが中期中葉末に比定される資料である。そのうち完形・復元実測された個体は34個体を数え、極めて豊富な出土量を示している。本節では、この復元実測された個体を中心に取り上げ、31号住居跡出土土器の概要を把握したい。掲載にあたっては、全ての個体を1/4掲載とし、必要に応じ正面観を重視した図も併せた。

以下、主な出土土器の概要を述べるが、本稿レイアウトの都合上、報告書番号とは違う番号を付している。ご容赦願いたい。

**出土土器1**（報告書番号1）：本稿では「焼町類型」（山口1997など）と称するが、「焼町土器」（野村1984）、「焼町式新段階」（寺内1997など）と呼ばれている土器群である。外面を環状突起の集合によって構成される口縁部突起を四単位付す。おそらく正四単位と把握されるが、一単位のみの残存である。環状突起相互が斜位に付せら

れており、「焼町類型」によく見られる口縁部環状突起の特徴を具体化している。また、環状突起はやや小型であり、あるいは口縁部突起装飾の退化とみることもできよう。口縁部～体部は一帯構成といえよう。突起直下の体部中位に三連の橋状把手を設け、下端に半溝巻き状意匠を配す懸垂文構成である。隆線側線は内皮平行沈線を主とし、空白部を三叉文や円形印刻文を埋める。胎土・焼成から、やや軟質な印象を得るが、高さ50cmを超える大型深鉢である。

**出土土器2**（報告書番号3）：口縁部は内湾し、大型の四単位波状口縁を呈する。体部上半で緩やかな湾曲を持たせる。波頂部は小型の環状突起2連によって飾られる。頂部より鱗状の隆線が垂下し、口縁部文様帶を画す。口縁部文様帶は横円状区画文構成を示す。体部も比較的単純な区画文構成で、上半が大型の三角形区画を基調とし、下半の梢円区画文を配し、体部横帯文構成と見ることができよう。区画充填手法は口縁部は縦位沈線、体部上半は横位沈線、下半梢円区画内は側線沈線と横位沈線が埋

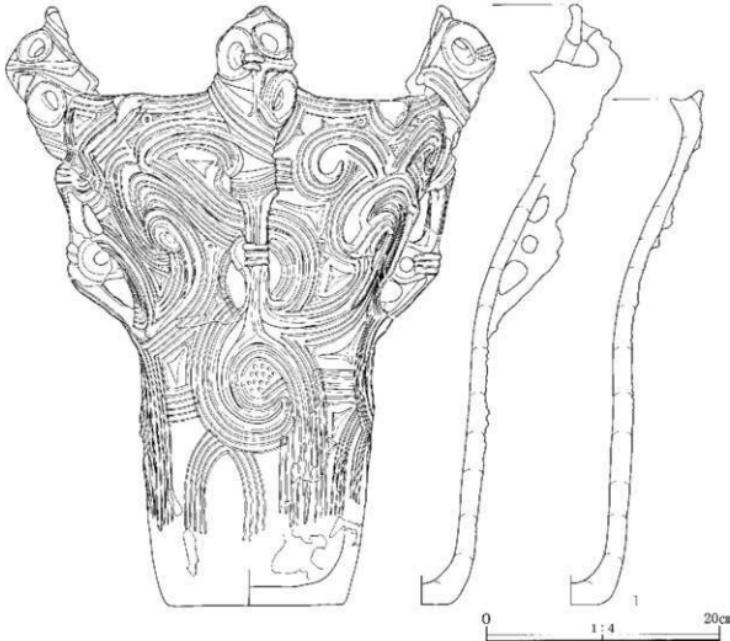


図2 上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器(1)

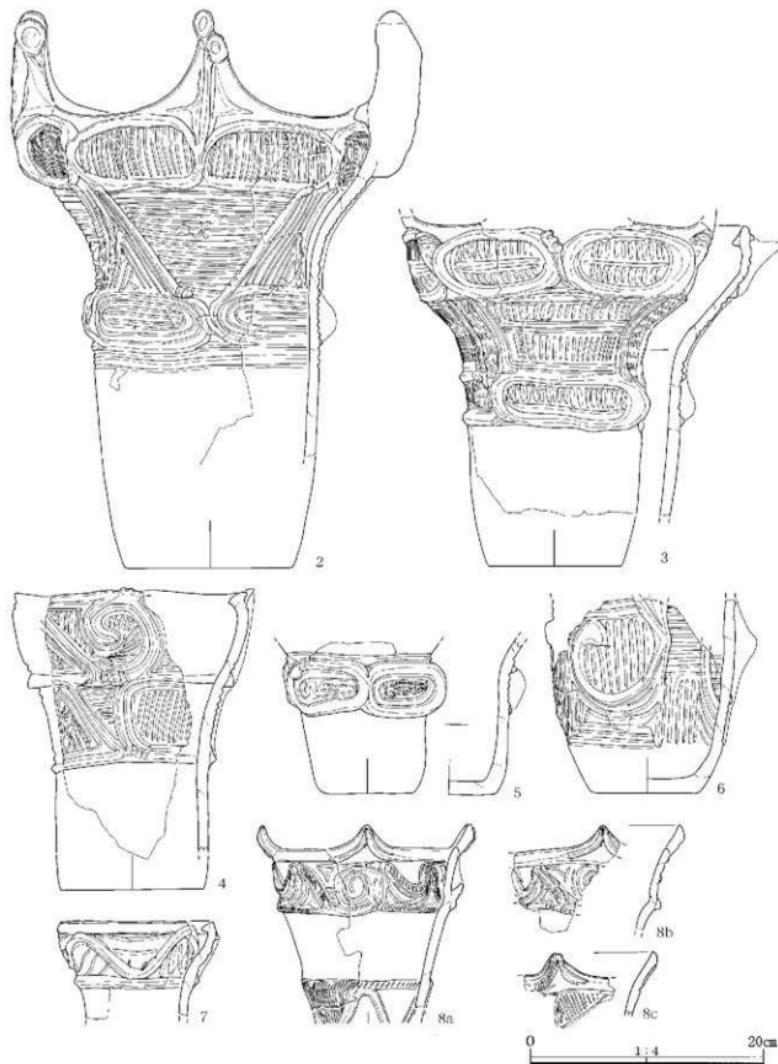


図3 上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器(2)

められる。類例は少ないが、「焼町類型」との関連も想起されよう。

**出土土器3**（報告書番号4）：四単位を数える波状口縁深鉢。波状形態は2に比して緩やかである。約1/2の残存だが、波頂部・底部を欠損する。口縁部文様帶は波頂部下を逸するが、梢円状区画文構成であろう。区画内中位には横位沈線を2条施し上下を縦位短沈線で充填する。この充填手法は体部上半の大型方形区画文にも充てられ、口縁部と体部上半の区画文構成が近似した印象となっている。また体部上半の区画文には、列点状刺突文を充填した方形・縱位梢円状区画文が大区画文間を繋ぐ形態で配されている。体部下半は梢円状区画文を四単位配するが、充填文は縦位短沈線が充てられている「勝坂系」・「焼町類型」であろうか。

**出土土器4**（報告書番号9）：内湾する口縁部を持つキャリバー状の平縁深鉢。ただ、波底部のみの残存も可能性があり、注意を要する「焼町類型」と考えたが典型例ではないようだ。口縁部～体部下半約1/3残存。口縁部に隆線による満巻文、体部上半に梢円状と三角形の区画文を配す。区画文を配した横帶文構成といえよう。体部下半は広く無文である。隆線側線は1本描き沈線で、短沈線や縦位刺突文が区画内を充填する。

**出土土器5**（報告書番号11）：体部上半部が強く開き、梢円区画文を配する。体部～底部の残存である。体部横帶文構成といえよう。区画接点は強く突出し突起状となる。隆線側線は沈線で、区画内は縦位刺突文、互交三叉文などを充填する。区画単位は5単位である。梢円区画文のみでは「勝坂系」あるいは「焼町類型」かを判断できないが、区画接点の突起状の処理方法など「焼町類型」に近い要素である。

**出土土器6**（報告書番号12）：体部～底部約1/2残存。緩やかな内湾を持たせる体部器形である。垂下隆線中央が突起状となり、隆線による満巻文が派生する。垂下隆線による懸垂文構成であるが、下端に横位沈線を施す箇所もあり、体部下半の区画意識は働いていたのかもしれない。空白部は横位・縦位内皮平行沈線、三叉文が充填される。「焼町類型」と捉えた。

**出土土器7**（報告書番号10）：小型のキャリバー状深鉢。口縁～頸部破片。横位隆線でされた口縁部文様帶を横位波状隆線が付され、三角区画文を配す。区画内は横位沈線や斜位沈線が疊らに充てられる。「勝坂系」か。

**出土土器8**（報告書番号13）：「勝坂系」であろう。口縁部破片2点と口縁～体部約1/2破片からなる。図は四単位を想定したが、あるいは三単位の可能性もある。また、口縁部波状突起を付すが、双波状突起の可能性もある。口縁部文様帶を横位刻み隆線で画し、沈線による満巻文や、刻みを付す弧状隆線による意匠文が配される。弧状部は中空状の突起となっている。側線は一本描き沈線、

空白部は縦位短沈線や三叉文を充てる。体部上半に幅広の無文部を設け、下半は低隆線による三角区画文構成が配される。

**出土土器9**（報告書番号2）：口縁部が内湾する大型の深鉢である。底部を欠損する。平縁で口縁部に大型の波状突起を付し、頸部と体部下半に横位隆線を巡らす区画文構成である。口縁部突起は、環状・双環状突起を若干斜位に連接するが、突起のみの加飾で、他は無文である。体部文様帶は隆線による満巻文や梢円状意匠を配するが、隆線相互が接しておらず、明瞭な区画文とはなっていない。体部の空白部は縦位沈線を充填する。「勝坂系」である。

**出土土器10**（報告書番号5）：台付き深鉢。台部下半を欠損する。欠損部が磨滅するが再利用の痕跡ではないようだ。口縁～体部は強く内湾する。口縁部に双環状突起を二単位付し、下端より隆線が垂下する。突起上端面には沈線による三叉文が施される。突起下端の横位隆線と体部下半の横位隆線で体部文様帶を画す。体部文様帶は上半に半満巻き意匠を隆線で配し、隆線で連接する。隆線側線は一本描きの沈線。空白部は三叉文や互交三叉文、列点状刺突文が埋められる。台部孔は四単位を数える。全体的に丁寧な施文といえよう。列点状刺突文など、「焼町類型」の文様要素にも近いが、「勝坂系」と考えた。

**出土土器11**（報告書番号28）：「三原田類型」と考えたが、口頸部の装飾方法など大木8a式や8b式との関連も見ておきたい。口縁部～体部上半約1/2欠損。底部欠損。体部中位に膨らみを持たせ、口縁部隆線装飾が集中する極めて不安定な器形である。口縁部突起下に中空状の大型突起を付す。突起には刻み、沈線による満巻文、短沈線などが施される。頸部隆線は強く突出する傾向が見られる。体部上半は沈線による方形形の区画文が配され、下半は横位隆線で画される。地文彫文で縦位・斜位に施される。

**出土土器12**（報告書番号29）：「三原田類型」。口縁部のみ残存。外傾する口唇部は無文で、口縁部内湾部に設けられた横位S字状隆線と梢円状意匠による中空状装飾を口縁部文様帶とする。おそらく四単位であろう。頸部は無文である。

**出土土器13**（報告書番号31）：波状口縁波頂部を欠損する。意図的な欠損であろうか。口縁部文様帶は押辺を加えた横位鎖状隆線で画され、立体的な橋状把手を四単位付す。把手は環状突起や沈線により装飾を集中させる。体部は鎖状隆線が垂下する四単位懸垂文構成で、無節Lが施される。

**出土土器14**（報告書番号33）：キャリバー状の深鉢。口縁部は横位隆線で画され、口縁部文様帶内は弧状隆線や半満巻意匠が配される。弧状隆線には沈線が重なるが、器面磨滅のため全容は判然としない。体部は縦位RLが



図4 上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器(3)

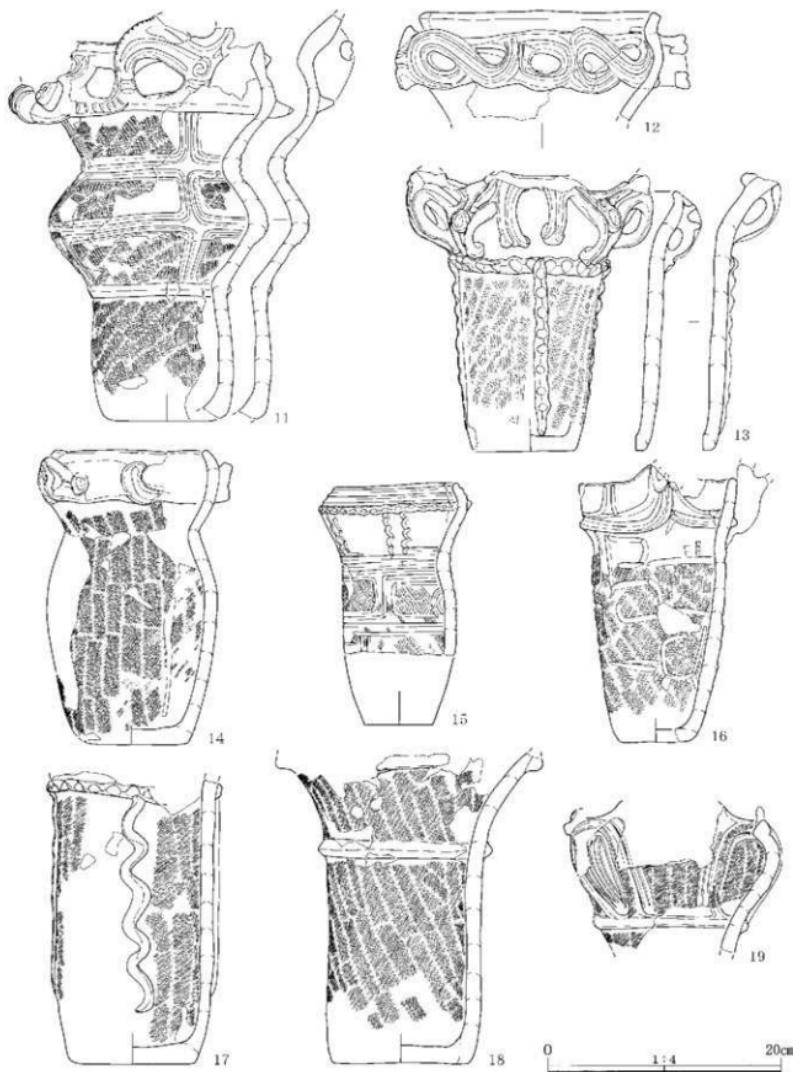


図5 上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器(4)

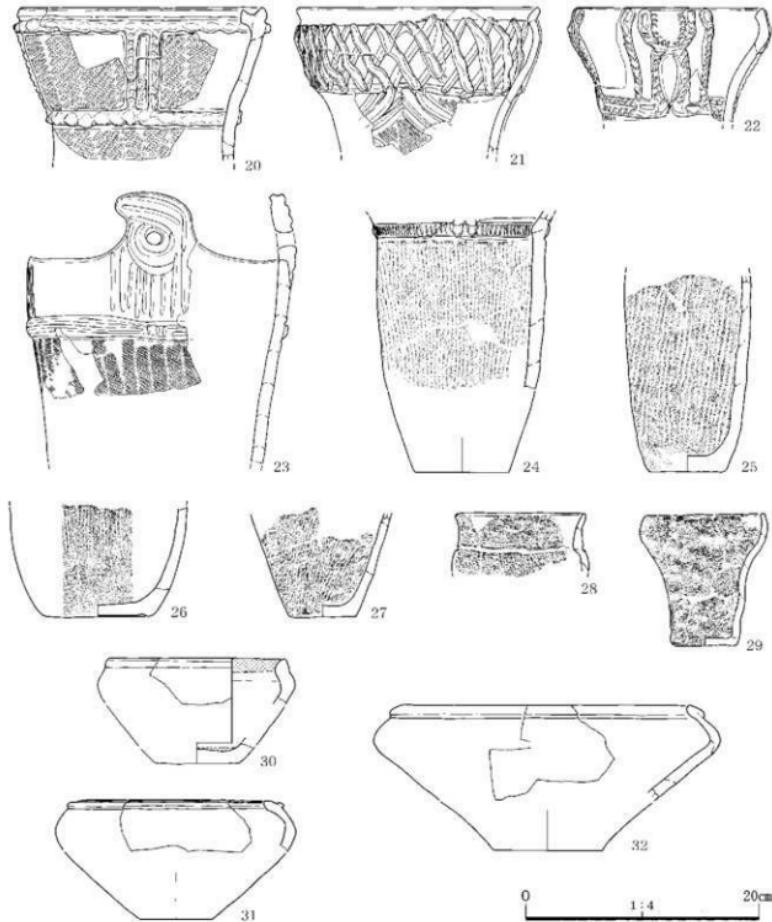


図6 上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器(5)

覆う。

**出土土器15**（報告書番号15）：口縁部1/4・底部欠損。口縁部には横位沈線が3条巡り、口頸部屈曲に鏡状隆帶を付す。頸部には2条一組の縱位波状沈線が施され、体部は3・4条の横位沈線群で画される。体部は沈線によ

る方形区画文が配され、区画内は沈線による渦巻文や縦位波状沈線が充てられる。地文は横位RL。

**出土土器16**（報告書番号16）：口縁部波状突起の一部を欠損。正副2突起を付す平縁深鉢。波状突起には環状突起を付し、隆線が垂下し頸部隆線と連接する。一方の突

起は橋状のM字状把手である。口縁部文様帯内は幅広沈線によるU字状意匠が連続する。体部は上半に横位沈線が施されるものの、強い分帶・区画、懸垂意識ではなく、幅広沈線による方形意匠が縦位に配される。地文繩文は縦位 RL。連続刺突文も施される。

**出土土器17**（報告書番号32）：体部～底部のみ残存。直立気味の体部形態を呈す。押圧を加えた鎖状の頸部隆線以下、隆線による縦位波状懸垂文が配される。四単位を数える。繩文は縦位 RL。

**出土土器18**（報告書番号30）：頸部～体部約2/3残存。

頸部は強く開き、体部は直立気味の形態を呈す。頸部と体部上半に横位隆線が巡る。体部は斜位 RL が覆う。

**出土土器19**（報告書番号27）：波状口縁部頸部欠損。口縁部のみ残存。口縁部の内湾著しく強く、口縁部文様帯は頸部隆帯で画される。口縁部は隆帯による縦位楕円状・不整円状区画が波底部に配される。区画単位内は沈線充填と繩文施文区画に分けられ、2(A+A')という構成を示す。区画隆帯には繩文が施され、平行沈線を側線とする。

**出土土器20**（報告書番号25）：口縁～頸部約1/3残存。

直線的な口縁部～体部形態。おそらく平縁であろう。口縁部下と頸部に押圧を加えた鎖状隆帯が巡る。口縁部文様帯は2条の刻み隆帯が垂下する。おそらく四単位であろう。地文は縦位 RL を施す。

**出土土器21**（報告書番号26）：口縁～体部上半約1/4残存。口唇部の残存は極めて悪く、口縁部形状は不明である。口縁部内湾するキャリバー状深鉢。口縁部文様帯は頸部隆線で画され、隆線貼付による斜格子文が覆う。体部は頸部隆線より懸架した弧状隆線の連続か、隆線側線は一本引き沈線を2・3条施す。繩文は横位 RL 充填施文。信州系の土器であろう。口縁部斜格子隆線と体部連弧文という文様構成は、管見に触れておらず、問題点の多い土器である。

**出土土器22**（報告書番号14）：平縁で内溝の口縁部を呈す。刻みを付す頸部隆線で画された口縁部文様帯。隆線によるU・逆U字状意匠が縦位連接する意匠を配す。U字状意匠内は刺突文を側線とするが、図反対面は沈線を側線とする。頸部隆線は2条からなり、小区画状の連鎖を見せる。体部は遺存が悪く、判然としないが縦位燃系文SLが施されるようだ。

**出土土器23**（報告書番号34）：勝坂3式であろう。口縁部～体部上半約1/2残存。頸部隆線で画された口縁部文様帯。口縁部には円孔を中位に設ける板状突起を付す。おそらく一単位であろう。円孔周縁は弧状沈線が施され、下位は縦位沈線群が垂下する。体部繩文は縦位 LR である。やや砂質で搬入品の可能性が高い。

**出土土器24～28**（報告書番号21～24）：体部に縦位燃系文を施す個体である。28のみが燃系Rを施文する。24は

刻みを施す横位隆線が付けられ、25は細身の長胴形の体部形態である。26は幅広の体部下半。28は横位沈線下に燃系施文される小型の深鉢。27は開き気味の体部形態を呈す。おそらく勝坂3式～「勝坂系」であろう。

**出土土器29～32**（報告書番号17～20）：29は小型の無文深鉢。体部に指頭圧痕であろうか凹凸が顕著である。30は赤彩が口唇部内面と内底面に残存する。31は口唇部に浅い沈線が巡る。32は口唇部が肥厚し、口縁部は強い湾曲を呈す。

以上のように、上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器を概観した。「焼町類型」、「勝坂系」、「三原田類型」など群馬県における加曾利E I式古段階に比定される土器群が充実する。この他に、破片資料などが60点以上掲載されており、時間と紙数の都合もあり、全てを網羅できないのは残念である。改めて、19年度調査分の整理・報告作業の際に、他の遺構出土土器も含めて再吟味が必要であろう。

## 2. 出土状態の確認

31号住居跡は重複もなく、単独の検出である。出土遺物は、他の時期の混在は無く、極めて良好な出土状態といえよう。ただし、殆どの土器が床面から若干浮いた状態で出土したと観察表に記載されており、厳密な床直出土遺物は存在しないようだ。残念ながら、報告書掲載の遺物出土状態図からは、傾斜地における出土傾向を読み取ることは困難であり、確かに、本住居跡出土土器の同時性が保証されるのかは、確定性に乏しい。

しかしながら、平面図をみると、遺物の分布は住居跡北半に集中し、南側はやや散漫な分布状況を示している。また、個体が断面図示されたエレベーション図でも、個体の傾きや個体間のレベル差は北側から南側への流入が判断できる。さらに、写真1・2を参考にすると、北壁から住居跡中央にかけて、遺物の流入状態が把握され、幾つかの個体は、傾斜に沿った傾きをもって住居跡埋土下位より出土している。また本稿では図示できなかったが、報告書遺物分布図では、1の「焼町類型」や9の「勝坂系」の大型深鉢の破片接合状態は北側から南側にかけて散布しており、流入の際の破片散布が想起されよう。

のことから、31号住居跡北側から南側斜面にあたる住居跡内部に廃棄行為が存在したと考えられよう。おそらく、住居跡埋没過程のある段階における短時間の廃棄行為と捉えられ、住居跡土層觀察で得られた2層（黒褐色土）中に廃棄行為が集中したと思われる<sup>6)</sup>。

重複もない単独の住居跡であり、出土する多量の土器にも大きな時間差は認められない。出土状態の観察からも、北側から南側への傾斜地形に沿った廃棄行為が想起される。のことから、31号住居跡出土土器群は、ある

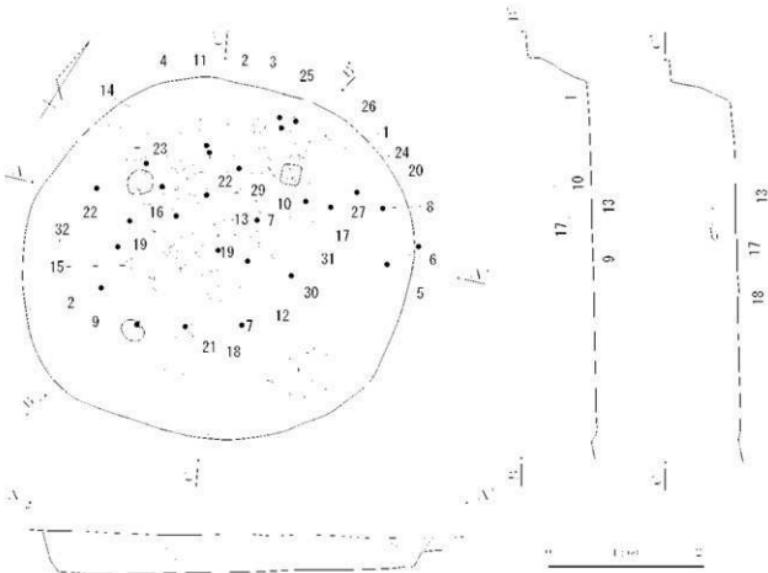


図7 31号住遺物出土状況

程度の時間幅は想定されるが、一括廃棄による所産と捉え、出土土器群の同時性を確定しておきたい。

このように、上ノ平31号住居跡出土土器群は、中期中葉末の加曾利E I式古段階に相当する、良好な土器組成を提示する。また特筆すべきは、群馬県内の該期土器組成中、極めて貴重な住居跡出土土器という一括組成条件を備えることである。群馬県内の該期土器資料は土坑出土例が比較的多く、数個体の共伴例を分析対象としている。

た。本例のように、30個体を超える共伴例を示す一括資料は、今後、中期土器研究の基礎資料となり得よう。

### 3. 類例の検討

ここでは、上ノ平遺跡31号住居跡出土土器群の類例を見てみよう。土器資料個々の類例は県内でも多数見ることができ、それらを枚挙することにより、本住居跡出土土器の詳細な位置付けも可能だが、これもかなりの時間

数と労力を要する。ここでは、周辺地域の資料から該期出土土器の組成を見る上で、遺構共伴例をあたってみよう。まず、住居跡出土という事例に合わせ、浅間山周辺の住居跡出土資料を見てみよう。この地域は該期土器資料が充実し、特徴的な住居跡土器組成を見ることができると、今回は意図的に「焼町類型」と波状口縁深鉢、台付き深鉢といった特徴的な類型や器種を含む組成を選んだ。

〈川原田遺跡J-5住〉(図8)：川原田遺跡(堤他1997)は長野県御代田町に所在する遺跡である。「焼町類型」の良好な出土が知られる。住居跡出土土器の組成も「焼町類型」を主体とした例が多い<sup>7)</sup>。

J-5号住では、「焼町類型」4個体(1~4)、勝坂式3個体(5~7)、繩文施文のみの個体(8)などからなる。「焼町類型」の口縁部突起に注意をすると、1・2は大型の環状突起が突出する。大型環状突起は「焼町類型」装飾の大きな特徴の一つで、口縁部上に設けられた眼鏡状突起が環状突起へと変化する様相が描かれている(長谷川2001など)。1は、環状突起下にさらに環状突起を設けている。2の環状突起下端には双環状突起が連

接するように設けられている。3は小波状突起なのか欠損のため、判然としない。4も波頭部を欠するが、直下に双環状突起が縦位に接続する。また、1・2ともに環状突起内面も環状状匠が配され、環状あるいは双環状突起の組合せによる装飾が「焼町類型」口縁部突起の特徴となっている。勝坂3式の大型深鉢(5)の体部は隆帯による方形形状区画構成で、区画そのものはしっかりとした構成方法を示す。6・7も勝坂式であるが、6は円形区画文、7は体部に三角形区画文が配されている。

〈新堀東源ヶ原遺跡164号住居跡〉(図9)：新堀東源ヶ原遺跡(大賀他1997)は安中市(松井田町)に所在する。中期環状集落が検出されたように、大規模な集落遺跡である。

164号住居跡は軸長3.4m程の方形を呈する小型の住居跡で幾つかの土坑が重複する。土坑との新旧関係が不明のため、出土遺物の一括性はやや薄れるものの、報告書の記述に従うならば、24点の土器資料が提示されている。ここでは、完形資料を中心に14点を選んで掲載した。1は、波状口縁を呈する深鉢。口縁部文様帶の構成方法など「焼町類型」に近い文様要素を示すが、体部の大型三

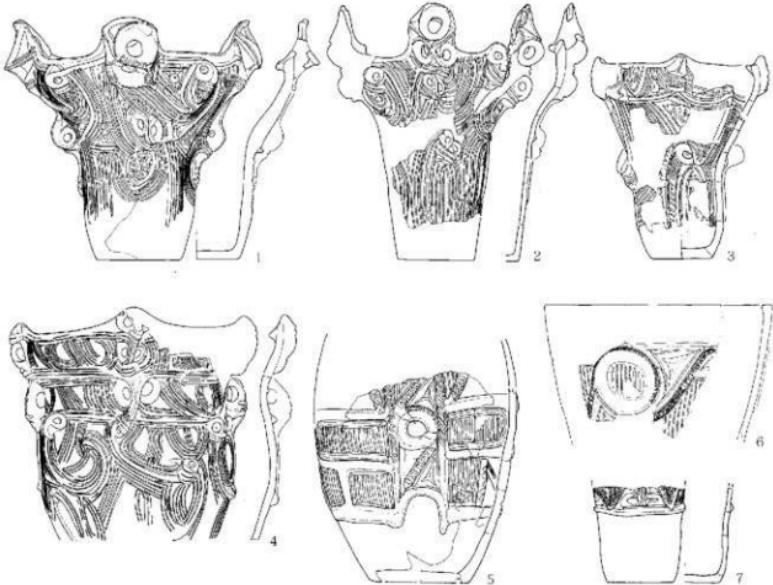


図8 川原田遺跡J-5号住出土土器



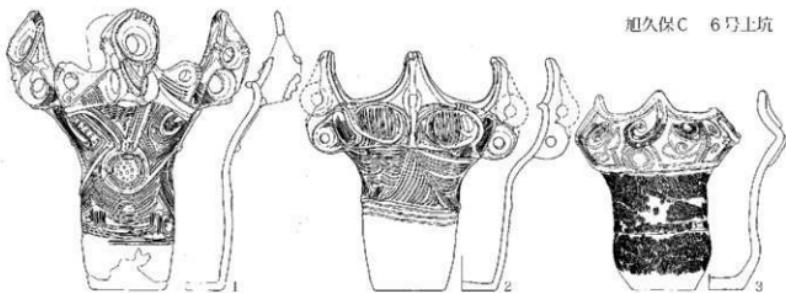
図9 新堀東源ヶ原164号住居跡出土土器

角区画文配列は勝板3式の特徴を保有する。2～5も勝板3式であろう。2は屈折底を呈し、多段の横帶文構成である。3は、特殊な突起と器形を呈するが、体部文様構成は幅広の区画文構成や蓮華状連続刺突文などから勝板3式と判断できよう。4は台付き深鉢である。口縁部双環状突起以下、矢羽状の刻みを付す隆線によって画された体部文様帯は円環状意匠を中心にして弧状隆線が派生する。5は口縁部に羅文施文し、体部垂下隆線間を沈線による小区画文が埋める。載痕列からやや古相を呈すが、3式の範疇にしたい。6～9は羅文施文する一群である。7はやや新相を呈する加曾利E I式古段階の資料

であろうか。出土位置も土坑重複部のため、確定的な条件ではないかも知れない。12～14は破片資料のため詳細は避けるが、12は「焼町類型」の口縁部破片であろう。13・14も特徴的な破片であり、加曾利E I式古段階の様相を示す。

川原田遺跡・新堀東源ヶ原遺跡とも浅間山周辺に位置する遺跡であり、立地上は本遺跡と近縁性が認められる。土器様相は近似するのだが、例えば、新堀東源ヶ原遺跡では、「焼町類型」の良好な遺構出土が見られず、また川原田遺跡では、加曾利E I式古段階の羅文施文をする一群は、時期的な要因もあるのか、客観的な存在である。

## 旭久保C 6号土坑



## 道訓前II JP-9 墓

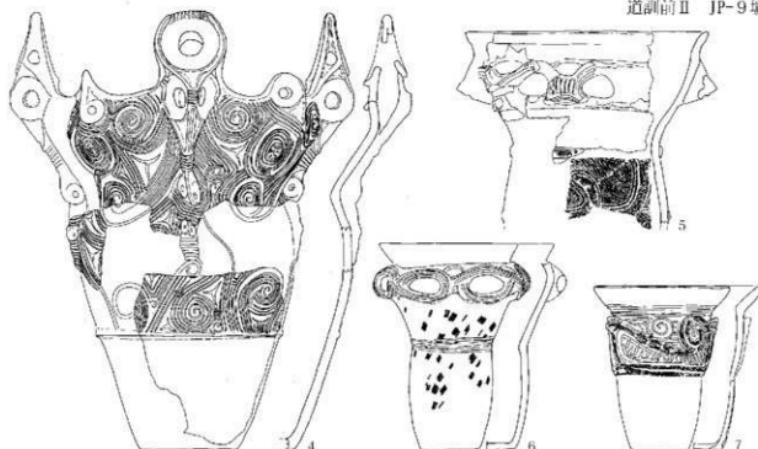


図10 旭久保C遺跡6号土坑(上)・道訓前遺跡II JP-9号土壙

土器群の組成を見ても、若干の地域差あるいは時期差が認められよう。しかしながら、川原田遺跡では「焼町類型」と勝坂3式の共伴例を確認できたと同時に、口縁部突起の傾向を観察した。新堀東源ヶ原遺跡では、典型的な「焼町類型」の共伴は見られないが、波状口縁を呈する深鉢や台付き深鉢という特徴的な器種が組成に加わる様相を見ることができた。

次に、上ノ平I遺跡31号住居跡と同様な段階で、近似する土器組成と捉えられる渋川市（北橋村）道訓前遺跡（長谷川1999）と富士見村旭久保遺跡出土土器（長谷川2001）を類例として考えてみたい。両遺跡とも、上ノ平

I遺跡より距離を置く、赤城山西南～南麓域の遺跡ではあるが、加曾利E I式古段階の資料が良好に出土した遺跡として知られる。また、住居跡出土資料ではなく、土坑出土資料であるため、あるいは上ノ平I 31号住居跡出土土器の組成とは、時間幅などに差が見られるかもしれない。ご容赦願いたい。

〈旭久保遺跡6号土坑〉：3点の深鉢が共伴する土坑出土資料である<sup>9)</sup>。1は「焼町類型」で大型の口縁部環状突起を突出する。環状突起下には双環状突起が付され、川原田J-5住2と同様な構成方法を示す。また体部文様帶は一帯構成で中位に設けられた円形区画文を中核に斜

位・弧状隆線が派生する文様構成である。連接着する口縁部突起や体部円形区画の在り方など上ノ平I遺跡31号住居跡1との共通性が強いものの、口縁部文様帯を持つことと、体部下半に沈線とはいえ、横位区画線を設けることなど、文様構成上も差異を見いだすことができよう。2は波状口縁深鉢。「焼町類型」とは大きな文様構成差が認められるが、沈線施文方法や環状突起の在り方などから、「焼町類型」との関係性を想起する個体である。口縁部文様帯は楕円状区画文、体部文様帯に大型三角形区画文が配される文様構成は、上ノ平I31号住居跡2と極めて近い文様構成である。ただ、上ノ平I例は下半に楕円状区画が配され、旭久保2は波頂下に環状突起が連接される差があるのは留意しておきたい。旭久保3は勝坂3式と判断したが、口縁部文様帯に裝飾を集中させる傾向は、3式終末あるいは「勝坂系」に近い存在かも知れない。

〈道訓前II遺跡JP-9土壤〉：4点を掲載する。大型の土壤で、出土した土器資料の一括性は高い評価が与えられる。1は大型の「焼町類型」。環状突起が突出し、下端に双環状突起が連接する形態である。体部文様帯は下半に区画線を設けるが、口縁部から一体化した文様帯で覆われている。文様要素は渦巻文を主体としており、上ノ平I31号住居跡1と類似した様相を示す。ただし、大きな差異としては、31号住居跡1は体部下半で垂下降線及び沈線が開放しており、懸垂文構成を呈している。2は、「勝坂系」と考えている。体部上半に文様帯を集め、降線と沈線による渦巻文を配している。3・4は「三原田類型」である。加曾利E I式古段階に比定され、赤城山南麓域を分布の中心にしている。中空状の突起が口頭部に配され、体部は罫文を地文とする特徴を見せる。上ノ平I31号住居跡12の口頭部に配された横位S字状縞帶を配す例も「三原田類型」といえよう。JP-9土壤ではこの他に、特徴的な浅鉢なども出土しており、該期の土器組成を考える上で重要な位置付けとなっている。

以上、上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器の類例をあつた。浅間山周辺からは、川原田遺跡と新堀東源ヶ原遺跡の住居跡資料から、共伴資料の傾向(勝坂3式)と「焼町類型」や器種組成の傾向(波状口縁深鉢と台付き深鉢)を捉えた。また、赤城山南麓域を中心に旭久保遺跡と道訓前遺跡の土坑資料を概観し、31号住居跡出土土器との共通性や差異を考えて見た。

次に、類例資料から得た幾つかの共通点や問題点を踏まえて、31号住居跡出土土器群の位置付けを考えて見たい。

#### 4-1. 「焼町類型」について

筆者の意図的な選択により、類例資料の多くは「焼町類型」が共伴する遺構を抽出したのであるが、上ノ平I

遺跡1の「焼町類型」も出土土器群の中で、際立っており、注意を払わなければならない土器である。本稿では、遺構出土で複数の土器群と共伴する例を類例資料として挙げたため、比較資料としては4個体となるが、若干ながら、上ノ平I遺跡31号住居跡1との比較を試みてみよう。

先にも述べたが、「焼町類型」の特徴的な文様要素としては口縁部環状突起がある。勝坂3式や加曾利E I式古段階の土器群と共伴する「焼町類型」は環状突起が突出する特徴を見せる。「焼町類型」の突起に関しては、既に長谷川福次氏により詳細にその変化が述べられており(長谷川2001)、ここでは詳細を省くが、今回類例で挙げた「焼町類型」口縁部突起を図11に集めた。2～4は大型環状突起を突出させ、下端に双環状突起を付す構成である。1の環状突起と下端突起に注意すると、両突起を併せた形態は双環状突起を縦位に付した形態に近く、それまで「正位」に付けられていた双環状突起が縦位に付せられた状態を見ることができる。また、「焼町類型」の口縁部大型環状突起は内面にも環状意匠を充てる例が多く、このことからも、単独の環状突起ではなく、あくまでも双環状突起の形態を基本にした口縁部突起装飾と判断できよう。また、1・3・4には斜位小型双環状突起が大型突起下に付けられており、これも重要な文様要素の一つと考えられている。このようにみると、上ノ平I遺跡31号住居跡1の「焼町類型」は、突起そのものがかなり退化した印象がある。双環状突起が斜位に付せられ、下端に付せられる突起も斜位に移動している。「焼町類型」内部で、大型環状突起に対する意識が変化したのであろうか。

次に、31号住居跡1の体部文様構成を類例資料から見ると、道訓前II JP-9土壤1が体部一帯構成をとり、曲降線による渦巻文の在り方や波頂下の主幹線の連接など類似要素が多い。文様構成上は先にも述べたように、体部下半の横位区画線の有無に大きな差があるが、その他の体部文様要素は両者の時間的な僅差を想起させよう。

本稿の類例資料には掲載されなかったが、「焼町類型」には、体部に大型橋状把手が付される例がある。31号住居跡1には、三連の橋状把手が四單位設けられている。口縁部突起と一体化した橋状把手は、懸垂文構成をより際立たせる効果にもなっており、文様の一部となっている。「焼町類型」に橋状把手が付せられる例としては、渋川市行幸田山遺跡A区1号土坑(大塚1987)、道訓前JP-14土壤に出土例がある。両者とも口縁部突起下に設けられ、口縁～体部文様の基軸ともなっている。

このように、31号住居跡1の「焼町類型」は多くの類例があり、その中でも安定的な様相を示している。口縁部突起が小型化する変化は見られるが、典型的な「焼町類型」とみることができよう。おそらく、「焼町類型」の



図11 「焼町類型」口縁部環状突起諸例

後半階の所産とみることができよう。

さらに31号住居跡は「焼町類型」に共伴する個体数が、これまでの群馬県内の該期遺構出土例からみると、量的な充実を見る。長野県川原田遺跡の諸例には及ばないが、浅間山周辺という本遺跡の地理的条件を勘案すると、「焼町類型」を扱う集団・集落が濃密に分布していた証左と考えたい。後述するが、幸神2号住居跡にみる、炉体土器に「焼町類型」が使用されていた事象を併せて考えてみたい。上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器群は、「焼町類型」が日常居住の痕跡として見ることができた住居跡出土土器群なのである。

#### 4-2. 波状口縁深鉢について

31号住居跡出土土器2の類例として、旭久保6号土坑2を挙げた。両者とも、口縁部は楕円状区画文、体部は三角形区画文を配し、区画内に沈線が充填する共通性がある。特に、区画内沈線充填手法は、「焼町類型」後半階の体部文様にも見られる手法であり、筆者も、旭久保6号土坑2を「焼町類型」の変化と思考した経緯がある。しかしながら、今回31号住居跡2が旭久保6号土坑と同様に「焼町類型」と共伴した事例を踏まえると、31号住居跡1や旭久保6号土坑1に見る「焼町類型」は安定した文様構成であり、共伴する波状口縁深鉢2個体を「焼町類型」の変形形式とすると、「安定形」と「変形形」の共伴様相が一定化しており、「変形形」としての多様性を失うことになる。さらに検討を要しよう。

31号住居跡出土土器3も波状口縁深鉢である。報告書図では波底部を正面としているが、ここでは、波頂部を正面とし、可能な限り文様を復元した。31号住居跡2に比して波形状態は緩やかな波状を描くようだ。ただ、文様構成は、31号住居跡2とほぼ同様で、口縁部文様帶楕円状区画、体部方形区画、体部下半は楕円状の区画が配された様相は、極めて近い様相であり、同種の土器群とも判断できよう。5の充填文様は短沈線を主体とするが、沈線充填手法として包括でき、体部の方形区画間に刺突文充填手法を施した区画文を配する。これは「焼町類型」と近い文様要素とも捉えられるが、この充填手

法のみで、「焼町類型」と判断できないだろう。

31号住居跡2及び3は、口縁部楕円区画と体部三角形区画・下半の楕円状区画は比較的単純な文様構成であり、特に区画内沈線充填手法や刺突文充填手法は該期の文様要素として、様々な土器群に採用される手法である。31号住居跡1にみる典型的な「焼町類型」の文様構成とは、大きな差があるのは否めないだろう。言い換れば、異系統土器群が共存するこの時期にあって、単純な文様構成と充填手法を主する土器群の位置付けは、周辺の土器群の文様構成や文様要素を受容しやすい土器群と見ることができよう。このことからも、31号住居跡2や3を「焼町類型」と判断するには、慎重な判断が必要と考える。筆者自身は、加曾利E I式古段階における「焼町類型」のある種の方向性から、波状口縁に文様施文手法を転写した現象と考えている。

新堀東源ヶ原遺跡164号住居跡1も波状口縁深鉢である。31号住居跡2や3の類例としては不適当な文様構成であるが、勝坂3式や勝板系に近い土器と考えた。ただし、波頂部下の双環状突起と隆線による半溝巻き状意匠は「焼町類型」に共通する文様要素であり、相互の関係性を窺わせる資料である。

このように、波状口縁深鉢の類例を見るに、施文手法や文様要素から、31号住居跡2・3あるいは旭久保例や新堀東源ヶ原例を「焼町類型」と判断するのではなくべきかもしれない。安定した文様構成を示す「焼町類型」が存在し、一部の手法が波状口縁深鉢に模倣あるいは転写した結果とみておきたい。ただ、この波状口縁深鉢の母体となるべき土器群に関しては、寺内氏の論考（寺内2003）を踏まえ、長野県域や群馬県西部・北西部の該期波状口縁深鉢を精査しなければならないだろう。

#### 4-3. 台付き深鉢について

上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器群で特徴的な器種として、図4-10の台付き深鉢がある。台付き深鉢は、深鉢や浅鉢という中期主要器種の中において、出土量も少なく主体的な器種ではないが、住居跡出土土器群の組成に加わる例もある。台部には透かし孔が設けられること

が多いことから、特殊な儀礼用の用途も想起されよう。本例を「勝坂系」と判断したが、双環状突起を付す例は、新堀東源ヶ原164号住居跡4に類似する。164号住居跡の器種組成をみると、勝坂式の深鉢を主体に、波状口縁深鉢（1）や特殊な鉢（3）、台付き深鉢（4）が共伴する様相である。勝坂3式、あるいは勝坂系を主体とした、比較的単純な土器群の組成と見ることができる。一方、上ノ平I遺跡31号住居跡は系統差を持つ深鉢が多数共伴し、波状口縁深鉢や浅鉢、台付き深鉢が加わる組成である。両者の時期差及び地域差を考慮すべきではあるが、波状口縁深鉢に加え、台付き深鉢が組成に加わる様相は、注意しておきたい器種組成である。

新堀東源ヶ原164号住居跡4および上ノ平I 31号住居跡10とともに勝坂3式・勝坂系である。双環状突起を口縁部下に付し、正面観を強調している。また、体部下半に区画縫帶を設け、体部文様帶を一帯構成にしている。縫帶による環状意匠・半渦巻き状意匠を主幹文様とし、沈線と三叉文・刺突文などによる充填文様を施す。特に31号住居跡10は半肉彫手法に近く、共伴する他の土器文様施文手法とは差が見られる。この傾向は新堀東源ヶ原164号住居跡4にも認められ、勝坂式相互の共伴内で台付き深鉢に施文手法の差を認めることができよう。また、共伴する他の土器群に比して、矢羽状の刻みなどはやや古相を示す文様である。あるいは、台付き深鉢は、共伴する土器群と比して、異系統あるいは古相の土器文様を充てる傾向を想定できよう。今後、台付き深鉢の文様変化や土器組成内の在り方など検討課題となる。

これまで、筆者は土器群の組成として、型式・類型の組合せによる地域差や時期差、さらには個体間の相互影響を考えてきたが、上ノ平I 31号住居跡や新堀東源ヶ原遺跡164号住居跡のように特定器種が組成に加わる現象も重視しなければならないだろう。中期土器には後期のそれのように器種文様は該当しない傾向にあるが、出土土器の組合せを考える際には、器種・器形も留意しなければならないだろう。その際、器種組成としての位置付けと文様組成としての組合せなのか、非常に難しい判断が伴う。ただ、器種も型式も混在した、組成判断は避けるべきではある。器種は器種組成から、文様は型式組成を踏まえて判断していくべき。

このように、上ノ平I 遺跡31号住居跡出土土器は、個々のレベルでも、様々な問題を提起する。今回は「焼町類型」・波状口縁深鉢・台付き深鉢と3つの視点で位置付けを試みたが、他に縄文施文する特徴的な一群、例えば「三原田類型」・「勝坂系」など他の土器群に対しては、分析が及ばなかった。稿を改めて様相把握を果たしたい。

## まとめ

本稿は本来ならば、上ノ平I 遺跡の報告書まとめて掲載すべきものであるが、事業団紀要の紙面を借りて、長々と土器の説明を加えて恐縮の至りである。また、31号住居跡出土土器に注目し、その資料価値を高めるべく、各個体に注目し、類例をあたたのであるが、筆者自身の分析不足もあり、当を得た分析には至らなかつた。特に、縄文施文する一群に対しては分析不足である。加曾利E 1式土器の波及と大木8 b式の影響さらに「勝坂系」などの土器群が介在しつつこれらの土器群を存在させている。加えて、阿玉台III式・IV式の存在も無視できないだろう。

その中で、31号住居跡出土土器群は住居跡出土は住居跡出土現象を踏まえ、周辺遺跡の住居跡出土土器類例を探ってみた。これまで、県内の該期土器組成で住居跡出土土器群で構成された例としては、富士見村見眼遺跡1号住居跡・向吹張遺跡J-8 A号住居跡、川市（北橋村）六反田1号住居跡などが挙げられるが、その他の良好な出土土器組成を見せる例は、土坑出土に集中しており、住居跡より他の土器群と共伴する例は極めて少なかった。一方、長野県域の「焼町類型」は住居跡出土土器群の中核を占める形で組成の中に加わる様相を示している。筆者もこれまで、群馬県と長野県の「焼町類型」を比較検討する際に、住居跡出土の「焼町類型」と土坑出土の「焼町類型」を同等のレベルで研究対象にしてよいのか、若干不安に感じていた。土坑出土による埋置状態と住居跡出土による廃棄状態の差は、時期・段階的な差は元より、当時の埋置・廃棄意識の差を考慮しなければならないだろう。時間差を語るだけの遺構出土ではなく、「なぜ、その遺構から、その状態で出土したのか」を踏まえて、遺構別による、共伴土器資料の在り方も今後の検討課題とした。

ともあれ、群馬県域で「焼町類型」を含む住居跡出土資料が出土した例は、土器相互の比較分析上も有効といえよう。居住痕跡のある遺構・住居跡から、「焼町類型」が出土した例は先に挙げた、見眼遺跡などがあるが、本遺跡周辺では、長野原町幸神遺跡2号住居跡より、「焼町類型」が炉体土器として検出されている（中沢他2008）。共伴資料に恵まれていないが、当地域が、「焼町類型」を主体的に含む土器文化圏内として位置付けられたのは、意義深いことである。川原田遺跡にみる土器組成と同様な土器組成が吾妻川流域にも存在し得る蓋然性を示唆したといえよう。

さて、31号住居跡出土土器群の時間的な位置付けであるが、類例資料からは、「焼町類型」の様相と「三原田類型」・「勝坂系」の共伴を重視すれば、道訓前JP-9土壤出土土器が、同時期の土器組成と考えられよう。また、旭久保6号土坑出土土器も、波状口縁深鉢の文様構成の

類似性及び「焼町類型」と勝板3式の存在から、31号住居跡出土土器と相前後する段階と見て良いだろう。同様に住居跡出土組成で見た川原田遺跡J-5号住居跡5は勝板式体部文様が安定した区画文構成を示す。31号住居跡30の大型深鉢体部文様はやや崩れた様相を示しているため、J-5号住居跡は若干先行する様相を示す。これは「焼町類型」環状突起の様子からも看取できよう。最後に新堀東源ヶ原遺跡164号住居跡ではあるが、加曾利E-I式古段階の土器が幾つか見られるが、共伴する勝板式は3式を主体としており、31号住居跡よりは先行すると考えたい。本稿では、新堀東源ヶ原164号住居跡出土土器群は、波状口縁深鉢と台付き深鉢の共伴例として評価をしたい。

本稿では触れなかった土器の一つに31号住居跡21がある。この土器は、斜格子状の貼付文が特徴的である。一見、口縁部は長野県中・南部に分布する特徴的な土器群に類似するが、体部に連弧状の隆線が付され、繩文が施文される。この土器も特異な様式構成であり、問題点は多い<sup>10</sup>。

上ノ平I 遺跡31号住居跡の位置付けとして、「焼町類型」と波状口縁深鉢、台付き深鉢に注目し、類例や組成の中での在り方を探ってみた。分析は不十分であり、課題を残したままである。今回は、特徴的な類型群の共伴実態と、それとは別に特徴的な器種が加わる組成として、31号住居跡出土土器群を位置付けておきたい。

従来、加曾利E I式古墳群の土器群は、個々の個体が独自性を持ち、類型群相互の関係が複雑な様相を示していることで知られる。31号住居跡出土土器もその渦中にあり、極めて個性溢れる様相を呈す。それに加えて、台付き深鉢等を加えた特徴ある種器組成を示している。この両側面を備えた組成からなる上ノ平I遺跡出土土器の提示する問題は、さらに検討を加えなければならないだろう。再々検討が必要である。その際に、本稿で示した筆者の分析はともかく、国示し得た土器実測図は是非参考にしていただきたい。

以上、紙数の限りよりも、時間の制約が多く、検討不十分な分析になってしまった。31号住居跡出土土器にとっては、不名誉なことだろう。再度、分析・研究の機会を持ち、出土土器の資料価値を更に高めていきたい。

上ノ平I 遺跡整理作業中にもかかわらず出土土器観察の機会を与えて頂いた報告書編集の瀧川仲男氏に深謝申し上げる。出土土器観察の際には、福田貴之氏と日沖剛史氏にも出土土器の位置付けなど、多くの意見や観察視点をご教示いただいた。特に日沖氏には再実測・トレースの際に、文様の復元やトレース線種など、氏のご意見

が大変参考になった。

また、本稿執筆の際、出土土器の観察に関しては事業団普及情報課のご配慮を賜った。上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器資料化にあたっては、ハッカダム調査事務所補助員の皆さんのご助力を得ている。その他に、下記の方々にお世話になった。記して感謝したい（敬称略・順不同）。

井草峯子・小川卓也・狩野君江・篠原信子・新保純子・  
鈴木徳雄・関 智賀子・高橋清文・寺内隆夫・深井美紀・  
丸山里見・矢口裕之・割田博之

株式会社測研・有限会社毛野考古学研究所・八ヶ場ダム  
調査事務所職員諸氏

註

- 1) 長野原町川原田・川原田地区の発掘調査は近年本格化したばかりで、今後、多くの新資料の検出に見込まれ、期待が高まる地域である。
  - 2) 山口逸弘 2000 「「勝板式」という未開拓たち－勝板式以降における文様構成の模式と収斂化」、「群馬考古学手稿」10群馬県立総合文化センターが位置付けた用語である。加曾利E式土器群における勝板式の伝統を残した土器群を扱ったのであるが、系統的な段階的なものと明確な解説も立ちぬままで今日に至っている。土器型式の継続性、地盤の差異と変化など、この土器群に関わる課題は多く、再度検討しなければならない土器群である。
  - 3) 山口逸弘 2001 「道訓前進跡I出土の三原田型深鉢について」「道訓前進跡II・北橋村教育委員会を踏まえて、このタイプの土器群を「型式」としての位置付けを提起している次第である。「類型」として、研究の進展を図る方向を提起したい。
  - 4) 「異なる系の土器群の共存現象」(佐藤達夫, 1974)として位置付けられる。中期中葉末は、東日本各地で様々な類型群が共存した結果、加曾利E式→新規型→加曾利E式 IIへと収斂化が果たされる。上ノ平I遺跡31号住居跡出土土器群も、各個体が独自性を見せ、型式としての识别性を見出せない。類型群の共存と判断したい。
  - 5) 報告書図では、断面分布図が横割りによっており、座面・流入・流出方向の判断が困難である。傾斜地での調査では、床面から土器までの距離よりも、床面で使用されていた土器なのか、座面・流入の所産などの因果関係が優先されるべきである。本稿でも、詳細な断面分布図を提示できず、デジタルデータの断面図での掲載になった。ご寛容ねがいたい。
  - 6) しかしながら、住居跡埋土・覆土中に別種の同色調を埋土とする土坑などが重複した場合、住居跡一括発掘などの判断は困難である。その場合、調査時の視察・所見がより重要であろう。
  - 7) 本稿で掲載した川原田J-5号住以外にJ-11号住・J-12号住などで、「焼類型」を組成の中心におき住居跡出土土器群がある。
  - 8) 新堀町原・原道跡以外には、下田道遺跡(下田町・現富岡市)、妙押遺跡(安中市)などで同様形態落葉形が示されているうちに、中期落葉形が群在する地域である。これは、筆者らが調査する、妻川流域も同様な様相であり、既往集落が近距離にある実態と背後を検討しなければならないだ。
  - 9) 久保雄蔵氏は正式報告は未刊行ではあるが、6号土坑出土土器に関しては、長谷川氏により、道訓前進跡報文に關連資料の一つとして実測圖が掲載されている。また、図示した3個体以外にも範文施文キャリーパー状態が共伴する。

卷首文字

<sup>10</sup> 参考文献  
赤山容造 1990 「三原田遺跡 第2卷」 群馬県企業局

- 大賀 健地 1997 「新堀東源ヶ原道路」松井田町道路調査会
- 大塚昌彦他 1987 「行幸田山道路」浜川町教育委員会
- 小林謙一 2004 「長野県群馬県にかけての地域の鐵紋中期中葉土器の編年研究」『國立歴史民俗博物館研究報告』第120集 国立歴史民俗博物館
- 小林謙一 2004 「東信・北関東地方の鐵紋中期中葉土器の生産と流通についての予測」同上
- 佐藤達夫 1974 「土器型式の実態—五領・台式と勝板式の間—」『日本考古学の現状と課題』 吉川弘文館
- 佐藤雅一 2005 「魚沼地方における道尻手道路出土土器の編年学的位置付け」『道尻手道路跡』新潟県中魚沼郡津南町教育委員会
- 野村一寿 1984 「[塩尻市焼町遺跡] 1号住居址出土土器とその類例の位置付け」『中部高地の考古学』 長野県考古学会
- 瀧川伸男他 2008 「上ノ平 I 道跡」御群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 寺内隆夫他 1986 「磐久保道跡」長野県岡谷市教育委員会
- 寺内隆夫 1999 「浅間山東側からの視線、西側からの視線—焼町土器の成立をどうとらえるか—」『長野県考古学会誌』67号
- 寺内隆夫 1997 「川原田道路範文時代中期中葉の土器群について」『川原田道路』長野県御代田町教育委員会
- 寺内隆夫 2003 「從原田道路第IV類土器の系譜—焼町土器成立期の1類型について—」『下総考古学』
- 寺内隆夫 2004 「千曲川流域の範文時代中期中葉の土器—焼町土器、および北関東地域との関係を中心に—」『國立歴史民俗博物館研究報告』第120集 国立歴史民俗博物館
- 中沢 恒悟 2008 「山根垣道跡(2)・上原IV道路・幸神道路」御群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 堤 隆徳 1997 「川原田道跡」長野県御代田町教育委員会
- 長谷川櫻次 1999 「道訓前道跡II 道構・遺物」「北橘村村内遺跡VII 北橘村教育委員会
- 長谷川櫻次 2001 「道訓前道跡の焼町土器」「道訓前道跡」北橘村教育委員会
- 上肥 孝・長谷川櫻次 1986 「田中田・森谷戸・見駒遺跡」富士見村教育委員会
- 羽島政彦 1987 「向吹張・岩之下・田中・寄居遺跡」富士見村教育委員会
- 山口逸弘 1989 「房谷戸遺跡」御群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 山口逸弘 1991 「新巻類型」と「焼町類型」の文様構成』『土曜考古』16 土曜考古学研究会
- 山口逸弘 1997 「川原田道跡「新巻類型」と「焼町類型」—両類型を取り巻く型式組成から—」『川原田道跡』長野県御代田町教育委員会
- 山口逸弘 2004 「群馬県における「焼町類型」の位置—異系統土器共存の一例角一』『國立歴史民俗博物館研究報告』第120集 国立歴史民俗博物館

# 群馬県の鍋被り葬・鉢被り葬と出土人骨

樋 崎 修一郎

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 1.はじめ          | 4.群馬県の鍋被り葬・鉢被り葬の考古学的事例 |
| 2.鍋被り葬・鉢被り葬の解釈 | 5.おわりに                 |
| 3.ハンセン病        |                        |

## ——要　旨——

「鍋被り葬」あるいは「鉢被り葬」は、被葬者の頭部に鉄鍋や擂鉢を被せて埋葬するという特殊な葬法である。この葬法の解釈としては、「病気説」と「お盆説」とがあり、民俗事例では「病気説」は東北地方に多く、「お盆説」は関東地方や西日本に多い傾向があり、群馬県においては「お盆説」が有力である。

本稿では、群馬県出土鍋被り葬・鉢被り葬と出土人骨を再検討した。群馬県においては、横瀬古墳群（富岡市）・二之宮谷地遺跡（前橋市）・下高瀬上之原遺跡（富岡市）・宮崎浦町遺跡（富岡市）・塚越遺跡（桐生市）の5遺跡が認められている。

横瀬古墳群の2号墓坑は鉄鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であり、被葬者には古病理として梅毒の可能性が認められた。しかしながら、今回、本遺跡人骨を実見することはできなかった。二之宮谷地遺跡の61号墓坑は擂鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、被葬者には古病理は認められなかった。今回、本人骨の顔面を復元し、写真及び計測値を掲載した。下高瀬上之原遺跡の4号土坑は、片口鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、被葬者には古病理は認められなかった。今回、本人骨のクリーニング・復元・観察・計測を行い、写真及び計測値を掲載した。宮崎浦町遺跡の1号墓坑は擂鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、2号墓坑は鉄鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であったが、残念ながら人骨は取り上げておらず被葬者の古病理の有無の確認は不可能であった。塚越遺跡は、内耳鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であるが、人骨を実見することはできなかつたため、被葬者の古病理の有無の確認はできなかつた。

群馬県においては、5遺跡6例が知られており、「鍋被り葬」が3例・「鉢被り葬」が3例と半々に認められた。この内、人骨が調査されているのは、3遺跡3例であり横瀬古墳群2号墓坑出土人骨には梅毒の可能性が認められたが、他の2例には古病理は認められなかつた。但し、ハンセン病及び梅毒は、罹患していても人骨に痕跡を残す割合は低いために、確実に病気に罹っていなかつたとまでは断定できない。現在のところ、群馬県においては「お盆説」が有力であることが推定された。

## キーワード

対象時代 中世・近世

対象地域 日本・群馬県

研究対象 鍋被り葬・鉢被り葬・古病理

## 1.はじめに

「鍋被り葬」あるいは「鉢被り葬」は、中近世の墓坑で被葬者の頭部に鉄鍋や擂鉢を被せて埋葬するという特殊な葬法である。分布域は、中部・関東・東北地方と主に東日本に多く発見されている(桜井、1992・2001・2004；閑根、2004)。

この特殊な葬法の民俗学的説明として、「ハンセン病で亡くなった者」という病気説・「お盆の期間に亡くなった者」というお盆説・前出の「双方」という双方説の3つがある。

大きな傾向としては、東北地方には病気説が、関東地方・西日本にはお盆説が、茨城県・神奈川県・長野県では双方説が知られている(桜井、2004)。お盆説については、お盆にはあの世から仏様が帰ってくるのに、逆にお盆に死んであの世にいく。そうすると、皆にいじめられて頭を殴られるので、痛くないように鍋を被せて埋葬すると説明されている。

なお、本稿では、現在では「ハンセン病」と呼ばれ使われない「癪病」あるいは「癪」という用語を使用しているが、これは、歴史的記述を扱うためであることを付記しておく。

## 2. 鍋被り葬・鉢被り葬の解釈

「鍋被り葬」あるいは「鉢被り葬」の解釈には、「お盆死亡説」と「病氣死亡説」とがあり、場所によってはその両方の折衷説がある。

### (1) お盆死亡説

お盆死亡説は、関東地方や西日本に記述が認められる。以下に、文献から事例を紹介する。

①徳島県海部郡海陽町(旧宍喰町)では「死者にスリ鉢をかぶせ」というとある(土井、1983)。

②愛知県豊橋市(当時、三河吉田領)の江戸時代の文献には、以下のような記述がある。

「盆前に死にたる者には、焰烙を冠せて葬る也。さるは途中にて聖雪に行進ふ時に、我々は聖婆へ行くを何とて冥途へは来るぞと云ひて頭をたくなり。其時に此焰烙なくては頭が痛む故なりとぞ。……此月中は焰烙を買ふ事を忌むもの多し。」(土井、1983)

③愛知県幡豆郡一色町(旧幡豆郡佐久島村)及び同県知多郡南知多町(旧知多郡日間賀島村)では、「盆の十三日に往生した者には焰烙を被せる。それは仏に行きあうときに頭を叩かれるからである」(平瀬、1979)。

④長野県諏訪地方では「死者に小鉢をかぶせる」というとある(土井、1983)。

⑤長野県伊那市(旧上伊那郡美和村)では、「盆のときには死んだ者、または七月に入つてから死んだ者、或いは七月も七日以後に死んだ者に、ヒキバチを被せる風がある」(平瀬、1979)。

⑥埼玉県幸手市(旧北葛飾郡幸手町)では、「盆迄に四十九日の忌明が終らぬ死者には擂鉢を被せる」(平瀬、1979)。

⑦栃木県足利地方では、「盆中に死んだ者には擂鉢を被らせる」(平瀬、1979)。

⑧群馬県渋川市(旧勢多郡北橘村)では、「盆迄に四十九日の忌明が終らぬ死者には、半紙に擂鉢の絵を書いて頭に載せてやらぬと、あの世で頭を叩かれる」(平瀬、1979)。

⑨群馬県においては、「盆前四十九日内の死者に対しては擂鉢を被せるとあり、最近は擂鉢の絵を載せておく」という(都丸、1972)。

### (2) 病氣死亡説

病氣死亡説は、東北地方を中心に主に東日本に記述が認められる。

①山形県高畠町では「らい病等で死亡した人の場合は、遺体の上になべをかぶせた」(桜井、2004)。

②新潟県新発田市では「ドス(ハンセン病)で死んだ者の棺には鍋を被せて埋めた」とある(桜井、2004)。

③滋賀県や石川県の事例では「ハンセン病の場合、鍋をかぶせて埋めた」とある(土井、1983)。

### (3) 双方説

双方説は、お盆死亡説と病氣死亡説の両方の説があるもので、茨城県・神奈川県・長野県に認められる。茨城県では、「癪や結核等で死亡した者・盆の間に死亡した者・新しい村に住んだ者が死亡した場合、土鍋・鉄鍋・擂鉢・焰烙を被せて埋葬する」という(桜井、2004)。

## 3. ハンセン病

### (1) ハンセン病

ハンセン病は、結核菌と同じ抗酸菌の仲間に属する細菌(*Mycobacterium leprae*)によって生ずる感染症である。

この病気は、人類に顕著に認められるが、チンパンジー やアルマジロにも認められる。ハンセン病は、1873年にルルウェーの微生物学者A.G.H.ハンセンにより発見され発見者にちなんで命名された。

### (2) ハンセン病の起源

ハンセン病の起源はよくは確かめられていない。文献では、紀元前600年のインドの医学書に記載が認められるという。一説には、アレクサンダー大王の東征により、地中海地方やヨーロッパにもたらされたと言われている(Steinbock, 1976)。

### (3) 日本におけるハンセン病の歴史

文献では、「日本書紀」に、推古天皇の20(612)年に、百濟からの帰化人に白登の記載が認められる(山本、1997)。また、天長10(833)年の「令義解」には、悪疾とは白登であるという記載がある(山本、1997)。但し、



図1 「鍋破り葬」・「鉢破り葬」人骨出土地 [桜井(2004)を改変]

病氣死亡説：青森県・岩手県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・千葉県・石川県に認められる。

お盆死亡説：栃木県・群馬県・埼玉県・東京都・愛知県・奈良県・鳥取県・大分県に認められる。

双方説：茨城県・神奈川県・長野県に認められる。



図2 「鍋破り葬」・「鉢破り葬」民俗事例伝承地 [桜井(2004)を改変]

これらの文献記載は、本当にハンセン病なのか、あるいは梅毒や結核等の症状と混同されている可能性もある。

出土人骨で確かめられた事例は、非常に少ない。青森県根城跡から頭部に内耳鉄鍋を被せた状態で出土した江戸時代(1600年頃)の壮年期女性人骨による報告(森本、1995)と神奈川県由比ヶ浜南遺跡出土の中世前期に属する壮年期女性人骨による報告(平田他、2001)がある。

前者の根城出土人骨には切歯窩の異常な拡大が認められており、後者の由比ヶ浜南遺跡出土人骨には四肢骨に肉芽腫性炎症及び中手骨や足の末節骨に菲薄化し鉛筆の先のようなになった状態が認められたという。

東京都老人総合研究所の古病理学者、鈴木隆雄によると、1959年に発掘調査が行われた神奈川県極楽寺遺跡出土人骨にハンセン病の疑いのある人骨が含まれているという(鈴木、1998)。しかしながら、これらの人骨は未報告であるため、将来的な精査が望まれる。

#### (4) ハンセン病の症状

ハンセン病の病型には、①壊死型・②類結核型・③未定型・④混合型の4種類に分かれる。①の壊死型では、慢性的な鼻炎と顔面中央部の骨の破壊を引き起こし、②の類結核型では四肢末梢の神経に萎縮が起きるために、手や足の指の骨に変形がもたらされるといい、骨にまで病変が残る率は、約15%~77%であるというが、15%程度が正しいという意見もある(鈴木、1998)。

#### (5) ハンセン病の骨病変

ハンセン病の骨病変としては、顔面頭蓋部の鼻の梨状口下線と前鼻棘の骨萎縮・上顎骨中央部の萎縮と歯槽部の後退による切歯の生前脱落・硬口蓋表面の炎症性変化による骨の菲薄化や小孔・多孔の形成が特徴的である(鈴木、1998)。

ハンセン病と一部で症状が似る梅毒では、頭蓋全体の病変・鎖骨・胸骨・上腕骨両端部・橈骨・尺骨・大腿骨下半部・脛骨が特徴的である。

また、同様に結核では、結核性骨関節炎が上腕骨・大腿骨・脛骨の両端部に認められる。さらに、結核性脊椎炎(脊椎カリエス)の場合には、脊椎に強度の変形が見られる。腰椎では約50%・胸椎では約40%に認めらるという。

ハンセン病と他の病気とを区別できる部位は、顔面中央部及び手足の末節骨・中手骨・中足骨・脛骨・腓骨ということになる。しかしながら、現実的には、中近世の人骨で手足の骨が良好に残存することは非常に少なく、海岸部で発見された由比ヶ浜南遺跡の場合は例外的と言わざるを得ない。そこで、群馬県の現状も含めて、通常は、顔面中央部に着目し、さらに、脛骨と腓骨の両方が罹患している場合はハンセン病の可能性が高いと言えることになる。

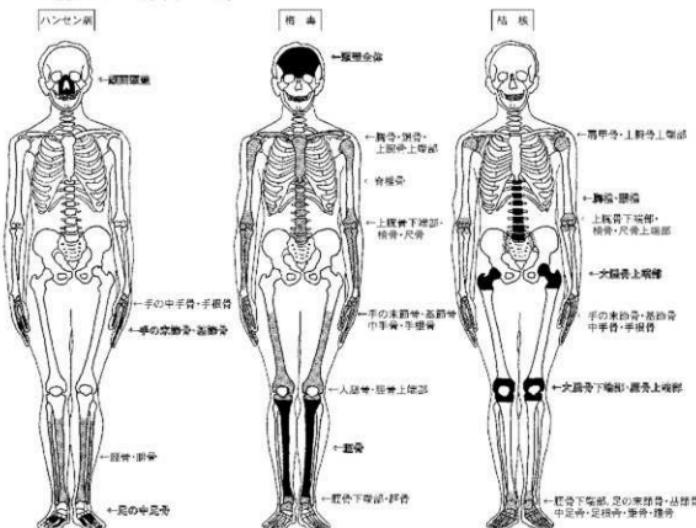


図3 「ハンセン病」・「梅毒」・「結核」の骨病変好発部位 [Steinbock (1976) を改変]

#### 4. 群馬県の鍋被り葬・鉢被り葬の考古学的事例

群馬県において、鍋被り葬・鉢被り葬の考古学的事例は、横瀬古墳群(富岡市)・二之宮谷地遺跡(前橋市)・下高瀬上之原遺跡(富岡市)・宮崎浦町遺跡(富岡市)・塚越遺跡(桐生市)の5遺跡が認められている。以下に、報告書の刊行年順に検討する。

##### (1) 横瀬古墳群【よこせ古墳群】

所 在 地：群馬県富岡市上高瀬西横瀬・松ノ木谷戸

発掘調査：群馬県富岡市教育委員会

調査期間：1987(昭和62)年9月～1988(昭和63)年11月

報告書：『横瀬古墳群』(1990年)

遺構：古墳時代後期の古墳群。

墓 坟：4号墳の埴丘から、2基の墓坑が出土した。この内の2号墓坑が、鉄鍋の鍋被り葬であると推定されている。残念ながら、報告書には、2号墓坑の規模・平面図・写真の記載は無い。しかしながら、出土人骨の報告の中に、直径約64cmと記載されている。

時 代：近世

副 葬 品：注口付鉄鍋1点・短刀1点・煙管「雁首」1点・寛永通宝15点。報告書には、副葬品の内、短刀のみ実測図が掲載されているが、鉄鍋の実測図の掲載は無い。被葬者：被葬者は、壮年期後半の男性1個体である。左右の脛骨及び左右腓骨の内側面に、増殖性骨膜炎の古病理が認められた(森本・吉田、1990)。本土人骨について、富岡市教育委員会に出土人骨の有無を問い合わせたが、同教育委員会には保管していないとの回答を得た。恐らく、出土人骨を記載した聖マリアンナ医科大学が保管しているとのことで、実際の出土人骨を観察することはできなかった。したがって、以下に故森本岩太郎と吉田俊爾【現・日本歯科大学】による人骨報告を抜粋する。なお、当該報告書には人骨及び歯の計測値の記載は無い。

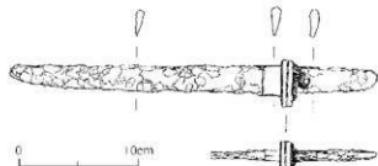


図4 横瀬古墳群2号墓坑出土短刀実測図(富岡市教委、1990)

森本・吉田(1990)より抜粋

出土人骨の埋葬状態：写真で人骨の解剖学的位置関係は自然であること。墓坑の大きさが直径64cmであること等を考慮し、座位の姿勢で埋葬されたと推定。鉄鍋は、人骨を被うように最上部から出土した。

出土人骨の残存状態：

①頭蓋 左右の頸骨・頭蓋底・前頭の中央部・下頸骨を除く顔面頭蓋の中央部等が欠損している。下頸骨は右下

頸枝を欠く。

②脊柱 腰椎の上下間接突起片が1個・仙骨前面の破片が2個ある。肋骨片が2個ある。

③上肢骨 左右の上腕骨・左桡骨・左右の尺骨がある。

④下肢骨 左右寛骨・左大腿骨・右膝蓋骨・左右脛骨・左右腓骨が残っている。左寛骨は、寛骨臼月状面・腸骨体の破片が残存している。右寛骨は、寛骨臼・腸骨体・腸骨翼下部が残存している。右寛骨の大座骨切痕は完全に残っていないが、その形態は鋭い湾曲を示す。左大腿骨は、上端を欠く。脛骨は、左が上端と骨体中央部約10cm・右が骨体上部3分の1残っている。腓骨は、左骨体の下半・右骨体の三分の1・上部片約5cmが残っている。

⑤手の骨 右の有鈎骨・月状骨等の手根骨・左右不明の中手骨片4個・指骨3個。

被葬者の個体数：1個体。

被葬者の性別：男性。乳様突起は比較的大きく膨隆し、外後頭隆起の膨隆度はブローカ[Broca]の第2度である。

被葬者の死亡年齢：壮年期。3主要縫合は、内外板とも骨結合化は見られない。歯の咬耗度は、マルティン[Martin]の第2度である。

被葬者の形態：鼓室骨裂孔・副頸孔は左右とも無く、インカ骨も認められない。下頸骨の下頸角は鋭く外側に張り出し、いわゆるエラの張った顔貌の持ち主だった想像される。歯槽性突顎がある。左大腿骨体の断面示数は、上部が7.3で超広型に属し、中央部が124.0を示し、強いビラステルの形成が見られる。

被葬者の古病理：

①鱗触【虫歯】 下顎右M1【第1大臼歯】・同M2【第2大臼歯】には、鱗触が認められる。

②増殖性骨膜炎【梅毒の疑い】 左右の脛骨内側面上部にはやや広汎性に増殖性骨膜炎像が認められる。左右腓骨片の内側面には、広汎性に増殖性の骨膜炎像が認められる。これらの炎症像を観察すると、骨表面は凹凸で骨増殖している部分の中に、小孔が無数に見え、慢性的に疾病が経過したことが伺える。この場合、原因疾患としてまず考えられるのが梅毒である。梅毒の骨での好発部位は頭蓋・胸骨・鎖骨・脛骨・腓骨と言われ、また両側性に発病するのか特徴という。四肢骨で梅毒の炎症が進むと骨体が肥厚し、髓腔が狭窄すると言われるが、そこまで病状は進行していない。梅毒の経過は長いので、個体の年齢が壮年期であることを考慮すればこの程度の病状であることは不自然ではない。また、2号墓坑壮年期男性人骨の場合は鉄鍋を被って埋葬されていた。このことは、本人骨が忌むべき疾病に属することを示唆するものであるかもしれない。しかし、今回見られた下頸骨の慢性的骨膜炎像をただちに梅毒と言いつけるだけの証明は無いので、ここでは梅毒である可能性を捨て切れないことだけを指摘するにとどめたい。



写真1-1. 頭蓋骨前面観

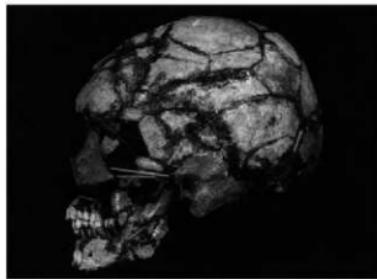


写真1-2. 頭蓋骨左側面観



写真1-3. 四肢骨

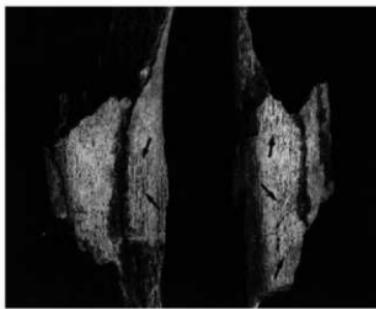


写真1-4. 左右胫骨古病理（増殖性骨膜炎）

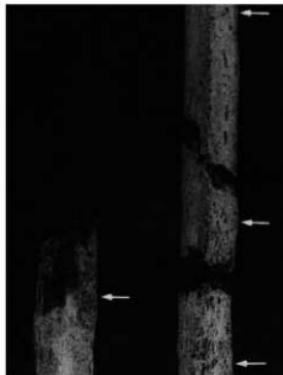


写真1-5. 左右胫骨古病理  
(増殖性骨膜炎)

写真1 横瀬古墳群2号墓坑出土人骨（森本・吉田、1990）

## (2) 二之宮谷地遺跡【にのみややち遺跡】

所 在 地：群馬県前橋市二之宮町谷地

発掘調査：健群馬県埋蔵文化財調査事業団

調査期間：1986(昭和61)年9月～1987(昭和62)年8月

報 告 書：『二之宮谷地遺跡』(群埋文、1994)

遺 構：古墳時代後期～奈良・平安時代堅穴住居・近世墓坑

墓 坑：8基あり、その内61号墓坑は鉢被り葬である。

時 代：近世

副 葬 品：壺鉢1点・煙管火皿部1点・寛永通宝6点

土坑形状：不整形

土坑規模：長径90cm・短径71cm・深度80cm

被 葬 者：約10歳の男性被葬者が出土している。出土人骨には、ハンセン病や結核に罹患した痕跡が認められな

いことから、お盆の期間中に亡くなった人に対する儀礼であると推定している(宮崎、1994)。

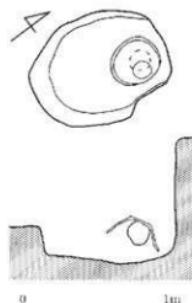


図6 二之宮谷地遺跡61号墓坑平面図  
[群埋文(1994)を改変]

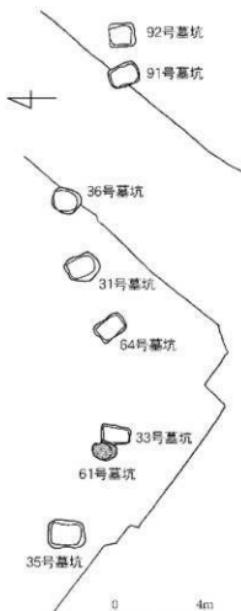


図5 二之宮谷地遺跡墓坑位置図  
[群埋文(1994)を改変]

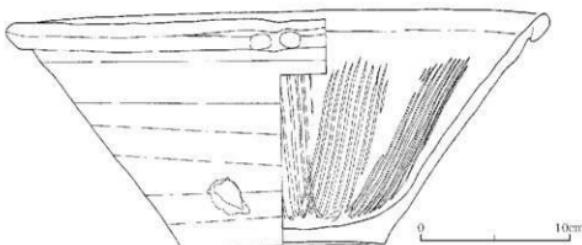


図7 二之宮谷地遺跡61号墓坑出土壺鉢実測図(群埋文、1994)



写真2 二之宮谷地遺跡61号墓坑出土状況写真〔左：擂鉢を被った状態、右：擂鉢を取り除いた状態〕（群埋文、1994）



写真3-1 前面観

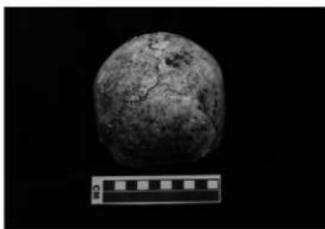


写真3-2 後面観



写真3-3 右側面観



写真3-4 左側面観

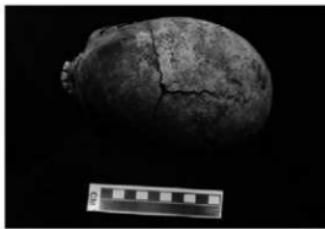


写真3-5 上面観

写真3 二之宮谷地遺跡61号墓坑出土人骨頭蓋骨

## 宮崎(1994)より抜粋

**出土人骨の埋葬状態:**頭頂部を北にし、顔を西に向けていたが、体幹骨・体肢骨の埋存状況は不明である。したがって、埋葬姿勢はわからない。

**出土人骨の残存状態:**頭蓋骨以外は、わずかに残存。

**被葬者の個体数:**1個体

**被葬者の性別:**男性

**被葬者の死年齢:**約10歳。頭蓋骨の縫合線は、外板・内板共にまだ融合しておらず、口蓋縫合も融合していない。軸椎の椎体骨端・蹠骨の近位骨端部・指骨の近位骨端・中手骨の遠位骨端・第1中手骨の近位骨端がまだ融合していない。上顎左第2乳臼歯・下顎左右第1乳臼歯・第2乳臼歯の5本がまだ乳歯として残存している。永久歯は、中切歯・側切歯・左上頸大歯がすでに萌出し、萌出途上にある。

**被葬者の形態:**

- ①頭蓋骨 頭頂部がやや高いが、眉弓はほとんど降りておらず、前額部は狭く前額部の側面靱はほとんど鉛直で、前頭筋節は発達している。上顎線は発達が悪くてはつきりせず、外後頭隆起はほとんど降りていない。乳様突起は小さくて発達が悪く、眼窩は比較的小さい。下顎角はあまり発達しておらず、眼窩上切痕は湾状である。
- ②四肢骨 上腕骨の骨体横断示数は80.8で、桡骨の骨体断面示数は67.6、大腿骨骨体中央横断面示数は97.3、脛骨の骨体中央部における胫示数は82.0で正脛である。
- ③被葬者の古病理:上顎右第2乳臼歯の歯根は、近心側の3/4が鈍歯(C3)によりなくなっている。

## 本報告者註:

本報告者が、改めて古病理を観察したが、顔面部及び四肢骨には古病理は認められなかった。しかしながら、被葬者の死年齢が約10歳という点を考慮すると、骨に影響が出来る前に死亡した可能性も考えられる。被葬者の鈍歯は、鈍歯では無く、乳歯から永久歯に萌え変わる際に歯根が吸収され、脱落する直前であると推定される。

報告書に、頭蓋骨計測値が掲載されており、それには、91号土坑とあるが、91号土坑出土人骨の頭蓋骨は残存状態が悪いため、これは、61号土坑頭蓋骨の計測値であると推定した。実際、人骨を再計測したところ、数値が一致した。

今回、本報告者が顔面部を復元し計測した結果、顔高[47]は93mm、上顎高[48]は53mmという結果を得た。

## 表3 二之宮谷地遺跡出土人骨まとめ

土坑No	土坑形状	土坑規格(cm)			副葬品	被葬者
		長径	短径	深度		
31号土坑	丸五方形	125	104	38	寛永通宝1点	個体数 性別 死亡年齢 1個体 男性 約年齢
33号土坑	長方形	107	74	36	菊皿2点・寛永通宝13点	1個体 男性 約年齢後半～老年期
35号土坑	長方形	139	100	57	御内美濃皿2点・寛永通宝8点	1個体 不明 約年齢
36号土坑	丸五方形	113	97	112	銚目1点・寛永通宝1点・印加1点・ビーズ玉1点	1個体 女性 約年齢
61号土坑	不整形	90	71	80	播磨1点・煙管火薬1点・寛永通宝6点	1個体 男性 10歳
64号土坑	長方形	90	71	80	皿1点・寛永通宝5点	1個体 女性 老年期
91号土坑	不整形	116	87	47	寛永通宝17点・酒米錢1点	1個体 男性 約年齢後半～老年期
92号土坑	方形	100	93	75	寛永通宝17点	人骨の残存状態が悪いため、不明

表1 二之宮谷地遺跡61号墓坑出土人骨頭蓋骨計測値(宮崎, 1994)

計測項目(Martin's No.)	計測値	計測項目(Martin's No.)	計測値
1 脳頭蓋最大長	180.0	62	口蓋長
1 d ナジョン脳頭蓋長	174.0	63	口蓋幅
2 グラベラ・ニーン長	158.5	63a	口蓋最大幅
2 a ナジョン・ニーン長	154.5	66	下顎骨幅
3 グラベラ・ムダ長	175.0	67	前頭骨幅
3 a ナジョン・ムダ長	174.0	68	下顎長
4 a 側頭骨最大長	79.0	68a	下顎骨側長
4 b 側頭骨最大長	57.0	69a	下顎結合高
8 脑頭蓋最大幅	122.0	69(1)	下顎骨高
8 a 脑頭蓋側頭幅	122.0	69(2)	下顎骨M(2)
9 小頭骨幅	85.7	69(3)	下顎骨厚
10 a 前頭骨最大幅	10.1	69b	下顎骨厚M(2)
12 最大後頭幅	100.0	70	下顎骨厚
48 上顎高	51.0	70a	投射下顎高
48(1) 頭骨高	43.1	70(1)	前下顎高・筋跡高
48(2) 下顎高	41.2	70(2)	最小下顎高
54 眼輪	21.0	70(3)	下顎切歯深
57 齒骨最小幅	6.7	71	下顎骨幅
57(2) 齒骨上幅	7.2	71a	最小下顎骨幅
61 前上顎槽突起高	60.5	71b	下顎骨厚
61(2) 前上顎槽突起幅	39.5	71(1)	下顎切歯幅

註1. 計測値の単位は、「mm」である。

註2. 被葬者は約10歳であるので、計測値の比較は掲載しなかった。

表2 二之宮谷地遺跡61号墓坑出土人骨歯冠計測値

歯種	二之宮谷地61号					
	中世時代人*	近世時代人*	現代人*	中世時代人*	近世時代人*	現代人*
	右	左	右	左	右	左
I 1 MID	10.3	9.6	8.48	8.29	8.78	8.67
I 1 BL	7.3	7.4	7.22	7.00	7.32	7.07
I 2 MID	8.4	6.58	6.85	6.53	6.97	6.75
I 2 BL	生前脱落	6.9	6.55	6.26	7.4	6.52
C MID	8.4	9.96	7.43	8.01	7.66	7.94
C BL	未萌出	8.7	8.50	7.94	8.66	8.03
P 1 MID	7.5	7.6	7.25	7.02	7.41	7.23
P 1 BL	10.0	10.4	9.46	9.03	9.67	9.39
P 2 MID	7.0	6.87	6.69	7.00	6.82	7.02
P 2 BL	未萌出	9.8	9.39	8.88	9.55	9.29
M 1 MID	10.9	10.9	10.45	10.09	10.61	10.18
M 1 BL	11.9	12.0	11.81	11.30	11.87	11.79
M 2 MID	9.6*	9.65	9.42	9.88	9.48	9.91
M 2 BL	未萌出	12.4	11.72	11.19	12.00	11.52
M 3 MID	BL	未萌出	未萌出	—	—	8.94
I 1 MID	6.2	6.4	5.42	5.22	5.45	5.32
I 1 BL	6.2	6.22	5.78	5.61	5.78	5.88
I 2 MID	6.7	(5.7)	6.04	5.78	6.09	5.97
I 2 BL	6.6	6.8	6.22	5.98	6.29	6.11
C MID	未萌出	未萌出	6.88	6.55	7.06	6.69
C BL	未萌出	未萌出	7.82	7.33	8.04	7.39
P 1 MID	7.0	6.96	7.32	7.05	7.31	7.19
P 1 BL	8.1	7.72	8.26	7.85	8.06	7.77
P 2 MID	11.2	11.4	11.45	11.12	11.27	11.29
P 2 BL	未萌出	未萌出	8.49	8.06	8.68	8.53
M 1 MID	11.7	11.9	11.56	11.06	11.72	11.14
M 1 BL	10.7	10.9	11.06	10.49	11.15	10.62
M 2 MID	11.06	10.65	11.39	10.78	11.70	10.89
M 2 BL	10.55	9.97	10.75	10.21	10.53	10.20
M 3 MID	未萌出	未萌出	—	—	—	10.96
M 3 BL	未萌出	未萌出	—	—	—	10.28

註1. 計測値の単位は、すべて「mm」である。

註2. 中世時代人の計測値は、Matsumura(1995)より引用。M 3のデータは無い。

註3. 強調してある数字は、宮崎(1994)には、「19.6」とあるが、「9.6」の誤りであると推定される。

## (3) 下高瀬上之原遺跡〔しもたかせうえのはら遺跡〕

所 在 地：群馬県富岡市下高瀬

発掘調査：財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

調査期間：1988(昭和63)年11月～1990(平成2)年5月

報 告 書：『下高瀬上之原遺跡』(群埋文、1994)

遺 構：縄文時代多々な住居・弥生時代土坑・古墳時代堅穴住居・近世墓坑等。

墓 坑：12基の墓坑が出土しているが、この内、4号土坑が鉢被り葬である。

時 代：近世

副 葬 品：片口鉢〔唐津18世紀〕1点・碗1点・輪宝状の飾り金具6点・煙管雁首及び吸口1点・寛永通宝11点

土坑形状：隅丸長方形

土坑規模：長径1.09m・短径80cm・深さ50cm

被 葬 者：4号土坑の被葬者は、青年期後半～壯年期前半〔35歳～45歳〕の男性であると推定されている(緑川、1994)。



図8 下高瀬上之原遺跡墓坑位置図〔群埋文(1994)を改変〕



図9-1 人骨出土平面図

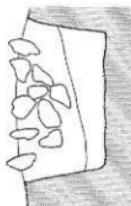


図9-3 土坑断面図



図9-4 土坑平面図



図9-2 人骨出土断面図



図9-5 片口鉢

図9 下高瀬上之原遺跡4号土坑断面図・出土遺物実測図〔群埋文(1994)を改変〕



写真4 下高瀬上之原遺跡4号墓坑人骨出土状況写真[左：多数の石で覆われて片口鉢を被った状態、右：石を取り除いた状態]（群埋文、1994）



写真5-1 前面観

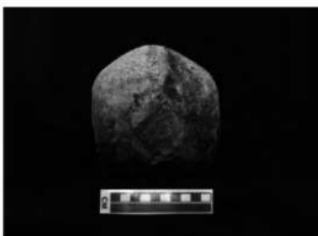


写真5-2 後面観



写真5-3 右側面観



写真5-4 左側面観



写真5-5 上面観



写真5-6 下面観

写真5 下高瀬上之原遺跡4号墓坑出土人骨頭蓋骨





写真 6—1 下高瀬上之原 4 号土坑出土人骨上肢骨

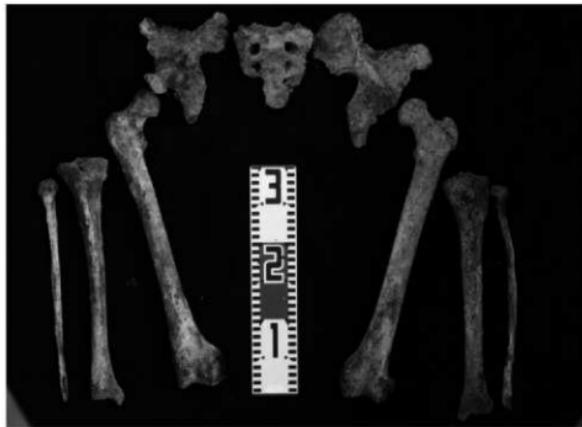


写真 6—2 下高瀬上之原 4 号土坑出土人骨下肢骨

写真 6 下高瀬上之原 4 号土坑出土人骨四肢骨

表 6 下高瀬上之原道路出土人骨まとめ

土坑No.	土坑形状	土坑規模(cm)			副葬品	被葬者		
		長径	短径	深度		個体数	性別	死亡年齢
4号土坑	楕丸長方形	109	80	50	片口鉢1点・碗1点	1個体	男性	青年期後半～壮年期前半(35歳～45歳)
5号土坑	楕丸長方形	123	96	80	肥前系骨組頭2点・寛永通宝16点	1個体	女性	老年期(60歳以上)
9号土坑	楕円形	112	88	48	肥前系陶器碗1点・寛永通宝11点・不詳1点	1個体	男性	壮年期後半(45歳～55歳)
10号土坑	楕円形	123	102	70	土師質土器皿2点・水菜通宝1点・寛永通宝9点	1個体	女性	壮年期(40歳～55歳)
12号土坑	楕丸長方形	116	84	37	陶器皿2点・火打金1点・熊野元宝1点・寛永通宝12点	1個体	男性	不明
16号土坑	楕丸長方形	134	91	59	陶器碗1点・皿2点・火打金1点・寛永通宝12点	1個体	不明	不明
18号土坑	楕丸長方形	122	98	68	縦管雜音1点・吸口1点・寛永通宝13点	1個体	男性	不明

表7 下高瀬上之原遺跡4号土坑出土頭蓋骨非計測的形質

観察項目	4号土坑		
	右	中央	左
前頭縫合	—	—	—
眼窓上孔	破損	—	破損
眼窓下孔	破損	—	破損
額頭孔	—	—	—
内側口蓋管骨橋	—	—	—
第3後頭孔	—	—	—
前頸結節	—	—	—
明門孔脣孔溝跡	—	—	—
咬合竹裂孔	+	+	—
頸靜脈孔二分	—	—	—
頸管開存	破損	—	破損
横頸骨縫合痕跡	破損	—	破損
頸頂切痕骨	—	—	—
アストリオン骨	—	—	—
後頭乳突縫合骨	—	—	—
外耳道骨橋	—	—	—
顎舌骨筋神經溝骨橋	—	—	—
ラムダ小骨	—	—	—
舌下神經管二分	—	—	—
横後頭縫合痕跡	—	—	—

註1：「+」は有ることを、「-」は無いことを示す。

註2：「破損」は、人骨が破損していて観察不能であることを示す。

表8 下高瀬上之原遺跡出土人骨四肢骨計測値及び比較表

上腕骨	下高瀬上之原遺跡4号			由比ヶ浜南遺跡(中世)			近世人骨			現代人		
	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$
1 上腕骨最大長	—	281mm	309.21mm	279.33mm	296.8mm	269.7mm	295.9mm	272.4mm	—	—	—	—
4 下端幅	破損	50mm	—	—	59.6mm	—	59.0mm	49.9mm	—	—	—	—
5 中央部大径	20mm	20mm	22.22mm	20.40mm	22.7mm	19.6mm	—	—	—	—	—	—
6 中央部小徑	19mm	19mm	17.10mm	14.80mm	17.7mm	14.9mm	—	—	—	—	—	—
7 脊骨最小周	破損	65mm	62.15mm	55.33mm	63.5mm	54.1mm	62.3mm	54.1mm	—	—	—	—
7 a 中央周	65mm	66.00mm	59.90mm	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11 滑溝幅	破損	21mm	21.47mm	20.00mm	23.1mm	18.8mm	23.6mm	19.1mm	—	—	—	—
6 : 5 骨体断面示数	95.0	95.0	77.04	72.94	78.3	76.6	—	—	—	—	—	—
7 : 1 長厚示数	—	23.1	20.13	19.15	21.4	20.1	21.1	19.9	—	—	—	—
機骨	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$
4 骨体横径	17mm	17mm	16.45mm	14.40mm	16.6mm	14.4mm	16.5mm	14.6mm	—	—	—	—
4 (2) 頸横径	破損	13mm	13.19mm	12.25mm	—	—	—	—	—	—	—	—
5 骨体矢状径	12mm	12mm	11.97mm	10.60mm	11.9mm	9.8mm	11.8mm	9.8mm	—	—	—	—
5 (2) 頸矢状径	破損	13mm	14.80mm	13.00mm	—	—	—	—	—	—	—	—
5 (4) 頸周	破損	45mm	45.24mm	40.40mm	—	—	—	—	—	—	—	—
5 : 4 骨体断面示数	70.6	70.6	73.11	73.43	71.8	68.4	71.8	67.4	—	—	—	—
大腸骨	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$
1 大腸骨最大長	392mm	395mm	415.85mm	386.50mm	413.8mm	377.9mm	412.1mm	381.8mm	—	—	—	—
6 骨体中央矢状径	(25mm)	27mm	27.32mm	25.06mm	28.3mm	24.8mm	27.6mm	24.5mm	—	—	—	—
7 骨体中央横径	(26mm)	29mm	26.27mm	24.13mm	27.4mm	24.1mm	26.3mm	23.0mm	—	—	—	—
8 骨体中央周	(83mm)	90mm	84.90mm	77.69mm	87.2mm	76.9mm	83.7mm	73.8mm	—	—	—	—
9 骨体大横径	(32mm)	34mm	31.01mm	28.69mm	30.7mm	26.5mm	31.0mm	27.9mm	—	—	—	—
10 骨体大矢状径	23mm	24mm	23.95mm	21.94mm	27.8mm	25.5mm	25.6mm	22.4mm	—	—	—	—
15 頸曲度	28mm	29mm	32.16mm	29.00mm	32.5mm	28.3mm	33.6mm	28.1mm	—	—	—	—
16 頸矢状径	26mm	24mm	23.33mm	21.50mm	25.8mm	23.7mm	27.4mm	23.1mm	—	—	—	—
18 頸曲度	破損	44mm	44.49mm	40.83mm	46.5mm	40.9mm	46.4mm	40.2mm	—	—	—	—
6 : 7 骨体中央断面示数	(96.2)	93.1	104.49	104.2	103.9	103.1	105.4	107.3	—	—	—	—
10 : 9 骨体上断面示数	(71.9)	70.6	77.68	76.54	91.2	97.3	82.2	80.9	—	—	—	—
16 : 15 頸断面示数	92.9	82.8	—	—	79.5	84.1	81.2	82.0	—	—	—	—
腰骨	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$	右	左	$\sigma^2$
1 a 穩骨最大長	326mm	322mm	338.52mm	331.50mm	331.2mm	305.8mm	325.3mm	302.4mm	—	—	—	—
4 粗面近大矢状径	42mm	40mm	—	—	40.6mm	36.5mm	42.5mm	38.0mm	—	—	—	—
5 粗面近小横径	34mm	34mm	—	—	43.0mm	39.6mm	43.0mm	40.5mm	—	—	—	—
6 最大下端幅	42mm	44mm	51.71mm	49.00mm	49.6mm	43.6mm	51.3mm	45.8mm	—	—	—	—
7 下端幅	32mm	33mm	36.47mm	32.33mm	35.7mm	31.3mm	37.0mm	32.5mm	—	—	—	—
8 中央最大矢状径	28mm	26mm	29.26mm	26.14mm	28.9mm	25.3mm	28.7mm	25.7mm	—	—	—	—
8 a 穹黄孔位最大径	32mm	32mm	33.34mm	29.29mm	32.9mm	28.8mm	31.8mm	29.0mm	—	—	—	—
9 中央横径	20mm	21mm	21.05mm	19.71mm	21.6mm	18.9mm	22.8mm	20.3mm	—	—	—	—
9 a 穹黄孔位横径	22mm	23mm	23.50mm	21.57mm	23.7mm	21.2mm	25.1mm	22.5mm	—	—	—	—
10 骨体中央周	80mm	80mm	79.63mm	72.29mm	79.4mm	70.0mm	79.0mm	70.3mm	—	—	—	—
10 a 穹黄孔位周	87mm	89mm	89.93mm	81.00mm	89.3mm	78.1mm	88.9mm	81.9mm	—	—	—	—
9 : 8 中央横断面示数	71.4	80.8	72.12	75.41	74.7	72.4	78.7	78.7	—	—	—	—
9 a : 8 a 平扁示数	68.8	71.9	70.65	73.78	72.2	73.6	78.3	77.3	—	—	—	—

## (4) 宮崎浦町遺跡【みやざきうらまち遺跡】

所 在 地：群馬県富岡市宮崎

発掘調査：富岡市教育委員会

調査期間：1998(平成10)年5月～同年9月

報 告 書：『宮崎浦町遺跡』(富岡市教委、1999)

遺 構：弥生時代後期竪穴住居・古墳時代後期竪穴住居及び掘立柱住居・奈良時代竪穴住居・平安時代竪穴住居・中世～近世竪穴住居及び墓坑等。

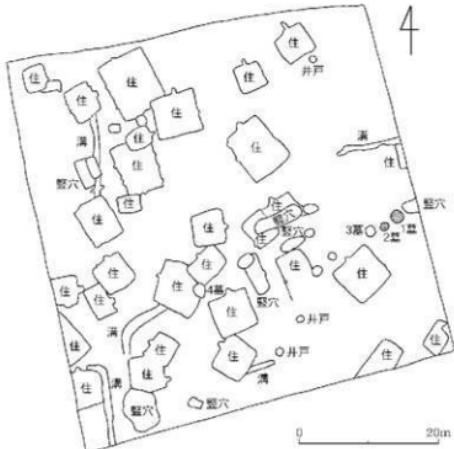
墓 坑：墓坑は4基出土しているが、1号墓坑が鉢被り葬であり、2号墓坑が鍋被り葬である。

時 代：近世

## 副 葬 品：

① 1号墓坑：捕鉢1点・大甕?

② 2号墓坑：鉄鍋1点・寛永通宝(点数の記載無し)・煙管(部位・点数・実測図の記載は無いが、写真で判断する限り、寛永通宝は少なくとも7点以上はある。また、

図10 宮崎浦町遺跡墓坑位置図  
[富岡市教委(1999)を改変]

煙管も雁首及び吸口が出土している)。

## 土坑形状：

① 1号墓坑：楕円形

② 2号墓坑：方形

## 土坑規模：

① 1号墓坑：長径1.8m・短径1.5m・深さ60cm

② 2号墓坑：一边1.2m・深さ70cm

人 骨：報告書には、人骨の出土の有無が記載されていない。発掘担当者に問い合わせをしたが、残念ながら、人骨は出土したもののが取り上げていないとの回答であった。



写真7 宮崎浦町遺跡 2号墓坑 [富岡市教委(1999)]



図12 宮崎浦町遺跡 1号墓坑出土捕鉢(左)・2号墓坑出土鐵鍋(右)実測図 [富岡市教委(1999)]

### (5) 塚越遺跡【つかごし跡】

塚越遺跡では、中世の終わり頃の鍋被り葬が出土しているということが、かみつけの里博物館で平成12(2000)年2月～同年4月まで実施された企画展「鍋について考える」で紹介されている(かみつけの里博物館、2000)。

桐生市教育委員会に問い合わせをしたが、報告書は作成されておらず、詳細は不明である。

## 5. おわりに

群馬県の、「鍋被り葬」と「鉢被り葬」の発掘調査事例を検討した。群馬県では、5遺跡6例が認められた。

(1) 横瀬古墳群の2号墓坑は鉄鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であり、被葬者には古病理として梅毒の可能性が認められた。

(2) 二之宮谷地遺跡の61号墓坑は、擂鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、被葬者には古病理は認められなかった。二之宮谷地遺跡61号墓坑出土人骨は、報告書掲載段階で、人類学的観察及び計測がなされていなかったため、今回、本報告者がクリーニング・復元を行い、観察及び計測を行った。

(3) 下高瀬上之原遺跡の4号土坑は、片口鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、被葬者には古病理は認められなかった。

(4) 宮崎裏町遺跡の1号墓坑は擂鉢を副葬品とした「鉢被り葬」であり、2号墓坑は鉄鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であったが、残念ながら人骨は取り上げられておらず被葬者の古病理の有無の確認是不可能であった。

(5) 塚越遺跡は、内耳鍋を副葬品とした「鍋被り葬」であるが、人骨を実見することはできなかったため、被葬者の古病理の有無の確認はできなかった。

上記6例の内、「鍋被り葬」が3例・「鉢被り葬」が3例と半々で認められた。この内、人骨が調査されているのは3遺跡3例であり、横瀬古墳群2号墓坑出土人骨には梅毒の可能性が認められたが、他の二之宮谷地遺跡61号墓坑出土人骨及び下高瀬上之原遺跡4号土坑出土人骨の2例には古病理は認められなかった。但し、ハンセン病及び梅毒は、罹患していても人骨に痕跡を残す割合は低いために、確実に病気に罹っているかとまでは断定できない。

したがって、群馬県において、「鍋被り葬」及び「鉢被り葬」の事例として引用する際は、横瀬古墳群2号墓坑の「鍋被り葬」・二之宮谷地遺跡61号墓坑の「鉢被り葬」・下高瀬上之原遺跡4号土坑の「鉢被り葬」の3例をもつて事例とすべきであると提唱したい。なお、塚越遺跡の「鍋被り葬」については、機会を改めて出土人骨を調査し、報告したいと考える。

## 謝辞

本論文を執筆するにあたり、写真及び図版の転載をご許可いただいた富岡市教育委員会に感謝いたします。また、富岡市教育委員会の石川雅俊氏、桐生市教育委員会の萩原清史氏、群馬県埋蔵文化財調査事業団の石守晃氏・大西雅広氏にご協力をいただいた。記して、感謝いたします。

## 引用文献

- [和文] (著者名の五十音順)
  - かみつけの里博物館 2000 「鍋について考える」、かみつけの里博物館
  - 桐原 健 1974 鍋を被せる葬風、「信濃」、26(8): 63-70
  - 朝鮮府埋蔵文化財調査事業団 1994 「二之宮谷地遺跡」
  - 朝鮮府埋蔵文化財調査事業団 1994 「下高瀬上之原遺跡」
  - 板井準也 1992 近世の鍋被り人骨の出土例とその民俗学的意義、「民族考古」、(1): 85-98
  - 板井準也 2001 近世の鍋被り葬と村境: 村落空間論との関わりから、「民族考古」、(5): 31-50
  - 板井準也 2004 「近世の鍋被り人骨について」、「墓と埋葬と江戸時代」(江戸道路研究会編)、p.154-178
  - 鈴木隆雄 1998 「骨から見た日本人」、講談社
  - 鈴木隆雄 2001 「骨考古学: ハンセン病」、「The Bone」、15(5): 97 (507): 101-151
  - 岡間透人 2003 鍋被り葬考: その系譜と葬法上の意味合い、「弘前大学人文学部人文社会論叢: 人文科学篇」、(9): 23-47
  - 井伏龍太郎 1983 「第5章 葬りの源流」、「日本民俗文化大系2. 太陽と月」、小学館、p.257-310。
  - 都丸九一 1972 「日本の民俗10. 群馬」、第一法規出版
  - 富岡市教育委員会 1999 「横瀬古墳群」
  - 富岡市教育委員会 1999 「宮崎裏町遺跡」
  - 平瀬鷹美 1979 「墓の先祖祭とナマボトケの問題」、「葬送墓制研究集成」、名著出版、p.310-321
  - 緑川 順 1994 「近世土坑出土人骨について」、「下高瀬上之原遺跡」、朝鮮府埋蔵文化財調査事業団、p.468-470。
  - 宮崎重義 1994 「二之宮谷地遺跡の人骨について」、「二之宮谷地遺跡」、朝鮮府埋蔵文化財調査事業団、p.351-362。
  - 森本岩太郎・吉田俊爾 1990 「『B』、横瀬古墳群出土人骨。歯について」、「横瀬古墳群」、群馬県富岡市教育委員会、p.115-129
  - 山本俊一 1993 「日本らしい史」、東京大学出版社
- [英文] (著者名のアルファベット順)
  - Aufderheide, A.C. & Rodriguez-Martin, C. 1998 "Encyclopedia of Human Paleopathology", Cambridge University Press
  - Brothwell, D. 1981 "Digging up Bones", Oxford University Press.
  - Brothwell, D. & Sandison, A.T. (eds). 1967 "Diseases in Antiquity", C.C. Thomas
  - Ortner, D.J. & Putschar, W.G. 1981 "Identification of Paleopathological Conditions in Human Skeletal Remains", Smithsonian Institution Press.
  - Ortner, Donald J. 2003 "Identification of Pathological Conditions in Human Skeletal Remains (2nd ed.)", Smithsonian Institution Press.
  - Steinbock, R.T. 1976 "Paleopathological Diagnosis and Interpretation", C.C. Thomas
  - Waldron, Tony 2008 "Palaeopathology", Cambridge University Press.

# 灌漑用水遺構・女堀の赤城山南麓への引水経路の検討

飯 島 義 雄

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1.はじめ                  | 3.「五代女堀」と「上小出女堀」の関係 |
| 2.前橋市上泉町周辺における地形と遺構の状況 | (1) 旧上小出村地区         |
| (1) 遺構等の位置             | (2) 旧下小出村地区         |
| (2) 赤城山と藤沢川            | (3) 旧北代田村地区         |
| (3) 女堀西端部の西部の検討        | (4) 旧下細井村地区・旧幸塚村地区  |
| (4) 「五代女堀」             | (5) 旧上沖之郷地区         |
| (5) 上泉城跡               | (6) 旧端気村地区          |
|                        | 4.まとめ               |

## —要旨—

赤城山南麓の端部に存在する中世初頭の灌漑用水遺構である女堀について、その取水先は前橋市の上小出町、同閏根町、あるいは桃ノ木川などと想定してきた。

筆者は前稿において、女堀の取水先は上小出町に存在した女堀の西部としたが、本稿では同所から女堀の赤城山南麓の西端部として異論のない上泉町に所在する女堀までの経路を検討した。

各種の地図や絵図、航空写真による情報を基にした検討の結果、女堀は、上小出町に存在した女堀から桃ノ木川の流路として選択された部分を経て東に向かい、端氣の台地の先端をかすめ、五代町に掘削した堀を経て、流路を変更された藤沢川へ通じ、上泉の集落内の藤沢川左岸から取水し、上泉町の女堀へ導こうと考えられた、と想定した。

今後、これまでの理解の枠組みを越え、新たな視点でキーポイントとなる地点での発掘調査が必要であると考える。

## キーワード

対象時代 中世

対象地域 赤城山南麓・広瀬川低地帯

研究対象 女堀

### 1.はじめに

赤城山南麓端部のゆるやかな斜面に、西から東へ規模の大きな堀跡とその脇の堤が断続的に遺存する。これは地元で女堀と呼ばれ続け、西部の前橋市上泉町の地から東部の伊勢崎市国定町（旧佐波郡東村西国定）に至る、長さ約13kmという長大な中世初頭の未完の灌漑用水道構である、とされる（図1 以下、特に断らない場合には、「女堀」とはこの上泉町から国定町までの遺構を指す）。

しかし、その取水予定地については以前から議論が分かれ、前橋市の上小出町、関根町、あるいは上泉町西部の桃ノ木川などとされ、見解は定まっていなかった。

筆者は、この女堀について、明治時代初期の地図や絵図、江戸時代の文献、そして赤城山麓の先の西部から南部にかけて広がる広瀬川低地帯内の遺跡のある方から、その取水予定地は現在の前橋市上小出町と岩神町の境に存在した「女堀」（以下、「上小出女堀」と呼ぶ。）の西部であり、女堀は当時も現在の前橋市街地の西部を流下し県庁の北部で東に流れを変えていた利根川の水を引水しようとしたものである、と想定した（飯島 2001）。この理解が正しいとすれば、その総延長は約17kmとなり規模の大きさはさらに際だつこととなる（図1）。

また、これまで女堀の赤城山麓への引水経路についても諸説があり、見解は統一されていない。実は、そのことが女堀の取水地の見解が定まらない要因でもあった。そうした状況の背景には、上記上泉町より東の女堀の経路については、赤城山麓を流下する河川の浸食によりその痕跡が失われていても、女堀を横断する各河川の旧河道あるいは沖積地の幅が比較的狭く、その両岸の連続性が視認しやすいものの、上泉町内では地形そのものが複雑な上に、昭和40年代に行われた土地改良事業による土地の改変等のため、その経路の視認が困難になってしまったことがある。

本稿では、女堀の赤城山麓への引水経路について、現地の地形的理解を踏まえ、現在得られる各種の絵図、地図、写真等の情報を基にして検討しようとするものである。女堀の歴史的意味を明らかにするためには、その実態の解明が不可欠であると考えるからである。

女堀は土地に刻まれた遺構であり、本来であれば発掘調査による確認が必要である。本稿はいわばその事前の準備作業であると位置付けている。現状で得られる限りの資料を集成して検討を行い、将来の発掘調査に向けた指針を得ることとしたい。

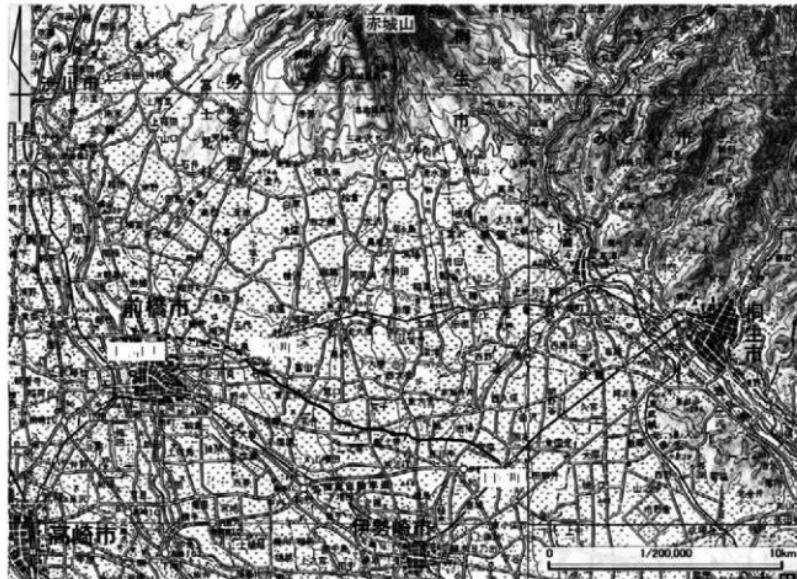


図1 女堀の全推定経路1/200,000 (国土地理院 1:200,000 「宇都宮」)

## 2. 前橋市上泉町における地形と造構の状況

本稿の目的とする女堀の赤城山麓への引水経路を検討する上で、まず問題となる上泉町の周辺の造構等の位置関係を確認し、その後、地形の特徴及び各造構の内容をみることとする。

### (1) 造構等の位置

現在、女堀の西端部とされている箇所は、前橋市街地の東部の前橋市上泉町に所在し、赤城山の南西部の山麓末端部に位置している(以下、「上泉女堀」と呼ぶ。図2)。その場所は上毛電鉄の線路が西から東に向かい、赤城山麓に掛かって北へカーブした地点にあたり、女堀の確實な西端部としては異論はない。そしてその西方約300mのところには、赤城山の西部から東南部にかけて、利根川が浸食して形成した広瀬川低地帯内を流れる桃ノ木川が南東流している。上泉町の南部における桃ノ木川の走向の延長部に「上泉女堀」が存在するようにも見える。

距離にしても走向にしても桃ノ木川と「上泉女堀」は容易に接続できるように思われる。しかし、地形のあり様がそのことを支持していないのである。

実は、その「上泉女堀」の隣接した北西部には赤城山麓から広瀬川低地帯に向かう河川により浸食された低地があり、その低地と桃ノ木川との間には北から微高地が延びており、女堀の桃ノ木川への接続を遮るように存在している。この微高地のあり方の理解が女堀の経路に対して大きな意味を持つことになる。そのさらに北西部の赤城山末端部には上泉町の集落が広がり、同集落の桃ノ木川寄りには戦国時代末期の上泉城跡が存在している。また、上泉町北西部に連なる前橋市五代町南部の南北に延びる丘陵地には、前述の土地改良事業が行われる前まで、北西部から南東部に向かう「古堀敷」と呼ばれた溝の跡が存在し、地元では「女堀」と呼ばれていた(以下、「五代女堀」と呼ぶ。)

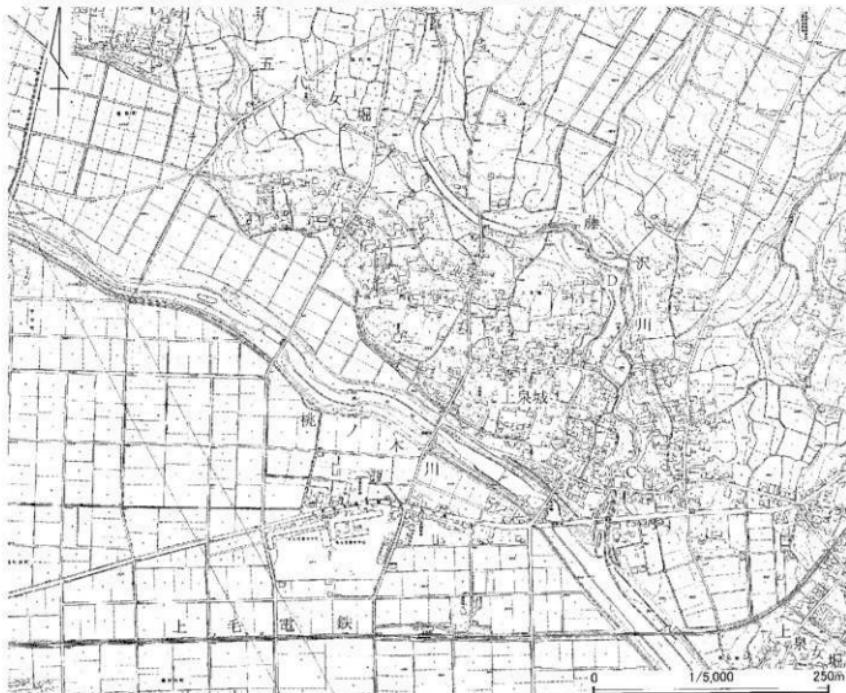


図2 前橋市上泉町を中心とした造構等の位置 1/10,000  
(前橋市役所 原図1/2,500「都市計画図49 (撮影 昭和43年7月 現調 昭和43年10月)」)

一方、上泉町の北部には、赤城山の西麓から南麓へ流下してきた藤沢川が上泉町の集落を迂回するように東流した後、上泉町の集落の東部を割くように南流し、上泉町の集落の南部で桃ノ木川に合流している。

このように、「上泉女堀」と桃ノ木川の平面的な位置関係と距離からすれば、女堀の引水先を上泉町西部の桃ノ木川とすることは無理がないとも思える。しかし、女堀北西部の低地と桃ノ木川との間には微高地があり、そこには東西方向に掘削した堀の痕跡が認められないである。女堀の引水先を桃ノ木川とすることのできない理由がここにある。

こうした地形と遺構のあり様の中で、女堀の赤城山南麓西端部の経路を如何に想定すべきか、以下、やや詳細に検討したい。

### (2) 赤城山と藤沢川

前述のように、前橋市上泉町の集落は赤城山の南西麓の端部に位置し、南東流する利根川が浸食して形成した広瀬川低地帯との間の崖上に立地する。

赤城山は約40～50万年前に活動を開始した成層火山で、その地形の歴史は、古い方から古期成層火山形成期、新期成層火山形成期、中央火口丘形成期の三つの時期に区分されている。新期成層火山の形成は約13万年前に始まり、4・5万年前まで続いた。その後山頂部にカルデラが形成され、約3.1～3.2万年前になると、山頂部で大規模な軸噴火が発生し、さらにその後カルデラの中で溶岩が噴出し、長七郎山や地蔵岳などの中央火口丘群が形成された（早田 1990）。

上泉町が立地する場所は、巨視的に見れば上記の新期火山形成期に発生した大胡火口流の堆積面の末端に、中央火口丘が形成された後に形成された白川扇状地の末端の堆積層が覆った地点である。そして、現在上泉町を東西に分離して南流し、上泉町の市街地の南で桃ノ木川に合流している藤沢川は、この大胡火口流の堆積面とそれに西方から覆い被さるように堆積した白川扇状地の堆積面の境を流下している（図2）。

この桃ノ木川と藤沢川の合流点の、東南東約400mの丘陵部に、女堀の確実な痕跡である「上泉女堀」が確認されるのである（図3）。本地域は昭和42年度から昭和44年度にかけ土地改良事業が行われ、地形の改変がなされており（前橋市農政部土地改良課 1975）、また、近年市街地化が進み、女堀の遺構の確認を困難にさせている。

そうした地形の形成と改変の中で、女堀の遺構のあり方が問題となる。

### (3) 女堀西端部の西部の検討

現状において女堀の西端部として視認できるのは、前橋市上泉町の南東部台地部に位置する上毛電鉄線路から南東方向に向けて深く掘削されて続く痕跡である。女堀を東部から追ってくると間違いないこの地点に到る。こ

の地点から現状の桃ノ木川までは西に向かって直線距離でわずか300mであるが、女堀の取水先はこの桃ノ木川であるとするのは根拠のないことではないと思われるが、その痕跡を認めることはできない。

こうした状況の中で、東方からたどれる女堀は、いかに取水先に連続させようとしたのであろうか。

これまで、女堀の赤城山麓への引き込み地については、一般的に前橋市上泉町であるとされてきた。しかし、具体的に言及されてきた例は少ない。その中でも、昭和18年から昭和25年にかけてその全線の踏査を繰り返し、戦後の土地改良前の遺構の状況を詳細に記録しているのが、周東隆一である。

周東は、女堀の赤城山麓西端部の状況を次のように記している（周東 1950）。女堀の「遺構の現存する最先端地点は、現在の上泉竹の花ブルの対岸桃ノ木川の岸から東方約150mの處で、堀割の址が西北から西南に向かって走り幅約20m、深さ大約3m、延長120mに及び東南端は小溝をへてて上電の線路に面し車窓から望見することができる。その底面の現在桃ノ木川の平常時水面との高差は体大2m位であらうか。尚その西北端を更に西北方に追求すると殆ど平夷されているが約80mの間明かに溝渠の址を識別することが出来、これは現在の桃ノ木川と金丸川（現在の「藤沢川」一筆者註）合流点、或は更にその上流上泉市街地を横断して県道に架せられた橋の上流100mの地点に迄延長することが出来るのではないかと思われる」と極めて重要なことを述べているのである。

周東が女堀を観察した時点に近い、戦後まもなくの昭和23年に米軍が撮影した航空写真（写真1）を基にして、周東が述べていることを確認してみよう。

上毛電気鉄道会社が昭和5年に建設した「竹の花ブル」（岩澤 1931）を基点にすると、周東の方位を示す際の基点の取り方に不明な点があるものの、「上電の線路」との位置関係から、「西北から西南に向かって走り幅約20m、深さ大約3m、延長120m」の「堀割の址」は上泉町の市街地の東部から東南部に伸びる微高地に存在する宝禅寺の南側に造された低地の連なり（写真1-A）であると理解されよう。そして、周東が「その西北端を更に西北方に追求」し「殆ど平夷されているが約80mの間明かに溝渠の址」とするのは、藤沢川左岸の上泉町市街地の南に認められる低地（写真1-B）であろう。さらに、「上泉市街地を横断して県道に架せられた橋」が「流通橋」であるとすれば、女堀はその「橋の上流100mの地点に迄延長することが出来るのではないかと思われる」としており、その北端部は流通橋の上流部で、南流した藤沢川が蛇行して西流に走向を変える地点（写真1-C、図3-C）と思われる。つまり、周東は女堀の痕跡は藤沢川左岸の上泉町流通橋上流部までたどれるとしているのである。そうであるとすれば、女堀の取水先は藤沢川

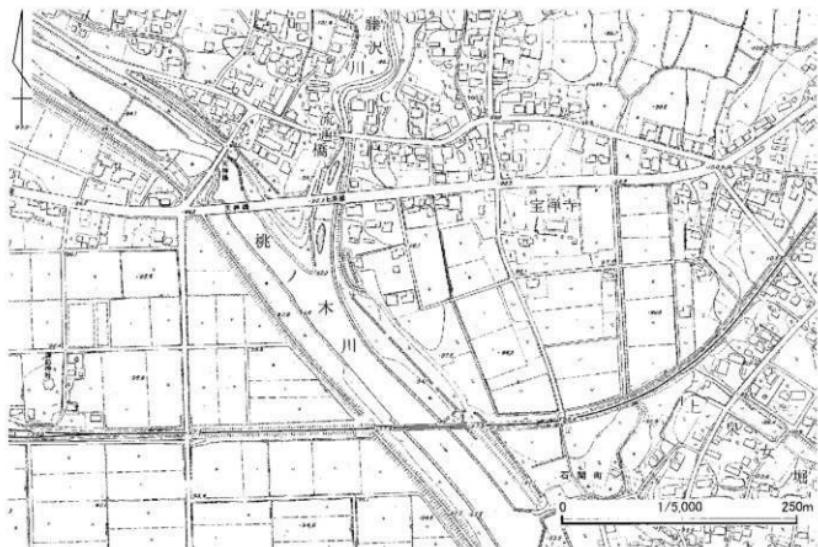


図3 前橋市上泉町東南部の道構等の位置 1/5,000  
(前橋市役所 原図1/2,500「都市計画図49 (撮影 昭和43年7月 現調 昭和43年10月)」)



写真1 昭和23年(1948)の前橋市上泉町東南部(国土地理院 原版 米軍撮影 昭和23年4月6日 R1250-103)

となるのであろうか。そのことを検討するため、周東が観察した上泉町における女堀の遺構の状況を、現状では遡れる限り最も古い資料である明治6年(1873)に作成された「地券発行にかかる地引絵図」で、地形面における連続性を小字名により、また低地か台地かの判断を地目によりみてみよう(図4)。「上小出女堀」でも認められたように(飯島 2001)、字名に堀の人工的な地形の変更が反映され、堀跡であれば周囲より低いために水田として利用され、隣接する高地の畑との関係から女堀の遺構の存在が推定される、とした見方を探るのである。

この絵図(図4)において、地目が中田・下々田・下々下田・亥新下日々下田・上麦田・中麦田・中下麦田・下麦田・屋敷田成・屋敷田成・中畑田成・下畑田成・下々畑田成・下日々畑田成・下田畑・下々田畑、そして中下麦田畑の田を抽出すると(アミ目が田)、宝禅寺の南部に帯状の水田が南東から北西方向に連続して存在し、上述の写真1で見た状況と基本的に同じであることが看取される。そして、「上泉女堀」である小字「女堀」と水田の低地のAの間には、南にややずれて「女堀」の字名が存在している。このことは、その北部の地割りの状況から、この地点がある時期に洪水堆積層で覆われ、地表面における女堀の痕跡が失われた結果の現象と思われる。そしてそれらの水田の隣接地は畑であり、この水田部分が周囲より低いことが推定される。また、写真1のBの部分も帶状に水田が存在し、周囲より低いことが確認される。このように、「上泉女堀」の北西部には一部断たれものの、連続した帶状の低地が存在し、「上泉女堀」はこの低地部を北西方向に向けて連なり、藤沢川の左岸で上泉町の集落の中央部の位置に取り付くと見られるのである。また、藤沢川のさらに上流部を見ると、東から南への走向の変換点附近(D)で、藤沢川から取水した用水路が同川の左岸沿いを南下し、上泉の集落の南部の水田(A・B)に引かれていることが確かめられる。これにより、女堀も同じルートで引水されていたとは即断できないが、少なくともこの時点では藤沢川から上泉女堀に向けて引水する地形的条件が存在していたことを示していくよう。その上で改めて地形図を見直してみると(図2・3・5・6)、藤沢川が東流から南流に変える地点Dの標高は100mで、流通橋の東詰の地点Cでも、さらに上泉女堀の山際の地点も標高は100mである。つまり、地点Dから地点Cの間の藤沢川に堰を設けて水位を上げ、地点BからA、そして上泉女堀の地へ以降を傾斜をもって連続して掘り下げれば、引水が可能となるのである。

近年の女堀の全面的な検討の中で、考古学的側面の研究の中心的役割を担った能登 健も、以前から取水点を藤沢川とする説を探っていた。その発掘調査の直後にまとめられた論考(峰岸・能登 1981)の、地形・湧水・莊園の各要素をそれぞれの研究者が分担し能登が編集し

た挿図の中で、女堀は上泉町の位置で藤沢川に接続されている。

その後、能登は「女堀の取水点は、前橋市上泉町地内にある。現在では、この地域の女堀は埋め立てられており、旧地形は失われている。しかし、地籍図による分析では、藤沢川左岸までは女堀の旧状を追跡することができる。これに対して右岸では、女堀を示す地割りがないことから、藤沢川左岸が取水点であることが想定できよう。ここは、藤沢川が桃木川に合流する地点から、やや藤沢川に入ったところにあたる」(能登 1989)とした。能登がこの分析で使った「地籍図」が何であるか不明であるが、申土地券発行にかかる地引絵図によれば、女堀は藤沢川までたどることは上述したとおりである。それを踏まえれば、確かに本地域は大きく地形の改変を受けているが、かつかとは言え旧地形の痕跡は遺存しているものと思われる。

能登は先に続けて「かつて、女堀は変流以前の旧利根川からの取水であろうと考えられていた。しかし、詳細な地形分析の結果、旧利根川の流路は広瀬川筋であることが判明しており、女堀の取水地点からは遠く離れていている。このことから、発掘調査時点では桃木川に取水堰が設けられたとの見解に訂正された。しかし、その後の地形調査の進展によって、この説についても問題が生じてきている。女堀の取水地点は藤沢川の河口から奥に入りすぎており、桃木川の水位との落差が大きすぎるなどから、新たな疑問がでてきたのである」(能登 1989)とした。少し読み込んで理解してみると、「詳細な地形分析の結果」、女堀築造時の利根川の流路は広瀬川筋であり、それに接して位置している「上小出女堀」の地を女堀の取水点として想定するには「上泉女堀」から「遠く離れすぎている」と述べているのである。

さらに、能登は「藤沢川は赤城山の山麓から流出する河川で、約11kmの長さである。この川は、第二次大戦後の灌漑技術の進歩によって、流域での水量は激減しているが、かつては女堀への通水を可能にするだけの水量があったと考えられる。現在、女堀の掘削痕跡は、この藤沢川より上方には延びていないと考えられている。もしもそうであるならば、ここでは藤沢川からの直接取水説を新たに提起しておこう」と続けている(能登 1989)。この女堀の藤沢川取水説については後述することとしたい。

そして、能登は「現在、女堀の掘削痕跡は、この藤沢川より上方には延びていないと考えられている」とするが、藤沢川の上泉町より上流部の五代町にも大きな溝の痕跡が存在する。次にその状況を見てみよう。

#### (4) 「五代女堀」

赤城山南麓の末端近くで上泉町の北西部に接する前橋市五代町に、緩やかに傾斜する台地上を北西から南東方向に走る「古堀敷」が存在した(図2・7、写真2)。前



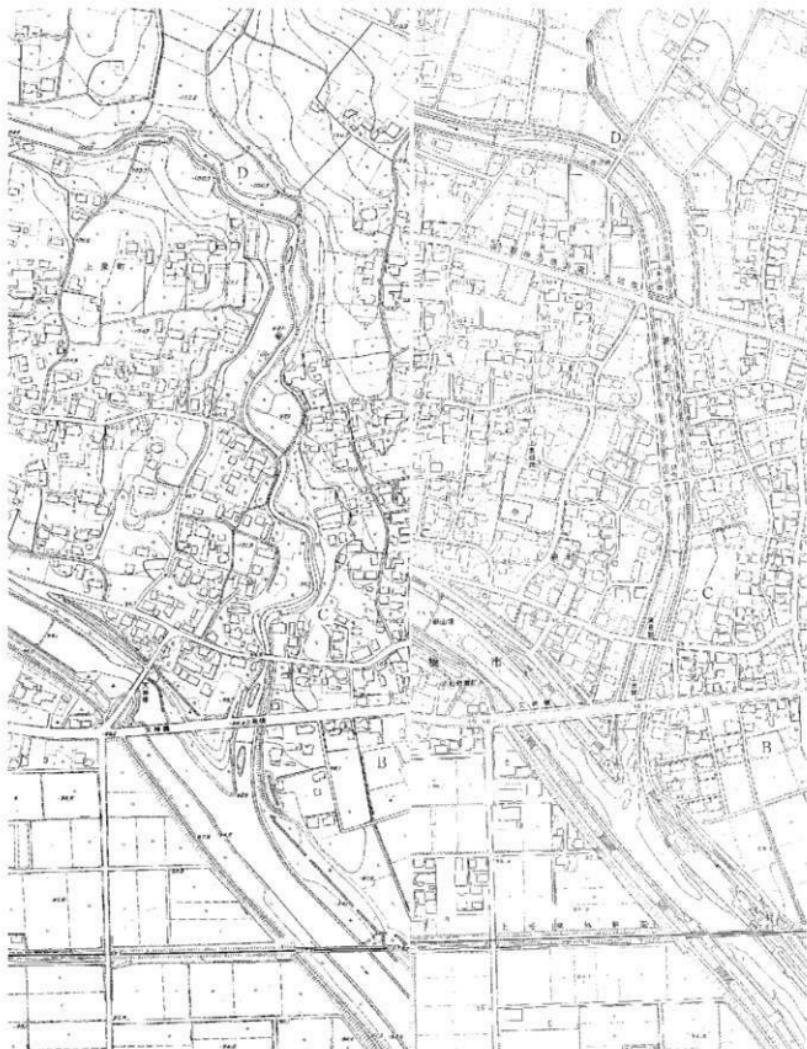


図5 前橋市上泉町における藤沢川の周辺① 1/5,000

(前橋市役所 原図1/2,500「都市計画図49 (撮影 昭和43年7月 現調 昭和43年10月)」)

図6 前橋市上泉町における藤沢川の周辺② 1/5,000

(前橋市役所 原図1/2,500「前橋市現形図53-2 (撮影 平成15年1月 現調 平成15年9月)」)

述の昭和40年代に実施された土地改良事業（前橋市農政部土地改良課 1975）によりその痕跡はほとんどなくなってしまったが、地元で女堀と呼ばれ続けており、上泉町以東の女堀に連続する古い時代の用水堀の跡であると認識されている。現在でも北西端部の斜面に深い掘り込みが存在していることを窺わせる地形があり、南部には堀跡内にせり出す宅地の状況が確認される。

昭和43年(1968) 7月に航空撮影され、同年10月の現地調査を踏まえて図化された「前橋市都市計画図49」(図2)に依れば、土地改良事業の一環として改良工事の行われた藤沢川に向かい、北西方向からの窪地が存在し、中央部から東部へは北からの用水もその中を流れている。

また、昭和23年(1948) に米軍が撮影した当該地の航空写真(写真2)では、土地改良事業の実施以前の状況が良く把握される。そこには、蛇行しながら一部には人工的に流路が改変されて南流する藤沢川に向かい、五代町から上泉町にかけての丘陵上を、北西方向から南西方向に向いて直線状に貫く窪地が看取られるのである。

さらに、明治6年に制作された壬申地券発行にかかる地引絵図の五代村(図7)によれば、上記の都市計画図及び米軍により撮影された状況が確認され、「五代女堀」は「古堀敷」として表示され、謂われが伝わらなかった明治初年の時点より時代的に遡る「古堀」であり、「敷」と呼ぶ溝の底面の広い、規模の大きな堀跡と認識されている。つまり、「五代女堀」は明治の初期までは確實に通り、その時点で「古堀」と認識された構築年代の古く遡る大規模な堀跡であったことが想定されよう。

近年、女堀の各地点での発掘調査を踏まえ、その全面的な検討がなされる中(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985)、文献史学の立場で関与してきた峰岸純夫は、約50年前、以前から注目されてきた女堀について、その遺構としての構造、起点、経路、終点、目的地、開穿者等の問題について網羅的に検討した(峰岸 1959, 7~1960, 1)。その女堀の起点を論じた中の附けたりで次のように記している。「なお、上泉の所で、桃木川に合流する藤沢川を、一軒半程上了地点の、藤沢川の迂回地点から、西の端気段丘に向けて、渠溝の跡があり、彈薬庫の南では、はっきりと土塁が築かれている。この渠溝は土地の人は女堀と称している。これが女堀とどんな関係を有するか、不明であるが、女堀を端気の段丘から取り入れ、藤沢川を利用して、石闇と結びつけようとしたものか、或は後世藤沢川の氾濫を下流の人達が恐れて(水車等もあったので)ここから危険防止の排水溝として、西へ掘ったのであろうか、どちらにしても疑問の余地があるが、私は後者をとりたい」とし、この「女堀」を「疑似女堀」と呼んだのである(峰岸 1959, 8)。

この見解の内、「女堀を端気の段丘から取り入れ」とは峰岸も探らないように、取水先を湧水とすれば水量

が確保される保証はあまりにも無く、表流水にしても赤城山麓の水では依拠するに足る水量ではなく、あり得ないことであろう。また、藤沢川からの悪水の排水溝にしてはその走向が丘陵を廻ることになり不合理である。そのため、峰岸も「どちらにしても疑問の余地がある」としているように、この「疑似女堀」を藤沢川の氾濫対策のための排水溝とする結論は首肯し難い。しかし、ここで注目すべきは、「女堀」を「藤沢川を利用して、石闇と結びつけようとしたものか」という見方である。この「女堀」の取水地を赤城山麓の中で求める限りにおいて、その先の実態解明に向けた展開は望めないが、「藤沢川を利用して」という観点は極めて重要である。この観点については、以下の立論の過程で再度検討することとした。

#### (5) 上泉城跡

前述のように、「上泉女堀」と「五代女堀」の間に上泉城跡が存在しており(図2)、その構築による地形の改變が女堀の遺構に影響を与えていたか否かを検討しておく必要がある。

山崎 一は、昭和46年(1971)発行の著書(山崎 1971)の中で、大胡城の支城として大胡氏により築かれ、永禄年間(1558~1569年)の頃は「上泉氏を称する大胡武藏守信綱が在城した」とされる上泉城について、「現在、本丸と二の丸との址をほぼ完全に残している」と記している(図8)。さらに、本丸と二の丸の「両郭は南北に連続して築かれ、間に堀を挟み、南北140mに及ぶ。両郭を一括して続る堀が周囲をつみ、西側の堀は更に北のびていて、本丸北側にも一郭があったことを推定させる」とした。また、「二の丸南側には格別な要害の依托地形がなく、堀を掘ってある」とし、「殊に中核部が桃木川及びその支流の川岸から離れていることは、それをめぐって外郭の存在を示す証左である。現に本丸の北40mの所、及び西林寺西側及び北側からづびて本丸西側に直交する堀跡を追求することができる」とした。そして、「北方には二ヶ所に土居の残片と見られるものもあり、玉泉寺附近も出丸址と思われる所以、城域は東西600m、南北400mにも達するであろう」とする。

山崎が上泉城の現地踏査をした時期は不明であるが、遺構の良好な遺存状況の認識から上記記載は昭和40年代の土地改良事業の実施以前の状況が把握されているとみて良いであろう。この理解によれば、遺構として確認されないものの、上泉城の本丸・二の丸の外側には外郭が存在したとされることは注意しなければならない。本丸・二の丸と桃ノ木川とその支流である藤沢川との間に郭が存在し、そのための造成により地形の改變が行われた可能性が指摘されているのである。中世初頭に掘削された女堀が、上泉城の南部で桃ノ木川に接続していたとしても、上泉城の構築により改変され、その痕跡が失われている可能性もある。しかし、山崎も女堀に関連す

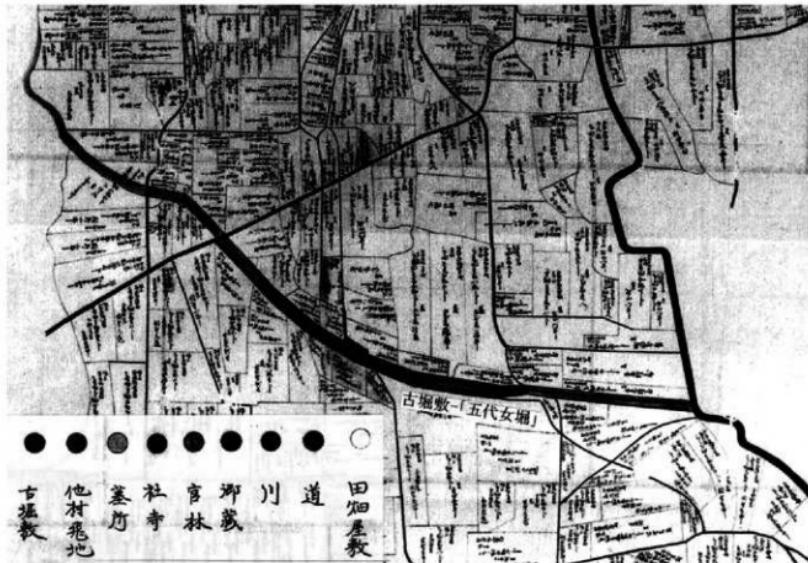


図7 明治6年(1873)の絵図における「五代女塚」  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「群馬県第一大区小十区 上野国勢多郡五代村」)



写真2 昭和23年(1948)の航空写真に見る「五代女塚」(国土地理院 原版 米軍撮影 昭和23年4月6日 R1250-103)



図8 上泉城の網張り（山崎 1971による）

ような溝の痕跡の存在を積極的に言及してはいない。さらに、その山崎の踏査の時点において、上泉城の東部の藤沢川を越えた地点に、上泉城に係わる遺構の存在も言及されていない、と確認しておきたい。

なお、上記著書における上泉城の網張りの挿図において(図8)、出丸址ともされた玉泉寺境内の北側の堀跡の上部に「女堀」との記載がある。また、群馬県教育委員会文化財保護課で編集した『群馬県の中世城館跡』(群馬県教育委員会文化財保護課 1988)では、「城館跡一覧表」の上泉城の備考欄で、「女堀(新田堀)の西端」と記載されている。

これらの「女堀」の記述がなにに基づき、なにを目指しているのか判然としないが、山崎の記載した「女堀」については、「五代女堀」と関連がある可能性があるとも考えられる。実際に所在する地点とはやや離れるものの、地元で「女堀」と呼ばれ古い時代の堀とされる存在は、城の遠構とも考えられ、城の構造を考える上で重要なだからである。

これまで見てきたように、この上泉町の赤城山南麓末端において、赤城山麓に沿って東南方向に流下する桃ノ木川に赤城山の西面から南面に流下してきた藤沢川が合流するが、この地域の写真や図は、女堀の取水先が藤沢川であることを示すように読みとれるのである。それで

は、女堀の取水先はこの赤城山麓を流下する藤沢川であろうか。

藤沢川は前述のように、大胡火砕流の面を覆う白川扇状地の東端部を流下し、流域面積も他の赤城山南麓を流下する河川の中では比較的大きく、流量も多い。しかし、そのことをもって伊勢崎市国定町までの約13kmに及ぶ灌漑用水路の取水先とするには無理がある。赤城山麓の東に接する大間々扇状地上に位置する伊勢崎市国定町へ、ほぼ同一地域に存在する赤城山を流下する河川から引水することを想定することはできない。取水先と送水先がほぼ同一地域となり、送水先で水が不足し水の必要な時期には、取水先にも水が不足している筈であるから、両地域の間に大規模な灌漑施設を構築する有効性を想定していくのである。確かに赤城山南麓には白欠用水のように赤城山を流下する荒砥川から取水し3km以上にわたって引水している灌漑用水の例があるが(飯島 1996)、その規模は大きく異なる。女堀の築造のための費用とその効果を考慮すれば、女堀の取水先はその西部に流れている流域面積が我が国第1位で流量の保証された利根川でしかあり得ない、と考えざるを得ない。

そして、上泉町の北西部には「五代女堀」が存在するのである。この「五代女堀」は女堀全体の中でどう位置付けるべきか、以下に考えたい。



図9 赤城山麓に至る女鹿の推定経路(1:25,000 (国土地理院))



写真3 昭和22年(1947)の航空写真に見る赤城山麓に至る女鹿の推定経路(原版 米軍撮影 紹和22年2月6日 M12-19)

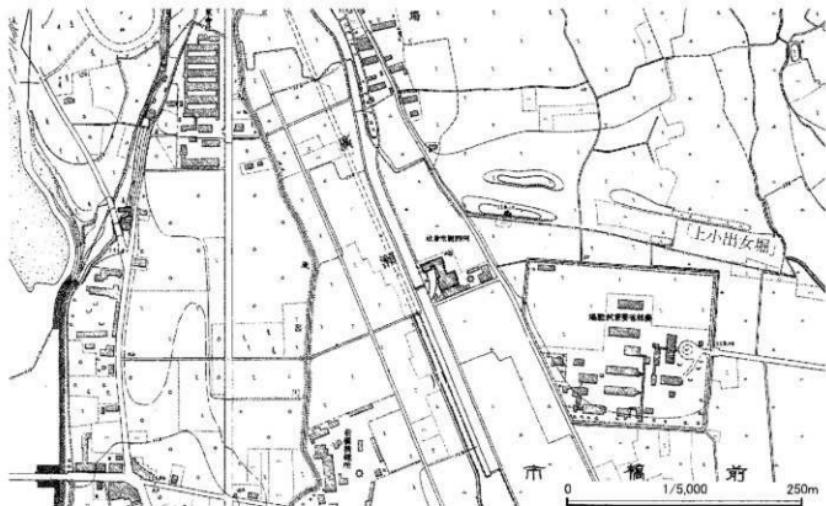


図10 地形図における女堀の痕跡① 1/5,000  
(前橋市教育委員会保管 1/2,500 原図「前橋市三千分一地形図 岩神北部」)



図11 明治6年の絵図における女堀の痕跡①  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「第三大区一小区 上野国勢多郡上小出村」)



図12 地形図における女堀の痕跡② 1/5,000  
(前橋市教育委員会保管 1/2,500 原図「前橋市三千分一地形図 岩神北部・北代田」)

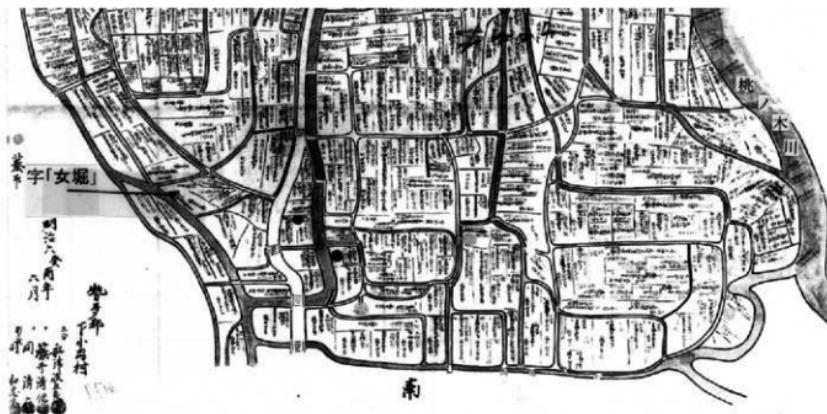


図13 明治6年における女堀の痕跡②  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「(第三大区第一小区) 势多郡下小出村」)

### 3. 「五代女堀」と「上小出女堀」の関係

筆者の前稿（飯島 2001）では、女堀の取水予定地は「上小出女堀」であり、女堀はそこから直線的に上小出町へ向かったと理解した。

現状の国土地理院の1/25,000の地形図（図9）及び昭和22年（1947）に米軍が撮影した航空写真（写真3）に依れば、「上小出女堀」と桃ノ木川の東流する地点を結ん

で延長すると、「五代女堀」の西端部に到ることになる。これが、この「五代女堀」が女堀の一部であると考える根拠である。その考え方の妥当性を検討するため、「上小出女堀」から「五代女堀」を経て「上泉女堀」まで至る経路を見てみよう。

なお、前稿で「上小出女堀」以東の経路を検討した際に利用したのが、昭和14年（1939）7月に前橋市役所が



図14 地形図における女堀の痕跡③ 1/5,000  
(前橋市教育委員会保管 1/2,500 原図「前橋市三千分一地形図 北代田」)

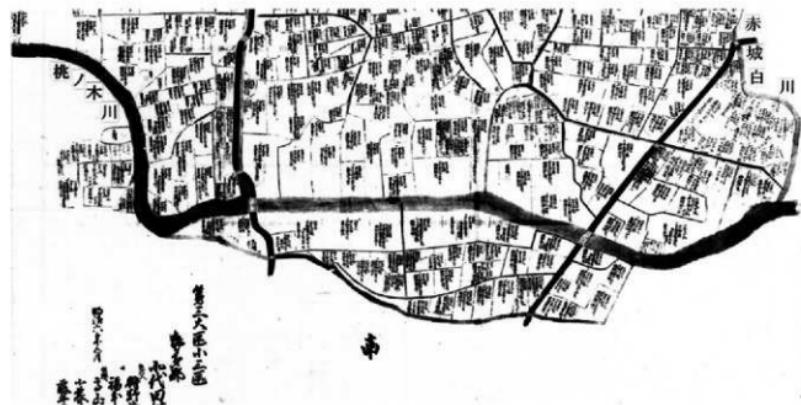


図15 明治6年の絵図における女堀の痕跡③  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「第三大区小三区 势多郡北代田村」)

編纂し、株式会社煥乎堂が発行した『最近実測 前橋市全圖』である。その後、同図と同一のタイトルで、同図以前の版になる図が昭和9年(1934)10月に発行されていることを確認した(前橋市役所1934)。それらの図の基にしたと思われ、昭和時代初期の状況が記されている(「前橋市三千分一地形図」(図10・12・14)と昭和47年(1972)の前橋市役所で制作した都市計画図(16・18・20)、さらに「地券発行にかかる地引絵図」(図11・13・15・17・19・21、以下「地引絵図」と略す)で、「上小出女堀」と「上泉女堀」までの間で女堀の痕跡を探ってみよう。

なお、この『最近実測 前橋市全圖』及びその基にし

た「前橋市三千分一地形図」には五代町・上泉町が含まれておらず、同一時期において同一基準での連続性の確認はできない。

#### (1) 上小出村地区

「前橋市三千分一地形図」(図10)によれば、当時の農林省蚕業試験場の北部に隣接して「上小出女堀」のやや南北に振れて東西に延びる2条の並行する堤が確認される。その堤の西部には広瀬川、風呂川、さらに利根川が南北方向に流下している。

「地引絵図」の「上小出村」(図11)でも同様な状況が見られる。そして堤には「女堀土手」と記され、2条の



図16 地形図における女堀の痕跡④ 1/5,000  
(前橋市役所 原図1/2,500 「都市計画図39・48 (撮影 昭和43年7月 現調 昭和43年10月)」)



図17 明治6年の絵図における女堀の痕跡④  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「上野国勢多郡下細井村(田島村共)(上)・  
第一大区小十二区 上野国勢多郡幸塚村(下)」)

堤に囲まれた部分の字名は「女堀」であり、その北部の字名は「女堀北」である。

いずれの図でも、2条の堤は広瀬川の東部で途切れており、広瀬川は利根川から引水されていることを考えると、「上小出女堀」への利根川の水の引水は、この地点より上流部で利根川に堰を設け、左岸沿いに引水し、この「上泉女堀」の西端部から引き込まれていたと想定される。

## (2) 旧下小出村地区

「前橋市三千分一地形図」(図12)によれば、上記の「上小出女堀」の東の延長部に、桃ノ木川が南から東に走向を変える屈曲点に向け、帯状の水田の連続や、その南部に隣接した部分における堤の連続する痕跡が確認される。

「地引絵図」の「下小出村」(図13)では、描き方が模式的であることにより判別しにくいが、北縁部が直線上を示す住宅地の連なり、その北部の東西に帯状に延びる



図18 地形図における女堀の位置⑤ 1/5,000



図19 明治6年の経図における女堀の位置⑤ (群馬県立文書館保管 地図発行にかかる地図絵図 群馬県第一大区八十区 上野町勢多郡上中之郷)

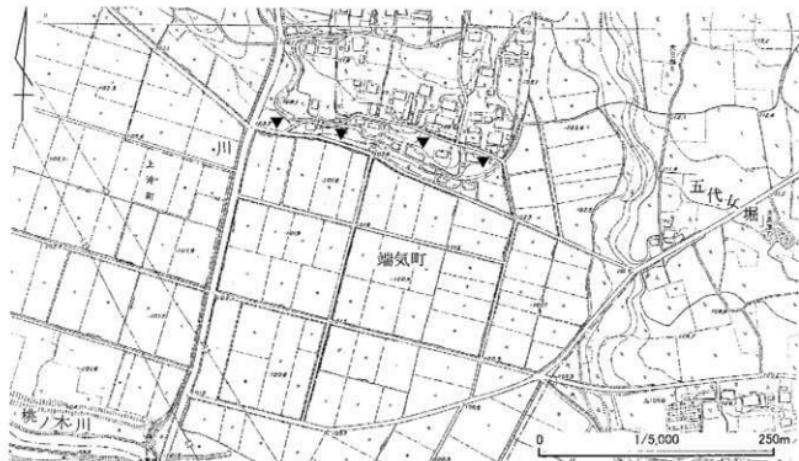


図20 地形図における女堀の痕跡⑥ 1/5,000  
(前橋市役所 原図1/2,500「都市計画図40・49 (撮影 昭和43年7月 現調 昭和43年10月)」)

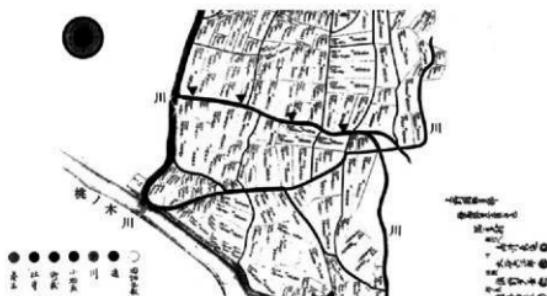


図21 明治6年の絵図における女堀の痕跡⑥  
(群馬県立文書館保管 地券発行にかかる地引絵図「群馬県第一大区小十一区 上野国勢多郡端氣村」)

水田等から、上記の状況がわずかに確認できる。

### (3) 旧北代田村地区

「前橋市三千分一地形図」(図14)によれば、桃ノ木川が南から東に走向を変える屈曲点の南に、旧才川村地区分になるが、東西方向に延びる堤が存在する。この堤は下小出村地区の女堀の痕跡と推定される水田とその南の堤の位置関係から、女堀の南の堤と想定され、屈曲部の東部の桃ノ木川南部の川に沿う連続する水田の存在から、桃ノ木川はこの堤から東部において、女堀の北の堤に沿って誘導され、北代田橋付近で女堀を横切り南東流

しているものと推定される。女堀の痕跡は北代田橋の東部では桃ノ木川の北部の東西に連なる水田に認められるものと思われる。

「地引絵図」の「北代田村」(図15)においては、東流する桃ノ木川に接した南部に、東西に帯状に連なる水田とその南部に畑地が確認され、この水田部分が女堀の痕跡と考えられる。

### (4) 旧下細井村地区・旧幸塚村地区

昭和43年(1968)に制作された都市計画図(図16)によれば、上記旧北代田地区における女堀の想定経路から



図22 女堀に関する遺構 1/20,000  
(迅速測図原図覆刻版編集委員会編 1991 群馬県上野国南勢多郡小坂子村・上泉村による。)

して、赤城白川の桃ノ木川との合流部以東にあたるが、地割り等に女堀の明確な痕跡を確認できない。両川の氾濫による洪水堆積層の存在が予想され、女堀の痕跡は洪水堆積層により被覆されているものと思われる。

「地引絵図」の「下細井村」と「幸塚」において(図17)、その境界部が東西に比較的直線的存在していることが、女堀の存在による影響かも知れない。

##### (5) 旧上沖之郷地区

昭和43年(1968)の都市計画図(図18)によれば、旧幸塚村に接する部分から東西方向に水田の地割りがあり、それに沿い水路が存在している。また、旧上沖之郷の集落の中心部では住居等の建造物の北部が直線的になり、その北側に水田が存在している。

こうした状況は、「地引絵図」の「上沖之郷」でも確認され(図19)、女堀の掘削により形成された低地に規制さ

れた結果と考えたい。

##### (6) 旧端氣村地区

昭和43年(1968)の都市計画図(図20)によれば、旧端氣村の赤城山麓末端の先端部は西北西から東南東方向へ直線的な崖線を示し、それ以西の赤城山麓末端の崖線の方向とは異にする。「地引絵図」の「端氣村」でもその状況は表現されており、その崖線下には崖線に沿うように赤城山麓からの水路が存在していることが確認される。この旧端氣村の南麓末端の崖線の方向は、「五代女堀」の西端部との位置関係をみると、「土小出女堀」からの用水路の痕跡と「五代女堀」とが、ほぼ直線状に連続するよう見られ、その連続の障害となる同丘陵の先端部が除去された結果である可能性を考えたい。

また、明治18年(1885)の測量による迅速測図原図(図22)、迅速測図原図覆刻版編集委員会編(1991)によれば、端氣村と五代村の南に延びる丘陵間に存在する谷の上流部では、藤沢川がその谷を越え、さらに東の丘陵を越えて東隣の谷に導かれており、藤沢川の本来の流路はこの端氣村と五代村の間の谷の間であったことが知られる。藤沢川のこうした人工的な流路の付け替えについて、「(金丸川は一筆者付加)赤城山荒山のふもと溝ノ口より発し、南流して金丸を経て小坂子に入り、宇白鳥において瀑布となりその高さは十八米余 これを白鳥の滝といふ。それよりなお南下して鳥取南部竹鼻地點において藤沢川に合流する。その幅射谷は更に南方端氣東端の谷となつて沖積地に達する。随つて金丸川も藤沢川も鳥取からはこの幅射谷を南流して端氣東側に於て古利根川に流入していたものと考えられる。藤沢川が五代方面に流れたのは凡ら歴史資料はないが、用水等に依る人工河川を造ったからであろう」(芳賀村誌編纂委員会1956)とし、地元ではその付け替えの時期についての言い伝えではなく、古く遡る可能性がある。そして、この藤沢川の付け替えの理由について、その場所が赤城山麓から広瀬川低地帯への流入口に近く、赤城山麓内の下流域における用水上の必要性とは想定できない。敢えてその理由を探るとすれば、「土小出女堀」から「五代女堀」への取り入れ部の悪水からの保護がある。もし、その取り入れ部が悪水による被害を被る場合には、上小出方面へ悪水が逆流し、用水路の堤の浸食や用水路内における土砂の堆積が広範囲に及び、甚大な被害を想定しなければならない。そうした状況の発生を避けるため、藤沢川を東に接する沢に付け替え、女堀はその下流の上泉町で同川の左岸から堰を設けて取水しようとしたのではないか、と考えられる。そうすることにより、悪水発生時にはその堰を撤去するか、女堀への流入口を封鎖する等の手当により、女堀への被害を最小限に止めることができる。

上記の状況を踏まえ、現状の国土地理院の1/25,000の

地形図及び昭和22年に米軍が撮影した航空写真によれば、上小出女堀と桃ノ木川の東流する地点を結んで延長すると、五代女堀の西端部に到ることになるのである(図9、写真3)。

そして、その間の図や航空写真は、その間に女堀が存在したことを見難にさせる状況を示しておらず、各地点で程度の強弱はあるその存在を支持する痕跡が認められるのである。「五代女堀」が女堀の一部であると考える理由をここに見いだしたい。

こうした理解が正しいとすれば、女堀は上小出女堀の西部で利根川の水を取水し、現在の桃ノ木川が東流する流路の一部をトレースし、赤城山麓の「五代女堀」を通じ、藤沢川に入れ、同川が南流する上泉町の東部から「上泉女堀」に導いた、と理解されるのである。そして、上泉町東部の藤沢川ではおそらく堰が設けられ、水位が上げられ、それ以東への通水を確実なものにしようとしたものと推定される。

#### 4.まとめ

上述のように、女堀の取水先から「上泉女堀」への経路は、「上小出女堀」から桃ノ木川の流路として選択された部分を経て東に向かい、端氣の台地の先端をかすめ、「五代女堀」から流路を変更された藤沢川へ通じ、上泉の集落内の藤沢川左岸から取水し、上泉女堀へと導こうと考えられたと想定すると、各種の地図や絵図、航空写真による情報が無理なく位置づけられるのである。

能登が「上泉女堀」は藤沢川に接続し、峰岸が「五代女堀」の水は一度藤沢川に落としたかもしれないとしたのは正しい理解だったのである。しかし、その取水先は藤沢川でも端気の台地ではなく、上小出女堀の西部という「遠く離れてすぎている」(能登 1989)場所であったと考えるべきなのである。

今後、これまでの理解の枠組みを越え、新たな視点でキーポイントとなる地点での発掘調査が必要である。それが可能となる日を期したい。

また、最近でも、能登は女堀の「取水点は桃ノ木川説と藤沢川説があり」(能登 2008a)とし、「藤沢川からの取水説」については、「残念ながらまだ明確に説明できていない」が、「今後は、女堀藤沢川取水説を総合的な見地に立ってまとめていき」たいとする(能登 2008b)。「総合的な見地に立った女堀藤沢川取水説」が公表された際には、改めて再検討することとしたい。

本稿を執筆するにあたり、国土地理院から航空写真、前橋市教育委員会から都市計画図、群馬県立文書館から壬申地券の発行にかかる地引絵図の提供を受けました。明記して御礼を申し上げます。

引用・主要参考文献 (年代順)

岩野正作 1931 「上毛電鉄沿線概観」

前橋市役所 1934 「最近実測 前橋市全図」

第一輯郷土研究 pp.35~79

周東一雄 1950 女堀構について 赤城山南麓に遺存する灌漑用水址の調査並に研究「一洞生史話」第一号 pp.16~25

芳賀村立郷土研究委員会 1956 「芳賀村誌」

峰岸純夫 1959, 7 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について「女堀」の概略—「伊勢崎史話」第二卷 第7号 pp.5~7

峰岸純夫 1959, 8 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について 女堀の起点と利根川「伊勢崎史話」第二卷 第8号 pp.9~13

峰岸純夫 1959, 9 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について その「女堀」の問題「伊勢崎史話」第二卷 第9号 pp.10~13

峰岸純夫 1959, 10 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について その調査の終点、目的地、開穿者「伊勢崎史話」第二卷 第10号 pp.19~23

峰岸純夫 1959, 11 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について その「女堀」の開穿者(新田氏の場合)「伊勢崎史話」第二卷 第12号 pp.9~12

峰岸純夫 1959, 12 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について その(六)「女堀」の開穿者(新田氏の場合)「伊勢崎史話」第二卷 第12号 pp.9~15

峰岸純夫 1960, 1 赤城南麓灌漑用水道構「女堀」について その(七)「女堀」の開穿者(新田氏の場合)「伊勢崎史話」第三卷 第1号 pp.8~9

山崎 一 1971 上泉「群馬県古河遺址の研究」上巻 各論 p.161 前橋市立郷土研究会 地政部土地改良事業 20周年記念1前橋市・前橋地区土地改良事業連結総会議

峰岸純夫 1980 女堀・赤城山南麓の巨大用水道構「月刊百科」213号 pp.14~17

久保田鉄工株式会社 1981 「アーバン クボタ」19 特集 利根川 峰岸純夫・能登 健 1981 赤城山南麓の開拓と造構「女堀」「アーバン クボタ」19 pp.52~53

沢口 宏 1981 上毛平野の地形区分「アーバン クボタ」19 p.54 富田栄三・島中浩治・野村 晃 1981 利根川以北の遊水池群「アーバン クボタ」19 p.54

財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985 「女堀一中世初期・農業用水利の発掘調査—群馬県塙整備事業荒砥南原・北部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書」

群馬県立文書館 1986 「群馬県行政文書簿冊目録 第4集 明治開拓地図編」

佐藤次郎 1986 「明治開拓成の地積図」

峰岸純夫 1987 浅間山の大噴火と酒石莊の成立「伊勢崎市史」通史編 第1章 原始古代中世 第3章 中世社会の伊勢崎 第1節 中世への歩み pp.511~528

群馬県立文書館会員財会文化財保護課 1988 「群馬県の中世城館跡」

峰岸純夫 1989 赤城山麓と女堀「よみがえる中世」5 浅間火山灰と中世の東国 3 女堀の謎を解く pp.104~108

能登 健 1989 女堀の謎を解く「よみがえる中世」5 浅間火山灰と中世の東国 3 女堀の謎を解く pp.108~121

峰岸純夫 1989 女堀の開削主体とそれが未完成に終わった理由「よみがえる中世」5 浅間火山灰と中世の東国 3 女堀の謎を解く pp.128~129

群馬県史編さん委員会 1990 「群馬県史」通史編 I 原始古代 I

早田 勉 1990 赤城山南麓の地形古来歴史「群馬県史」通史編 I 原始古代 I 第一章群馬県の自然と風土 第四節 pp.82~97

服部英輔 1990 東国の大農業用水・巨大な記念物、女堀「古代史復元 10 古代から中世」I pp.73~80

迅速測量原図覆写版編集委員会編 1991 「明治前期 手書き彩色輪郭東実測図 第一草管地方二万分一迅速測量原図覆写版類」

飯島義雄 1996 白久川水と千貫沼と永井疏農術一開発による地理への影響とその克服—「群馬県立歴史博物館調査報告書」第7号 pp.95~104

飯島義雄 2001 未完の灌漑用水道構・女堀の取水予定地の再検討「財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要」19 pp.35~44

梅澤重昭 2004 女堀の受託地域を考え—その歴史地理学的考察

—ぐんま史料研究』第二十二号 pp.17~58

能登 健 2008a 文庫「おんばげー『群馬県百科事典』p.127

能登 健 2008b 回想 女堀発掘のころ「群馬文化」296号 pp.3~4

# 火打関係史料拾遺

大 西 雅 広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 1.はじめに
- 2.江戸時代の史料

- 3.明治時代の史料
- 4.まとめ

## — 要 旨 —

近年、火打具に関する関心も高まり、以前に比して論文を以てする機会は増加している。しかし、火打具研究の歴史は浅く、旧石器研究で行われているような石材調査も不十分であり、意識的な調査を行おうにも目的地を絞りきれない状況があった。そのため、このような状況を解消し、意識的な調査の手がかりを得るための手段として、記録や伝承に残る火打金や火打石の生産・産出地に関する史料収集の必要性を感じていた。

この点に関して、明治前期鉱物誌類を中心とした成果について発表したことがあるが、ニューズレターという性格上、多くの方々の目に触れることがないまま今日に至っている。そこで、本稿では旧稿発表後に集成した江戸時代後期の產物志や国志などの史料を追加して再編集を行った。この結果を各地における意識的な調査の契機として利用していただくと共に、集成から漏れている史料や産出地などについてご教示いただければ幸いである。

## キーワード

対象時代 江戸時代、明治時代

対象地域 日本

研究対象 火打石・火打金関系史料

## 1.はじめに

我が国では古墳時代後期に出現したとされる火打式斧火法は、火打石で火打金を削った際に発生する鉄粉を摩擦熱で燃焼させ、その火花をほくちに移して火をおこすものである。出現時期は定かでないが、ほくちから火を取る際に使用する附木も必要な道具である。火打石には鉄を繰り返し削ることができただけの鋭いエッジと耐久性が要求される。現在までの調査でこれらの条件を満たし、かつ各地で採取可能な石材は玉隨とチャートであることが判明しており、この2種が主要石材といえよう。

このような火打具に関する文献や絵画資料については、畠 麗、松崎亜砂子両氏によって集成され、資料集的な使い方が可能なほどにまとまったものとなっている（畠2002、松崎2002）。しかし、日常生活と密接に関わる火打具の史料は断片的なものが散在しており、その集成には多くの時間と労力が必要である。そのため、今後も史料の探索を継続的に行い、集成結果をより完全なものに近づけてゆく必要がある。本稿は江戸時代に刊行された国志類と明治前期に刊行された鉱物誌類を中心として番付や引札なども紹介し、今後の火打具研究の一助となることを願うものである。なお、本稿は火打石研究会ニュースレター「シレックスvol.1」に掲載した「火打関係史料拾遺」（明治期鉱物誌類）と「イーハトーヴの火打石」（大西2006）に、史料の追加と加筆を行ったものである。

なお、史料を収集するにあたり、火打に必要な火打金、火打石、ほくち、附木をキーワードとした。また、参考として玉隨との区分が困難な瑪瑙や火打金と形態的に紛らわしい場合もある字引金も参考として一部提示した。なお、火打袋については対象から除外した。また、史料には「鍾」と「火打」の漢字が使用されるが、本文中では「火打」に統一した。

## 2. 江戸時代の史料

### (1) 国志類等

江戸時代後期、各地で編纂された国志類を中心に、紀行文など地域ごとの状況を記した書物に記された記述を県別に紹介する。

### 群馬県

#### ①『忍山湯旅の記』安永4年（高山1775）<sup>1)</sup>

「岩山のもとに石の小祠有り石神明神と号するとぞ、火打石出づ、此石他國へ出たす事明神の禁ずると（云い伝）う、懃して此石を取る事を神の好み玉はすや、近年堀普請に役せられし人石を取りに岩屋へ入りて石を以て彼火打石を打ち破らんとせしに岩崩れてその人死せりと云う。」

この地は太田市吉沢町に比定され、現在も小祠が祭ら

れている。脇にはチャート露頭が抉れた箇所も見受けられる。この洞窟状の抉れが採掘によるものかどうかは不明であるが、良質なチャートが採取できる。



彦九郎が記した火打石産出地(太田市吉沢町のチャート露頭)

### 新潟県

#### ②『越後名寄』宝暦6（1756）年自序（安田1999a）

「燧石 古志郡栖吉山鉢伏山当り出ル色白ク又黄ハミ赤シ火能発シ穂々ク耐ル 蒲原郡下田郷の内シャウ川石佳然□栖吉ノ善ニハシカス 同郡国上山之峯迄若墓ト云ル塚ノ近ク北ノ平ノ見タル所ニ白ク透ル石アリ縫ニ好又硝子ヲ練ニ用善ナルヘシ」と記し、更に「補」として以下の説明を続けている。「同郡白川庄菱巣五頭山大荒川山ヨリ出 山里ノ者取テ水原市中ニ出シ交易ス 色薄白ク黄ハミタルアリ 又黄ニ黒色ヲ交タルアリ 大能ク出 猶諸郡ニ有可」

古志郡の地名は現在の長岡市栖吉町、鉢伏山に残る。また、蒲原郡国上山は燕市に存在している。また、下田郷は三条市下田であろう。

色調などの説明から、石材は玉隨の可能性が高い。

### 石川県

#### ③『鳳珠旧跡物産帳』宝暦14（1764）年（安田1999b）

##### 「火打石 狼煙村領」

現在の石川県珠洲市狼煙町。

#### ④『羽鹿両郡物産帳』安永7（1778）年（安田1999b）

##### 「火打石 火打谷村 黒崎村」

前者は羽咋郡志賀町火打谷、後者は七尾市黒崎町南大谷に比定される。

### 山梨県

#### ⑤『甲斐国志』文化11（1814）年（安田1999c）

「火刀石（ヒウチイシ）日影村の山中火打石、小尾村の火打沢等にあり」

前者は現在の甲州市大和町日影、後者は北杜市須玉町小尾であろう。

## 静岡県

⑥『駿国雑志』天保14（1843）年（安田1999-b）

「火打石 安部郡□村にあり、雲根志にいわく駿河国火打坂より出土品なり是本草の玉火石の類なり云々、火打坂何郡にや、是を斟明するの間暫く爰に記す」

村名が記されておらず詳細不明。

## 愛知県

⑦『三河国二葉松』元文6年序（佐野1741）

「土産物器財部」「渥美郡」の項に「燧石 火打坂」。

⑧『三河刪補松』安永4年（林1775）

土産の品として「燧、岡崎」、「燧石、火打坂」、「合火口、吉田」が記されている。

⑨『三河国名所図絵』嘉永4年（夏目1851）

「渥美郡之部」「ほくちの立場」の項に「高力種信の東街便覽にこの地はほくちを名物とす海老屋など号せし家多し。順観記には新町出離れ見付外の曲り角にほくちや喜左衛門とて名物のほくちやありと記せりこれを本家すにやと見えたり故に新町をほくちの立場と云ふにやいまは新町にほくちではなく田町と云に多くあり」と記されている。

また、同じ渥美郡の「尉と姥石」、「火打石」の項には火打坂の火打石に関する記載もある。「尉と姥石」には「東海路火打坂の上石の側に在東海道濱の砂子 享保印本に云火打坂めうと石有 又高力種信が東街便覽にこの坂



豊橋市大岩山から火打坂を望む（中央の谷状部分が東海道）



大岩山に露出するチャート

の下り口に有是を分見図には尉と姥石と記せり 今里俗は姥石とのみ呼或は此石は夫婦にて側に有小石は子か孫か・中略・「此辺の石は大小に限らず火打石に用ふるに他に勝れたりとぞ 何れにも火の出ることを当所を名産とす とりわけ此石の近所を至極よろしとす」とある。 「火打石」の項には「火打坂の辺に産す其石青黒にして能く火を出す前条に云る合せ見るべし」

「岡崎之部」「火打鍛冶」の項に「木町の西側鍛冶軒を並べて火打を作り 諸國に販ぐ 世に岡崎火打と唱えて当所の名物とす」とある。

先の火打坂は豊橋市大岩町に現在も交差点名として残り、旧東海道「姥石」付近で火打石を拾う様子が「東街便覽圖略」（猿猴猿1795）に描かれている。石材は秩父帯チャート（堀2004）であり、現在も付近にはチャートが認められる。また、吉田は東海道吉田宿で、現在の豊橋市である。「岡崎、燧」は岡崎市材木町付近にあったとされ、「火打や かねあり」の看板が現存している（大西2005a）。

## 三重県

⑩『熊野物産初志』推定嘉永1（1848）年（安田2001a）

「玉火石 ヒウチイシ 奥熊野長島奥赤羽谷に出、淡紅白色にして赤斑あり、石堅硬鉄に合れば火塊をなし散落す」

「赤羽谷」は三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区の赤羽川流域であろうか。現地調査を行っていないが、記載された色調や特徴から玉髓の可能性が考えられる。なお、同地は畠 麗氏の集成（畠2002）で紹介されている「紀伊国統風土記」にも「那賀郡貴志庄北山村」（現：和歌山県紀の川市貴志川町北山村）と共に記されている。

## 岡山県

⑪『備前国誌』元文4（1739）年（安田2001b）

「磐梨郡」「産物」「燧石 南方村よりいづる」

現在の岡山市瀬戸町南方であろう。

## 広島県

⑫『国郡志編集御用諸品書出』文化11（1814）年（安田2002a）

「御調郡木梨庄山村」「山産」「火打石 後山高野山之根ニあり」

⑬『国郡志御用に付下しらべ書出帳』文政2（1819）年（安田2002a）

「御調郡山村」「物産」「火打石」

現在の三原市中之町である。

## 山口県

⑭『舟木宰判長門国厚狭郡風土記 壱 東吉部村』天保12（1841）年前後（安田2002b）

「火打石」の記載があり、現在の宇部市楠町と考えられる。

## 徳島県

⑯『阿州奇事雜話』寛政9年（横井1797）

「所々奇石」項で他地域の火打石にも触れているので少し長い引用する。

「那賀郡大井村の内大田井の火打石色青く火能く出づ、海内火打石第一品なるべき、京師。浪花。近国。西国。遅皆此石を用ひ価貴し、實に宝の石なり、玉或は掛物の軸又は風鏡などに磨造るべし、此の類石は美濃の養老の火打石色青く少し黒し、彼の近国之を用ゆ、大田井石に並く、常陸の水戸・山城の鞍馬火打石は白石なり、近年豊後の久多見火打石は色薄鼠なり、火出る事は他の火打に勝れり、然も其の石堅きに過ぎて燧を損すとも云ふ」

⑰『栗の落穂』弘化3年（野口1846）

「岩津の火打」「阿波郡西林岩津に上工の火打鍛冶あり、岩津火打とて名高き火打を出せり……以下略」

⑱『阿波志』文化12年（藤原1815）

「阿波郡」「土産」の項に「金燈 西林村岩津出す」また、「那賀郡」「山川」の項に「燧獄 大井村の西北に在り土瑪瑙を出す土人取り以て燧と為す因て名ずく」更に同郡「土産」の項に「玉火石 太田井及び加茂出する色青く藍の如し採り以て燧と為す巻口と為すべし又中林出する珍太郎と称す」と記されている。

岩津の火打金と太田井の火打石に関しては、昭和30年に羊我山人が江戸時代と明治時代の文献を用いながら詳しく紹介しており、火打石の石材がチャートであることも言及している（羊我1955）。<sup>23</sup>

## 香川県

⑲『讃岐国名勝図絵』嘉永7年（1854年）（安田2004a）

「阿野郡北」「土産」「火燐石 西庄村」

阿野郡西庄村は現在の坂出市西庄村である。他に西庄村では「口石」（礫石）もあげられていることからもわかるように、サヌカイト産出地として有名な国分台や金山、城山などに囲まれた地である。サヌカイト地帯での火打石がどのような石材であったのか非常に興味深い。

## 高知県

⑳『土佐国群書類從（土佐國產物大概）』嘉永7年（1854年）（安田2004a）

「燧石 土佐郡一宮村」

現在の高知市街北東部の高知市一宮にあたる。このあたりは四万十帯に位置し、石材がチャートであった可能性が高い。

㉑『南路志』文化12年（武藤 1815）

「燧石 諸所に有。甫喜山の麓に南場に、高サ二間斗、

圍七八間の石有り。火の出る事、他の石に勝れり。里人云、吉田火口に南場 燐意石」とあり、香美市土佐山田町に甫喜山という地名が残ってる。

## 福岡県

㉒『豊國名所』安政5年（1858年）序（北九州市歴史博物館2000）

街画師田村応成が江戸時代末の小倉城下の様子や名所、旧跡を描いたもの。この中で屏風絵的に描かれた絵に三官飴とともに火打金が描かれている。火打金は台付で、板には「小倉名産 諸合 大道」の焼印がある。<sup>24</sup>



左：三官飴と大道火打金  
上：大道火打金（部分）  
（『豊國名所』）  
北九州市立歴史博物館2000  
現：北九州市立自然史・歴史博物館

## 大分県

㉓『豊後国志』享和3年（伊藤、田能村1803）

「国東郡」「土産」「燧石 俱姫島出」

「速見郡」「土産」「燧石 山香郷六太郎村出」

「直入郡」「土産」「燧」

豊後国志に記された土産と六太郎村の火打石に関しては「大分県立先哲史料館2004」に写真と共に掲載されてい

る。この文献の土産一覧表では直入郡の燧を火打石としているが、筆者が使用した豊後国志では「燧」とのみ記しており、誤植ではなければ火打金の可能性も考慮しておきたい。

## 鹿児島県

㉔『三国名勝図会』天保14年（1843年）序（安田2004b）

「薩摩国」「串木野」「物産」「土石類」「猩々石 燐石の上品なり」

「入来」「物産」「土石類」「燧石」

「出水郡」「阿久根」「物産」「土石類」「燧石 西目の内、小瀬に出づ」

「横川」「物産」「金石類」「火燧石……中略……以上の6種、金山に産す」

上から現地名に比定すると、いちき串木野市、薩摩川内市、阿久根市、霧島市横川町となる。他に同書に所収

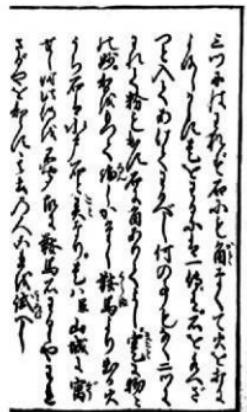
される『地理纂考』にも「横川郷」「金石」「火燧石……中略……以上の6種、金山に産す」と三国名勝団会と同じ記載がある。

## (2) その他書物

地誌類以外の書物に記された火打に関する記述をまとめて以下に紹介する。

①『百工秘術』享保9年(入江1724)

享保9年に刊行された裏技集のような本に、「水戸火打石割る法」として、水に浸けてから火打石を割ると良いという旨が書かれている。茨城県常陸大宮市山方産火打石の販売量の多さを示す史料である。



『百工秘術』に紹介された「水戸火打石割る法」

②『木曾路名所団会』文化2年(秋里1805)

「辻町むらを過ぎて矢棟川あり。矢のむね村にハ、火うちの金を作りて売る。小堤といふは篠原堤也。」と記されている。ここで言う木曾路とは中山道のことで、この地は現在の滋賀県野洲市小堤あたり、旧街道脇には火打金製作道具や看板が現存している(板橋区郷土資料館ほか2002)。

③『街能啓』天保6年(平亭1835)

卷3の文章部分に関しては「畠 麗2002」で紹介されているが、巻4の挿絵と関連するので引用しておく。

「モシ其火口箱も御覧じやし。江戸より四角でムリヤ正。そして鎌もちいさく石も鼠色でムリヤです。」「なるほど大同小異でありやすね。然し江戸でも近頃は此鼠色の石が流行いたしやすよ。文政の中頃迄専りやした。真白な火打石よりは。此方が火が出るということでムリヤス。」「なるほどそうかも知やせん。火口も大阪では旅

火口でムリヤス。江戸のような麻袋やもろこし袋は用いやせん。」「へえ引それでは鎌も微かくて間に合ヤス。どうりで火口箱も小ぶりでムリヤス。」



大阪と江戸の台所道具(全体と部分)

大阪の挿絵の説明は、「火くち箱 江戸よりは小ぶりにして巾ひろし」、「火打石 色青し」、「鎌の大きな金ざまで長さ2寸5分位、横1寸2分位」、「附木 巾1寸位に切りてたばねてあり江戸のよう□大巾のつけぎはなし」

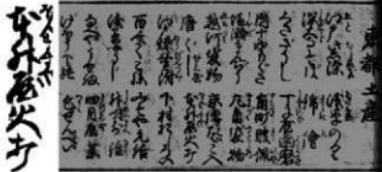
江戸の挿絵の説明は、「火口箱 巾せまく丈ながし」、「火打石 白又青」、「鎌の長さ4寸位、巾1寸5分位」とある。

(『街能啓 卷四』国立国会図書館蔵)

図4には江戸と大坂の火口箱、火打石、鎌、附木が挙げて示されている。<sup>④</sup>

③『進物便覧』文化8年（龍西1811）

「東都土産（おえどみやげ）」として「本升屋火打」をあげている。本書は文化年間には吉井ではなく、升屋製品が江戸を代表する火打金であったことを示す重要な史料である。<sup>⑤</sup>



お江戸みやげとして「本升屋火打」が紹介されている  
(左は部分拡大「進物便覧」)

④『日用秘密蔵』（醍醐 年代不明）

江戸時代後期に多く刊行された裏技集的な書物である。その中に「火打箱の炭しめりて火のうつりわるき時は釜のそこの炭を搔てほくちの中へ入てうちつければ火のうつりよし」と紹介されている。<sup>⑥</sup>

⑤『旅行用心集』文化7年（八隅1810）

「道中所持すべき品の事」として「火打道具、懷中附木」をあげ、「はたこや屋のあんとうハキヘやすきもの故ふ意に」と説明している。

⑥『大日本名物尽』安政3年（編著者不明1856）

「阿波」、「豊後」、「肥後」の名物として「火打石」が記されている。



温った火口に火を移す裏技（『日用秘密蔵』）

③ 番付

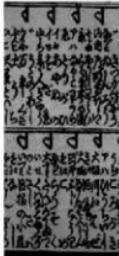
江戸時代後期には各種見立て番付が多く発行されてお

り、产物に関するものも認められる。その中に僅かであるが火打金や火打石が掲載されている。

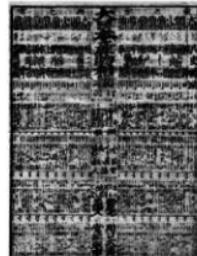
①『大日本物産相撲』天保11年（不明 1840）

書名不明の番付集に前頭として「ぶんご 火うち」「アハ ひうちいし」が掲載されている。現段階までの火打関係史料集成の結果から考えて、アハは阿波と考えられる。

②『大日本物産相撲』（編者不明 刊行年不明）これは別の番付集である「浪花みやげ 一編五」に掲載されている番付で、前頭として「ぶんご ひうち」が掲載されている。なお、同じ番付を「林 英夫、芳賀 登 編 1973」では天保8年としている。



『大日本物産相撲』部分（左）



『大日本物産相撲』（右）

1973年に刊行された「番付集成 全」（林、芳賀1973）には火打に関連する番付が複数所収されている。

③『諸国産物大数望』天保11（1840）年刊行で「世話人」として「アワ 火打石」が名を連ねている。

④『天保時代名物鏡』には東の「上州 吉井の火打鎌」と西の「三河 吉田ぼくち」が対置されている。この番付は同種の物を東西に対照させており、吉田ぼくちが火口であると推定する根拠のひとつと考えている。<sup>⑦</sup>

⑤『東海道五十三駅名物合』文化14（1817）年  
「西方」には前頭に「吉田 火口」がみえる。<sup>⑧</sup>

⑥『蒙免御』年代不詳

「西方」に「水室乃火打石」とある。青木美智男氏（青木2003）によれば、この番付は出雲国各地の特産品や名所などを記したものとされている。掲載されている地名や名物などは現在も島根県内で確認されるため、「水室乃火打石」は島根県飯石郡斐伊川町神水水室で産出した火打石と考えられよう。

⑦『物産見立一覽』

行司、世話人に「洋紙、マッチ、葡萄酒」が見えることから明治の番付であるが、「前頭」に「阿州 火打石」がある。

⑧『大商八百万両 諸商人』（青木2003）には「火打所□□屋」が登場しており、年間二万両以上の売り上げがあっ

たとされている。

#### (4) 引札

①「上州吉井中野屋孫三郎女作」(上州吉井中野屋孫三郎女作 年代不明)

「上州吉井中野屋孫三郎女作」銘を刻む火打金の引札である。代金の単位が文であるため、明治4年の新貨条例以前のものと考えられる。銘入りの火打金とその価格が記載されている点で、「上州屋周藏」引札（大西2005b）とともに重要な史料である。



上州吉井火打金の引札  
(銘と価格が記されている)

#### (5) 錦絵

数少ないが、浮世絵・錦絵にも火打具が描かれている。

①「太かぐら 春交加」国貞（歌川 江戸後期）

火打箱に入った板付きの火打金が描かれ、板には鳥居マークと「本—□や」の焼印が押されている。



『太かぐら 春交加』にみえる火打箱（右下は部分）

葛飾北斎による天保2（1831）年頃の『富嶽三十六景 東海道吉田』にも「吉田ほくち」の看板が描かれている。<sup>9)</sup>

#### 3. 明治時代の史料

松崎2002では内国勧業博覧会資料を中心とした集成が行われたが、ここでは鉱物誌類、地誌類を中心とした史料集成を行った。以下、鉱物誌類、地誌類、その他の順に紹介する。

##### (1) 鉱物誌類

マッチが広く普及する明治10年代半ば頃以前、国内の有用鉱物に関する収集・調査が行われており、博覧会報告と共に火打石産出地を知る重要な史料となっている。

以下の表記は原本に従うが、旧漢字やカタカナ表記は修正した。

①「明治八年分 各府県金石試験記」(和田1876 a)

○熊谷県

武藏國比企郡青山村字大原入産

燧石

○茨城県

常陸國久慈郡諸沢村北富田村字三ヶ草山産

燧石

同所增鉄山産

燧石

\*以下は「燧石」ではないが参考に記しておく。

○新潟県

越中國鶲波郡荒木村並吉江新村領字坂尻産<sup>10)</sup>

瑪瑙石

越中國鶲波郡大西村字是ヶ谷産

瑪瑙石

②「明治九年分 各府県金石試験記」(和田1876 b)

○岩手県

陸中国岩手郡鶴岡村字鬼越山産

\*下記は火打地名のため、参考に記しておく。

○石川県

能登国羽咋郡火打谷村字彩色谷産

硬満鉄鉱

③「本邦金石誌」(和田1878)

「内國にて燧石と称するもの多く之を産すれども皆真正のものに非ず即ち左に記する産地の如きも實は皆玉火石なり但し茲には其内國內燧石の産地たるを知らしむるのみ」として下記の地名を挙げている。

常陸久慈郡諸沢村

武藏比企郡青山村、腰越村、その外多摩郡、男衾郡数所

陸中岩手郡鶴岡村その外数所

阿波那賀郡大井村

伊勢員弁郡治田村

岩代耶麻郡宮川村その他の外数郡			
④『博物館列品目録』天産部第三 鉱物類			
明治13年 (内務省博物局1880)			
ヒウチイシ 燐石 Flint			
(1) 山城葛野郡梅ヶ畠	澳 <sup>11)</sup>		
(2) 伊勢員弁郡治田山 <sup>12)</sup>	同		
(3) 三河渥美郡	同		
(4) 常陸久慈郡諸沢村	同		
(5) 美濃郡上郡福野村	同		
(6) 同 加茂郡勝山内岩屋観音坂	同		
(7) 同 多芸郡白石村養老山	同		
(8) 岩代大沼郡山入村字山入	同		
(9) 越前阪井郡一ノ瀬村(1)	同		
⑩ 同 所 (2)	同		
⑪ 越後蒲原郡神谷村字沼ノ沢	同		
⑫ 因幡気多郡河内村	同		
⑬ 阿波海部郡皆瀬村	同		
⑭ 阿波麻植郡木屋平村	同		
⑮ 豊後大野郡木浦鶴山	同		
⑯ 同 速見郡六太郎村山中	同		
⑰ 小笠原島			
明治11年11月 同島? 小花作助? 附			
⑱ 北海道後志瀬棚郡領トシベツ川	澳		
⑲ 同 同 同郡トシベツ川	同		
⑳ 同 同 同郡字ホリカッブ海岸	同		
㉑ 同 同 古宇郡川白村ノ内字ルウクシナイ同			
㉒ 同 石狩札幌郡定山渓	同		
※以下は燧石ではないが、参考に記しておく			
タマノヤニ又はギョクズイ 仏頭石(義訳名)			
Chalcedony			
(1) 大和山辺郡友田村 方言豆舍利石 澳			
(2) 伊豆田方郡天城山官林 方言角石 同			
(3) 相模足柄下郡元箱根村 方言火打石 同			
(4) 岩代会津郡十鳥村字鷺ノ倉山 内購 <sup>13)</sup>			
(5) 同 大沼郡山入村字山入 内購			
(6) 陸奥津軽郡母衣月海浜 方言舍利石 澳			
(7) 同 同 今別沢 同			
(8) 同 北郡臨野沢村 同			
(9) 能登珠洲郡小木村山 方言舍利石 同			
⑩ 越後蒲原郡神谷村沼ノ沢 同			
⑪ 佐渡加茂郡村々 同			
⑫ 同 同 北小浦村 同			
⑬ 同 同 日市縫村 同			
⑭ 同 相川郡 同			
⑮ 阿波 工 <sup>14)</sup>			
⑯ 北海道胆振山越郡及び長万部郡 澳			
⑰ 同 同 同郡 同			
メノウ 瑛瑪 Agate			
(1) 常陸那珂郡八田村 方言瑪瑙 内購			
(2) 美濃武儀郡下ノ保山字ヒヨウ山 澳			
(3) 信濃伊奈郡大河原村 同			
(4) 越中礪波郡大西村 同			
(5) 同 布志名村及び面白村 同			
(6) 阿波那賀郡椿地村 同			
(7) 長門豊浦郡大坪筋浜 同			
(8) 塔前宗像郡渡村 同			
(9) 肥前松浦郡宝龟村 内購			
(10) 同 南郷豫ノ木 澳			
(11) 北海道石狩厚田郡エトロフ海浜 同			
(※旧国名のみの表記と海外は省略した。)			
⑤『金石附錄 日本金石產地』明治12年 (武藤1879)			
燧石 (俗間之を発火器に用う)			
伊勢員弁郡 治田山			
同 桑名郡 多度村字袋谷			
武藏比企郡 青山村字大原入腰越村			
同 男衾郡 三品村			
同 多摩郡 黒澤村			
常陸久慈郡 諸沢村、北富 (田) <sup>15)</sup> 村字三ヶ草山、增鉄山 (多)			
美濃武儀郡 桐洞村字池田			
同 郡上郡 白山村字下切			
同 加茂郡 勝山村観音坂			
磐城伊具郡 耕野村			
同 檜葉郡 上浅見川字火打石			
同 刘田郡 藏本村			
岩代耶麻郡 宮川村			
同 伊達郡 平沢村			
陸前黒川郡 宮床村			
陸中岩手郡 鶴飼村字鬼越山			
同 閉伊郡 浜岩泉村			
陸奥津軽郡 外童子村			
羽前置賀郡 萩村、下萩村両村、入会北沢村沼平			
同 村山郡 高松村字湯沢村			
越後古志郡 蓬平村			
備前磐梨郡 田原上村、南方村			
同 和氣郡 勢力村			
備中阿賀郡 赤馬村			
阿波那賀郡 大井村			
※以下は燧石として分類されていないが、参考として記しておく			
仏頭石 義訳 (從来瑪瑙及び仏頭石を混称すれども今之を分かつ)			
大和山辺郡 友田村 原称 豆舍利石			
伊豆田方郡 天城山官林 同 角石			
常陸那珂郡 八田村 同 瑛瑪			
信濃伊那郡 大河原村			

岩代会津郡	十島村字鷺ノ倉山	同	白瑪瑙
陸奥津軽郡	母衣月村字舎利浜	同	舍利石
羽前飽海郡	北俣村	同	火打石
羽後雄勝郡	中仙道村	同	瑪瑙
能登珠洲郡	小木村山	同	同
佐渡加茂郡	月布施村	同	舍利石
同 同	北小浦村	同	葡萄石 瑪瑙
岩代河沼郡	坂本村字上川原		
陸奥津軽郡	富田村字桔梗野		
羽前田川郡	鉢子村		
能登風至郡	光浦村光浜		
越中礪波郡	荒木村吉江新村領字阪尻、嫁兼村		
	大西村字是ヶ谷西原村種戸村、高宮村		
越後蒲原郡	笛目村		
出雲意宇郡	布志村、湯町村福岡村字細尻		
阿波那賀郡	椿地村		
筑前宗像郡	渡村		
肥前松浦郡	宝亀村		

## (2) 博覧会・勧業年報類

①「福島縣勧業年報第三回」(福島県1882)

「無鉛質信州休業表」に「燧石 伊達郡平沢村一本松、笛平、雨沼、悪平 5975坪」と記されている。内容は明治13年の統計である。

②「明治十三年宮城県博覧会出品目録」(宮城県勧業課 1880)

燧石	岩手県北閉伊郡濱岩泉村 熊谷卯之助
燧石	三塊 伊具郡耕野村 囲崎金十郎 (宮城県伊具郡丸森町)
燧石	三個 剣田郡蔵木村 半澤市吉
燧石	三個 字細倉産 萩田郡曾生村 太田治郎七
火打石	三 名取郡植松村 宍戸與三郎
附木	十三把 仙台区木町通 若生護治

③「奈良博覽大会出品目録」明治11年(出版者不明1878)

「和泉第1大区場

附木 6種 大町東二丁 天川平八郎」この後に続けて「摺付木」出品者が2名記されており、「附木」と「摺付木」(実質的なマッチ)は区別されている。

大和国第5大区

燧石 吉野郡広瀬字高田井山 同村 泉谷市次郎  
(奈良県吉野郡天川村)

他府県出品

燧石 高知県  
④「明治十四 岩手縣統計表」明治16年(岩手県庶務課編  
輯 1883)  
「燧山」、「燧石」の項に「陸中国南岩手郡鶴岡村」と  
「同北閉伊郡濱岩泉村」が記され、前者から「1箇所、

営業人人数2名、借区坪数650坪、税金650厘」、「1箇所、  
営業人人数3名、借区坪数750坪、税金750厘」<sup>[64]</sup>と記され、採掘規模が判明する貴重な資料である。

## (3) 産物誌類

①「日本產物志 前編 美濃部 上巻」明治9年(伊藤 1876)

「ヒウチシイ 玉火石 淡青、又淡黒の者あり、郡上郡福野村、加茂郡勝山村、方言アブライシ中川邊村、又多藝郡白石村、養老山の産は、その中に地衣の如きもの含む者あり、シノブイシト呼ぶ」<sup>[65]</sup>

②「日本產物志 前編 山城部上巻」明治5年(伊藤 1872)

「ヒウチシイ 玉火石 この品黒色の者上品 鞍馬、大谷、火打石谷、上加茂西岩倉、桂川、葛野郡梅ヶ畑村、○色青きものは 宇治山中○白色の者は 愛宕山」

③「日本產物志 前編 武藏部 上巻」明治6年(伊藤 1873a)

「ヒウチシイ 燐石 秩父郡大滝村又高麗郡仏子村金古坂」

④「日本產物志 前編 近江部 上巻」明治6年(伊藤 1873b)

「ヒウチシイ 玉火石 伊香郡田上山、志賀郡小? (滋賀郡小松村)、狼川」

⑤「日本產物志」明治8年(橋爪1875)

山城 硫黄木 伏見墨漆の刃より出す

燧石 鞍馬山より出るをフコオロシとい  
稻荷山より出るを船石とい

伊賀 燐石 未詳 (上より同じとあり、前には未詳  
とある)

阿波 燐石 火打崎より産す

土佐 燐石

筑後 燐石

肥後 燐石 火の川より産す

⑥「大日本產物志類」明治8年(高橋1875)

原著は国名に統いて各産物を列記するが、ここでは国名のみを列挙する。

燧石: 山城国、伊賀国、伊勢国、三河国、相模国、常陸国、美濃國、羽後國、佐渡國、丹波國、因幡國、伯耆國、土佐國、筑後國、豊後國、肥後國、

⑦「皇國產物表」明治8年(駒井1875)

国別一覧表から抜き出すと以下のようになる。

出燧石 常陸 伊賀 丹波 伯耆 因幡 山城 豊前  
火打石 豊後

⑧「小學物產字解」明治9年(田中1876)

原著は国名に統いて各産物を列記するが、ここでは国名のみを記す。

燧石: 丹波、

## (4) 地誌類

- ①『日本地誌提要』(元正院地誌課編纂1874~1879)  
 『日本地誌提要』は、明治7年から同12年に発行された全8冊からなる日本最初の辞典的な官撰地誌といわれている。
- |                                 |      |                |     |
|---------------------------------|------|----------------|-----|
| 三河                              | 燧金   | 額田渥美二郡。        |     |
| 常陸                              | 燧石   | 久慈郡諸澤村。        |     |
| 美濃                              | 燧石   | 多藝郡白石村。        |     |
| 上野                              | 燧石   | 甘樂郡白井。         |     |
| 岩代                              | 金引芋  | 大沼郡栗山村。        | *参考 |
| 若狭                              | 瑪瑙   | 遠敷郡遠敷村。        | *参考 |
| 越前                              | 燧石   | 坂井郡一ノ瀬田頭二村。    |     |
|                                 | 火口   | 足羽郡。製出貳千五百貫。   |     |
| 加賀                              | 瑪瑙   | 江沼郡谷村。菩提寺村。    | *参考 |
| 能登                              | 酸化溝庵 | 羽々郡火打谷村。       | *参考 |
| 越中                              | 瑪瑙   | 礪波郡大西村。才川七村。   | *参考 |
| 越後                              | 瑪瑙   | 蒲原郡笛村朴木澤。      |     |
|                                 |      | 明治五年一月ヨリ七月に至ル。 |     |
|                                 |      | 採出六百六拾五貫八百匁。   | *参考 |
|                                 | 金引芋  | 三島郡與板          | *参考 |
| 佐渡                              | 瑪瑙繩工 |                | *参考 |
| 丹波                              | 燧石   | 桑田郡山階村。多紀郡笛見村。 |     |
|                                 |      | 水上郡戸坂村。外諸村。    |     |
| 出雲                              | 瑪瑙   | 意宇郡玉造村花仙山      | *参考 |
| 阿波                              | 燧石   | 那賀郡大井村         |     |
| 土佐                              | 燧石   | 土佐郡一宮村         |     |
| 筑後                              | 燧石   | 生葉郡池山          |     |
|                                 | 燈芯   | 三瀬郡池田村         |     |
| ②『巖手懸管轄地誌第九號卷之二十』明治11年(岩手県1879) |      |                |     |
- 〔陸中国伊都演岩泉村〕「山」の項に「燧石(ヒウチイシ)山 本村の西にあり、麓より絶頂まで凡そ五町四境本村に属す樹木多し」、「鑑山」の項には「燧石鑑 本村の西字燧石山にあり未だ開闢せず」とある。
- ③『巖手管轄地誌第一號之二十三』明治12年(岩手県1880)
- 〔陸中国岩手郡鶴飼村〕「鑑山」の項に「燧石鑑 村の中部の西鬼越山にあり 明治七年十一月二十二日許可 借区六百五十坪 一ヶ年出来高凡貳千五百貫目」と記されている。また、「物産」の項にも「燧石」が認められる。

## (5) その他

- ①『大日本物産団会 丹波国燧石切出之図』明治10年(三代広重1877)  
 水上郡内各所で産出し、白いものや鼠色のものがあつたことが記されている。現在の兵庫県丹波市で、石材は丹波帯のチャートであろう。



「大日本物産団会丹波国燧石切出之図」(三代広重)  
 (左) 文字部分の拡大

## ②『引札版本』(木屋ほか 年代不明)

商品を入れる袋か包み紙の版本と考えられ、摺った状態の上部に横書きで「大極上」、縦書きで右から「はがね 火打 木屋」「ほくち 薦所」「伊吹山艾 孫七」と彙らかれている。出所不明であるが、関西方面のものであろうと推測される。



引札版本(左)と版本の拓本(左右反転)

## 4.まとめ

以上、今までに集成した火打具関係史料を紹介したが、火打石産地に関してはかなりの史料を追加できたと考えている。本来ならば旧地名と現地名や文献の一覧表を作成すべきであるが、今回は拾遺を目的としたため、既に紹介されている産出地を含めた作業は別の機会としたい。ここでは、従前の集成に記されていなかった産出地や現地調査を行った例、詳細が判明した代表例を紹介してまとめにかえたい。

(1) 埼玉県(熊谷郡比企郡青山村、武藏男衾郡三品村)  
 かつて筆者が集計した「明治7年『府県物産表』にみる発火具産出・産額表」において、熊谷県における縫石産出量を掲載(大西2000)したことがある。その後、群馬県内に大規模な産出地が見受けられないことから、埼玉県内秩父中古生層中のチャート探掘地を想定した(大西2005a)。探掘量は不明であるが、「各府県金石試験記明治八年分」に「熊谷縣 比企郡青山村字大原入産」と記されており、先の想定は間違ではなかったようである。加えて、「日本金石産地」には、比企郡に隣接した男衾郡三品村も記されている。博覧会資料に掲載されていた多摩郡内の産出地は、現地調査によってチャートであることが確認されている(角田2003、小林2006)。今回判明した比企郡、男衾郡の火打石については未調査であるが、秩父中古生層のチャートであると考えて間違いかどう(埼玉県地学教育研究会編1992)。また、「日本產物志 武藏部」には「秩父郡大滝村」と「高麗郡仏子村金古坂」も記されている。今回の集成によって埼玉県内の火打石産出地がかなり明らかとなつた。

秩父中古生層のチャート北端は群馬県西部の南牧川流域にまで達しているが、筆者が確認したかぎりにおいて火打石としての質は良くない。また、近接する下仁田町の古老に「かつて火打石をよく拾った」という場所を案内していただいた際に確認した石材はやや硬質な石英であった。したがって、南牧川流域のチャートは地元にて臨機的に使われるることはあっても火打石として流通することはなかつたと推定している。

#### (2) 群馬県

「忍山湯旅の記」に記された太田市吉沢町は、他の記録には確認されず、大規模な探掘は行われていなかつた可能性が高い。また、「日本地誌提要」に記された甘楽郡白井も從来知られてなかつた火打石産出地である。

#### (3) 岐阜県

「美濃加茂郡勝山内岩屋観音坂」は博物館例品目録に掲載され、日本金石産地には「勝山村観音坂」と表記されている。現在も加茂郡坂祝町勝山に岩屋観音がある。ここは、チャートからなる山が木曾川に向かって突き出ている場所で、中山道がこの山を越えるために坂となり、頂部付近に岩屋観音が存在する。愛知県豊橋市火打坂同様、火打石産出地を街道が通過する、あるいは街道脇が産出地となる例である。

#### (4) 岩手県

第二回勤業博覧会出品目録には「南岩手縣鶴岡村」という記載であったが、「各府懸金石試験記」には「岩手県陸中国岩手郡鶴岡村字鬼越山産 煙石」、『巖手縣管轄地



岩屋観音坂 この坂が中山道で、チャートからなっている



岩屋観音坂のチャート近接

誌第九號」には「村の中部の西鬼越山にあり」と具体的に記されていた。この地は宮沢賢治の『狼森と筏森、盗人森』という童話の舞台でもある。しかも、この童話の中に「東の棲(かど)ばった縫石の山を越えて」という箇所がある(宮沢1974)。

現地調査の結果、鬼越山の近くに煙堀山があり、良質な玉隨が観察された。筆者は現地調査時期と時間的制約から確認できなかつたが、探掘坑が残っているようである(板谷1994)。

滝沢村誌(福田1974)は、『鶴岡野史』を引用して「縫石 鶴岡鬼越山 煙堀山(かどほりやま)は全山石英より



煙堀山全景



延暦山の玉隨塊

成り立つべきとも、…中略…鶴岡の村の人等によって坑を穿たれ、深くその中に入り…以下略」と記している。また、おそらく伝聞であろうが、この火打石は盛岡付近のみでなく、盛岡新山河岸舟場から石巻を経由して江戸にまで移出されたとも記している。

#### (5) 福島県

①岩代耶麻郡宮川村その外数郡

博覧会資料では、産地「宮川字二ノ倉山」出品者「加納村 佐藤平勇」とあったが、本邦金石略誌により現在の福島県耶麻郡熱塩加納村大字宮川と推定できる。

②岩代大沼郡山入村字山入

博覧会資料には郡名が記されていなかったが、博物館列品目録によつて「大沼郡」であることが判明した。現在の大沼郡金山町横田と松坂崎間の「山入」付近と推定される。

③岩代伊達郡平沢村

明治23年の第三回内国勧業博覧会資料には伊達郡睦合村が記されている。この睦合村は明治22年に平沢村を含めた4村が合併して誕生した村であり、同一場所を示している可能性が高い。平沢村の火打石に関しては、「福島縣勧業年報第三回」に一本松、笛平、雨沼、悪平の四箇所の字名と合計の坪数5,975坪と記している(福島県1882)。近接した場所で大規模に採掘していたと考えられる。

#### (6) 京都府

①山城葛野郡梅ヶ畑

博覧会資料では「葛」の文字が判読不可能であったが、博物館列品目録により「葛野郡」であることが判明した。

#### (7) 火打金

火打石産出地に比して火打金生産地が判明している例は極めて少ない。今回紹介した史料でも愛知県岡崎市「かねあり」、滋賀県野洲市「屋棟川」、福岡県北九州市「大道」、そして徳島県美馬市「岩津火打金」の4箇所である。

他に取次所や販売所を含めても東京都の「上州吉井中野屋女作」と「上州屋周藏」の2箇所を足した6箇所である。

このうち、岩津火打金に関しては『栗の落穂』と『阿波志』に「西林村岩津」で火打金が生産されていたことが記され、現在も「御免吉田正源清貞之謹」岩津火打と書かれた看板と当地で製作された火打金が残されている(青木幾男1992)。<sup>18)</sup>

上州吉井では、今回初めて紹介した「上州吉井中野屋孫三郎女作」引札によつて、江戸又は東京で販売された吉井火打金の種類や価格、銘などが判明した。この引札は「上州屋周藏」の引札と製作時期が異り、両者を比較できる点においても重要である。

『街能図 卷四』では火打箱(國では火口箱)、附木、火打石、火打金における江戸、大阪間の違いを図示している。火打箱と附木については比較資料を持っていないが、火打金を比較してみると興味深い。下に群馬県か東京都内で製作された「吉井」火打金と滋賀県内で製作された「屋棟川」火打金の民具資料を示したが、金を打ち付けた背部面取り部分の形状に挿絵と同様な違いが認められる。



「屋棟川」火打金（左）と「上州吉井」火打金（右）

#### (8) おわりに

火打石石材に関しては、現地調査が行われた産出地が少ない現状で傾向を述べることは難しい。しかし、現在までに確認されている石材をみると、玉隨と付加帶に

伴って帶状に分布するチャートが主要石材である可能性が高い。<sup>19)</sup>

産出地に関しては、冒頭に述べたように今回は史料拾遺を目的としているために既発表分を含めた一覧表を作製しておらず、全体像を把握しにくいが、史料的にはかなりの追加<sup>20)</sup>できたと考えている。しかし、未だ各地に未見の史料が多数あることも容易に推定できる。加えて史料では確認できなくても聞き取り調査で確認される産出地や採集地は各地に存在するであろう。<sup>21)</sup>今後は藤本聰氏が行っているような、地域における出土遺物や文献史料、民俗調査を総合した研究(藤本2004)が必要となってくるであろう。その際に本稿が少しでも役立つことがあればと願っている。また、史料収集と現地調査は今後も継続してゆく予定であり、果成から漏れている史料や産出地、現地情報などについてご教示いただければ幸いである。

最後に、常にあかりに関する御教示をいただいているあかりの資料館館長指出朋一氏、石材サンプルをお送りいただいた船榮紀子氏、急な依頼にもかかわらず木版本の読みについてご教示いただいた阿久津良、聰氏ならびに日頃から火打石に関するご教示を頂いている火打石研究会会員諸氏、査読に際して有益なご指摘を頂いた飯森康広、黒澤照弘氏にお礼を申し上げて稿を閉じたい。

#### 注

- 1) 本資料の存在は、あかりの資料館館長指出朋一氏にご教示いただいた。
- 2) 大田井と「和漢三才図鑑」、「毛吹草」にみえる競闘のチャートは、船榮紀子氏にお送りいただいた石材を認ることができた。また、実際に使用して高品質であることを確認している。
- 3) この史料は、佐藤浩二「小舟名物三官前とその容器」[江戸道路研究会第18回大会 江戸時代の名産品と商標]江戸道路研究会2005において三官船金として紹介されている。また、小舟名物の火打金は「北九州の金工品一鷹・躍える・匠の技」北九州市立歴史博物館1993に「小舟火打金鉢(大通先祖鉢由来)と共に写真が掲載されている。
- 4) この部分の挿図は、大田井立住まいのミュージアムの「住まいのかたち 墓なしのかたち」平凡社2011に「大阪と江戸の台所道具」として紹介されている。
- 5) 「進物便覧」のうち、江戸のみやげ部分は増田次次「引札給ビラ風俗史」青柳1981年で紹介されている。その後、並岡洋一「文献から見た名産品と商標」江戸道路研究会第18回大会 江戸時代の名産品と商標]江戸道路研究会2005でも紹介された。
- 6) この部分の説明には阿久津良氏のご教示を得た。但し、最終的な判断は筆者が行っており、誤謬があるとすれば筆者の責任である。
- 7) この番付は字体や番付の中にページ番号が存在することから後世の翻刻である点に注意が必要である。現段階で原本の所在は確認できない。従って、「吉田ほくち」を「次回」とする根拠については更に補強してゆく必要を感じている。
- 8) 吉田ほくちに関しては、藤井 隆氏が他の史料を含めて「比較された東海道吉田宿―その特色と名物の評価―」[江戸橋市美術博物館紀要第8号]1999年で触れている。
- 9) 本資料の存在は、あかりの資料館館長指出朋一氏のご教示による。博物館部の記録の表記などから考えて瀬戸内であろう。
- 10) オーストリア博覧会事務局が募集し、あるいはオーストリアから持ち帰った品物を明治8年本局に収蔵。

- 12) 本邦金石略記では「治田村」、博物館例品目録では「治田山」と表記が異なる。
- 13) 明治10年内閣勅令博覽会閉会後各府県より寄贈
- 14) 明治10年工部大学より寄贈
- 15) 原文には「田」がないが、他書を参考にして書いた。また、使用した国会図書館蔵本には、誰の手によるものか不明であるが、後の書き込みによって「田」が補われている。
- 16) 要件の単位は不明瞭であるが、円が千の位になっているため、縦と確定した。
- 17) 老農産火打石に関しては、本野裕之「名古屋の火打石跡」[名古屋市見晴台考古資料館研究紀要 第3号]名古屋市見晴台考古資料館2001年水野裕之「名古屋の火打石火鉢」[名古屋市見晴台考古資料館研究紀要 第9号]名古屋市見晴台考古資料館2007年に詳しい。また、この地は第2回火打石研究会見学会において産出するチャートを確認している。
- 18) 美濃市指定有形文化財(彌縫)に「火打石所免許証」があり、これが青木敏男1992年で紹介された看板であろう。
- 19) 京良県ではサスカイトを火打石として利用していることが、北野隆亮「京良盆地における火打石火鉢―サスカイト製火打石の認定とその評価―」[関西近世考古学研究3]関西近世考古学会研究会1992により明らかにされている。香川県のサスカイト産出地でもサスカイトを火打石として使用しているか否かも今後問題となる。
- 20) 本邦では馳騒がなかったが、群馬県内でも聞き取り調査により採集地が確認されている。隣県での採集地は品質は良くなくても身近で手軽に入りできる石を選択していると考えており、このような例は今後、農村や山間地で多く確認されるであろうと推定している。

#### 引用・参考文献

- 青木敏男 1992 「阿波名産「岩津火打鉄(がね)の事」」[徳島民兵研究4号] 徳島民兵研究所  
 青木敏男 2003 「時代・社会・庶民の世界を映す見立番付」「番付で読みむ!時代・伯作房」 p.18, 19, 31  
 秋里蘿島 1805 「木曾路名所図会」文化2年 名著出版 1972 翻刻版を使用 p.60  
 板橋区郷土資料館、埼玉県立博物館、長野県立歴史館、岐阜県立博物館、野洲川歴史民俗資料館、草津宿街道交流館 2002 「一街道開拓四百年記―中山道」企画展図録 p.164  
 板谷栄城 1994 「宮澤賢治 宝石の図鑑」平凡社 p.15  
 伊藤義、田能村孝恵 1803 「豈後國志」享和3年 今村孝次校訂「豊後國志」二丈文献刊行会、朋文堂1931を使用 p.19, 46, 153  
 伊藤圭生 1876 「日本産物志 前編 美濃郡 上巻」文部省 明治9年 29丁表  
 伊藤圭生 1872 「日本産物志 前編 山城郡 上巻」文部省 明治5年 3丁表 裏  
 伊藤圭生 1873a 「日本産物志 前編 武藏郡 上巻」文部省 明治6年 2丁裏  
 伊藤圭生 1873b 「日本産物志 前編 近江郡 上巻」文部省 明治6年 4丁表  
 入江直庵 1724 「百工秘史」享保9年 15丁裏、16丁表 筆者蔵  
 岩手縣 1879 「巖手縣管轄地誌第九號卷之二十」明治11年「岩手縣管轄地誌」第1卷 岩手縣役・齊藤勝巳 2003を使用 p.448, 449  
 岩手縣 1880 「巖手縣管轄地誌第一號之二十三」明治12年「岩手縣管轄地誌」第1卷 岩手縣役・齊藤勝巳 2003を使用  
 岩手縣史跡調査編輯係 1883 「明治十四 岩手縣統計表」岩手縣 明治16年 p.174  
 歌川国芳 江戸後期 「太くらぐら 春交加」筆者蔵  
 斎藤勝巳 1786 「東街道便覧圖略」天明6年、熟田から今切賣(浜松市)間は「東街道便覧圖略」一名古屋市博物館資料叢書 三 狂歌版の本」名古屋市博物館 2001としてカラーで掲載、翻刻されている。  
 大分県立先史資料館 2004 「豊の原のモノづくり―江戸時代の特産品―」開館10周年 秋季企画展図録 p.7, 16  
 大西雅廣 2000 「上州吉井の火打金と火打石」江戸道路研究会第7回例会発表資料

- 大西雅広 2005a 「上州名産の「吉井火打金」『群馬の道跡7一中世～近代一』」上毛新聞社 p.132
- 大西雅広 2005b 「巻頭写真、解説」『群馬の道跡7一中世～近代一』上毛新聞社 頭写真
- 大西雅広 2006a 「イエハトーヴォの火打石」『シレックス vol.1』火打石研究会
- 大西雅広 2006b 「火打関係史料拾遺」明治前期鉱物誌類』『シレックス vol.1』火打石研究会
- 北九州市立歴史博物館 2006 「豈団名所」安政5 (1858) 年序 p.14
- 木屋ほか 年代不明 「引札版本」筆者蔵
- 元正院地誌編纂 1874～1879 「日本地誌提要」明治7年から明治12年 鹿児島市立図書館
- 小林 克 2006 「青梅市内の火打石調査」『シレックス vol.1』火打石研究会
- 駒井義績 編 1875 「京国産物表」明治8年
- 埼玉県地学教育研究会編 1992 「新原 埼玉県 地学のガイド」コロナ社
- なお、「石器石材III」在地系石材としてのチャート一括構成)笠懸野岩宿文化資料館、岩宿フォーラム実行委員会 2005には、小川町と越生町のチャート露頭写真が紹介されている。
- 齋藤清二 「日本刀の生い立ちを読む」新装ワイド版自然景観の読み方 岩波書店 2007
- 佐野知彦 1741 「三四國二葉松」元文6年序 久曾神昇 近藤恒次編 1880 「近世三河地方文献集」国書刊行会所収 p.78
- 出版者不明 1878 「奈良博覧大会出品目録」明治11年
- 上州吉井中野屋孫三郎女作 年代不明 「上州吉井中野屋孫三郎女作引札」筆者蔵
- 三代庄重 1877 「日本物産団会 丹波國燧石切出之図」明治10年 筆者蔵
- 醍醐院人 年代不明 「日用秘密」筆者蔵 35丁表
- 平 朝彦 「日本列島の誕生」岩波書店 1990
- 高橋利直 編 1875 「大日本物産圖鏡」東京書肆 明治8年
- 高山彦九郎 1755 「蓬萊山游記」日々和實 斎原進 編 「高山彦九郎日記 第1巻」西北出版 1978所収 p.186, 187
- 田中正輔 1874 「小学物産字解」田中正輔 明治9年 23丁裏
- 角田清潤 2003 「須磨浜流域の地学的環境」『青梅市文化財保護指導員連絡協議会活動報告 第10号(平成14年度)』p.49
- 内務省博物局 1880 「博物館例品目録」天保節第三 鑄物類 明治13年
- この書において「珪質鉱脈」内の「石英」の項目において、「燧石および玉火石は同じもので Flint とするがその中に Chalcedony が混入するので、玉火石を Chalcedony、燧石を Flint とする」と記している。
- 夏目可敬 1851 「三四國名所図鑑」嘉永4年〔復刻版〕三四國名所図鑑 爰知県郷土資料刊行会 1972を使用 上巻 p.557 中巻 p.49 下巻 p.360
- 野口年長 1846 「薬の落葉」弘化3年〔新編 阿波叢書 上巻〕歴史図書社 1976所収 p.180
- 林 英夫、芳賀 登 編 1973 「番付集成 全」柏書房 上 p.80, 下 p.4, 15, 31, 98
- 橋爪貢一 1875 「日本物産字引」明治8年 9丁表、62丁裏、65丁裏、66丁裏、71丁裏
- 林 正森 1775 「三四國補松」安永4年 久曾神昇 近藤恒次編 1880 「近世三河地方文献集」国書刊行会所収 p.128
- 福島県 1882 「福島縣勸業年報第三回」明治15年 p.126
- 福田武雄 1974 「農民生活愛護中の灘沢村誌」灘沢村 p.849
- 藤本 聰 2004 「九州における火打石・火打金－資料集成と基礎的な整理－」『古文化談叢 第51集』九州古文化研究会
- 藤原之惠 1815 「阿波志」文化12年 竜井監水訳「阿波志」歴史図書社 1976を使用 p.257, 394, 405
- 平手銀鷹 1835 「街能傳」天保6年 卷3は「浪速豪傑 第14巻」名著出版 1978を使用
- 卷4は国立国会図書館蔵本を使用。13丁裏、14丁表裏、15丁表
- 編著者不明 1856 「大日本名物尽」安政3年刊 小泉吉水氏藏
- 編著者不明 1840 書名不明番付尾 筆者蔵
- 編著者不明 刊行年不明 「波花みやげ 一編五」筆者蔵
- 坂 常吉 2004 「5万万分の1 地質図幅「豊橋」地域の秩父帶チャートから産するベルム紀放射虫化石」「5万万分の1 地質図幅「豊橋」地域の秩父帶チャートから産する3疊紀放射虫化石」「5万万分の1 地質図幅「豊橋」地域の秩父帶チャート及び碎屑岩から産するジュラ紀放射虫化石」「地質調査研究報告第55号 9/10号 地質調査統合センター・宮城県勤業課」
- 業澤 1880 「明治十三年宮城県博覧会出品目録」明治13年
- 宮沢賢治 1974 「狼森と茂森、森人森」「校本 宮沢賢治全集第一巻」筑摩書房 p.19
- 武藤敏和 編 1815 「南路志」文化12年 高知県立図書館編「土佐国史料集成 第4巻」所収 高知県立図書館 1992 p.14
- 武藤 寿 築、田中芳男、和田徹四郎 編 1879 「金石學附錄 日本金石產地」宮内省博物館 明治12年
- 安田 健 編 1999a 「江戸後期諸国産物帳集成 第5巻」科学書院所収 p.1163, 1164
- 安田 健 編 1999b 「江戸後期諸国産物帳集成 第6巻」科学書院所収 p.525, 558
- 安田 健 編 1999c 「江戸後期諸国産物帳集成 第7巻」科学書院所収 p.41, 803, 804
- 安田 健 編 2001a 「江戸後期諸国産物帳集成 第10巻」科学書院所収 p.332
- 安田 健 編 2001b 「江戸後期諸国産物帳集成 第11巻」科学書院所収 p.288
- 安田 健 編 2002a 「江戸後期諸国産物帳集成 第12巻」科学書院所収 p.242, 254
- 安田 健 編 2002b 「江戸後期諸国産物帳集成 第14巻」科学書院所収 p.218
- 安田 健 編 2004a 「江戸後期諸国産物帳集成 第16巻」科学書院所収 p.228, 359,
- 安田 健 編 2004b 「江戸後期諸国産物帳集成 第17巻」科学書院所収 p.268, 274, 280
- 八幡藍魔 1819 「旅行用心集」文化7年「生活の古典双書3」八坂書房 1971に所収 p.62
- 横井希純 1797 「阿州奇事情話」寛政9年「新編 阿波叢書 上巻」歴史図書社 1976所収 p.3, 4
- 羊我山人 1955 「阿波の火打」『阿波研究－飯田義資先生讃嘆記念論文集－』飯田義資先生讃嘆記念祝賀会、徳島県立図書館、歴史記念館
- 難西大路 1811 「遊物便覧」文化8年 76丁表 筆者蔵
- 和田徹四郎 1876a 「明治八年分 各府縣金石試験記」文部省 明治9年
- 和田徹四郎 編 1876b 「明治九年分 各府縣金石試験記」文部省 明治9年
- 和田徹四郎 編 1878 「本邦金石誌」日就社 明治11年

# 群馬県域における秩父巡礼道の復元的考察

須田 茂

群馬県太田市立北中学校

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 1.はじめに                    | 6.前橋市方向から藤岡市中心部を抜ける道筋 |
| 2.埼玉県における秩父道の概要           | 7.吉井町周辺域における道筋        |
| 3.群馬県域における秩父道に関わる基本的資料    | 8.神流川中上流域における秩父へ至る道   |
| 4.群馬県域における秩父へ至る道の概略       | 9.中毛・東毛地方における秩父へ至る道   |
| 5.高崎市南東部から藤岡市西城・鬼石町を経る秩父道 | 10.群馬県域における秩父道の様相     |

## —要旨—

近世から近代にかけて秩父への札所巡りが盛行した。数多くの参詣者がたどった道には「秩父道」の呼称が生じた。秩父へ至る道としては、埼玉県域における熊谷通り・河越通り・吾野通りがよく知られているが、その他に甲州や信州からの道もあり、上野国からの道もあった。しかしながら、上野国域からの道については全容が明らかにされているとは言い難い。

本稿は、秩父道に関する伝承や、道しるべ、近世の街道絵図、近代の地誌書などの資料をもとに、上野国から秩父へ至る秩父道、およびそれに関わる道筋についての復元を試みたものである。

検討所見を概略的にまとめる下記のようになる。上野国から秩父へ至る主要な道は4ないし5筋ほどがあったが、上野国の広範な地域との関わりが深い道としては藤岡西城から鬼石を経る道と、群馬県中部・東部から本庄・鬼石を経る道があり、藤岡西城や鬼石付近では「秩父道」の呼称が残されている。藤岡西城から鬼石を経る道筋には、高崎市の佐野・吉井町の多比良・前橋からなどの支線的な道が集まり、また、鬼石の道筋にも伊勢崎市大正寺町・境町元町、新田町中江田からの支線的な道が集まる。が、それらの支線には秩父道の呼称ではなく、それぞれ在地的な道名があった。つまり、幾筋もの道が集まり、秩父へ向かう参詣者の比率が高まった道に秩父道の呼称が生じたものと推察される。

秩父道に関わる道は、中山道や下仁田道、十石街道、佐渡奉行街道、例幣使道などの近世の主要な街道と交錯するが、それらの交点には秩父へ向かう人たちのためとみられる指標的な道しるべがみられ、秩父へ向かう場合、主要な街道をたどりつつ、秩父への道に入ったことが想定される。また、現在は秩父道やそれに関わる道は大部分忘れ去られつつあるが、その復元には道しるべは極めて有効であり、交通路の研究の上で道しるべの持つ重要性があらためて再認識される。さらに、秩父道には妙義神社や株名神社、富士山への参詣路として使われた要素もあり多様な面を具えていたことが想定される。「秩父道」に視点をあてることで、上野国における近世交通路の解明に新たな視点が開かれるであろうことが予測される。

## キーワード

近世・近代

上野国における秩父道

近世交通路

## 1.はじめに

秩父は、武藏国（埼玉県）の西城に位置し、周囲を山で囲まれた單一的な地域をなしている。中世には三峰山・武甲山・両神山の三靈山への山岳信仰や、三十三番（後に、三十四番となる）の札所への巡礼が生まれていたのであろうが、近世には三山登拝と三十四番の札所巡りが盛行し、各地から多くの巡礼者が秩父を訪れた。秩父を目指した人々がたどった道は、秩父道や秩父往還・秩父通りなどと呼ばれた。その主要な経路は、江戸方面からの巡礼者がたどった「熊谷通り・河越通り・吾野通り」と呼ばれる三筋であった。が、その他にも甲州や信州からなど、幾筋かの道があり、上野国域から秩父へ至る道もあった。しかしながら、上野国域からの道については全容が明らかにされているわけではない。本稿は、秩父に至る道に関する伝承や、道するべなどの関連資料をあらためて見直し、上野国域から秩父へ至る道筋の復元を試みるものである。

なお、秩父へ至る道は秩父道や秩父往還・秩父通りなどと呼称されてきたが、本稿では基本的には「秩父道」と表記したい。また、郡市町村名はいわゆる平成の合併以前のもので表記することを予め断っておきたい。

## 2. 埼玉県における秩父道の概要

上野国から秩父へ至る道を考える場合、その前提として武藏国（埼玉県域）における道筋の状況をとらえておく必要がある。

埼玉県域における秩父道の概要については、「歴史の道調査報告書 第六集 秩父往還」（埼玉県教育委員会 昭和61年）に記述がみられる。本報告書は熊谷から秩父へ至る道の調査報告であるが、秩父道の概要については「新編武蔵風土記稿」をひいて、「江戸から熊ヶ谷へ寄居へ野上へ大宮へ雁坂峠へ甲州へ至る道を熊ヶ谷通り」ということ、江戸から河越へ小川へ皆新田峠を経て大宮に至る道を河越通りということ、小鹿野から鹿坂峠を越えて信州・上州へ出る道があったこと、江戸から飯能へ上我野へ小丸峠を越えて大宮に至る道を我野通りということ、多摩郡より名栗村を経て山伏峠を越え若野・金崎・児玉郡阿久原村を経て上州緑野郡鬼石村へ至る南北の道があり南北一条通りということ、等を示している（峠名や地名の表記に現在と異なるものもあるが、原文のままとした）。ついで、宝暦五年の「墨引絵図」をひいて、「熊谷通り」は寄居村で二手に分かれ、一筋は野上・皆野を経る道であって「秩父大道」といい、一筋は寄居村で荒川の子持瀬を渡り、風布を経て釜伏峠を越え三沢で「河越え通り」に合流する道であって「峠道」ということ、などが示されている。

「歴史の道調査報告第十六集 信州・上州道」（埼玉県教育委員会 平成5年）は、秩父から山中領（山中・

山中谷）つまり神流川中上流域、および信州の佐久へ至る道についての調査報告である。本報告書は志賀坂越えの道、土坂越えの道、十文字峠越えの道を主な対象としているが、それ以外の三毛峠・雁掛峠・赤岩峠・矢屋（久峠・坂丸峠・杉ノ峠など埼玉県と群馬県の県境上に位置する峠道に関する概略的な記述もみられる。秩父と山中領・佐久との文化的・経済的な交流についても詳述されている。報告書名にみられるように秩父側では秩父と山中領（上野国）を結ぶ幾筋かの峠道を「上州道」と呼んできたことが知られる。

上野国に近い埼玉県北西城における秩父道の様相を知る上では『児玉町史民俗編』（児玉町教育委員会 平成7年）が有益である。同書では、八幡橋・児玉から秩父へ至る道に秩父道の呼称があること、その道筋は児玉の新町で藤岡街道から分かれ金屋～長沖～元田～河内～太駄～天沢峠～金沢～大淵～大宮であることが示されている。天沢峠までは、身剛川（小山川）を丸木橋で何度も渡渉する道であったこと、この道は明治10年から19年にかけて改修され秩父新道と呼ばれたこと、児玉の新町の油地蔵と呼ばれる宝暦十二（1762）年の地蔵像に「ちちふみち」という道しるべがあり、金屋の淵龍寺に明和七（1770）年の「西金讚道、北藤岡道、南秩父道」という道しるべがあること等の記述がある。

『児玉町史』には、秩父方面から上記の秩父道をたどって太駄で分岐し、杉ノ峠を越えて神泉村から鬼石町に達する道を上州道あるいは秩父道といい。この道は大正4年に開通した主要地方道前橋長瀬線の旧道にあたるという記述もある。

さらに、秩父から周辺地域へ出る道は幾筋もあり、その中に「野上から間瀬峠を越えて小平に通じる道」（長瀬町中野上から児玉町小平へ越える道）があったということと、小平の布袋亭に享保十（1725）年の「右ハちぢふみち、左ハあきやまみち」の道しるべであること（これは小平から復峠を越えて長瀬町の野上下郷へ至る道に間わる）などの記述もある。以上のように、天沢峠を越える主脈的な道の他に、間瀬峠や復峠を越える小さな道も秩父へ至る経路として利用されていたことが知られ、秩父への道のあり方を考える上で重視される。

以上の他に、「日本地名大辞典 埼玉県」（角川書店 昭和55年）では、既存の報文や論述をまとめる形で、「秩父往還」として、①熊谷から野上を経る熊谷通り、②鉢形から釜伏峠を越えて三沢を経る熊谷通りの別筋、③川越から高坂・普谷・小川・粥新田峠を経る川越通り、④吾野通り・秩父街道と呼ばれる所沢から飯能・吾野・正丸峠・芦ヶ久保を経る道、⑤飯能から名栗・山伏峠・芦ヶ久保を経る道、⑥児玉から川内・金崎・皆野を経る道、⑦甲斐国から雁坂峠を越え落合・贊川を経る甲州裏街道と呼ばれる道、⑧信濃國佐久から十石峠・志賀坂峠を越

え河原沢・小鹿野を経る道、⑨上州藤岡から鬼石・金沢を経る道、以上の9条をあげている。秩父道の概略が知られるものである。

### 3. 群馬県域における秩父道に関する基本的資料

群馬県域における秩父道に関する資料としては、以下のようないくつかの関連資料がみられる。

#### (1) 「秩父道」の呼称が伝承されている事例

現在、群馬県域において秩父道に関する伝承が残されているのは、藤岡市西城から多野郡鬼石町にかけた地域である。すなわち、「藤岡市史民俗編」(平成3年)では、「緑塗の齊藤家の脇を南北に通る道は秩父道・秩父通りとか倉舎街道とかいわれる古い道で、昔そこに塚があり、秩父の妙見様が群馬郡引間から行く時に休んだ所だといふ。群馬町の引間の妙見宮は武州秩父の妙見宮(秩父神社)との関係が深く、両社を結ぶ参詣路があったといわれる。」とし、「群馬町引間(妙見宮)－白石－板倉－緑塗－鶴川－東平井－矢場－神田－保美－鬼石－武州秩父(妙見宮)」との道筋を述べている。

「藤岡市史民俗編」では、秩父への道について、藤岡市域におけるもう一筋の例をあげている。すなわち、「前橋・秩父道」の名をあげて「前橋一岩鼻一中島一森一中栗須一藤岡一本郷一牛田(または神田)一保美一鬼石一秩父」の道筋を示し、「南北にはぼ一直線に藤岡市街地を縱貫する道路で前橋新道とも呼ばれるが、現在は県道前橋・秩父線になっている。明治四十年測図(大日本帝国陸地測量部)の二万分一地形図には、藤岡市街地の前橋新道はまだ姿を見せせず、中原小路が大きく描かれている。南部は芦田町通りが元のままで、芦田城跡の東南部で折れ曲がり(中略)、以南は現在のような県道の形が現れる。こちらの秩父道は現在の主要地方道前橋長瀬線と重なるが、細部では曲折のある古い道があった」とし、前橋長瀬線に沿った道を詳細に示している。ただし、「前橋・秩父道」という呼称や聞き取りの内容が、地元における近世段階からの伝承的なものであるかどうか明確ではない。

#### (2) 「上野国郡村誌」にみられる「秩父道」

『上野国郡村誌』は、明治10年頃に編纂された群馬県内の村々に関する地誌書である。『上野国郡村誌』には、以下の二地域に秩父道に関する記述がみられる。

##### A. 藤岡市・鬼石町地域

緑塗郡緑塗村の道路の項に「秩父道 里道、巾武間、北方白石村界ヨリ東通シ東方鮎川村ニ達ス」とあり、東平井村では「秩父往還」、矢場村では「秩父道」の名称で同様な記事がみられる。緑塗村、東平井村、矢場村の三例の「秩父道(秩父往還)」は一連の道であって、「藤岡市史民俗編」にいう藤岡市緑塗を経由する秩父道にあたるものとみられる。

### B. 中里村・上野村地域

甘楽郡神原村の道路の項に「秩父道 里道一等、巾九尺、南方河原沢村ヨリ北ニ入り村ノ西南境字前沢登戸川端等ノ處ヲ過キテ西方新羽村ニ入ル、長三十町」とある。また、甘楽郡新羽村の道路の項に「秩父道 里道一等、東南神原村境ヨリ野栗ノ西南ヲ経テ村ノ中央字前畠ニ至リテ山中道ニ合ス、長廿九町五間巾九尺」とある。

「神原村」は多野郡中里村神ヶ原にあたり、「河原沢村」は志賀坂村の埼玉県側(秩父郡小鹿野町)の村名であった。前沢・登戸・川端は神ヶ原の間物の小字地名である。また、「新羽村」は現在の多野郡上野村の新羽にあたり、野栗・前畠は新羽町内の小字名である。「山中道」とはいわゆる十石街道にある。神原村と新羽村の二つの「秩父道」は一連の道であって、秩父側から志賀坂越え、オバンド岬と野栗峠を経て新羽で十石街道に合した道にあたる。

#### (3) 「秩父への道」に関わる道しるべ

群馬県内の近世から近代にかけた道しるべの中、「秩父道」という語句や、秩父への方向を示したもののが少なからずある。県内の道しるべの集成文献としては、萩原進氏の「道しるべ」(みやま文庫19 昭和40年)、「道祖神と道しるべ」(群馬県教育委員会 昭和61年)などがある。本稿では前者を「みやま文庫本」、後者を「県教委本」とし、二つの文献を中心として資料を概観したい。資料番号は三桁で示し、みやま文庫本はM、県教委本はKを付して出典を示す。

001 多野郡上野村新羽の野栗から野栗峠へ向かう山道の途上に「南無地蔵大菩薩 右ちゝ婦みち、左山道」という道しるべがある。年号は不詳である。拙稿の「野栗峠・オバンド岬と、秩父道」(『上州路』No.398 あさを公社19年)を参照されたい。

002(K) 多野郡万場町生利の、飯島の天王様切通しの「南無地蔵大菩薩 右ハチゝぶ道、左ハ山ミチ」の道しるべ。年号は不詳である。

003(K) 多野郡万場町生利の戸野の火納坂の「右秩父長久保、左道方吉田みち」の道しるべ。年号は明和五(1768)年。

004(K) 藤岡市保美(堀込)の馬頭尊の「左 ちゝぶ道」の道しるべ。年号は不詳。

005(MK) 藤岡市矢場の「右ちち婦、おにいし、左大山、八幡山、小平(二行合わせた下に)道」の道しるべ。文政七(1824)年。「ちち婦」は秩父、「おにいし」は鬼石、大山は神奈川県の大山、八幡山は鬼王町の八幡山を示し、小平は鬼王町の小平であろうか。この道しるべは現在は光照寺の境内にあるが、県教委本では「旧道から寺へ移す」とある。みやま文庫本では、「古い道が二またにわかれるところ」にあったという。

006(MK) 藤岡市東平井の「右みやうぎ道、東ちちぶ道、

左やま道」の道しるべ。享保二十（1735）年。みやま文庫では、東平井宿と新町が直角に交わる三本辻にあり、現在は岸彦三郎氏宅に移されているとしている。

007(MK) 藤岡市一丁目の角柱型の道しるべ。正面に「左江戸、本庄、八幡山」、右側面に「右秩父、渡瀬、鬼石」、左側面に「左妙義、榛名、高崎、吉井」とある。年号は天保三（1831）年。現在は増信寺の入口に移されているが、元は笛町通りから東方の藤武橋への道が分かれるT字路にあったという。

008(MK) 藤岡市一丁目近くの増信寺の「左吉井、右ちゝぶ」の道しるべ。年号は不詳。

009(K) 藤岡市下日野と鬼石町三波川の道祖神峠の道しるべ。年号は元文三（1738）年。「道祖神と道しるべ」（昭和61年）での、藤岡市の記載では「南無阿弥陀仏 東ハちゝぶおにしみち 西ハやまみち 北ハめうぎよしい」とし、鬼石町の記載では「北」の部分が「北ハめうぎ□□□より日野みち」となっているが、「北ハめうぎよしい日□□□□」とみなされる。

010(K) 多野郡吉井町多比良の向平の三叉路の「右ちゝぶ道、左ひらい道。西吉井町、東秩父道」の道しるべ。明和九（1772）年。現在は吉井町の歴史資料館に移されている。

011(M) 多野郡吉井町多比良地内の四辻の「右□□近道、馬頭観世音、左ちゝぶ道、左ひらいみち、右吉井道、明治九年」の道しるべ。

012(M) 多野郡吉井町小串の「よしむ富をか道、ちゝぶおにし藤岡みち、しんまち道」の道しるべ。明治二十九年。入野小学校前の道の分岐点にあったという。

013(MK) 多野郡吉井町吉井の「左ちゝぶ道、右ミやうき、一の宮道」の道しるべ。江戸期のものだが、年代は不詳。みやま文庫では「元、町内の辻にあったが、現在は飯塚氏の敷地内にある」とし、県教委本では「元、吉井町川上医院前にあった」としている。

014(MK) 高崎市和田多中町の琴平神社の旧鳥居付近の道しるべ。「これよりみきちゝふみち、ふしおかみち」とある。年号は不詳。みやま文庫では「吉井・日野・秩父への古道が通じていたことを示すもの」としている。本例は、「高崎市史・資料編13・近世石造物」（平成15年）では所在地を新後閑町としている。つまり、014および015の道しるべは、中山道から藤岡・秩父へ至る道が分かれる地点にあり、藤岡・秩父へ至る道が新後閑町と和田多中町の境界になっている。現在、014・015の道しるべは新後閑町にある。

015(M) 014と同じく高崎市和田多中町の琴平神社の旧鳥居付近にある。「秩父三拾四ヶ所巡拝道」と記された角柱形の石造物である。年代は明治十五年。大阪府西区蘿摩堀北之町の瀬戸喜兵衛の建立である。みやま文庫では「観音山の西から吉井、日野、秩父へといったもの」

との解説がある。

016(MK) 高崎市和田多中町の「左婦ぢおかちゝちぶみち、右高崎」の道しるべ。碑身は馬頭觀世音。文政七（1828）年の年号がある。みやま文庫では、和田田中の中沢源太郎さんの家の入口に建ち当地が中山道から秩父藤岡への分かれ目であったとしている。県教委本では、琴比羅神社の東にあるとしている。

017(MK) 高崎市和田多中町の地蔵尊の「左ちゝぶ道」の道しるべ。年代は不詳。県教委本では、所在地を上佐野の佐野崖への道の傍らとしている。

018(MK) 高崎市上佐野町の馬頭觀音の「右やまな、ふぢおか、ちゝぶ道」の道しるべ。文政三（1820）年、上佐野村上組の人たちによる建立である。みやま文庫では「武州秩父への方向を教えている。むかしの八幡山（今のが児玉辺）通りである。」としている。

019(MK) 高崎市西横手町の「右ちゝぶ道、左江戸道」の道しるべ。県教委本では、旧駒形道、利根川測にあること、近くの利根河原に落ちていたのを最近発見し現在地に移したとしている。

020(MK) 高崎市萩原町の「これよりみぎちゝぶみち、これよりひだり江戸みち」の道しるべ。みやま文庫では、年号はないが、近世のものとみられ、古い三国街道の道筋を示すものとしている。

021(MK) 伊勢崎市大正守町の豊武神社の道しるべ。如意輪觀音の台石に「右ちゝぶ、左日光」とある。安永八（1779）年のものである。

022(MK) 佐波郡境町境の元町の愛染院境内の二十二夜塔に「右、本庄、秩父道、左、中瀬、江戸道」とある。安永九（1780）年のものである。元は愛染院南方の深谷と本庄の分かれる古道の辻にあったという。

023(MK) 新田郡新田町中江田の寒沢の地蔵堂に「妙儀、四は道、正徳五年、秩父、中瀬道」の道しるべがある。坂東・西国・秩父の百番札所に関わる記載もある。年号は正徳五（1715）。当地は、辻あるいは三本辻といい、地蔵尊は三本辻の地蔵尊と呼ばれている。

以上、群馬県域における、秩父を示す道しるべは23例が確認される。なお、群馬県内には、邑楽郡邑楽町赤堀の安永六（1779）年の「西国坂東秩父順礼供養塔」など、秩父の巡礼に関わる廻國供養塔が多数あり、それらも秩父への巡礼の道に関わる要素があろうが、ここでは逐一の紹介は控えたい。

#### 4. 群馬県域における秩父に至る道の概略

前項の群馬県域における秩父道に関わる諸資料からは、秩父道に関して幾筋かの道があったものと想定される。それをまとめると下記のようになろう。

ア. 神流中上流域においては、国境の峠を越えて秩父へ至る峠が十例前後あるが、野栗峠・オバンド峠・志賀

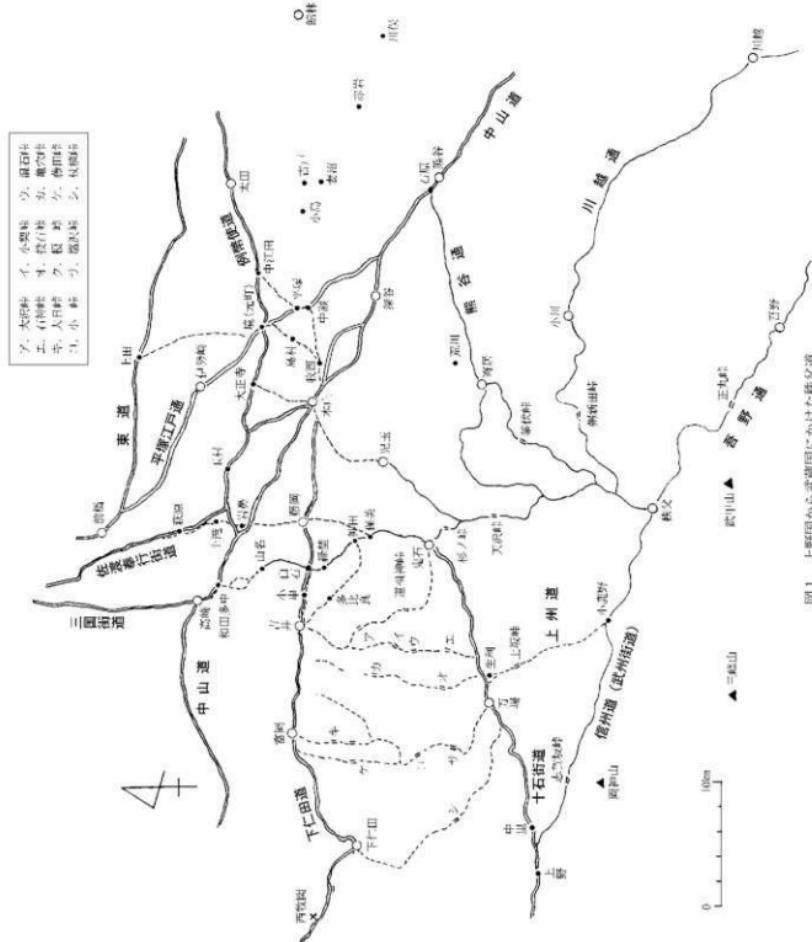


図1 上野国から武藏国にかけた秩父道

坂峠を経る道、土坂峠を越える道や杉ノ峠を越える道に秩父へ至る道に関わる資料が残されている。

イ。藤岡市から鬼石町にかけた地域には緑壁を経る道筋に秩父道に関わる伝承が残り、また、藤岡市域には前橋市方向から至る道もあったとみなされる。

ウ。吉井町付近にも小串や多比良などにいくつかの道しるべが点在し、藤岡市下日野の道祖神峠を越える道も

含めて、秩父へ至る幾筋かの道の存在が想定される。エ。秩父を示す道しるべは、伊勢崎市・佐波郡境町・新田郡新田町などにも分布する。それらの道は利根川を渡河して秩父へ向かうのであろうが、道筋としてはやはり幾筋かがあったものと想定される。

以下、関連史資料や踏査所見を交えながらそれぞれの地域の道筋の検討と復元を試みたい。

## 5. 高崎市南東部から藤岡市西城・鬼石町を経る秩父道

藤岡市西城には秩父道の伝承があるが、藤岡市以北の状況については不明な部分が多い。ここでは、高崎市南東部から鬼石町にかけて順次、道の様相を確認したい。

### (1) 高崎市南東部における道筋

**道の基点** 「藤岡市史民俗編」によると、藤岡市緑埜地区の秩父道は藤岡市白石方向から至るとされている。これについて、「上野国郡村誌」をみると、緑埜郡鬼石町の項に「里道 中三間・高崎駅ヨリ武藏国秩父郡ニ通ス」とある。また、緑埜郡神田村の項にも「高崎駅ヨリ鬼石町ヘノ通路トス」との文言がある。これには「秩父道」という道名の表記はないが、藤岡市西城を通る「秩父道」にあることは疑いない。基点が「高崎駅」とあることから、藤岡市西城の「秩父道」は、高崎市街地方向から至ると認識されていたことが窺われる。

高崎市から藤岡市西城に至る経路としては、秩父を示す道しるべの存在から、高崎市の和田多中町を基点とする道が見出される（和田多中の地名は、近世においては「和田田中」とも記されたが、本稿では和田多中と記することを基準とした）。

すなわち、高崎市街地の南東方に、新後閑町・和田多中町・上佐野町という地区がある。この3地区を北西から南東に、近世の中山道（「旧中山道」と記すべきであろうが、本稿では「中山道」として稿を進める）が通過している。新後閑町に琴平神社があり、新後閑町と和田多中町の中間地点で中山道から琴平神社への参道が南西方に分岐している。その参道をおよそ50mほど入った地点からさらに南方に小さな道が分かれている。その分岐点に道しるべ資料014の「これよりみきちゝふみち、ふしおかみち」や、015の「秩父三拾四ヶ所巡拝道」がある。つまり、この地点が中山道から藤岡西城を経て秩父へ至る道が分かれる分岐点とみなされる。

**『中山道分間延絵図』における道の様相** この地点を文化二（1805）年に作成された『中山道分間延絵図』でみると、新後閑町と和田多中町の中間地点で「吉井町道法三里・藤岡町江道法三里・山名村江道法一里半程」という「脇道」が南方に派生している。「中山道分間延絵図」では、中山道から周囲の村に至る小道は「野道」と記され、それに対して「脇道」と記された道は主要な道に多く、和田多中町から派生した道も後者にあたる。

**和田多中で分かれた道の名称** 和田多中で中山道から分かれた道は、上佐野で二筋に分かれ、一筋は佐野塙から烏川を渡って寺尾に至り、一筋は下佐野で烏川を渡って根小屋に至っていたようである。

まず、明治5（1872）年の「壬申地券地引絵図」をみると、新後閑町と上佐野村に「藤岡道」、佐野塙村に「藤岡山道」（藤岡道・山名道）がみられる。

つぎに、「上野国郡村誌」では、和田多中村・上佐野村・

下佐野村に「吉井道」という道がみられる。和田多中村では「県道三等幅歩間三尺字屋敷派ニテ中山道ヲ岐チ東南方上佐野村界ニ至ル長五町」とあり、下佐野村では「上佐野村界ヨリ来リ村ノ中央ヲ東南ニ通シ佐野渡ヲ経テ綠野郡根小屋村界ニ至ル」とある。佐野塙村の項では「吉井道」の文言はないが、「村ノ東方上佐野村界ヨリ来リ村ノ中央ヲ西貫シ中川渡ヲ過ギ片岡郡寺尾村界ニ至ル」とある。なお、下佐野村の対岸にあたる多胡郡根小屋村の項では、群馬郡下佐野村へ至る道は「高崎往還」とある。

近代初頭、和田多中・上佐野・下佐野の村々において、秩父への道は「藤岡道」、「藤岡道、山名道」、「吉井道」と呼ばれ、根小屋や山名では「高崎往還」と呼ばれていたことが知られよう。

**明治大正期における道路名** 「群馬県群馬郡誌」（群馬郡教育会 大正14年）に、上記の道にあたるとみられる路線名が三例みられる。一つは「高崎藤岡道」といい、基点が佐野郡追分街道、終点が多野郡八幡村界となっている（この「佐野郡追分街道」という呼称はどのようなものであろうか）。一つは「金井高崎線」といい、基点が佐野村国道九号線、経過地が和田多中・上佐野・下佐野、終点が多野郡八幡村界となっている。「金井高崎線」の金井は藤岡市の金井であろうか。一つは「高崎山名線」といい、基点が佐野村和田多中国道九号線、経過地は上佐野・下佐野、終点は多野郡鳥川とある。「国道九号線」は岩鼻村・倉賀野村・佐野村・中川村・塚沢村・元総社村を結ぶ道であり、倉賀野・佐野辺りでは中山道にあたろう。このように、明治から大正にかけては「高崎藤岡道」、「金井高崎線」、「高崎山名線」と命名されたことが知られるよう。

以上、和田多中で中山道から分かれた道は、近世から近代にかけて、吉井・藤岡・山名へ至る道と認識されていたとみなされる。秩父へ向かう通行者も多々あったのではあるが、「秩父道」という呼称は生じてはいなかつたようである。本稿ではこの道を「佐野秩父道」と仮称したい。

**「佐野秩父道」の渡河点** 「佐野秩父道」は、佐野塙や下佐野で烏川を渡り、山名で鍋川を渡っていた。ここで、烏川と鍋川の渡河点についてまとめておきたい。

まず、「上野国郡村誌」をみると、佐野塙村と寺尾村の間の烏川の渡しは「中川渡」といい、渡船二艘があり冬場は仮橋が架けられていた。下佐野村と根小屋村の間は「佐野渡・根小屋渡」といい、渡船は二艘で下佐野村・根小屋村の共用であった。また、山名村と上落合村の間の鍋川の渡しは「広瀬渡」といい、渡船二艘であった。なお、「群馬県群馬郡誌」（大正14年）では、「中川渡」を「佐野窪渡」、「佐野渡・根小屋渡」を「一本松渡」としている。現在の一本松橋は、一本松渡の名によるものであらうか。

『高崎市史(通史編・近世)』(平成16年)によると、明和九(1772)年、山名村と上落合村では舟は両村から一艘ずつ出し、船頭は山名村の四名が勤め、十月から三月までは土橋を架けたと。一般的にいえば、江戸の初期には河川は歩渡が原則であったが、江戸の中期以降渡船が広まつた。江戸の国学者の奈佐勝草の『山吹日記』に、天明六年、児玉から藤岡、山名、佐野、高崎を通過した記述があり、神流川は歩渡であったが、鍋川と烏川は船で渡つたとある。江戸の中期以降、烏川や鍋川では渡船となっていたことが窺われよう。

「佐野秩父道」の現況 和田多中町で中山道から分かれる道は、現在は巾2~3mほどの細い道であって、和田多中町から上佐野町をゆるやかにくねりながら南東に向かっている。この道は、明治18年の『迅速測図』で明瞭に見て取れる。道は上佐野町の天満宮付近で二筋に分かれ、一筋は南下して佐野雀村に入り、烏川を渡河して寺尾町に至る。現在、烏川の渡河点は上佐野町の西光寺の門前から坂を下って「佐野橋」という木橋を渡る形をしており、「万葉集」の「上毛野佐野の舟橋取り放し親は離くれど吾は離るがえ」の歌碑も西光寺の前に建てられている。しかし、明治5(1872)年の『壬申地券地引絵図』における佐野雀村の「藤岡山名道」の渡河点、明治18年の『迅速測図』における渡河点はいずれも佐野橋の上流約500mほどの地点であり、「上野国郡村誌」の佐野雀村の「中川渡」もその地点であろう。つまり、現在、

佐野船橋の歌碑が立ち、「佐野橋」という木橋がある道は、佐野雀村の「壬申地券地引絵図」では「山道」とあり、近世の秩父へ至る道との関わりはないと思われる。

上佐野町の天満宮で分かれたもう一筋の道は、南東に向かい、下佐野町を抜け一本松橋で烏川を渡つて高崎市根小屋町へ至る。上佐野町から下佐野町にかけた烏川左岸の低台地上には御堂山古墳・塗山古墳・天王山古墳を中心とする古墳群が形成されており、道は古墳群の間を縫うように通つていたとみられる。

「佐野秩父道」の関連史料 「佐野秩父道」については、通行した人の数や出立地に関する史料は現状ではみられないが、高崎方向から藤岡や吉井を経て秩父へ向かう人たちに利用されたとみられ、視野を広めれば、碓氷越えの中山道、鳥居峠越えの信州街道、三国峠越えの三国街道などをたどって秩父へ向かう人たちがこの道に入つたものと推測される。

文政6(1823)年の「伊勢西国道中記」(埼玉県入間郡三芳町の武田家文書)は、東海道を西進して西国巡礼をし、中山道を下つて長野の善光寺から妙義山に寄り藤岡・鬼石を経て秩父札所の三十四番から一番をたどつた道中日記である。安政4(1857)年の吉川町の戸張家文書の「道中泊姓名帳」、嘉永7(1854)年の岩槻市の清水家文書の「四国八拾八ヶ所日記帳」はいずれも妙義の他に榛名山にも立ち寄るが、「伊勢西国道中記」と似た経路がとらえられている(「秩父巡礼道」歴史の道調査報告書第十



図2 高崎市南東部における秩父への道(台図は昭和50年の2.5万分1地形図「高崎」)

五集 埼玉県教育委員会 平成4年)。「佐野秩父道」はその人たちがたどって経路として差し支えないものとみられる。

また、高崎周辺から秩父へ向かう人たちが手にしたとみなされる一枚の絵図が残されている。すなわち、「ちよぶ三十四所順礼道案内絵図」という絵図である(埼玉県立文書館編「古地図を楽しむ」埼玉新聞社 平成20年)。江戸の後期に「上陽碓氷川北畔豊岡住長坂南行」によって木版画化されたものであり、発行地が豊岡(現在の高崎市上豊岡町・中豊岡町・下豊岡町)であることから、この絵図は高崎近辺において彌留された可能性が推測されよう。この絵図によると、鬼石から秩父へ入る道に「上州口」という記載がみられる。

以上のように、和田田中町で中山道から分かれた「佐野秩父道」は近世から近代にかけて秩父へ至る道として利用されていたことが確認される。歴史を遡れば、万葉集に「佐野船橋」の語があるよう古代に開かれていた可能性があり、また、地元では鎌倉街道に関わる伝承が濃厚に残されている。「佐野秩父道」は地域における古くからの道を継承したもののようにみなされる。

## (2) 藤岡市西城における秩父道

藤岡市西城の緑塀や矢場などには「秩父道」の伝承が残されており、「藤岡市史民俗編」では白石一板倉一緑塀一帖川一東平井一矢場一神田一保美一鬼石一武州秩父という経路を示している。

この道は、高崎の和田田中において中山道から分かれ、上佐野や下佐野、さらに山名から上落合を経てきた道(本稿でいう「佐野秩父道」)に連なるものであるが、明治18年の「迅速測図」で明瞭にみてとれる。

道は上落合から白石へ南下する。白石には「日野金井、鬼石、秩父」の語句を含む大正4年の石標がある。白石南方の三叉路で南東に向かい、緑塀を経て帖川の集落に入る。「迅速測図」ではこの辺りに「鎌倉街道」と記されている。「藤岡市史民俗編」には帖川の渡河点について「帖川・緑塀を結ぶ木橋が川原にあったが、昔の秩父道または鎌倉街道と呼ばれる道に架けられた橋で秩父橋と呼んだらしい」との記事がある。帖川から南下して東平井に入る。東平井は、南北の通りを新町、東西の通りを宿といふ。二つの道が直角に出会う丁字路に、006の「右みやうぎ道、東ちちぶ道、左やまと道」の道しるべがあったという。当地には「旅籠屋」の屋号の民家と、大正4年の「美久里八里、鬼石町二里半、鬼石町二里半、秩父町八里(以下略)」の里程石標がある。

道は東平井を出ると、東に湾曲して矢場に至る。矢場の光照寺には、道しるべ005の「右ちち婦、おにいし、左大山、八幡山、小平(二行合せた下に)道」がある。本道しるべの元の位置について、みやま文庫では「旧い道が二またにわかれるところ」としている。光照寺の東

方には三叉路があつて、東は鬼玉方面に至り、南東方は秩父に向かう。つまり、005の道しるべは、その三叉路にあったものと推測される。

道はさらに神田や牛田に向かって南東に進む。矢場や牛田では古道の形状が比較的良好に残されている。

## (3) 藤岡市南域から鬼石町にかけての秩父道

藤岡市西城を南進した秩父道は、藤岡市南部の牛田・保美付近で、新町・藤岡から山中領に至る十石街道と合していたとみられる。つまり、秩父への道は牛田から鬼石町にかけた地域では十石街道と重複していた。

**十石街道・秩父道の道筋** 藤岡市南部から鬼石町にかけた地域における十石街道は、「上州の諸街道」(みやま文庫 昭和46年)、「群馬県歴史の道調査報告第十二集十石街道」(群馬県教育委員会 昭和57年)などでは神流川左岸に沿って南下するとされている。

ところが、明治18年の「迅速測図」では、保美から武藏国児玉郡新宿村(現在の児玉郡神川町新宿)に渡り、児玉郡渡瀬村(現在の児玉郡神川町渡瀬)から鬼石に渡り、秩父へはさらに鬼石から児玉郡下阿久原村(現在の神泉村下阿久原)へ渡る道筋となっており、都合三度、神流川を渡っている。

『上野国郡村誌』でも、保美村の項に「里道 東北牛田村ヨリ村ノ東方アシシ武藏国児玉郡新宿村ニ入ル、字城戸ヨリ右折支通シ南方浄法寺村ニ入ル」とある。また、鬼石町の項では「浄法寺ヨリ神流川ヲ渡シ武藏国児玉郡渡瀬村ニ入リ、又神流川ヲ渡シ本町ニ入リノ中央ヲ通シ武藏国児玉郡阿久(原)村ニ入ル」とあり、浄法寺村の項では「鬼石町道 東北保美村ヨリ村ノ中央ヲ貫キ南方鬼石町ニ至ル、字内出ヨリ東折スルモノハ武藏国児玉郡新宿村ニ支通シ、字森下ヨリ東折スルモノハ同渡瀬村ニ支通シ」とある。

元禄十五(1702)年の『元禄国絵図』では、十石街道は鬼石村以西に記され、藤岡付近では十石街道ではなく、中島村から藤岡町を経て保美村に至る道が記されている。そして、保美村と鬼石村との間の道の記載はない。つまり、保美村と鬼石村の間は武藏国側を通過していたとみなされる。同図では、それに対応するように、保美村より武藏国新宿村の寄駄への神流川の歩渡、武藏国渡瀬村より鬼石村、鬼石村より武藏国下阿久原村への歩渡が示されている(ただし、同図では、上伊奈沢村への歩渡を含めて位置に錯誤がある)。

以上のように、十石街道・秩父道は神流川の左岸つまり上野国側を通る道(片瀬道といふ)もあったが、保美あるいは浄法寺において武藏国側に渡る道筋があり、それが主路であったとみなされる。ちなみに、004の道しるべは、保美から浄法寺を経る道を示す位置にある。藤岡南部から鬼石にかけた神流川左岸では山裾が神流川に迫って崖端を通過する地点がある。そのため武藏国側に



図3 藤岡市周辺における秩父道の地定経路（台図は昭和30年の5万分1地形図「高崎」など）

道筋が求められたのであろうか。

秩父道は、鬼石で十石街道から分かれ、神流川を渡つて武藏国に入り、杉ノ峠を越え、児玉町の太駄で児玉から秩父へ至る「秩父道」に合流した。本稿では、藤岡西部から鬼石を経て秩父へ至る道を「鬼石秩父道」、児玉から秩父へ至る道を「児玉秩父道」と仮称したい。

**神流川の渡河点**　ここで鬼石付近における神流川の渡河点についてふれておきたい。

まず、保美と武藏側との渡河点については、「群馬県多野郡誌」(多野郡教育会 昭和2年)に「保美渡」とあり、美九里村大字保美と埼玉県児玉郡朝島の間となっている(朝島は現在の児玉町新宿の寄島であろう)。保美・淨法寺と新宿の渡河点は、安永三(1774)年頃に、渡船が許可されたようである(『藤岡市史近世編』平成9年)。

『鬼石町誌』(昭和59年)の近世・現代の項では、渡船場として「渡戸の渡し」と「法田の渡し」があったとし、渡戸の渡しは昭和10年に渡戸橋ができるまで利用され、大出水がない限り板橋が利用され、渡舟は川が増水した場合に行われたこと。法田の渡しは、明治の中頃までは法田の渡しと呼ばれ、後に新田の渡しと呼ばれたこと、大正11年に上武木橋が架せられたこと、渡船は五月から十月まで冬場は丸木橋であったとある。

また、「上野国郡村誌」には、保美村に「舟二艘」、淨法寺村に「舟二艘」、鬼石町に「渡舟二艘」・「渡戸渡」船橋、武藏國秩父郡へス》との記述がある。

『鬼石町誌』の近世の項には、安永三(1774)年に淨法寺村と保美村・新宿村の三村で神流川の渡船を申請して許可されたこと、翌年には鬼石村より下阿久原村や渡瀬村との間に秩父親音の参詣者のためにということで渡船許可願いが出されたとの記述もある。後者については、秋から冬にかけては土橋がかけられて通行できるが、夏から秋にかけてはにわか雨などで出水するために土橋が流され、渡賃、銭賃で一人三文で渡船したいというものであったといふ。

以上のように、藤岡市南部から鬼石町にかけた地域の十石街道・秩父道では神流川の渡しとして、保美から新宿への「保美渡」あるいは淨法寺から新宿への渡し、渡瀬から鬼石への「渡戸渡」、鬼石から下阿久原への「法田渡」があった。それらは近世後期から近代にかけて渡船や仮橋、船橋が設けられたとみなされる。ちなみに、現在は淨法寺と神川村新宿の間に神流川、鬼石と渡瀬の間に渡戸橋、鬼石と下阿久原の間に上武木橋がある。

## 6. 前橋市方向から藤岡市中心部を抜ける道筋

『藤岡市史民俗編』では、藤岡市域における秩父への道について、市域の道筋(本稿でいう「鬼石秩父道」)の他に、前橋方向から至り市街地を南北に縦貫する道筋をあげている。その要点は、「前橋秩父道」の名をあげ前

橋新道とも呼ばれること、現在の主要地方道前橋・長瀬線と重なるということ等であり、地元での聞き取りをもとに道筋を詳細に示している。

以下、この道について、まず、前橋と藤岡間の道筋、ついで藤岡市域における道筋という順で検討したい。

### (1) 前橋・藤岡間における道筋

**秩父を示す道しるべ**　高崎市の東方に、前橋から藤岡を経て秩父に至る道を示すとみられる道しるべが2基ある。資料番号019の高崎市西横手町の「右ちゝぶ道、左江戸道」、020の高崎市萩原町の「これよりみぎちゝぶみち、これよりひだり江戸みち」である。

萩原や西横手は、近世においては、本庄由中山道から分かれ、玉村から利根川右岸に沿って北上し渋川で三国街道に合する佐渡奉行街道(三国道)が南北に通過していた。鎌倉街道の伝承もあり、三国峠越えの越後への道としては三国街道に先立つ古くからの道筋である。

萩原地区の南部において、佐渡奉行街道から藤岡方向への道が分かれていた。020はその分岐点にある。つまり、左へ向かうと佐渡奉行街道沿いに玉村を経て本庄から江戸へ向かう中山道に入り、右へ向かうと藤岡を経て秩父へ向かうことを示したものとみなされる。なお、019は未実見ではあるが、020と同様に西横手における両路の分岐点を示したものと推測される。

近世絵図における前橋と藤岡を結ぶ道 寛政年間(1789～1801)に作成された「例幣使道分間延絵図」に、前橋と藤岡間の道が2、3条みられる。西方からみると、まず、台新田において北に「栗崎村道」という道が派生する。つぎに、柏川の東側の綿貫村で例幣使道と南北に交差する道があり、南方への道は「岩鼻陣屋道、藤岡江モ出ル」、北の道は「前橋道、上下滝村江モ出ル」とある。さらに、猪野川(井野川)の東の滝新田村と玉村宿との境で北に「三国道」という道が分かれ、この道は「三国道同所江道廿リ余、惣社町江道法三里半程」とあり、いわゆる佐渡奉行街道とみなされる。

『例幣使道分間延絵図』では、小規模な道は「野道」あるいは「村道」、やや大きな道には道の有名が示される。したがって、上記の「前橋道」や「三国道」は主要な道とされていとみなされる。

前橋から秩父へ至る道を考える上で注目される道は、綿貫村において例幣使道と交差する「前橋道、上下滝村江モ出ル」と「岩鼻陣屋道、藤岡江モ出ル」という道である。この「前橋道」はその名からして前橋に至る道であったことは疑いなく、道は綿貫村においては不動十王・二子山と書かれた前方後円墳らしき小山の東方を抜け、下滝村へ向かっている。この道は、北上すれば、上滝を経て西横手と萩原の二基の秩父を示す道しるべの地点で佐渡奉行街道に合流すると推測される。一方、「岩鼻陣屋道、藤岡江モ出ル」という道も岩鼻から藤岡に向か

う道であったことは疑いないとみなされる。

すなわち、近世段階において前橋から藤岡を経て秩父へ至る道を想定するならば、前橋から佐渡奉行街道を南下し、萩原・西横手で分かれ上流に入り下流で井野川を渡って綿貫から岩鼻に向かう道筋が有力な候補となるものと思われる。これを「前橋秩父道」と仮称したい。

なお、「中山道分間延縫図」で岩鼻村をみると、北に分かれる道が3筋、南へ向かう道が1筋記されているが、前橋と藤岡を結ぶ道との関わりは明確ではない。

**前橋長瀬線との関わり** 現在、前橋から藤岡を経て秩父へ至る道として「前橋長瀬線」がある。その経路は、前橋市石倉町を基点にして高崎市京町目、島野町、岩鼻町、藤岡市、鬼石町を経て埼玉県秩父郡長瀬町へ至っている。つまり、本稿で想定した近世の秩父への道と前橋長瀬線とは経路がやや異なっている。「前橋長瀬線」とはどのような道であったのであろうか。

『上野国郡村誌』には、「前橋道」・「藤岡道」という道名がみられ、これが前橋・藤岡間における近世から引き継がれてきた在地的な呼称であったとみなされる。

『群馬県史第四卷』(群馬県教育会 昭和2年)や『群馬県多野郡誌』(昭和12年)などからは、前橋から藤岡・鬼石を経て秩父へ至る道筋に「前橋藤岡線」・「鬼石秩父線」・「前橋万場道」などがあったものとみられる。しかし、「前橋長瀬線」の名はみられない。

『鬼石町誌』(昭和59年)には「主要地方道前橋長瀬線は昭和四十七年三月三十一日認定」とある。「前橋長瀬線」は、第二次世界大戦後、「前橋藤岡線」・「前橋万場線」・「鬼石秩父線」などを繋ぐ形で新たに生み出されたのではあるまいか。もしさうであったとするならば、「前橋長瀬線」という道名に依拠して近世における前橋から秩父へ至る道を復元することは適当ではないとしなければならないと思われる。

## (2) 藤岡市街地における道筋

藤岡市一丁目の道しるべ 藤岡市中心部の一丁目に、秩父を示す2基の道しるべがある(本稿での資料番号は007と008である)。2基とも現在は増信寺の境内にある。ここでは007の道しるべを中心に検討したい。

007は、角柱型の大きな道しるべであって、正面に「左江戸、本庄、八幡山」、左側面に「左妙義、榛名、高崎、吉井」、右側面に「右秩父、渡瀬、鬼石」とある。この道しるべは、本来は、藤岡市街地を南北に貫く笛木町通りと、通りから東方へ向かう道が分かれる三叉路の南東角に西面して立っていたといふ。

三叉路から東方へ向かう道は神流川の藤橋付近で二筋に分かれ一方は本庄から中山道に入って江戸に向かい、一方は鬼石から川越へ向かった。前者は本庄道、後者は川越・鬼石道といふ。「八幡山」は鬼石の異称である。つまり、道しるべにおける「左江戸、本庄、八幡山」は

本庄・江戸、鬼石への道を示したものであろう。

ちなみに、この道筋における神流川の渡河点は「小林渡」といい、『元禄国絵図』では「歩渡川幅武拾五間、小林村ヨリ武藏國武州長浜村、藤岡町ヨリ本阿保」とある。小林渡は文政十二(1827)年に渡船が許可され、嘉永四(1851)年の取り決めでは一人五文、馬十文であった(『藤岡市史近世編』平成9年)。

道しるべ左側面の「左妙義、榛名、高崎、吉井」は、三叉路を北に向かう道を指す。ところで、そもそも藤岡と本庄を結ぶ道は本庄道というと共に、下仁田道つまり近世において中山道の本庄宿から分かれ藤岡・吉井・富岡・下仁田を経て信州に至る道でもあった。道しるべにおける「吉井」方向の道が下仁田道にある。

道しるべ右側面の「右秩父、渡瀬、鬼石」は三叉路から南方への道を示したものであろう。鬼石は上野国から秩父へ至る際の国境の町である。渡瀬は、武藏國鬼石郡の渡瀬村(埼玉県鬼石郡川町渡瀬)であろう。5項の(2)で検討したように、藤岡南城から鬼石の間では十石街道と秩父道は重複し、神流川の上野国側を通る道もあったのだろうが、保美で武藏國側に渡り、渡瀬から鬼石に戻り、鬼石から秩父へは武藏國の下阿久原に渡るという経路がとられていた。007の道しるべは「秩父へ至るには、武藏國側の渡瀬に渡り、鬼石を経て向かう」ということを示したののように受けとめられよう。

以上のように、藤岡市街地において、秩父を示す道しるべは前橋長瀬線の東方400mほどの笛木町通りの三叉路にあった。笛木町通りは十石街道と下仁田道が重複していたが、この道しるべは笛木町通りが秩父へ至る道でもあったことを示すものと捉えられよう。

『元禄国絵図』における古道 『元禄国絵図』には、藤岡付近において、岩鼻村で中山道から分かれ中島村・森村・藤岡町を経て、岸根村・本郷村・川除村の西脇を通り、牛田村を経て保美村に至る道が記されている。この道は、藤岡市街地を抜け鬼石を経て山中領や秩父へ向かう形を呈しており、『例幣使道分間延縫図』において前橋と藤岡を結ぶ「前橋道」すなわち本稿でいう「前橋秩父道」に繋がるものとみなされる。

ところで、『藤岡市史民俗編』では藤岡市街地における秩父道について「前橋長瀬線」にあたるとし、庚申山の東麓を通過して神田に至る道筋を示している。

しかし、『元禄国絵図』にみられる道は、神田村(絵図では「甚田村」と記されている)を通過していない。つまり、『元禄国絵図』にみられる道は、『藤岡市史民俗編』が秩父道と想定する前橋長瀬線とは異なり、位置関係からすると007の道しるべの立っていた笛木町通りにあたる可能性が高いとみられる。

以上、前橋から至り藤岡市街地を南北に抜ける秩父への道(「前橋秩父道」)は、前橋長瀬線ではなく、市の南

域では十石街道と重複し牛田・保美付近で「鬼石秩父道」に合流していたものとみなされる。

「前橋秩父道」の通行関連史料 前橋から藤岡を経て秩父へ至る道の通行に関わる史料は現在の所、見受けられない。道の走行からして、この道は前橋周辺や上野国北部域からの人たちに利用されたのではないかと推測されるのみである。しかしながら、それを窺わせる資料が秩父に残されている。つまり、秩父には巡礼の道順を示す道するべが点在するが、それらには秩父を訪れた他の人たちによって立てられたものも數多くある。上野国関係では、「右四番通 上野国邑楽郡林幹領□岩村与七郎、同郡新里村八郎兵衛、同郡木村儀左衛門、又兵衛、願主心求、はま」、「ひだり六番通 文政十二年己丑春 上羽利根郡鷹の村さよ、さん、きよ、ちう、きく、とめ、さよ、ハ志、志め、平八、右八ばん、左六ばん」がある(『秩父巡礼道』歴史の道調査報告書第十五集 埼玉県教育委員会 平成4年)。前者の「[口]岩村」は現在の邑楽郡千代田町赤岩であろう。新里村は明和村新里であろう。後者は利根郡とあるが、「鷹の村」は不詳である。後者の利根郡を出立地とした10名が秩父へ通った道筋を想定するならば、前橋・藤岡を経由する「前橋秩父道」が最も妥当かと思われる。

## 7. 吉井町周辺域における道筋

現在、吉井町域においては4例の秩父に至る道に関わる道するべが報告されている。ここでは、吉井町南方の道祖神峠の道するべを含めて、道筋を検討したい。

### (1) 吉井から藤岡西城の秩父道に入る道

道するべをもとにすると、吉井町方向から秩父に至る道は3ないし4筋があったかとみなされる。

小串を経る路 吉井町小串に資料番号012の道するべがある。「よしゆ富をか道、ちゝぶおにし藤岡みち、しんまち道」と記され、入野小学校前の道の分岐点にあったという。つまり国道254号線(近世の下仁田道)が西から南東に通り、東に主要地方道下栗馬庭停車場線が分かれる三叉路である。西に向かえば吉井や富岡に至り、東進すれば新町に至る。南東に向かえば藤岡市街地に至る。「ちゝぶおにし藤岡みち」は南東の道にあたり、白石で右折して「鬼石秩父道」に入ったものだろう。この道を「小串秩父道」と仮称したい。

多比良を経る道 吉井町多比良に、資料番号010と011の2基の道するべがある。多比良は、吉井町中心部と藤岡市西平井を結ぶ道(主要地方道神田吉井停車場線)が通過している。011は、吉井町多比良地内の四辻にあり、「右□□近道、馬頭觀世音、左ちゝぶ道、左ひらいみち、右吉井道、明治九年」とある。多比良において、秩父や平井(西平井)は東、吉井は西であることを示したものであろう。

多比良地内の東寄りに向平<sup>むけひら</sup>という集落があり、吉井と東平井を結ぶ道から南東に小道が分かれる地点に010の道するべがある。「右ちちぶ道、左ひらい道、西吉井町、東秩父道」とあることから、秩父への道は吉井と東平井とを結ぶ道から南東に分かれる小道に入ることを示したものだろう。この道は畑中を抜け、西平井の上杉乳母神社の前を通って金井に至り、牛<sup>うし</sup>株<sup>きず</sup>道や闇魔坂<sup>くろまざか</sup>という峠状の地点を経て高山に入り、三本木を経て神田で秩父道に合するものとみなされる。闇魔坂には「右日野村吉井町、左五知山」という明治41年の道するべや、藤岡市指定重要文化財の「高山の薬師如来」がある。本稿ではこの道を「多比良秩父道」と仮称したい。

### (2) 道祖神峠越えの道

藤岡市下日野と鬼石町三波川の間に道祖神峠がある。峠のクヌギの大樹の根元に、資料番号009の道するべがある。「道祖神と道するべ」(昭和61年)の藤岡市側の報文では「南無阿弥陀仏 東ハちゝぶおにしみち 西ハやまみち 北ハめうぎよしい」とあるが、鬼石町側の報文では「北」の部分が「北ハめうぎ□□□より日野みち」となっている。筆者の観察では、北の部分は「北ハめうぎよしい日□□□□」と読みとれ、以下はそれによりたい。

「北ハめうぎよしい」とは妙義神社や吉井への道を示し、「東ハちゝぶおにしみち」とは鬼石から秩父へ至る道を示すものであろう。つまり、吉井から道祖神峠を越えて秩父へ至る道があったとみなされる。その道筋は、吉井から大沢を経て大沢幹を越え、下日野の高井戸・留駒<sup>るこ</sup>尾根を経て道祖神峠を越え、琴辻<sup>ことつじ</sup>・三波川を経て鬼石において「鬼石秩父道」に入ったものと考えられる。この道を「道祖神峠越え秩父道」と仮称したい。

吉井町の中心部に013の「左ちゝぶ道、右ミヤウキ、一の宮道」の道するべがある。この道するべは、東西に近世の下仁田道が通り、南方に「多比良秩父道」や「道祖神峠越え秩父道」が分かれる地点付近にあったとみられる。この道するべは、多比良あるいは道祖神峠を経て秩父に向かう道と、妙義神社や貫先神社方向への道の分岐点を示したものとみなされる。

「道祖神峠越えの秩父道」の歴史的背景 三沢義信氏の「十石街道」(上州の諸街道 昭和46年)に、万場町の柏木から石神峠を越えて妹ヶ谷に至り三波川から鬼石に至る十石街道の別筋があつて戦国時代の主要な経路であったとある。琴辻や日向は道祖神峠にごく近い山腹に位置する集落であるが、上記の通路も琴辻や日向を通過していた。つまり、道祖神峠も戦国期には開かれ通行が頻繁になっていたものと推測される。

## 8. 神流川中上流域における秩父へ至る道

神流川流域の山中領から国境接線を越えて秩父へ至る峠道は、上ノ峠、土坂峠、杉ノ峠、坂丸峠、矢久峠、小

越峰、魚尾道岬、志賀坂峠、赤岩峠、雁掛峠、六助峠、広河原原、三国峠などがある。山中領と秩父側の村々とは、縁組みや物資の流通を通して深く結ばれていた。これらの峠は、その通路として日常的に越えられてきた。また、峠道は生活や産業のみならず、信仰や文化的な面でもさまざまな交流をもたらした。例えば、埼玉県秩父郡小鹿野町の竜頭神社の信仰圏は上野村から長野県佐久地方にも広がり、中里村神原の明家の産泰神社の講は小鹿野町に多数あり、上野村新羽の乃久里（野栗）神社の神輿のお川下げるの神事は秩父地方にもある。そして、山中領においては、秩父の両神社や三峰神社への参拝と共に、三十四所の札所巡りもなされたようである。万場町から中里村にかけて、5基の三十四番札所巡りの供養塔が点在しており、上記の峠道のそれぞれが、神流川以上流域の村々から秩父へ至る信仰の道の働きも有していたことがうかがわれる。

上記の諸神の中で主要であったのは志賀坂峠、土坂峠あるいは杉ノ峠であり、秩父へ至る道を直接示す資料もこれらの峠にみられる。

#### (1) 志賀坂峠越えの道

志賀坂峠は、埼玉県秩父郡小鹿野町河原沢から、群馬県多野郡中里村神ヶ原に越える峠である。その道筋は、秩父側からは志賀坂峠を越えて山中領に入り、オバンド峠と野栗峠を越え、さらには十石峠を越えて佐久に向かう。この道は、秩父側からは「信州街道（信州道）」と呼ばれ、信州側からは「武州街道」と呼ばれていた。佐久の米や子馬、山中領の村々の和紙や繭などが秩父さらには江戸へ運ばれる物資搬送の動脈であり、また、三峰山や両神社への参拝、秩父の札所巡りなど、信仰に伴う多くの人々が通行した道でもあった。

歴史を遡るならば、志賀坂峠を越える道は、鎌倉街道に関わる要素も見られる。すなわち、飯能から吾野を経て秩父へ至る道は、近世には「秩父往還の吾野通り」と呼ばれたが、中世においては「鎌倉街道の秩父通り」であった。甘楽郡南牧村檜沢には志賀坂峠を越えて秩父へ至る鎌倉街道の伝承が残されており、「鎌倉街道の秩父通り」は志賀坂峠や檜沢峠を越えて上野国甘楽郡域まで達していたと推測される（拙稿「志賀坂峠と魚尾道峠」「上州路」368号　あさを社　平成17年）。

志賀坂峠を越える道は、「上野国郡村誌」に「秩父道」の名が示されている。また、野栗峠の野栗側の山道に「ち・姫みち」と記された、近世のものかとみられる道（資料番号001）もある。現在、上野村野栗および中里村神原での聞き取りでは、信州街道・武州街道・秩父道などの呼称はいずれも確認できず、地元では古くからの道の呼称は忘れ去られつつある状況にあると思われるのであるが、かつては信州街道や武州街道と共に、秩父道という呼称もあったとみなされる。

#### (2) 土坂峠・杉ノ峠越えの道

土坂峠は、埼玉県秩父郡吉田町上吉田の小川と、群馬県多野郡万場町生利の飯島・戸野との間にある峠である。現在、峠道は「高崎神流秩父線」となっており、峠の直下を土坂トンネルが通過している。旧峠上には、慶応二（1866）年の石祠がある。永禄十三（1570）年、武田氏の軍勢が北条氏側の日尾城を攻撃するにあたり、本峠を越えたという。

杉ノ峠は、土坂峠の西方約2kmほど尾根上に位置する。万場町生利の戸野・飯島から埼玉県小鹿野町日尾の長久保に越える峠である。「元禄国絵図」には「杉の峠、森戸村より武藏國日尾村・藤倉村之内長久保迄巻里半」という註記があり、近世には基点が森戸とされていたようである。

生利には、秩父へ至る道を示す道しるべが2例ある。資料番号002の飯島の天王様切通しの「南無地蔵大菩薩右ハち・ぶ道、左ハ山ミチ」の道しるべ、資料番号003の戸野の火納坂の「右秩父長久保、左道方上吉田みち」の道しるべである。

002は、飯島から川沿いに道を遡って土坂峠を越え、秩父へ至る道を示すものである。

003は、戸野の集落から10分ほど急な坂（火納坂）を登りあげた尾根にある。地蔵尊の台石に秩父を示す道しるべが刻まれている。当地は道が四つ状況をなしており、南に山腹をたどれば杉ノ峠、南東に下れば土坂峠に至る川筋の道に入る。北東に尾根道を下れば飯島に至る。北に下れば戸野に至る。地蔵尊は北向きに立っており、万場や戸野からきた人たちに、杉ノ峠を越えて長久保へ至る道や、土坂峠を越えて上吉田へ至る道を示したものとみなされる。

生利における聞き取りでは、土坂峠を挟んだ村同士では縁組みが多く行われ、往来は日常的に行われてきたという。しかし、秩父への札所巡りの人たちの通行については全く知らないということであった。また、峠越えの道を「秩父道」と呼ぶこともないようである。

**土坂峠に関わる上野国側の道筋** 山中領における中心的な街村として万場がある。万場から秩父へ至る主路は土坂峠越えの道であった。土坂峠の秩父側は秩父へ向かう單一的な道である。その道は一般的には「上州道」と呼ばれた。ちなみに、江戸期に高崎の豊岡で発行された「ちぶ順礼道案内絵図」には、秩父側の「吉田町」から上州側へ至る道が「上羽中山道」とある。

しかし、群馬側の道の様相はやや複雑である。つまり、土坂峠の群馬側には十石街道があり、それとの関わりがまずは想定されるかもしれない。しかし、土坂峠越えの道は万場を基点として下仁田・富岡・吉井・高崎など、上野国南西城へ放射状に幾筋もの道が派生しており、通路としてはそこに重要性があったとみなされる。「万場町

誌』によってそれをみると以下のようなである。

- ア. 万場から杖植峠を越えて下仁田へ至る道。  
イ. 塩沢峠と小峠を越え秋畑から小峠や富岡へ至る道。  
この道は、秋畑からは藤田峠を越える道、峠峠を越える道、櫻峠・大日峠を越える道、雄川沿いに小幡へ至る道などがあった。  
ウ. 投石峠ないしは古峠や秋葉峠を越えて上日野に至り  
塙畳峠や龜穴峠を越えて甘棄へ至る道。  
エ. ウの道筋の上日野で分かれ、小梨峠（あるいは大判地峠）を越えて吉井や高崎へ至る道。  
オ. 生利から見石町の法久に至り石神峠を越えて鬼石町三波川に入り、温石峠を越えて上日野に至り、小梨峠あるいは大沢峠を越えて吉井に出る道。

アは現在の一級県道「小平下仁田線」である。イは現在的主要地方道「富岡神流線」であり、「群馬県史」（昭和2年）・「群馬県多野郡誌」（昭和2年）における「富岡万場線」にある。ウは「群馬県史」・「群馬県多野郡誌」における「万場福島線」にある。エの投石峠・小梨峠を経る道は、現在の「高崎神流秩父線」である。これは「群馬県史」・「群馬県多野郡誌」の「吉井万場線」（『吉井町誌』では「生利吉井線」とある）と「万場下吉田線」とを結んだ道であろう。

生利にある二基の道しるべは、上記のアからオまでの道筋、つまり甘楽郡や多野郡方向から秩父を目指して来た人たちに土坂峠ないしは杉ノ峠から秩父へ入る指標となつたものとみなされる。

**土坂峠越えの通行史料** とはいえ、土坂峠が、上野国側の諸地域と秩父との物資や人の通行にどれほど利用されたか、それを具体的に示す史料はないへん乏しい。

しかし、例えば、「甘利町史」（昭和54年）の「小峠」の項に、「秋人の峠はこの峠を越え、更に塙沢峠を越えて万場通り、更に茅の坂峠とか杉ノ峠を越えて、秩父や三峰にお参りしたのである。」とある。茅の坂峠は秩父側の峠であり、この記事における国境越えの峠は土坂峠とみなされる。

ここで、土坂峠越えの通行に関わるかとして着目されるのが、西牧閑所（甘楽郡下仁田町南野牧・本宿）の通行記録である。中山道の本庄で分かれ、藤岡・富岡・下仁田を通り、和美峠・香坂峠・内山峠などを越えて信州に至る下仁田道と呼ばれる道があり、西牧閑所は藤井と本宿の村境に設置されていた。この閑所に、元禄五（1692）年から享保六（1721）年までの「通行改日記」が残されており、通行人の目的地や出立地などが知られる（井上定幸「峠を越えた人と物の交流」「群馬の山・川・道」雄山閣 平成17年）。

延べ21年間で通行目的が明らかな者は4,166人。その内、寺社参詣は1,912人。伊勢参宮が22人、普光寺参りが126人、秩父札所巡りが627人、妙義神社が1,048人、貫前

神社が62人、西国巡礼が27人である。秩父巡礼、妙義神社、貫前神社は信州農民が主体である。本稿で対象とする秩父巡礼は純数627人、出立地が明らかな者は602人で信州を出立地とする者は585人である。信州10郡の内、高井郡を除く9郡に分布するが、およそ半数は佐久郡である。

信州を立ち西牧閑所を通じて秩父の巡礼に向かった人たちの経路としては、下仁田道を経て吉井から鬼石の秩父道に入る経路であったろうか。それとも下仁田から杖植峠、あるいは富岡から塙沢峠を越え、土坂峠を越える道筋であったろうか。後者が最短であり、妥当と思われるが、今後の検討課題としたい。

## 9. 中毛・東毛地方における秩父へ至る道

上野国から秩父へ至る道は藤岡市周辺のみならず、中毛から東毛にかけた地域にも秩父を示す道しるべが散基あり、幾筋かの道があったものと推測される。

### （1）伊勢崎市南部における秩父への道

伊勢崎市大正寺町の豊武神社に、資料番号021の「右ちぶ、左日光」の道しるべがある。安永八（1779）年の如意輪觀音の台石に刻まれた道しるべである。大正寺は、東西に例幣使道が通り、南北に伊勢崎から本庄へ至る道が通っていた。021の道しるべは、その交叉点の南東側に立っていたものと推測される。

大正寺を経て秩父へ向かう道は、伊勢崎方面から本庄へ向かうのであろうが、明治18年の「迅速測図」では八斗島経由と長沼経由の二筋がみてとれる。いずれも利根川を渡るが、前者は「八斗島の渡し（八斗島河岸）」（武藏国側では山王堂河岸）といった。「上野国郡村誌」によると、八斗島の渡しは「伊勢崎町及武州本莊駅ノ往還ニ属ス、渡船二艘、私渡ナリ」とあり、また、長沼の渡河点は「武藏國児玉郡上仁手村ヨリ來タリ、舟筏共ニ通ス」とある。八斗島あるいは長沼を経た道は本庄から児玉に至り（本庄から児玉に至る道は「中山道分間延絵図」では「八幡山町道」とある）、児玉から秩父に至る「秩父道」に入ったとみられる。本稿ではこの道を「大正寺秩父道」と仮称したい。

このように、伊勢崎から秩父へ向かう道は本庄・児玉を経由したとみられるが、ここで、伊勢崎近辻において本庄を示す道しるべをひろうと、玉村町五料に「右本庄江戸道・左五料道」、堀口町に「従是南本庄道、従是一丁上り北伊勢崎道」、下道寺町に「右五りゅう、左やったじまがし」、下蓮町に「右五りゅう、東日光道、左ほん志やう」、茂呂町に「北いせさき、東中しまなせ、南本庄まみつか」、長沼町に「西本庄道、左牧西道」などがある。茂呂町と長沼町の道しるべは「大正寺秩父道」に直接関わるとみなされる。五料、堀口、下道寺、下蓮の4例はいずれも例幣使道沿いにあり、大正寺の道しるべと似

通った位置にある。しかし、「大正寺秩父道」も含めていざれも「秩父道」という呼称ではなく、日常的には「本庄道」と呼ばれていたものとみなされる。

## (2) 佐波郡境町における秩父への道

佐波郡境町大字境の元町の愛染院境内に資料番号022の「右本庄、秩父道、左中瀬、江戸道」という道しるべがある。安永九(1780)年の二十二夜塔の台石に刻まれた道しるべである。この道しるべは、萩原進氏の『道しるべ』(昭和40年)によると、元は愛染院南方の深谷と本庄の分かれる古道の辻にあったという。現在、道しるべの説明板では「県道平塚境停車場線と境南中学校入り口」とが交差する場所、かつて古利根川が北に湾曲し海老河岸と呼ばれていた場所」としている。

道しるべにいう「左中瀬、江戸道」とは、前橋から伊勢崎を経て利根川を平塚河岸(武藏国側では中瀬河岸)で渡り、熊谷で中山道に入る「江戸道(平塚江戸道、中瀬道)」を指す。一方、「右本庄、秩父道」にあたる道は、境町元町で江戸道から分かれ中島を経て利根川を島村渡(武藏国側では一本木河岸)で渡り、小和瀬を経て牧西で中山道に入り本庄に至る道とみられる。本庄から秩父へは兎玉を経て、兎玉の「秩父道」に入ったとみられる。本稿ではこれを「元町秩父道」と仮称したい。

境町は東西に例幣使道が通過し、また、前橋・伊勢崎から江戸へ至る江戸道も通過していた。二つの道は町内

で重複していたが、江戸道は元町の交叉点で南方に分岐していた。この交叉点から500mほど南に002の道しるべは立っていたことになる。したがって、この道しるべによって秩父を目指した人は、江戸道や例幣使道をたどってきたものとみなすことができよう。

境町元町から牧西へ至る道は、「上野国郡村誌」の島部の項に「本庄道 北方当都中島郡界ヨリ南方武藏国椿澤郡小和瀬村界ニ至ル」とあり、「本庄道」に関わる渡場として利根川と広瀬川の二箇所が示されている。島村河岸は島村の新野裏にあり天保年間に設けられたといい、島村渡は二百年前からあったという(『境町誌』民俗編 平成7年)。

境町元町から本庄へ至る「本庄道」は、「中山道分間延絵図」の牧西村に「野道 一本木河岸江出ル三十丁余」とある道にあたろう。ちなみに、一本木の渡しは、元和二(1616)年、幕府により関東河川の主な渡し場16ヶ所の定船場に指定されたものの一つである。

なお、牧西から先の道筋については、南下して花園村荒川で、熊谷から秩父へ至る「秩父道の熊谷通り」に入る道筋も留意しておきたい。牧西と花園村荒川を結ぶ道は近代において小川県道あるいは寄居境間補助県道と呼ばれ、古くは花園村荒川で鎌倉街道の上道から分かれる本庄道という鎌倉街道の支路でもあり、その先は伊勢崎や新田荘の世良田へ至っていたと推測される道である。



図4 伊勢崎市から新田町にかけた地域の秩父への道(台図は昭和30年の5万分1地形図「深谷」など)

〔鎌倉街道上道〕埼玉県教育委員会 昭和58年)。

### (3) 新田郡新田町における秩父への道

新田郡新田町中江田の寒沢に、資料番号023の「妙儀、四は道、正徳五年、秩父、中瀬道」の道しるべがある。本道しるべは、例幣使道の脇にあり、道しるべにおける「四は」は例幣使道の柴宿(伊勢崎市柴町)を指したものである。当地は「辻」あるいは「三本辻」と呼ばれ、秩父・中瀬方向へは例幣使道から分かれて南西方に向かい、尾島町世良田を経て利根川を平塚河岸(中瀬河岸)で渡って中瀬に至り、秩父に向かったとみられる。

この道を『例幣使道分間延絵図』でみると、中江田村における「村道 世良田江田道法十八町程、中瀬江道法一里程」と記された道とみなされる。

中瀬からは、南に向かい深谷を経て寄居で「秩父道の熊谷通り」に入る道筋や、あるいは熊谷まで廻り熊谷から秩父へ至る「秩父道の熊谷通り」に入る道筋も考えられなくはない。しかし、中江田の寒沢において例幣使道から分かれた道の走行は南西に向かっていることからすると、中瀬からは本庄へ向かったとするのが妥当とみられる。つまり、中瀬からは西に向かって牧西に至り、牧西からは境町の頃でふれた本庄を経由して児玉に向かう道に入ったとみなされる。中瀬と牧西を結ぶ道は、「中山道分間延絵図」の牧西村に「駿道 中瀬河岸江二里程、妻沼村江四里程」と記されている。本稿ではこれを中江田秩父道と仮称したい。ちなみに、尾島町大館には「南ふなわたし・なかぜ・ほんじょう」という文言の入った道しるべがあり、新田郡西域では中瀬や本庄への指向性が強かったことが窺われる。

中江田の地蔵堂には、秩父を示す地蔵尊の道しるべの他に、寛政十二年(1800)の庚申塔に「右五里やう、いせきさき、左せらせだ中ゼ」との道しるべがある。中江田地内には、原に文政十一年(1828)の「西世良田、奈可せ道」、本郷に嘉永元年(1848)の「左世良田中瀬道」という道しるべがある。中江田において例幣使道から分かれた道は、地元では世良田を経て中瀬に至る「中瀬道」と呼ばれていたようにならざる。

### (4) 塙町と東村の観音巡礼供養塔の道しるべ

西国・坂東・秩父を合わせた百番の供養塔や、それに四国の巡礼を付加した供養塔は県内各地にあるが、ここで、境町と東村の二基の供養塔によれておきたい。

境町の事例は、東町の例幣使道脇にあり、西国・四国・秩父・坂東の供養塔であって、「右江戸なかせ、左日光さき」の道しるべがある。天明七(1787)のものである。「右江戸なかせ」とは、例幣使道から分かれて江戸や中瀬に向かう道を示すものである。境町東町は近世においては新田郡境町であり、ここにも「中江田秩父道」と同様に、新田郡西域から中瀬や本庄を経て秩父へ至る道が想定されるものである。

東村の事例は、上田の六道という地にある。字のごとく六本の道が合わさる地であり、当地に六角柱形の道しるべがある、それぞれの行き先が示されている。天明元(1781)年のものである。六面の最上部の文字を合わせると「奉納、西国、四国、坂東、秩父、供養」となり、百番観音廻り供養を示している。しかし、ややこしいことは、秩父のある面は「南、秩父、中せ、くまかい通」とあるようであって、「南の方向は秩父や熊谷へ至る」という道しるべとも読めるのである。

この道しるべの傍らには元禄十(1697)年の六面形の道しるべがあり、天明の道しるべの「南、秩父、中せ、くまかい通」にあたる面には「南、平つか道」とある。「平つか」は境町平塚であり、上田の六道から平塚・中瀬を経て、秩父や熊谷へ向かう道を示している。この道は、西小保方から上源町・下源町を経て木島で「平塚江戸道」に入り平塚に至り、熊谷を経て江戸へ至るか、本庄を経て秩父へ向かったものであろう。

上田の六道は、前橋と足利を結ぶ「東道」という中世から近世にかけて上野国南部の平坦地を東西に貫く主要な街道が通過していた。大間々・伊勢崎・高崎などへ至る道も交叉しており、通行量はたいへん多かったとみなされる。その中には、秩父へ至る人も多数いたと思われる。本道しるべにおける「秩父」の語は廻り供養に関わるものではあるが、秩父へ向かう人たちのために「南、秩父」という道しるべとしての表現を兼ねたように思われる。

上田から平塚へ至る道筋上の、西小保方には、寛政十一(1799)年の「東大原道、南さかい道、西いせきさき道、北大間々道」の道しるべがある。『上野国郡村誌』の下源名村にも「大間々街道」という道名がみられる。上田から平塚や秩父へ至る道は地元では、大間々道、境道と呼ばれていたとみなされる。

### (5) 東毛地域から秩父へ至る道

中毛から東毛にかけた地域における秩父への道は、上記のように幾筋かが想定される。しかし、それらの事例は道しるべが残されていたことによって復元されたものである。その他にも、秩父へ向かう人たちが通行した道は東毛の諸地域に多くあったであろうことは疑いない。

例えば、6項で示したように、秩父の巡礼道における道しるべの中に「右四番通 上野国邑楽郡館林領□岩村与七郎、同郡新里村八郎兵衛、同郡木村儀左衛門、又兵衛、願主心求、はま」とのように、現在の邑楽郡千代田町赤岩、邑楽郡明和村新里を出立地とした人たちの名がみられる。すなわち、東毛の尾島町・太田市から館林市・板倉町にかけた地域からも秩父へ向かう幾筋もの道があったのではないかと思われる。

それらの道は、大館、前島、小島、古戸、古海、赤岩、上後蔵、川俣、千津井、大越などの河岸や渡し場で利根

川を渡ったのである。これらの渡河点に関わる主な道としてあげるならば、尾島町大館の嘉永四（1851）年の「南ふなわたし五丁、なかぜ十五丁、ほんじょう三丁」、尾島町岩松の寛政十二（1800）年の「左こしま舟わたし」、  
飯塚本町中原の船養寺の「南尾島小志満みち」、太田市高  
林の宝永三（1706）年の地蔵尊の「南古戸道」、太田市内ヶ  
島の元文五（1740）年の青面金剛の「南古戸道」、太田市  
飯田の雲霧寺の嘉永六（1853）年の「右めぬまつと」、邑楽町赤堀の明王院の寛政五（1793）年の「右あかいわ、左かわまた」、邑楽町赤堀の古屋の享和元（1801）年の「左あかいわくまがい道」、館林市野辺の松林堂の天保十一（1830）年の「此方、赤岩かし道」、館林市上三林の嘉永七（1854）年の「向右あかいわくまがい」、板倉町飯  
野の浅間神社の天明四（1784）年の「左り加また」、板倉町大高島の大徳院墓地の文政十一（1828）年の「南大ごい加し、西加わまた」などがある。また、「例幣使道分間延経段」の由良村（太田市由良町）には「利根川通小島河岸江出ル道法二里余」という道の記載がある。

それらの中で古くからの由来が知られているのは古戸渡であろう。古くは「長井渡」といい、「源平盛衰記」の治承四（1180）年の条に、秩父と足利との間のこととしてその名が見え、「新編武藏風土記」に源頼朝が武藏国の入間野で追島狩をし下野国那須野へ向かう際に「利根古戸の渡し」を越えたことが示されている。「古河記」の建武二（1335）年の記事に「武藏國長井渡」、康正二（1456）年と推定される足利成氏から岩松持国への書状に「古戸渡」などもある。古代における上野国から武藏国に至る「東山道の武藏国路」も古戸渡あたりが渡河点と推測される。

上の道の道しるべのいくつかに「熊谷」の地名がみられるように、それらの渡河点を渡った道は概ね熊谷に至っていた。熊谷からは秩父へ向かう「秩父道の熊谷通り」があった。熊谷市石原には、中山道と秩父道の分岐点に、「ちゝぶ道」と記された明和三（1766）年など、3基の道しるべがある。上野国東部域・下野国などから秩父へ向かつた人たちに秩父への道を示す指標となつたものであろう。

## 10. 群馬県域における秩父道の様相

これまで群馬県域における、秩父へ至る道について検討してきた。ここで、あらためてそれを概括的にまとめ、また、課題を呈示したい。

### （1）上野国域における秩父道の道筋と呼称

上野国域における秩父へ至る道は主なものとして、4ないし5の道筋があつたものとみなされる。志賀坂越えの道、土坂越えの道、鬼石から藤岡西部を抜ける道、秩父から見玉を経て中毛・東毛へ至る道であり、さらに秩父から熊谷を経て東毛地域に至る道も想定されよう。

これらは秩父を指向するという点で共通しているが、通行者の出立地や道の機能面などからは多少の相違点もみられる。以下、個別に特徴点をまとめてみたい。

### ア. 志賀坂越えの道

志賀坂越えの道は、信州や武州の人たちによる通行が多く武州街道・信州道との呼称が一般的であったようである。上野村や中里村辺りでは「秩父道」との呼称もあったのではあるが、在地的・狭域的な呼称であって、上野国の広範な地域からこの道を「秩父道」とする視点はなかったであろう。

### イ. 土坂越えの道

土坂峠は、秩父と上野国南西城を結ぶ峠であるが、そのような峠は土坂峠の近くだけでも、上ノ峠、杉ノ峠、坂丸峠、矢久峠、小越峠などがあり、その中の主要な峠が土坂峠であった。

それらの峠を越える道の状況として、秩父側は概ね秩父へ向かう單一指向的な道であったのに対して、上野国側は万場を基点として下仁田・富岡・小幡・吉井などに放射状に道が派生していたことがある。また、秩父側からは「上州道」あるいは「山中道」と呼ばれていたが、上野国側からは「秩父道」という呼称はなかったらしいということなども認められる。

『甘楽町史』（昭和54年）に「秋畠の人はこの峠（小峰を指す）を越え、更に塩沢峠を越えて万場通り、更に茅の坂峠とか杉ノ峠を越えて、秩父や三峰にお参りしたのである。』とあるように、土坂峠や杉ノ峠が秩父参詣の道として利用されたことは疑いない。しかしながら、土坂峠などの峠道は、まずは山中領の村々にとって、秩父側の村々との縁組みや物資の流通の道であり、日常的に越えられた道であった。それに比べれば、秩父への参詣者の割合や実数はけっして高くはなかったのではないか。山中領の人たちが出行く際には、杉ノ峠越えでとか、吉田村へ、日尾村へ、などと具体的な道名や地名を口にしたであろう。そこには「秩父道」という一般的な道名の発生要因は見いだし難い。

### ウ. 「鬼石秩父道」

本稿は、秩父から鬼石を経て藤岡西部に至る道を「鬼石秩父道」と仮称した。この道は、地元に秩父道の伝承が色濃く残り、上野国内における秩父道として最も明確な道である。

「鬼石秩父道」はその経路から先に幾筋もの支線が派生していたとみなされる。つまり鬼石から三波川を経て道祖神峠を越えて吉井へ至る「道祖神峠越え秩父道」、神田から金井・多比良を経て吉井へ至る「多比良秩父道」、藤岡の白石から小串に至る「小串秩父道」、白石から高崎の和田多中へ至る「佐野秩父道」、鬼石から藤岡市街地を経て前橋方向へ至る「前橋秩父道」である。

上野国でいえば北西半城を出した人たちがそれらの

支線から「鬼石秩父道」に入ったものと推測される。

エ、児玉を経て中毛・東毛へ至る道

『児玉町誌』(平成7年)には、秩父から児玉町へ至る「秩父道」の伝承があることが示されている。この道は、児玉町の太駄で「鬼石秩父道」を分けるが、本稿では秩父から児玉へ至る道を「児玉秩父道」と仮称する。

本稿の検討所見からすると、この「児玉秩父道」からは、伊勢崎市大正寺町へ至る「大正寺秩父道」、境町元町へ至る「元町秩父道」、新田町中江田へ至る「中江田秩父道」などの支線的な道が派生していたとみられる。「元町秩父道」と「中江田秩父道」は、東村上田の六道の「南、ちちぶ」の道しるべのある地点へも延びていたとみなされる。上野国中部から東部にかけた地域を出した人たちがそれらの支線から「児玉秩父道」に入ったものと推測される。

オ、熊谷を経て東毛地方へ至る道

秩父から熊谷へは「秩父道の熊谷通り」という幹線を通じていた。現在、邑楽郡や館林市などの東毛地域には、秩父を示す道しるべは未確認であるが、秩父には邑楽郡を立出地とする者が立てた道しるべが残されており、邑楽郡域から秩父へ至る道があった可能性は高いとみなされる。それらの道は利根川沿いの河岸や渡し場を渡り、「熊谷通り」に入ったと推測される。

以上のように、上野国に関わる秩父道は、概略的にとらえれば、4ないし5つの主筋があり、さらにその内、上野国の広範な地域との関わりが強い「鬼石秩父道」と「児玉秩父道」からは幾筋かの支線が派生していた形状がみてとれるようと思われる。中世において、鎌倉を基点とする鎌倉街道があったが、鎌倉街道も上道・中道・下道などの幹線を基軸として幾筋もの支路が派生していた。上野国における秩父道にもそれと似通った状況を認めることができるように思われる。

本稿で「鬼石秩父道」と呼んだ鬼石から藤岡西城における道筋には「秩父道」の伝承があるが、その先の「佐野秩父道」は地元では「吉井道」・「藤岡道」・「山名道」と呼ばれ、前橋から藤岡に至る「前橋秩父道」は「前橋道」・「藤岡道」と呼ばれていた。「児玉秩父道」は秩父から児玉町辺りまでは「秩父道」の伝承があるが、伊勢崎市や境町あたりでは「本庄道」と呼ばれ、新田町中江田あたりでは「中瀬道」と呼ばれていたとみなされる。つまり、「秩父道」から派生する支線はそれぞれ在地的な道名で呼ばれていたとみなされる。

秩父へ向かう道といえども、通行者の全てが秩父へ向かったというわけでもないだろう。秩父巡礼に向かう人たちが通過した道の全てに「秩父道」の呼称が生じるものでもないだろう。秩父へ向かう人たちが集まり、通行者の中での比率が高まった地域、さらに秩父に近い地域において「秩父道」の呼称が生まれたのであろう。

## (2) 上野国から秩父に至る主経路

上記のように、上野国から秩父へ至る道は大まかには4ないし5の道筋があったとみなされる。しかし、上野国の大範な地域との関わりという意味では「鬼石秩父道」と「児玉秩父道」が主体をなしていたとみられる。そして、この二つの道は児玉町の太駄で合流するので、上野国を出した人たちの大半、大部分は太駄から天沢峠を越え北から秩父へ入っていったとみなされる。

江戸時代に発行された「ちちぶ三十四所順礼道案内絵図」にはその道に「上羽口」つまり上州口の語がみられる。また、この経路上の秩父郡皆野町金沢の正法寺の千手觀音は「お手引き觀音」と呼ばれ、上野方面からの巡礼者は最初に立ち寄る所であったという。

金沢の岩鼻の、金沢川の橋の袂には、寛保4(1744)年の「右三十四番道、左一ばん道」という道しるべがあり、上野国方向から来た人が一番から順打ちするか、三十四番から逆打ちするかの分岐点になっていた。

順打ちする場合は、一番札所の妙音寺(四萬寺、秩父市桜谷)へ向かう。荒川を栗谷瀬渡で渡り、皆野で秩父往還(秩父道の熊谷通り)に合流した。栗谷瀬渡には「左三十四ばん おにしめうきはるな道」、皆野の町役場の西側には「右寄居熊谷江戸 左三拾四番妙義株名 真すぐぐ庵番道」という上野国方面を示す道しるべがある。後者は上野国(鬼石)へ向かう秩父道の起点を示す指標的な道しるべである。

## (3) 近世の主要街道との関わり

上野国域では、近世に幾筋もの街道が通り、秩父へ至る道はそれらと交錯したり、重複していた。

例えば、「佐野秩父道」は、高崎の和田多中において中山道から分かれていた。「小串秩父道」・「多比良秩父道」・「祖神舟越え秩父道」は下仁田道から分岐していた。「前橋秩父道」は佐渡奉行街道から分岐し十石街道と重複していた。さらに、「児玉秩父道」の支線にあたる「大正寺秩父道」・「元町秩父道」・「中江田秩父道」は例幣使道や平塚江戸道から分岐し、東村上田から秩父へ至る道は「あずま道」から分岐していた。

秩父を目指した人たちの多くは、近世の主要な街道をたどりつつ秩父への道に入っていたように思われる。

## (4) 秩父道の年代性

秩父には、両神山や三峰山への山岳信仰や、三十四カ所の札所巡りなどがある。これらは在地においては相当に古くから発生していたのであろう。例えば、札所巡りは古代末から中世にかけて萌芽し、戦国期に三十三所の札所が整えられ、近世には三十四番の札所が成立し遠方から多くの庶民が訪れる形となったようである。

上野国域における秩父札所への巡礼がいつ頃発生し、いつ頃から秩父道という呼称が発生したかという点は定かではない。現状では、近世から近代にわたる史資料が

多くの、その時期のものとみなすことが無難であり、一般的にもそのように認識されているであろう。が、上野国域では、富士山への登拝が戦国期には行われていたことを示す史料があり、また、上野国域の秩父への道は鎌倉街道や佐渡奉行街道など、中世段階の古道との関わりがみられる。その意味からは、中世段階に遡る可能性も視野に入れておくべきものと思われる。

#### (5) 秩父道と道しるべ

近世から近代にかけて、街道や道筋の脇には石製の道しるべが多数立てられた。道しるべは、基本的に道の交叉地点や分岐地点に立てられた。秩父へ至る道の場合もそれは同様であるが、遠隔地から来る人が多かったからであろうか、要所、特に近世の主要な街道から秩父への道が分かれる地点に指標的な道しるべがある。

その代表的な例は、「佐野秩父道」が中山道から分かれ高崎市和田多中町の「秩父三拾四ヶ所巡拝道」と記された角柱型の大きな道しるべ(015)、藤岡市一丁目の本庄道(下仁田道)と秩父道(十石街道)とが交叉する地点の角柱型の道しるべ(007)などである。その他、東村上田の六道の道しるべ、境田元町の道しるべ、新田町中江田の地蔵堂の道しるべなども造形や文字の流麗さなど

で特徴的である。

007の道しるべには、背面に「行人路を取りて岐に遇うや旁之れを疑う。(中略)故に義碑を建て遂途莫からしめんと欲す。(原漢文)」という造立の趣意が漢詩様の文言で示されている。また、015は大阪府の瀬戸屋喜兵衛による寄進である。近世から近代にかけて秩父巡礼が隆盛し、通行者のために道しるべが意図的に立てられたことが知られるものである。

一方、山間地では平坦地とはやや異なり、山道(仕事道)と秩父への道の識別を示す小さな道しるべがある。例えば、上野村新羽の野栗に「右ちゝ歸みち、左山道」(道しるべ001)があり、万場町生利の飯島の002も同様である。藤岡市下日野と鬼石町三波川の間の道祖神神社の009の道しるべにも「西ハやまみち」の語句がある。地元の村の人たち、あるいは物資の交易で何度も往来する人たちにとって山道と秩父への道の教示は不必要であったろう。つまり、これらの道しるべも、秩父への巡礼など遠隔地から来た人たちのために立てられた要素が濃いことに違はないだろう。

#### (6) 道しるべから復元される古道

この度の秩父道に関わる道筋の復元作業は、道しるべ



吉井町多比良の向平の、道しるべ010の分岐点  
(左は西平井、右が秩父方面)



高崎市和田多中町の、中山道から秩父への道  
(左)が分れる分岐点(右の道は琴平神社の  
参道)



高崎市秋原町の道しるべ(020)  
左面に「江戸みち」、右面に「ちゝみ  
ち」とある。



藤岡市一丁目の道しるべ(007)



道祖神神社の道しるべ(009)

に依拠したところが大きい。道しるべが残されていることによって忘れ去られた道が復元できたとの思いが強い。しかし、このようなことはすでになされていたこともある。つまり、萩原進氏が『道しるべ』(昭和40年)の中で、ア、旧三国街道、イ、榛名山信仰古道、ウ、吾妻川左岸の道、エ、新田郡より下野国への道などを道しるべの存在によって復元できたとしている(現在、アは佐渡奉行街道、イは妙義榛名道、エはあづま道と呼ばれることが一般的である)。昭和30年代の作業であろう。

交通路の研究において、道しるべの持つ意義の大きさが再認識されるものである。しかし、この度の踏査においては、道しるべの所在確認の難しさを痛感したことでも事実である。つまり、文化財に指定され、説明板が設置されているものもあったが、草に覆われたり、所在が不明なものもあった。歴史資料として、また、文化財として保存や管理のあり方に緊急的な対策の必要性を感じられると共に、あらためての悉皆的な調査を望みたい。

#### (7) 「富士道」「妙義榛名への道」との関わり

上野国域では、富士山への山岳信仰は室町期に伝播したが、近世には富士山への登拝信仰が隆盛し、多くの講が組まれ、参詣者が出向いたとみなされる。上野国から富士山へ向かう人たちがたどった経路として、秩父から仙元岬を越え、奥多摩を経る道が知られている。

清水武甲氏の『秩父』(昭和158年)に「秩父郡内に限らず遠く上州方面から富士山にお参りする信者たちはこの峯を越えて甲州に向かいました」とある。また、イギリスの外交官で日本文化の研究者でもあったアーネスト・サトーも明治15年に秩父地方を訪れ、仙元岬道を上野方面から富士参詣に向かう時の通常ルートであると記録している。飯野頼治氏の『山村と岬道』(平成12年)には、仙元岬は富士浅間社のお旅所(通拝所)であり、足の弱い人はここで富士を遙拝して引き返し、健脚な人は日原へ下り一石山神社や小河内を経て富士山に向かったとある。

秩父から富士山へ向かうには、秩父の浦山から、仙元岬、奥多摩町の小河内、西多摩郡檜原村の浅間岬、山梨県上野原町、大月市を経由した。幾つもの山や岬を越える険しい山道であった(これについては、拙稿「仙元岬と富士道」「上州路」390号 あさを社 平成18年を参照されたい)。富士山への参詣の道は「富士道、道者道」などと呼ばれたが、江戸の後期に高崎の豊岡で発行された「ちちぶ三十四所順礼道案内図」には秩父の浦山に「不

二山道」の記載がみられる。

上野国から秩父へ向かった人たちの中には、富士山への登拝に向かった人もいたことを忘れてはならないだろう。例えば、境町において富士講の先達を務めてこられた内田光男氏宅では、祖父が歩いて富士参りをしてきたことが語り伝えられている。明治末年ころのことであろうか。これまでその経路については皆目想像できなかつたが、ここにおいてある程度具体的に想い描くことが可能になったようにも思われる。

前述したように、鬼石から秩父へ向かう秩父道の、秩父側の基点にあたる皆野町には「おにしめうきはるな道」つまり鬼石・妙義神社・榛名神社を示す道しるべがあり、秩父から鬼石つまり上州へ向かう秩父道は妙義神社や榛名神社への参詣路でもあったことが知られる。

以上のように、「秩父道」は単に秩父所巡りに使われたのではなく、上州側からは富士山への道、秩父・武藏側からは妙義・榛名への道など、多様な側面も有していたものとみなされる。今後、「秩父道」を考える上の視点としたい。

以上、秩父道に関して、主として道筋に関わる素描を試みた。しかし、経路上の宿駅、通行者の出立地や通行量、年次によってどのように変遷してきたか等々、ふれることができなかつた事項も多々あり、秩父道の全容を把握するためにはより多面的な検討の必要性を感じるものである。また、本稿は、全くの個人による踏査を中心としたさきやかな検討であり、史資料の解釈や分析において不十分な面があることは否めないと思われる。これを機として「秩父道」に対する関心が高まり、それがひいては群馬県域における近世交通路を解明する新たな視点となれば幸いである。先輩諸兄のご教示を切にお願いするものである。

本稿をなすにあたり、道しるべや古道について現地の方々に教えを乞うことが多々あった。唐突なお伺いにも拘わらず懇切に応対していただいた。特には高齢者の方々は昔日のことよくご記憶されており、そのような出会いに恵まれた幸運を随所で感じさせられた。まずはそのことに深く謝意を表するものであります。また、埼玉県における秩父道や秩父の札所巡礼に関しては、埼玉県立嵐山史跡の博物館の加藤光男氏・君島勝秀氏にご高配を賜りました。末尾ながら記してお祈申し上げます。

# 歴史学習における効果的な教材開発について

——発掘調査報告書教材化の方法とその教育的意義——

山田 精一

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 1. 問題と目的
- 2. 方法

- 3. 結果と考察
- 4. まとめ

## ——要　旨——

埋蔵文化財行政の成果を学校教育に活用していくという傾向は、今後益々高まっていくと考えられる。埋蔵文化財行政と学校教育の連携としては、例えば土器作り・火おこし・発掘体験等の「体験学習」の方法をとる場合が多く、小学校から高校に至る各学校段階に応じて様々な実践が積み重ねられている。ところが、そうした連携の場において、発掘調査の成果をまとめた「発掘調査報告書」を積極的に活用していくという動きはほとんどみられない。本稿は、学校教育関係者を含む一般利用者にとって、とかく難解で不親切であると受け止めらるがちな発掘調査報告書を学校教育に活用するための理論と具体的方法について、事例を紹介しながら考察した。このことは今後、全国的に埋蔵文化財の発掘調査件数が減少し、その規模の縮小が余儀なくされるという課題を抱えている埋蔵文化財行政と、教育の場を学校内のみならず地域社会にまで広げ、地域教育力の支援を受けつつ、教育上の様々な問題に対応していくという課題を抱えている学校教育の双方にとって、その解決策を模索する有効な材料になりうると考えている。

また同時に、学校教育における発掘調査報告書の有効活用への提言のみに止まらず、現状の高校歴史教育の問題点を指摘した上で、歴史学習における教材観・教材開発について、新たな視座を提案することを目的とする。

## キーワード

対象時代　現代

対象地域　日本

研究対象　歴史学習　歴史認識　発掘調査報告書

## 1. 問題と目的

昨今の公共事業を中心とした相次ぐ大規模開発に伴い、各地で埋蔵文化財の発掘調査が実施されてきた。とともに、調査の成果をまとめた発掘調査報告書（以下、報告書）の刊行も続き、その総量は実に膨大な数に及んでいる。現在、発掘調査の成果である出土遺物をはじめとした埋蔵文化財資料を、ただ収蔵庫に眠らせるだけでなく地域社会に還元し、また学校教育等、多様な場面で活用していくという流れがみられる。そうした中、学校教育に限ってみると、今までは主に体験学習の受け皿として土器・石器等出土遺物に対する活用実績が積み重ねられてきた。このことは学校教育と埋蔵文化財行政の連携スタイルとして定着しており、今後も更に推進されていくと思われる。

しかし、こうした学校教育と埋蔵文化財行政の連携の実状に対し、筆者はその方法を従来のような出土遺物を中心とした実践、というより、出土遺物のみに依存した実践の繰り返しだけではなく、報告書も連携方法の対象として見据え、今後、主に教科教育において報告書を積極的に活用していくことの必要性を説いた。こうした、学校教育と埋蔵文化財行政の連携における新たな機軸を提唱することは、今後、全国的に埋蔵文化財の発掘調査件数が減少し、その規模の縮小が余儀なくされるという課題を抱えている埋蔵文化財行政と、教育の場を学校内のみではなく広く地域社会にまで広げ、地域教育力の援助を期待しつつ、教育効果をより一層高めていくという課題を抱えている学校教育の双方にとって、その解決策を模索する有効な材料の一つになりうると確信している。

では実際に報告書は、学校教育における教材としての利用にふさわしいものなのか、否か？

この疑問に対して、学校教育関係者からはなかなか肯定的な意見を得られない、というのが実状である。その中身は以下のとおりである。

ここ数年における本県の発掘調査件数は全国的にも有数で、私たちの生活圏の身近な場所で発掘調査が行われており、県民にしてみれば発掘調査風景はすでに馴染みの光景である。こうした中、地域学習でもその題材として度々取り上げられるような、その地域周辺ではすっかり馴染みの深い遺跡で発掘調査が実施されることとなつた。担当教員は、その発掘現場が学校の近隣であり、その様子を日々生徒達も垣間見ていたことから、発掘調査終了後に刊行されたその遺跡の報告書を教材化しようとしたところ、その内容は難解で、読み方すら理解できずに放り投げてしまった、との証言がある学校教育関係者から聞く機会があった。これはまさに的を射た指摘であると言えよう。

このことは、報告書が考古学研究者・愛好家や埋蔵文

化財行政に関与する一部の人々の利用に資することを前提に作られており、決して、学校教育関係者も含んだ一般利用者の目に触れることを想定していないところに問題の所在があると考えられる。

筆者自身、まだ報告書に馴染みのなかった頃、一般利用者と同様の視点で報告書を開いた時のことを思い返すと、報告書のもつ不親切さが思い出される。一例をあげれば、図の見方一つにしてみても不親切さまりない。図中の疑問を解決するために凡例で確認しようとしても、そこにその疑問を解決すべき説明がなされていないというケースは多い。要するに、一般利用者が利用しやすい構成になっていないのが、残念ながら報告書の実状といえよう。そうであれば当然、学校教育関係者の目に映る報告書も同様である。このように一般利用者にとって取り扱いが困難であるという報告書の性格が、学校教育における活用の場から敬遠されている主たる原因であると考えられる。

「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」第2章4では、報告書の意義として、以下のように記している。

「報告書は、現状保存を図ることが出来なかつた埋蔵文化財に代わつて、後世に残す記録のうち最も中心的なもので、発掘調査の成果を周知し活用できるようするものである。内容は行政的に講じた措置の記録と、学術的な成果の記録からなる。

従って、報告書は、発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならぬ。また、将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものとする。

その作成に際しては、事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し、利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる。」（下線部、筆者）

このように報告書の意義に述べられている下線部に注目したい。文脈から推察すれば、当然、報告書を活用する対象として設定されているのは一般利用者も含まれており、この文言を良心的に読めば、報告書の現状について再検討する必要に迫られるであろう。つまり、こうした報告書が内包している、一般利用者にとっての「扱いづらさ」が、学校教育における活用が進まない主たる原因であることがわかる。

こうした実状を受け、本稿では、報告書の学校教育における活用の場を広げることを前提として論を進めることする。そして、現状の報告書の構成・内容を分析した上で、報告書を学校教育の場で活用することの難解さについて、その要因を精査することとする。最終的にはそうした課題を抽出した上で、学校教育に活用する具体的方法について考察したい。

本稿は、学校教育における報告書の有効活用への活路

を開くと同時に、歴史学習における教材観・教材開発について、新たな視座を提案することを目的とする。

## 2. 方法

### (1) 発掘調査報告書の構成

学校教育関係者が報告書の存在を知っていても、そこに何が書かれていて何を目的とした書籍なのか、実態が周知されていないのがおそらく現状であろう。そこで本項では、一般利用者にとって馴染みの薄い報告書の中身を理解し、今後の議論を円滑に進めるために、その構成について確認しておくこととする。「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」では報告書の構成を明示しているので、それを以下に引用する。

前文～表題、序文、例言、凡例、目次  
本文～第1章 経過

- 第1節 調査に至る経過
- 第2節 発掘作業の経過
- 第3節 整理等作業の経過
- 第2章 遺跡の位置と環境
- 第1節 地理的環境
- 第2節 歴史的環境
- 第3章 調査の方法と成果
- 第1節 調査概要
- 第2節 基本層序
- 第3節 遺構
- 第4節 遺物
- 第4章 理化学的分析
- 第5章 総括

写真図版

報告書抄録

上記の構成を一読されたい。これは「行政的に講じた措置の記録」と、そこから導き出させる「学術的成果の記録」という報告書の意義を、極めて精緻された手続きを経て的確に整理し、まとめあげた構成といえる。しかしこの構成は、財政行政の観点からみればその目的を果たすべく相応しい形態であると思われるが、では、学校教育に活用するという視点からみるとどうであろうか？そこに新たな課題が浮かび上がってくる。

「行政的に講じた措置の記録」とは、すなわち、発掘調査において検出された歴史的事実を、考古学的な手続を基づき忠実に記録することを意味する。そして実際の形態としては、遺物・遺構を個別に取り上げた事実関係の記述が、結果的にその多くを占めることとなる。そこには歴史的解釈は含まれず、主に実測図・土層注記・写真などといった、調査時における各種データが情報として事実記載される。報告書されているのは個別の情報の

みで、そこから導き出される歴史的解釈は、概ね、読者に委ねられていることが多い。稀に総括として報告書の中で歴史的解釈にまで踏み込んだ記述がみられるが、それは編者の見解であって、私見にすぎない。報告書はあくまでも、発掘調査で得られた各種資料を、一連の方針に基づく整理作業を経てまとめられた情報として、的確に収録したものと考えるべきである。

### (2) 発掘調査報告書の性格

前項では報告書の概要について確認した。では、こうした報告書を実際に学校教育に取り込んでいく際に、その主体となる教員にとって、果たして報告書はどのような意味をもつくるのであろうか。社会科（高校の場合は地理歴史科。以下、地歴科）を担当する教員の責任と役割について、その指針を示している学習指導要領を引用して以下、検討することとする。

『小学校学習指導要領』では社会科の目標として、「國家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う（抜粋）<sup>3</sup>」と掲げている。『中学校学習指導要領』では社会科学歴史分野の目標は、「国民としての自覚を育てる。歴史上の人物・文化遺産を尊重する態度を育てる。国際協調の精神を養う。歴史的事象を公正に判断する態度を育てる。（抜粋）<sup>4</sup>」としている。また『高等学校学習指導要領』における地歴科日本Bの目標は、「国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての資質を養う。（抜粋）<sup>5</sup>」としている。こうして小・中・高の各学校段階における社会科（地歴科）の学習目標を概観してみると、歴史学習の最終的な目的は、公民的資質や国民としての自覚を養うことにあることがわかる。社会科（地歴科）を担当する教員は、そうした目的を見定めて日々の教育実践を行っているはずである。よって、授業の場における具体的な教育活動の中に取り入れていく教材を選択する場面においても、こうした視点がその根柢にあり、教材を選択する際の行動指針ともなっている。

では次に、報告書の構成と上記の社会科（地歴科）の学習目標を比較検証してみたい。すると双方の間には明確な齟齬が受けられることに気づくであろう。

報告書の記述の多くを占める遺物・遺構といった個々の記録が有する歴史的事実は、公民的資質や国民としての自覚を養うという社会科（地歴科）の目的に比較してみると、あまりにも個別・具体化しすぎていると言わざるを得ない。こういった違和感を感じたとき、報告書が有する情報は、教員の持つ教材観からすっぽり抜け落ちてしまう。そして報告書を教材化することを断念し、学校教育に活用しようという発想から、ますます遠のいてしまうのである。

そこで、こうした状況を回避する方策として、報告書の有する個別の情報を再構成するという手続きをとるこ

とにより、報告書を学校教育における歴史学習の教材として活かす方法について考察することとする。地域の歴史的事象を豊富に有している報告書は、活用の仕方次第で、学校教育における歴史学習に大いに貢献できるはずである。

### 3. 結果と考察

筆者は、報告書が有する「地域性」という性格を、教科書の単元学習と適合させる、という手続きを取ることにより、報告書の教材化についてその具体的な方法を提言している(山田 2008)。この場でその方法に関する詳細について述べることは差し控えるが、以下、本稿において述べる論旨はそれと同様の理論に立っている。ここでは、報告書に掲載されている個別・具体的な情報を、いかに学校教育における歴史学習の俎上にまで引き上げ、教材としてまとまりのあるものへと収斂させるのかということについて、その具体的な方法を提案することとする。

#### (1) 単元の目的とねらい

本項では高校教科「地歴科」の科目「日本史B」における事例を紹介する。

使用教科書は「日本史B」(東京書籍)である。対象となる単元は、「原始・古代 古代国家の形成と古代文化」「第3章 古代国家の成立」「2 律令国家の成立」である。更に大單元「2 律令国家の成立」は、「東アジアの緊張と大化改新」「白村江の戦いと天智天皇」「壬申の乱と律令制の確立」「律令国家の統治組織」「律令国家と民衆」「公民の負担」「白鳳文化」の各小単元より構成されている。大單元「2 律令国家の成立」では、古代の東アジアにおける国際状況の影響を受けつつ、天皇を中心とした貴族層が律令制に基づく中央集権国家を整備していく過程と、一方の民衆の生活の様子、そして当時の文化について記述されている。ここではおよそ35字×161行の総文字数が、挿図・表・写真を含め、10頁にわたり記述されている。欄外には脚注として、本文中の語句の補足説明がなされている。本項では、小単元「律令国家と民衆」の授業実践を想定した教材化の事例を紹介する。

本単元における目的・ねらいは以下のとおりである。

「国家が当時の社会的生産の大部分を担っていた公民を直接支配することにより、中央集権的支配体制を整え、律令制に基づく国家経営を維持していった。」

#### (2) 報告書教材化の留意点

まず、上記のように単元の目的・ねらいを明確にした上で、その理解を深めるために適切な教材を検討していくという手順をとる(手続きに関する詳細については、山田 2008 を参照)。本項ではその教材として報告書を活

用することを試みるわけだが、その際に留意しなければならないのは、ここで確認した単元の目的・ねらいを常に念頭に置き、今後の作業を進めていくということである。つまり教材化の過程においては、単元の目的・ねらいを主軸として設定し、作業がそこから逸脱しないよう心がけることが肝要である。特に報告書に盛り込まれている情報は膨大であるため、不必要的情報を振り回され、教材化の作業途中で迷走しないためにも、このことは非常に重要な事項であるということを認識しておきたい。

当時の律令国家が公民を直接支配する方途の一つとして掲げたシステムが、班田収授法に基づく土地を仲立ちとした公民支配である。律令国家が班田収授の実施を円滑に行なうためには、田地を整然と区画し、各区画を一定の基準で表示する必要がある。本単元ではその土地区画制度として採用された「条里制」を学習する。そこで、本事例ではこの「条里制」をキーワードとして設定した。キーワードである「条里制」という歴史事象が、この後の教材化の作業過程において、本単元の目的・ねらいと報告書に掲載されている埋蔵文化財資料を結びつける結節点の役割を担うこととなる。

#### (3) 古水条里制水田跡について

使用する報告書は、「北関東自動車道(伊勢崎~県境)地域埋蔵文化財発掘調査報告書 第459集 古水条里制水田跡・二の宮遺跡」(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009)である。

本遺跡は太田市北部、金山丘陵の北側に位置する。周辺には金山丘陵の他に八王子丘陵・丸山・小丸山といった丘陵状地形がみられ、そうした地形に囲まれた平坦地に位置している。また、渡良瀬川が八王子丘陵に沿って流れおり、丘陵の基部と氾濫原との間に細い沖積低地を形成し、本遺跡はその沖積低地上に立地している。現在の主な土地利用は農地となっており、本報告書掲載の二つの遺跡は、西側に「古水条里制水田跡」、東に「二の宮遺跡」とそれぞれ隣り合っている。

古水条里制水田跡周辺は、以前より現地表面上に条里制区画の痕跡が観察できることが指摘されており、このことは1960年にすでに報告されている。しかしこの時点での調査は、文献・地形図より確認できる条里の位置を推定した上で、地形図上にその位置を示し、更に航空写真で検討を重ね条里地割を復元するというものであった。発掘調査による検証は、1986年、太田市教育委員会が実施した、「渡良瀬川流域遺跡群発掘調査」まで待たねばならない。この発掘調査は、水路・道路の建設予定地のみという限られた範囲での調査であったが、1108年(天仁元年)噴出の浅間山火山灰(As-B)層が広範囲で確認され、その直下から、水田に伴う遺構と考えられる人足

跡・大畦畔・水路等が検出されている。その結果、本遺跡周辺では As-B 下降直前に、水田としての土地利用が行われていたことが確認されている。しかしこの際の調査は、水路・道路建設予定箇所にトレントを設定した部分的調査で、広い範囲における面的調査が行われなかつたために、その水田經營が条里制に基づくものか否かについては、発掘調査では確認することができなかった。

その後、1991年に岡田隆夫氏により現在の古水地区において、南北4町、東西7町の範囲にわたり方格地割が確認できることが指摘され<sup>6</sup>、以後、東山道、古代山田郡衙推定地、金山生産遺跡群との関係の中で、古水地区の条里制に関する研究が進められてきた<sup>7</sup>。

そうした変遷を経て、古水条里制水田跡は、平成15年10月より平成18年8月まで、群馬県埋蔵文化財調査事業団によって、調査面積20,060m<sup>2</sup>にわたり発掘調査が実施されるに至った。

#### (4) 古水条里制水田跡の教材化

本調査では、ほぼ調査区全域にわたる広範囲で As-B の堆積が確認され、その直下から水田を確認することができた。1986年実施の「渡良瀬川流域遺跡群発掘調査」で確認された人足跡は検出できなかったが、水田に関連する遺構として、耕作面・溝・畦畔等が複数検出された。

報告書ではその構成上、検出された遺構・遺物は個別に整理される場合が多く、それぞれの理解に必要なデータが掲載されている。こうした情報をありのままに解釈すると、それは行政的な記録保存という手続基に基づいて管理された、遺構・遺物の実態を示すものに過ぎない。実際、本報告書においても、古水条里制水田跡に関するデータだけでも、「第3章 古水条里制水田跡」「第4節 1面の調査」「第5節 2面の調査」において、12頁~89頁にわたり、実に数多くの遺構・遺物が個別に紹介されている。では教材化という観点からみた場合、その溢れるほど豊富なデータをどのように扱えばいいのだろうか。

報告書に掲載されたデータを再編成し、そこに歴史的解釈を加えるのは読者に委ねられている。そして本稿の主題である「報告書の教材化」という作業も、実はこれと同様なのである。報告書を用いての教材化を企図した時、改めて報告書の記述を読み直し、そこに整然と羅列されているデータ群に手を加え、遺構・遺物の情報を再編成することによって、報告書に掲載されている歴史的事象を、歴史学習における活用の場にまで引き上げることが可能となるのである。

では具体的に、前項で設定したキーワードである「条里制」に基づき、本報告書を教材化していく過程を検証することとする。

図1は、古水条里制水田跡で検出された、古代以降の

遺構全体図である<sup>8</sup>。図1には実際に多くの情報が記載されている。遺構としては溝・畦畔・土坑・ピットがみられ、またそれに該当する時代も古代、中世、そして時期不明の遺構まで含んでいる。これは、記録保存として発掘調査の成果を適切に記録するという点では何ら問題ないが、学校教育における教材化という観点で見ると、あまりにも情報が煩雑、錯綜しすぎており、学校教育関係者には扱いづらいであろう。そこでこの図1に手を加え再編成することにより、教材として活用することを試みることとする。

具体的には図1から、キーワードである「条里制」に関係のある遺構および時代の情報を抽出した図を新たに作成した上で、更にそこに、条里方眼を重ねるという作業を行うこととする。この再編成作業が、当初は行政目的で発掘調査され整理された古水条里制水田跡の調査データが、学校教育における教材として生まれ変わる転換点となるのである。

図2は、本遺跡で検出された As-B 下の水田遺構に、条里方眼を重ねたものである。なお、ここで用いた条里方眼の規格は1辺を1町(約109m)の2分の1である半町としてある。この条里方眼を遺構全体図に重ねる際の施行基準は、検出された遺構の中でも最も規模が大きい1号溝・1号畦畔である。

この作業は要するに、本単元で扱うキーワード「条里制」に関係の深い情報を図1より抽出し、それを加工・整理した上で新たな資料を作成するというものである。

図2では、古代の水田関連遺構については強調して表記し、尚かつ、その遺構に名称を付記した。このように図2に基づき、図上に記されている溝・畦畔等、水田関連遺構の位置と条里方眼の関係を精査してみると、多少の誤差を考慮に入れたとしても、条里方眼にはほぼ一致する遺構が複数みられることがわかる<sup>9</sup>。このように、本作業を通じて得られる成果は、以下のように総括することができるのではなかろうか。

身近な地域で発掘された遺跡において、そこで確認された水田遺構が国家基準とされた条里制に基づくものであるという発見は、当時の律令国家による政治的影響が、はるか東国この地にまで及んでいたことを物語っている。このことは、発掘調査の結果を整理した報告書に記録されている遺物・遺構の実測図、写真等の実物を目にするという経験を通じて、その理解は深化されるはずである。身近な地域で実際に発掘調査され、そこから出土した遺構・遺物に触れるという経験は、感動を伴って生徒の内面にうつされることとなり、各自の歴史認識を形成する重要な役割を担うであろう。

ここで紹介した古水条里制水田跡の報告書を活用した事例は、遺跡を通じて現実に目に見える形で当時の歴史事象を認識することが可能となり、本単元の目的・ねら

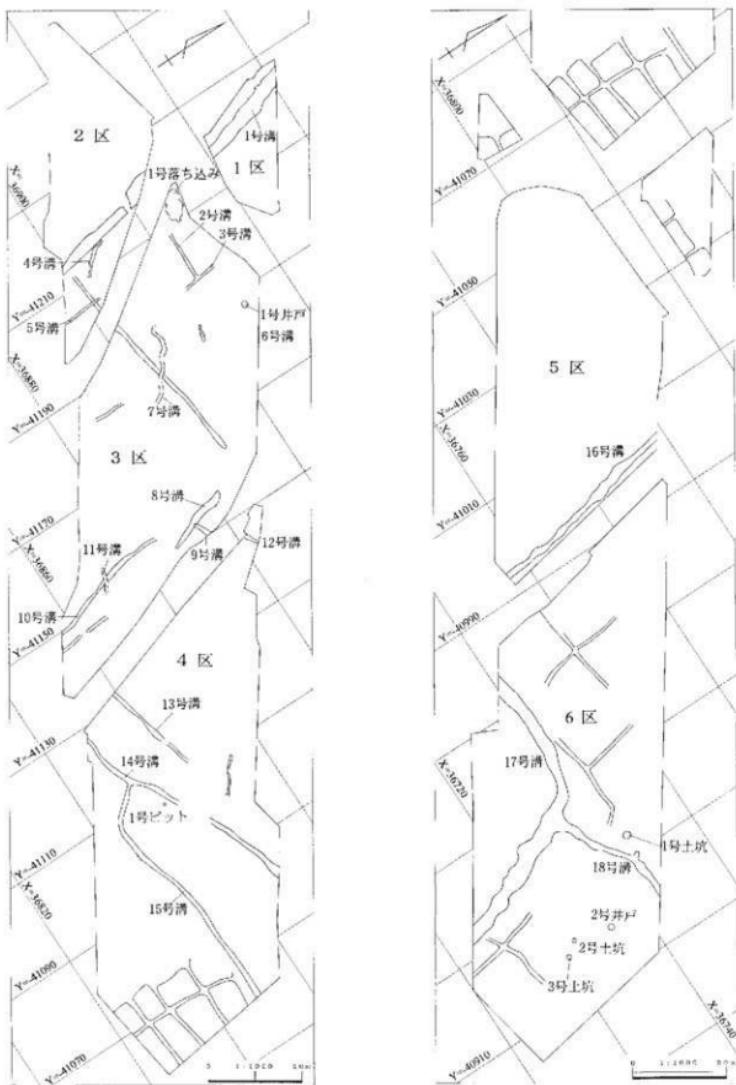


図1 古水条里制水田跡第1面遺構全体図（「古水条里制水田跡・二の宮遺跡」より転載、一部修正）

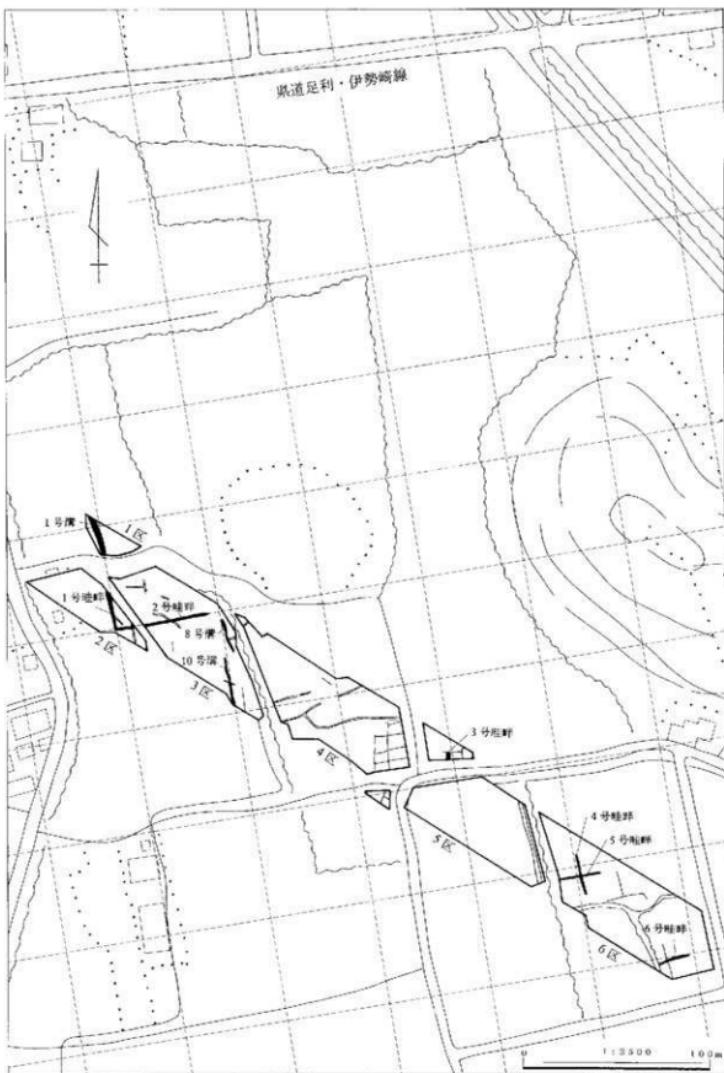


図2 水田関連遺構と復元条里方眼 (『古水条里制水田跡・二の宮遺跡』より転載、一部修正)

いにある、「国家による公民支配」に対する理解を深めることに効果的な教材になりうると考えられる。

### (5) 二の宮遺跡について

古水条里制水田跡のすぐ東に隣接する二の宮遺跡では、平成15年12月より平成17年3月まで、同様に北関東自動車道建設工事に伴う調査として、群馬県埋蔵文化財調査事業団によって、調査面積11,137m<sup>2</sup>にわたり発掘調査が実施された。

二の宮遺跡に該当する地域でも古水条里制水田跡と同じく、1986年に「渡良瀬川流域遺跡群発掘調査」が実施され、主に平安時代を中心とした住居跡を確認している。更にその後、二の宮遺跡の本調査に先だって、平成15年5月に「毛里田地区範囲確認調査」が実施され、この調査でも竪穴住居・土坑・ピット等を確認している。特に、古水条里制水田跡との調査区境界付近におけるトレンチ調査の結果、検出された遺構の様相は隣接する古水条里制水田跡とは劇的に異なり、古水条里制水田跡は低地・水田であるのに対し、二の宮遺跡は微高地・集落となつており、その土地利用が明確に峻別されていることが所見として得られている。

こうしてこの度、二の宮遺跡において、群馬県埋蔵文化財調査事業団による比較的広範囲の発掘調査が実施され、そのほぼ全容を確認することができた。

### (6) 二の宮遺跡の教材化

図3は二の宮遺跡で検出された、古代以降の遺構全体図である。この通り1区から5区にわたり、広範囲において住居・掘立柱建物・溝・土坑・ピット等の遺構が、数多く検出されている。遺構全体像を概観してわかるように、二の宮遺跡は隣接する古水条里制水田跡とは異なり、古代においては、水田としての土地利用はなされていなかったようである。その代わり複数の竪穴式住居が確認されていることから、集落が形成されていたことが想定される。そこで本単元のキーワード「条里制」との関わりを考察することを目的とし、検出された53棟の竪穴式住居の変遷を検証することとする。

ここでは極めて雑多な変遷であるが、竪穴住居を大別以下の時期に分類した。その時間的変遷は出土土器の編年的様相から、奈良時代、平安時代前半、平安時代中期の3段階として大略理解できそうである。しかしここでは出土したすべての住居の年代が確認できたわけではない。年代の確認が困難な住居は、出土遺物が皆無、もしくは出土していても年代を推察するのに適切ではない遺物しか確認されておらず、尚かつ、出土遺物以外に時期を認定するのに適切な材料が得られなかつた等の理由による。よって、いずれの時期にも分類することの出来なかつた住居があるのはそうした理由による。各段階の竪

穴住居数はそれぞれ、奈良時代が16軒、平安時代前半8軒、平安時代中期が24軒、そして時期不明が5軒として集約され、各段階における住居跡の分布状況は図4～図6のとおりである。

奈良時代（図4）の住居は、1区から3区西側にかけて分布しており、4区東側に1軒のみ確認されている。4区以東では奈良時代から平安時代中期にかけて、竪穴住居はわずかに計4軒しか確認されていないことから、本遺跡東側に関しては、奈良時代に限って生活の拠点が形成されなかつたということではなく、常に主たる集落域からはずれていたことが想定される。竈の位置はほとんどが北側に設置されているが、稀に例外がある。立地の特徴としては、複数の住居が一定の群を形成している傾向がみられる。特に2区東側にみられる9号・11号・12号・13号・18号・19号住居の6軒は、すべての住居において竈がほぼ北側に設置されていることから、一つの単位としての同一性がみられる。また1区・2区では、群を形成する一単位の中で一部、重複している住居（2号～4号住居、18号・19号住居）がある。おそらく建て替えられたものと想定される。

この時期の住居から出土した遺物は図7のとおりである。環(1)は丸底で、口縁部はやや直立気味に立つ。他に出土している環はいずれも浅く、わずかに平底化したものもみられる。須恵器蓋(2)(3)に関しては、端部がやや外側に開き気味で、いずれもかえりはみられない。底部が回転斂切りの須恵器环(4)も出土している。甕(5)(6)の口縁部はやや立ち気味で、胴部上位に張りを有するものがみられる(6)。

平安時代前半（図5）の住居は、わずか8軒確認されたのみである。3区中央付近に6軒、4区に1軒、5区に1軒と、そのほとんどが3区に集中している。また重複している48号・49号住居を除き、各住居は単独で立地している傾向がみられ、それぞれの間に空間を有し一定の距離を置いて散在している。特に50号住居・53号住居などは、もともと住居が少ない場所に單一で立地していることから、その性格について更なる解明が求められる。竈が確認できた住居はわずか4軒で、北側に設置されている住居が2軒（34号住居・53号住居）、東側に設置されている住居が2軒（29号住居・50号住居）である。36号住居では竈を確認することができなかつた。立地の特徴としては、前代の奈良時代にはみられなかつた3区東側に、複数の住居が集中して確認されている。この傾向は次代の平安時代中期にも引き継がれることから、奈良時代には居住過地と見なされなかつた場所に、平安時代以降、定住化の様相がうかがわれる。

この時期の住居から出土した遺物は図8のとおりである。甕(1)(2)の口縁部は「コ」の字状で、いずれも横拂でを施している。台付甕(3)の口縁部は同様に「コ」の字

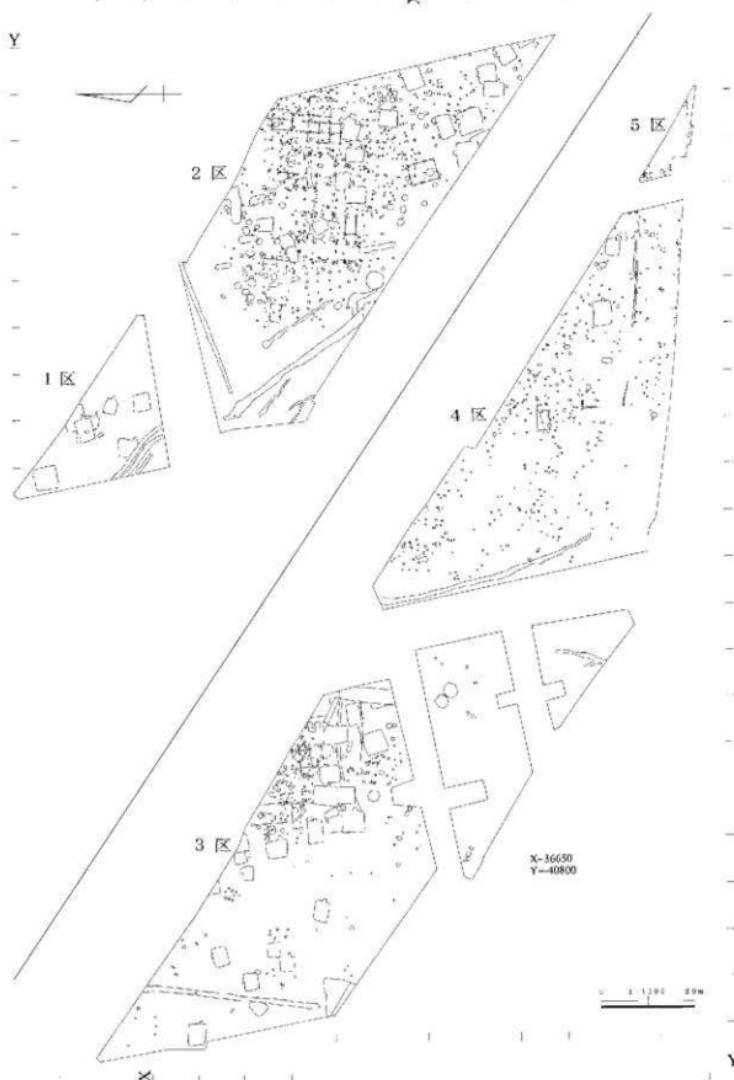


図3 二の宮遺跡第1面造構全体図(「古水条里制水田跡・二の宮遺跡」より転載、一部修正)

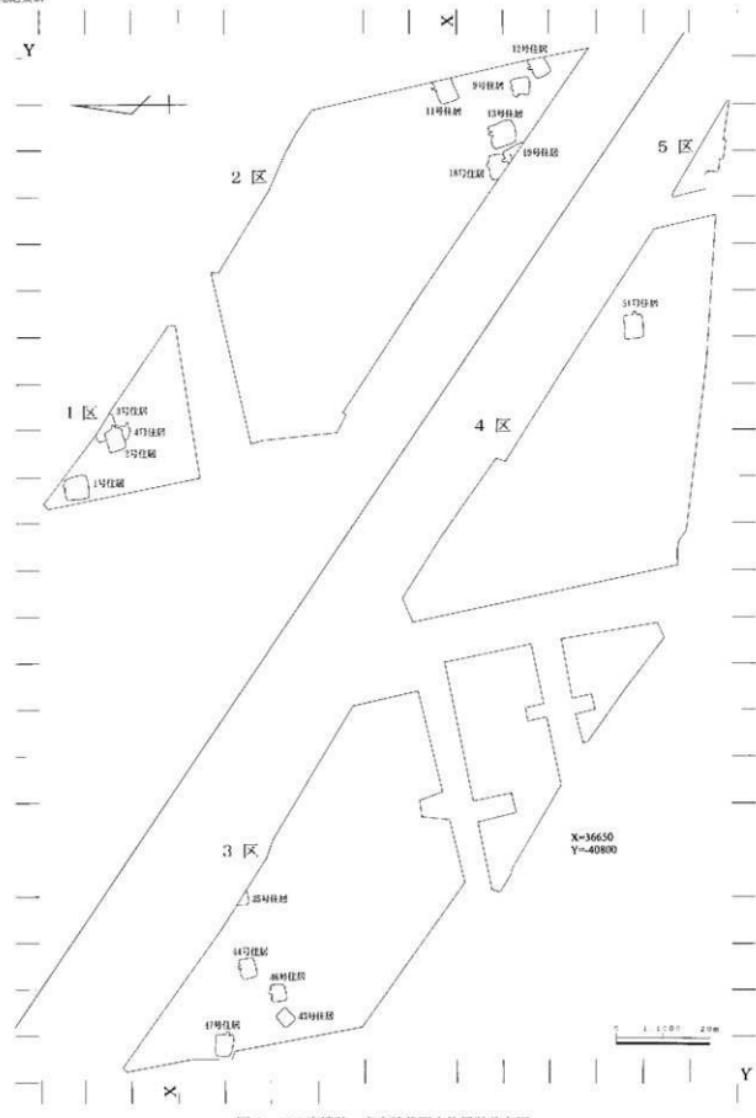


図4 二の宮遺跡 奈良時代堅穴住跡分布図

歴史学習における効果的な教材開発について

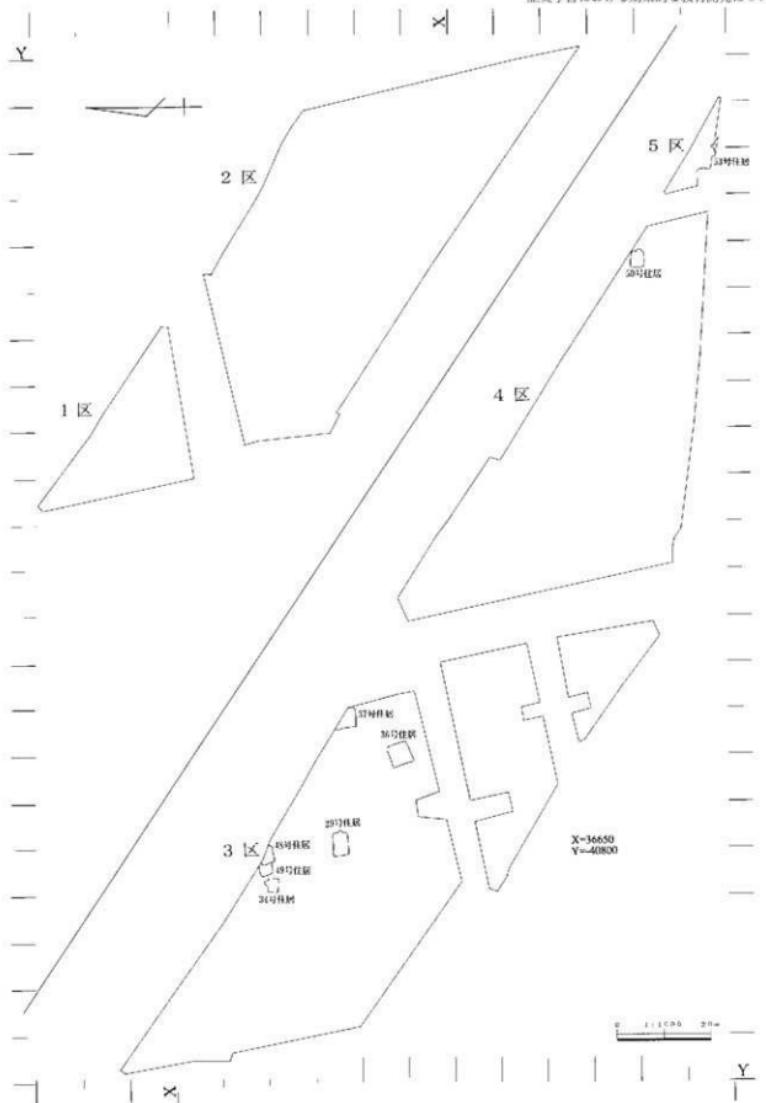


図5 二の宮遺跡 平安時代前半穴住跡分布図

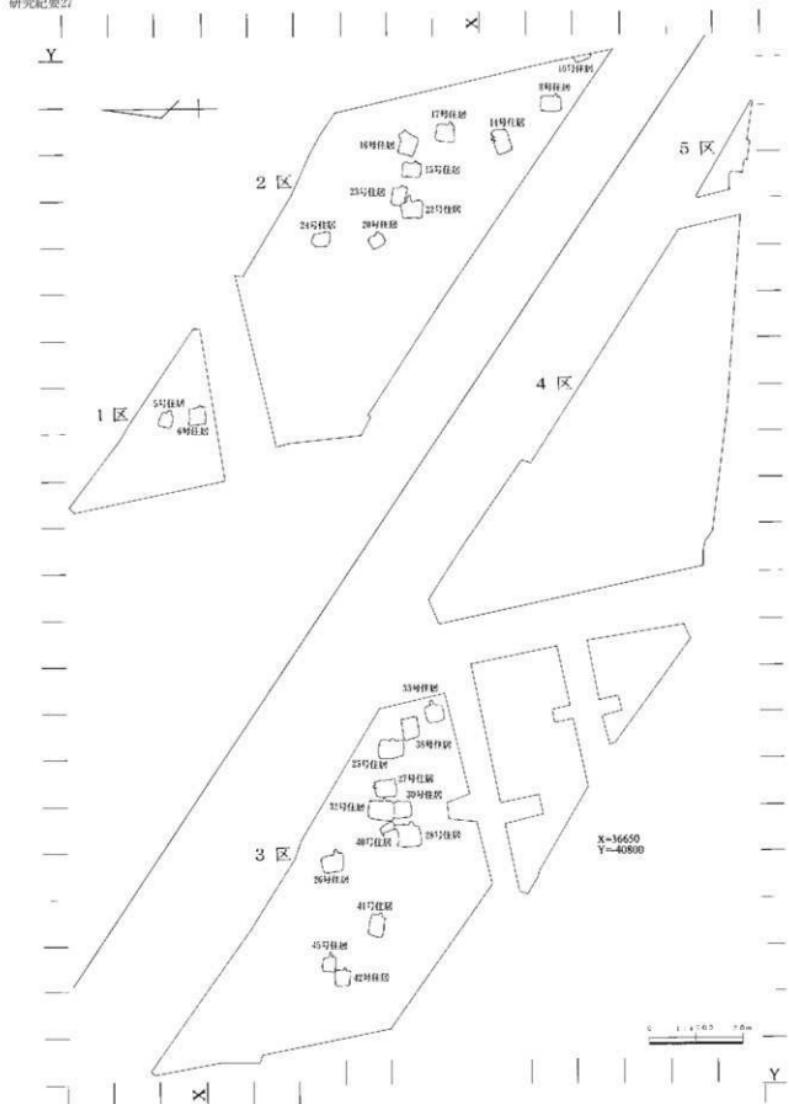


図6 二の宮遺跡 平安時代中期窓穴住跡分布図

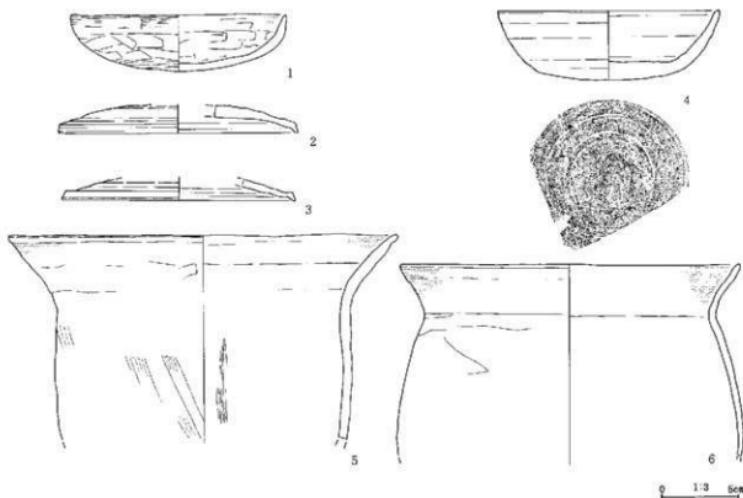


図7 奈良時代住居 出土遺物（すべて1号住居）

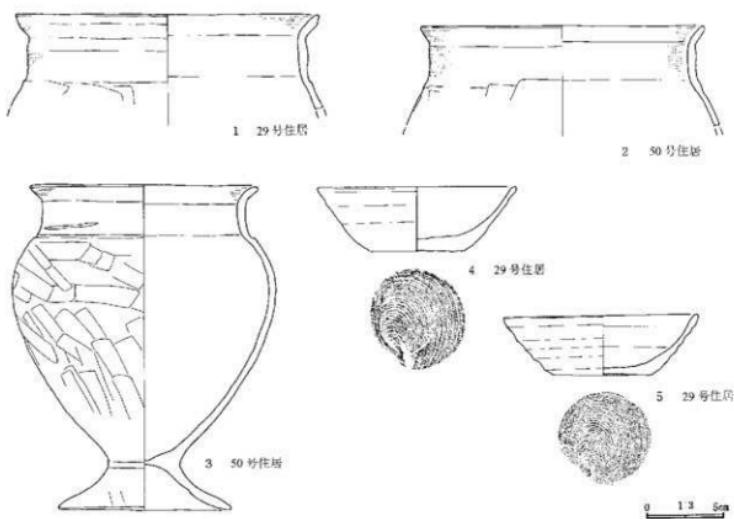


図8 平安時代前半住居 出土遺物

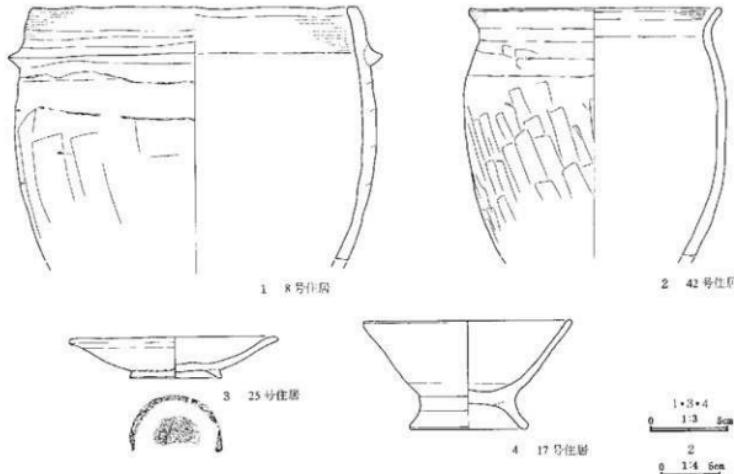


図9 平安時代中期住居 出土遺物

状で横撫でを施し、体部上位は横位窓割り、中位は斜位窓割りがみられる。他にも複数の台付き窓が出土している。須恵器壺(4)(5)の底部は、いずれも回転糸切りによつて切り離されている。

二の宮遺跡では平安時代中期(図6)になると、再び集落の展開がみられ、1区～3区にわたり24号も住居が検出されている。竈の位置は多くの住居で東側に移動し、わずかに北側に散設されたままの住居もみられる。数軒で群を形成している住居が多い一方で、24号住居・41号住居など、単独で立地しているものもある。重複の状況は奈良時代ほど顕著ではないが、重複している22号・23号住居、30号・32号住居ではいずれも、竈は東側に設置されており、同一性がみられる。また立地の特徴としては、前代の奈良時代・平安時代前半にはみられなかった、2区中央付近にまで居住域が拡大され、1区から3区まで、つまり二の宮遺跡西側半分に関しては、ほぼその全域が居住域として展開していたことがわかる。

この時期の出土遺物は最も多く、その代表的なものを図9に記した。羽釜(1)は多くの住居より出土しており、(1)は口唇部上部に平坦面を有し、しっかりと内傾している。いずれの羽釜も口縁部は横撫でを施している。窓(2)の口縁部にはわずかに「コ」の字状を残しているが、器厚は厚く、全体的にぼってりしている。数は多くないが、須恵器皿(3)の出土がみられるのが、この時期の二の宮遺

跡における集落の特徴である。(3)は口縁部がわずかに外反している。碗(4)は高台が高いタイプのもので、整形の状態は端正である。底部より口縁部に向かって、直線的に立ち上がっている。

このように、図3の遺構全体図を、各時代の住居分布図(図4～図6)に再編成することにより、二の宮遺跡における古代の住居、集落の変遷を追うことができる。本作業を通じて得られる成果は、以下のように総括することができるのではなかろうか。

二の宮遺跡の集落を形成する竪穴住居の多くは、隣接する古水系里制水田跡で確認された水田と重なる時期の遺構であることがわかった。そしてその集落は、少なくとも奈良時代から平安時代中期にかけて継続して立地していたことが理解できる。このことから、生産域である古水系里制水田跡のすぐ東の微高地に、水田経営を支える人々の居住域が展開していたことがわかる。

ここで紹介した二の宮遺跡報告書の再編成作業の事例は、本単元の目的・ねらいにある、「社会的生産を担っていた公民」の生活実態を如実に表しているといえよう。発掘調査によって確認された生産遺構である水田に隣接して、その生産性を支えた労働力である人々の生活関連遺構としての集落が形成されているという事実は、本単元の目的・ねらいを理解するのに重要な位置を占める。つまり、律令制下の公民が、国家に対して納税・労働の義務を負い、そうした公民の負担によって国家基盤が形

成されていた、ということに対する理解を深めることに、効果的な教材であると考えられる。

#### 4.まとめ

本稿では、学校教育関係者を含む一般利用者にとって、とかく難解で不親切であると受け止められがちな報告書を、学校教育に活用する具体的方法について、事例を紹介しながら考察を重ねてきた。考古学の専門的な文言が列挙され、記録保存という行政目的に基づいて構成されている報告書は、確かに埋蔵文化財行政関係者や考古学研究者以外の者には、敷居の高い読み物かもしれない。しかし同時に、報告書に記述されている事項というのは、私たちが生活する身近な地域社会の歴史を表す詳細なデータであり、過去、その地に生きた人々の生活実態を語る最良の資料でもある。問題は、そのデータをいかに学校教育に利用しやすいうように再編成するのか、という点にある。この再編成作業が、行政目的の報告書を、教育目的の教材に生まれ変わらせる重要なポイントとなるのである。

そこでこの再編成作業を円滑に、また効果的に行うことの第一段階として、各単元における目的・ねらいを整理して理解しておくことが重要となる。つまり、教材として活用できそうな素材を持った報告書に出会えた時に、すかさず教材化に向けての再編成作業に取りかかることの出来る体勢を常にとっておく心構えが必要ということである。そして、教材化できそうな素材を有した報告書に巡り会えたら、次に報告書に掲載されている各種資料をどのように加工し、教材の形態に手直していくかを検討していくなければならない。この過程においては、場合によっては、考古学的な専門的知識を要する場合もあるので、埋蔵文化財調査機関もしくは考古学研究者等専門家の助言・指導をおおぎながら、再編成作業を実施していく必要がある。一方の埋蔵文化財調査機関は、学校教育関係者によるこうした要望に対して、出来る限り対応できる体勢を整えておく必要がある。

最後に冒頭でも述べたが、本稿の主題となっている報告書の教材化は、單に埋蔵文化財行政と学校教育の連携の更なる進展を図る、ということのみに貢献するのではないかと断っておきたい。詳細は以下のとおりである。

少し古いが、以下の記事（抜粋、一部略）を参照されたい。

「ある聰明なスタイルストに、「広島と長崎に原爆を落とした国は？」と聞いたら、「ソ連よ。いまのロシア」と答えた。

また、ある自動車セールスマンは、「日本は真珠湾戦争でアメリカと戦争したけど、休戦して日米安保を結んで、ソ連や中国と太平洋戦争をやったんですよ。原爆？ソ連でしょ、落としたの。あ、中国だっけ」と言った。

ヨークではなく、困ったことにスタイルストも営業マンも、歴史以外の知識は豊富である。彼らの頭の中では、太平洋戦争と冷戦と日米安保が同時代として、ごっちゃになってしまっていたのだ。』<sup>10</sup>

これはある文筆家のコラムである。ここに登場する2人に共通して言えることは、「日米安保」「真珠湾」「太平洋戦争」等の知識を歴史用語としては知っているが、その用語を用いて歴史を説明する知識が欠落しているという点である。よって、この2人の歴史認識は誤ったものとなってしまっている。こうした誤解はどこに原因があるのか？その主たる原因は、現在の学校における歴史授業の形態にあると思われる。

以前からその傾向はみられたが、平成10年からの本格的なゆとり教育の実施後、いずれの学校段階においても授業時数は制限され、限られた時間の中で授業をやりくりしなければならなくなってしまった。このことは、高校日本史学習においても同様である。つまり、多くの高校、特に進学校を中心とした大学進学希望者が在籍する高校では、受験知識獲得のための歴史用語暗記中心の日本史授業を実践せざるを得ない状況となつたのである。筆者にいたっても心ならずも、以前、県北部の進学校と称される高校に勤務していた時、自分が高校の時に受けている最もつまらないを感じていた。教科書の重要語句をただ書き写すだけの詰め込み型の日本史授業を自分でも繰り返してしまっていたという苦い経験がある。こうした授業が、生徒が自ら歴史的事象に接近し、考え、学びを発展させていく機会を奪ってしまったのは明白である。このような、暗記を中心とした、教科書に書かれていた事柄を正確に覚えていくという学びから脱却し、生徒が自分の観点で歴史を見つめ、解釈し、歴史認識につなげることの出来る歴史学習こそが、本来の在り方であろう。

そこで、報告書を教材として用いる授業は、わずかでも、こうした理想の歴史学習に近づくことができるのではないかという発想を得、構想を重ねた上で、今回、本稿にその概略をまとめさせていただいた。

地中から発掘されたばかりの遺構や遺物は、歴史的解釈がなされていないありのままの姿、言ってみれば歴史認識の素材である。埋蔵文化財資料は、学習者が遺物・遺構という歴史的事象に触れ、自分なりの観点、見方を持ち、その視点から学びを発展させたり新たに疑問をもつことを可能とする性格を有している。ただ実際には生徒が教室から外に出て、発掘現場で遺物・遺構の出土の瞬間に立ち合うことは現実的ではなく、本物の遺物・遺構に直接触れるということはなかなか困難である。そうであれば、限りなく出土の瞬間に近い状態を再現できるデータを掲載した報告書を通して、遺物・遺構等の埋蔵文化財資料と出会うのが現実的な方法となる。

理想の歴史学習の在り方の一つとして、なお一層、学校教育において報告書の教材化が試みられて良いのではないか。そうした本来の望ましい歴史学習への改善に向け、従来は学校教育に報告書を活かす積極的な試みがなされていなかったという現状を踏まえ、本稿はその教材化に向けての理論と具体的な手続き、そして展望を述べたものである。

本稿が学校教育における歴史学習の新たな視座を見開くきっかけとなり、広く学校教育関係者並びに埋蔵文化財行政関係者の参考になれば幸いである。

本研究は、群馬県埋蔵文化財調査事業団平成20年度職員自主研究助成金交付を受けた、「教科教育の単元学習における埋蔵文化財資料の活用方法について 一学校現場への教材モデルの提示ー」の成果の一部である。

## 注

- 1) 山田精一 2008 「教科教育における埋蔵文化財資料の効果的な活用方法について—発掘調査報告書」教材化の可能性とその方法ー」『研究紀要26』群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.179-192
- 2) 群馬県教育委員会では、文化庁の「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」(平成16年10月29日報告)を受け、現状のまま保存を図ることのできない埋蔵文化財について、その記録を作成するための発掘調査及び道跡の整備・活用を行ふ発掘調査について検討している。それを受け、行政目的による発掘調査の適正な遂行を確保するために、発掘調査の内容や方法に関する「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」(平成19年12月28日)を作成した。
- 3) 小学校学習指導要領第2節社会第1目標「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」
- 4) 中学校学習指導要領第2節社会第2各分野の目標及び内容【歴史の分野】1目標「(1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるととも

に、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。(2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。(3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心をもたせ、国際協調の精神を養う。(4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」

- 5) 高等学校学習指導要領第2節地歴歴史第2款各科目第4日本史B1目標「我が国の歴史の展開を、世界歴史の視野に立って総合的に考察させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に主体的に生ずる日本人としての資質を養う。」
- 6) 現在の地表面にも当時の条里制に基づく地割が残存して観察できる場合がある。本事例で採用した教科書(東京書籍「日本史B」)においては、「条里制の地割は、その後改変が加えられながらも、ごく最近まで存続し、農村の景観の基礎となっていた。」(p.44)と記述されている。このように、現在まで条里制地割が残されていることについて言及している教科書はない。
- 7) 梅澤重昭 1996 「第四節二 条里水田の構造と集落」、「第四節三 市域の条里水田址」「第四節四 古代以降の道構を第1面で、古墳時代以前の遺構を第2面として調査している。
- 8) 古く条里制水田跡では、古代以降の道構を第1面で、古墳時代以前の遺構を第2面として調査している。
- 9) 条里方眼の復元と、道構との関係についての詳細は、本報告書第5章288頁～293頁を参照。
- 10) 本橋信宏 2004 「朝日新聞(2004年8月28日付) カラム」

## 参考文献

- 群馬県埋蔵文化財諸問題検討会 2006 『群馬県埋蔵文化財調査基準(案)』  
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009 『古水条里制水田跡・二の宮遺跡』調査報告書  
 文部科学省 1998 『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』  
 文部科学省 1999 『高等学校学習指導要領』  
 山田精一 2008 「埋蔵文化財の教育活用における現状と問題点」『研究紀要25』群馬県埋蔵文化財調査事業団  
 山本博文 2007 『日本史B』東京書籍

# 八ッ場ダム建設地域における調査遺跡一覧作成の試み

## ——出土遺物総量把握の効用——

藤巻幸男

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1.はじめ           | 4.出土遺物総量把握の効用と問題点 |
| 2.八ッ場地域の概要      | 5.土器のもつ情報と遺跡の実態   |
| 3.発掘調査された遺跡群の動向 | 6.おわりに            |

## ——要旨——

八ッ場ダム建設地域の発掘調査は、工事箇所と水没地域を含めた地区を対象としており、広範な地域一帯の遺跡が発掘される予定である。群馬県においてはこのような事例は少なく、遺跡の大小にかかわらず全城が対象となる調査は今後もないであろう。そこでは、個別遺跡の調査視点はもとより、遺跡群としての視点が必要不可欠と考える。また、この地域では関東系土器のほかに信州系・越後系の土器が出土しており、周辺地域との交流の様子を示す遺構・遺物も多く存在する。その場合、各遺跡の本来的な姿を理解する上での基礎的な作業として、遺跡の時期や遺構の粗密にかかわらず、全ての出土遺物の総量把握を実施することが有効であることを示し、組織的な取り組みの必要性を提案する。

### キーワード

対象時代 繩文時代

対象地域 群馬県吾妻郡、西吾妻地域

研究対象 遺跡群

## 1.はじめに

八ッ場ダム建設が予定されている地域は、群馬県北西部の吾妻郡長野原町の東部に位置する。その範囲は、景勝地として有名な吾妻渓谷からJR長野原草津口駅までの間に概ね相当し、吾妻川の両岸に展開する段丘面が対象地となっている。

ダム建設に伴う発掘調査は、工事箇所と水没予定地を含めた地区を対象としており、広範な地域一帯の遺跡地が発掘される予定である。群馬県においてはこのような事例は少なく、遺跡の大小にかかわらず全域が対象となる発掘調査は今後もないであろう。そこでは、個別遺跡の調査視点はもとより、遺跡群としての調査視点が必要不可欠である。その場合、各遺跡を理解する上の基礎的作業として、遺跡の時期や構造の粗密にかかわらず、対象となる全ての遺跡で出土遺物の総量把握を実施することが有効であると考える。

ここでは、八ッ場ダム建設地域における調査遺跡一覧作成の試みについて紹介すると共に、併せて実施しつつある縄文時代遺跡での出土遺物総量把握の有効性の一端を提示し、今後の八ッ場地域での発掘調査および整理作業時の取り組みを喚起したい。

## 2. 八ッ場地域の概要

八ッ場ダム建設が予定されている長野原町は、群馬県と長野県・新潟県の3県が接する西吾妻地域の東側に位置する(図1)。西吾妻地域は、南の浅間山と北の草津白根山から連なる1,000m以上の峰々で囲まれており、周囲から見通すことのできない特異な地形的特徴をもっている。現在はその中央を東流する吾妻川沿いに国道145号線とJR吾妻線が通っているが、江戸時代までは周囲を水嶺に囲まれた別天地であったという。

八ッ場地域は長野原町の東側にあり、吾妻川沿いの比較的小さな平坦地とその背後の急峻な山地とで構成されている。遺跡は、現在の住宅分布と同様に、その狭小な平坦地に分布しており、その点では居住適地が地形的に限定された地域とも言えよう。

この平坦地は、吾妻川とその両岸の山地から流れる小支谷によって形成された段丘および扇状地形であり、最上位段丘面を除いてその大半は約2万年前の応桑泥流発生以後に形成されたとされている。このうち、中位・下位段丘面にはローム層の堆積が認められない。つまり、吾妻川沿いの平坦地の多くは地質的に新しく、その後も山側からの崩落が幾重にも重なって、吾妻川に向かって傾く傾斜地になっている。また、この平坦地には湧水点を伴う小谷川が多く、このことが遺跡立地の条件となっているケースも多い。

もう一つの用件として、洞窟・岩陰遺跡の存在がある。その所在はまだ十分には把握されていないが、当地域は

洞窟・岩陰遺跡のメッカでもあり、念頭に置いておく必要がある。

## 3. 発掘調査された遺跡群の動向

八ッ場ダム建設に伴う発掘調査は、平成6年度から実施されており、これまでに数多くの遺跡で成果が上がっている。そのうち、報告書が刊行された遺跡を地区別に整理したのが表1である。未だ調査途上あるいは整理途上の遺跡が多いため、今後さらに追加変更されることになる。

現状では、縄文時代の遺跡を中心に可能な限り細別型式に分類した上で記載しているが、いずれは弥生時代以降も分化化をはかり、さらに詳細な地域動向が読み取れるかたちにしたいと考えている。縄文時代出土土器の総量把握は現在のところ、林地区の立馬I・II遺跡および川原畠地区の三平I・II遺跡で実施されており、横壁地区の横壁中村遺跡でも取り組みつつある。そのほかに、林地区的榎木II遺跡と立馬III遺跡では早期土器のみ実施している。一覧を見ると、総量把握を実施した遺跡は時期的によく継続している状況がわかる。実は、総量把握を実施すると、全ての土器に目を通すことになるので、資料認定に見落としがなくなるのである。作業自体は忍耐のいるきつい作業だが、この点も総量把握の効用の一つに数えてよいだろう。経費縮減のもとで整理作業もコンパクトになりつつある現状のなか、総量把握作業のなかで新たに拾い上げられた特殊遺物や希少遺物の事例は、残念ながら多いというのが現状である。

この一覧からは、本地域が縄文時代の早い段階から活動の舞台となっていることがわかる。各地区の遺跡の位置を照合すると、早い段階の草創期・早期の遺跡は吾妻川左岸の最上位から上位段丘面に集中している。この地区は本地域で最も日当りのよい場所であり、生活水さえ確保できれば最も生活に適した場所でもある。縄文時代前期までは、こうした地区が生活の主要な場所として選地されている。しかし、前期の大規模集落はこの地区ではまだ発見されていない。早期～前期の時期は、活発な活動が繰り広げられていた状況は想定されるが、この地域に居住する人々は少なかったようである。そのなかで、林地区的榎木II遺跡では、早期初頭の一定期間に30軒を越える住居が発見されており、この時期としては県内でも有数の集落遺跡が存在したことになる。

やがて中期になると、吾妻川右岸の中位段丘面にまで集落遺地の場所が拡大していく。横壁中村遺跡がその好例である。中期後半から始まる長期継続型の大規模集落は、長野原地区の長野原一本松遺跡と横壁地区的横壁中村遺跡が該当する。今後さらに追加される可能性もあるが、この両遺跡は後期中葉で集落の継続が終焉にむかいい、その後は遺跡事態が急激に減少している。このことは、



図1 八ッ場ダム建設予定地の位置（斜線部分）

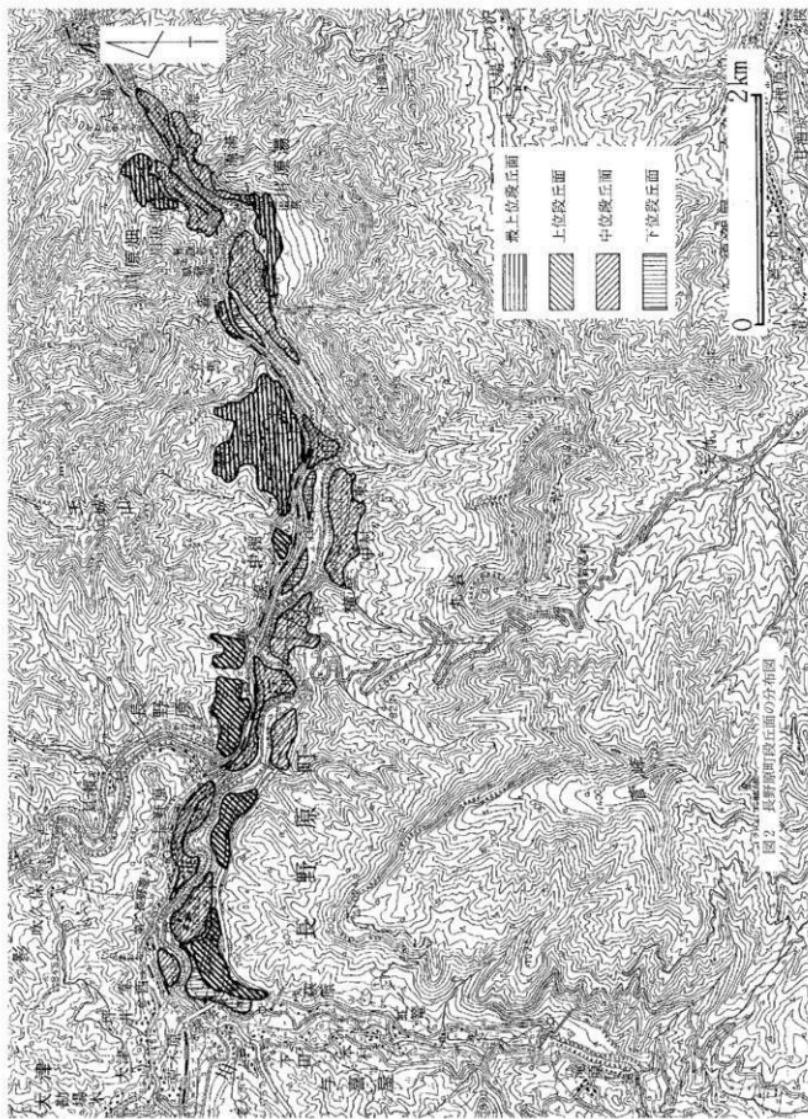


図2 長野新河原段丘面の分布図

群馬県全体に見られる傾向である。その後、縄文時代晚期終末から弥生時代中期前半にかかる時期には、数多くの遺跡で土器をはじめとする遺物が出土している。この時期の住居を伴う集落は現在までのところ判然としないが、横壁中村遺跡をはじめとする遺跡での土器の出土量はかなりの数量に及んでおり、遺跡地の多さと出土量の多さは本地域の特色の一つともなっている。

なお、弥生時代中期後以降については、ここでは割愛する。

#### 4. 総量把握の効用と問題点

出土遺物の総量把握とは、文字通りその遺跡で出土した遺物の総体を把握することを意味する。具体的には、土器は細別型式毎に分類した点数、石器は器種毎・石材毎に分類した点数(石材は点数と重量)、その他の遺物も必要に応じた分類での点数を、遺構は遺構毎に、遺構外はグリッド別に集計し、その遺跡から出土した遺物の総体を把握することを指す。調査者としては当然のことではあるが、そのデータを記載した報告書は希である。現状では遺跡の内容を咀嚼してその実態を提示することは各調査担当に任せられているが、様々な要因で遺跡の総体が示されているケースは少ない。まして本地域の調査のように一定範囲を組織で取り組む場合は、共通項目による基礎的なデータ作成が望まれる。

八ヶ場で取り組んでいる総量把握は、現状では縄文時代の遺跡に限られている。報告事例としては林地区の立馬I・II遺跡や三平I・II遺跡があり、いずれも型式別出土土器総量と器種別・石材別出土石器総量が提示されている。両遺跡とも住居等の遺構は特定時期に限られているが、土器は長期間にわたって断続的に出土しており、様々な場面で繰り返し利用されている実態をよく示している。特に本地域ではこのような遺跡事例が多く、住居を中心とした場合は閑散とした地域に映る。いったい彼らはこの地域でどんな活動をしていたのか。その実態を検討するためには、残された僅かな証拠を洗いざらい把握する必要がある。

出土土器の総量把握を思い立ったのは、いくつかの理由がある。その一つは、本地域では関東系土器の他に、信州系・越後系等が数多く含まれており、地域交流の様子を検討する上で重要な資料となる点である。図3は、林地区の楢木II遺跡で出土した早期燃系文期土器の総量把握をもとに作成したグラフである。1類は関東系燃系文土器、2類は信州系表裏繩文土器、3類は信州系押型文土器、4類は無文系土器群である。無文系土器群の詳細はまだ不明だが、関東系燃系文土器が全体のほぼ半数を占め、信州系土器群は約30%を占めている。各類の詳細を検討すると、信州系土器群はさらに増加する傾向にある。横壁地区の横壁中村遺跡でも、中期後半期住出

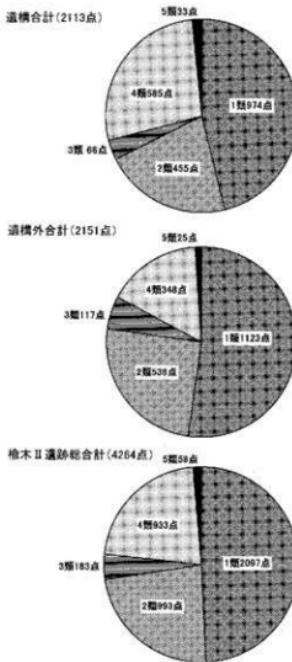


図3 楢木II遺跡第II群土器類別出土総量

土器でも関東系と信州系が相半ばする結果がでている。まだ結論するには早計だが、縄文時代の本地域はどちらかの地域に属するではなく、両地域に片足づつを置くことで独自性を保持していたのではないか。

近年、群馬県においても縄文時代の出土土器総量把握に基づいて、グリッド別の遺物分布状況を把握した報告がなされている。例えば今井三稟堂遺跡・今井見切塚遺跡では、各時期における場の使われ方を詳細に検討した上で、集落構造の変遷を想定している。現在整理作業を進めている横壁中村遺跡では、後期中葉前後で住居の存在が認められなくなり、その後の遺跡内のあり方を探るうえで土器の分布状況が唯一の手かりとなる。殊に晚期終末期では、出土遺物量は県内でも有数となるが、この時期の遺構はほとんど検出できない。このような場合、遺構外出土遺物の総量把握に基づいたグリッド別分布状況をもとに、遺跡内の活動状況を検討する必要がある

表1 八ヶ場ダム建設工事に伴う発掘調査遺跡一覧

時代	時期	型式等	長野原地区			横壁地区							
			腰附一坑	辛神	尾坂	久々戸	西久保Ⅰ	山根田	横壁中村	横壁勝沼	塩木Ⅱ	塩木Ⅲ	二反沢
12,000年前	草創期	隆起線文								△			
11,000年前		爪形文											
10,000年前		多圓文											
9,000年前		表裏織文									△		
8,000年前		燃余文	△	△							●33		
		押型文		△							○		
		三戸式											
		田戸下層式											
		田戸上層式											
		子母口式											
7,000年前	前期	野島式									△		
		鶴ヶ島台式								△			
		茅山下層式								△			
		茅山上層式								△			
		葛井帶丘窓文式											
		花横下層式					△		△		○		
		二ツ木式	△							△	△		
		開山式	△						△	△			
		黒面式・有尾式	△					△	△	△	●		
		諸磯a式	△					△	△		●		
6,000年前	中期	諸磯b式	△								●		
		諸磯c式	△								●		
		十三普提式	△	△				△	△	△	●		
		五瀬ヶ台式	△	△				△	△	△	●2		
		勝坂1式	○	△			○		○	△	●1		
		勝坂2式	○	△									
		勝坂3式	○	●				△					
		加曾利E1式	●						△				
		加曾利E2式	●						△				
		加曾利E3式	●	●				●	●	●	△		
5,000年前	時代	加曾利E4式	●	●				●	●	●	●		
4,000年前		称名寺1式	●	●	△								
		称名寺2式	●										
		堀之内1式	●	●	△			△		●			
		堀之内2式	●	●	△			△	△	●	△		●
		加曾利B1式	○						●				
		加曾利B2式	○						△			○	
		加曾利B3式	○						△			△	
		高井東式	○						○				△
		安行1式							○				
3,000年前	後期	安行2式							○				
		安行3a式								△			
		安行3b式								△			
		安行3c式								△			
		安行3d式								○			
		千綱式	△						○				
		水式	△	△	△		△	△	○	△			
		中期前半	●	△				△	△	●	△	△	
		中期後半		△				△		○	△	△	
		後期						△		△			
2,000年前	弥生時代												
1,000年前	古墳時代												
平安時代	奈良時代	●	△						●10	●1	●38		
鎌倉時代	室町時代												
江戸時代	戦国時代		△	△			△	△	●	●	●	○	△
天明泥流下									○				

### 八ヶ場ダム建設地域における調査遺跡一覧作成の試み

\*本表は発掘途上、整理途上の遺跡もあり、途中経過である。

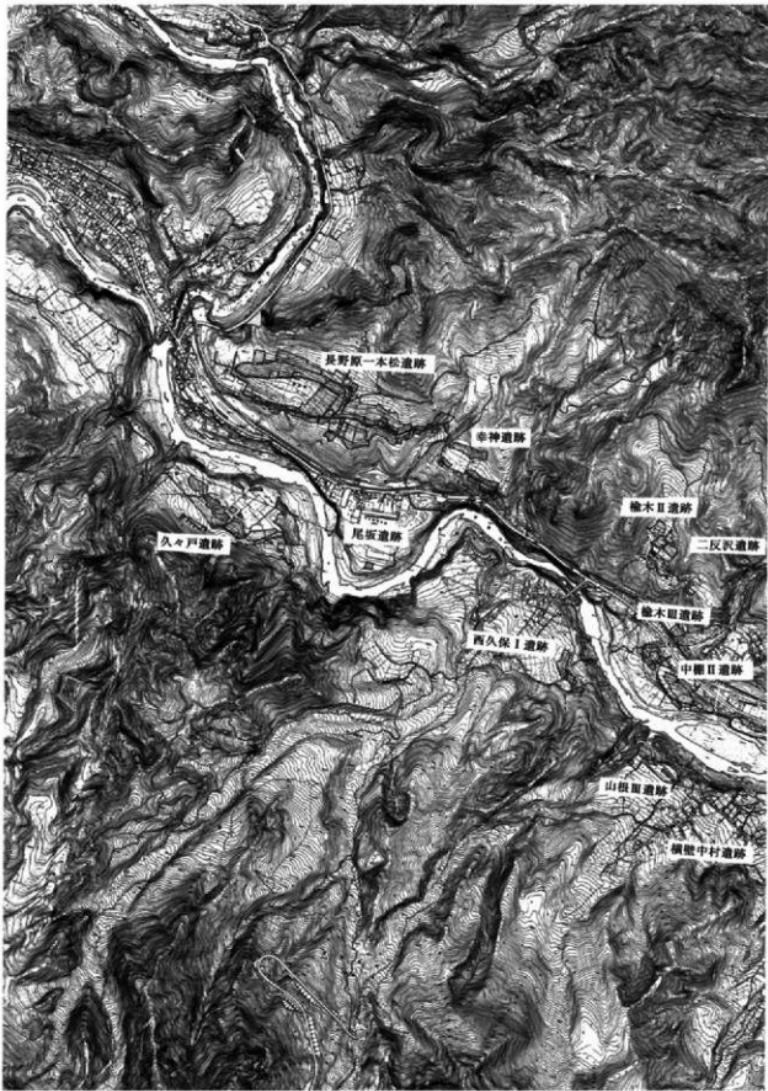


図4 ハッコトダム建設工事に伴う発掘調査遺跡の位置(1)



図5 ハッカダム建設工事に伴う発掘調査遺跡の位置(2)

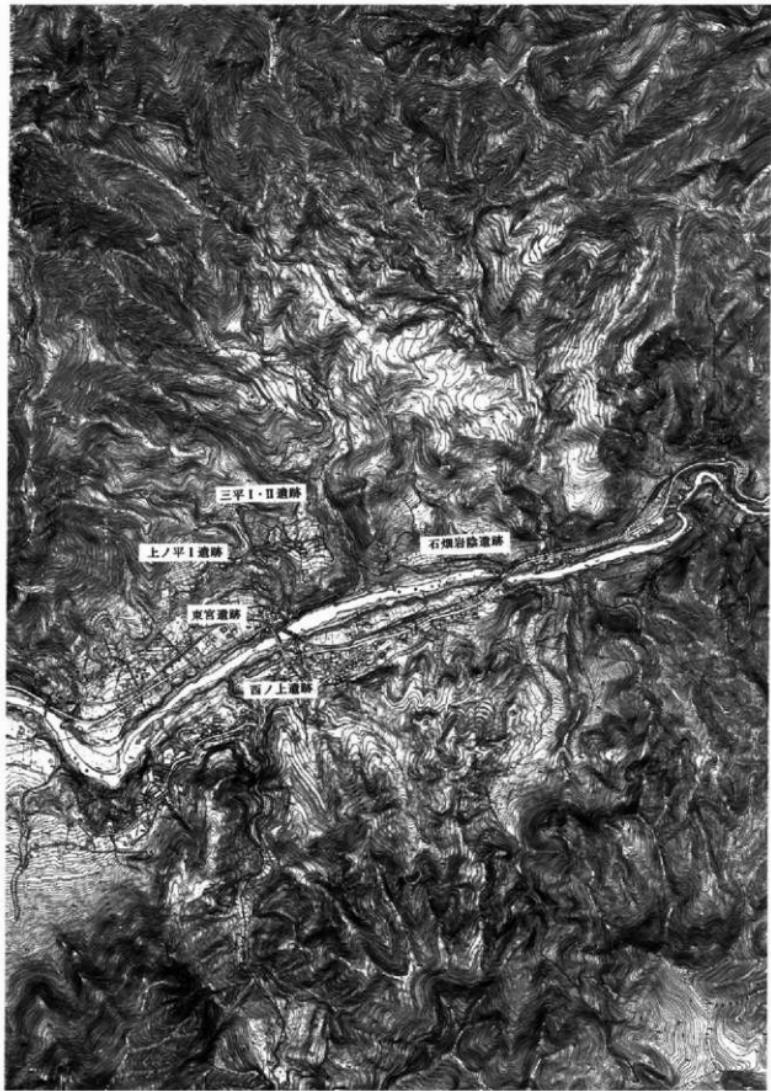


図6 ハッカダム建設工事に伴う発掘調査遺跡の位置(3)

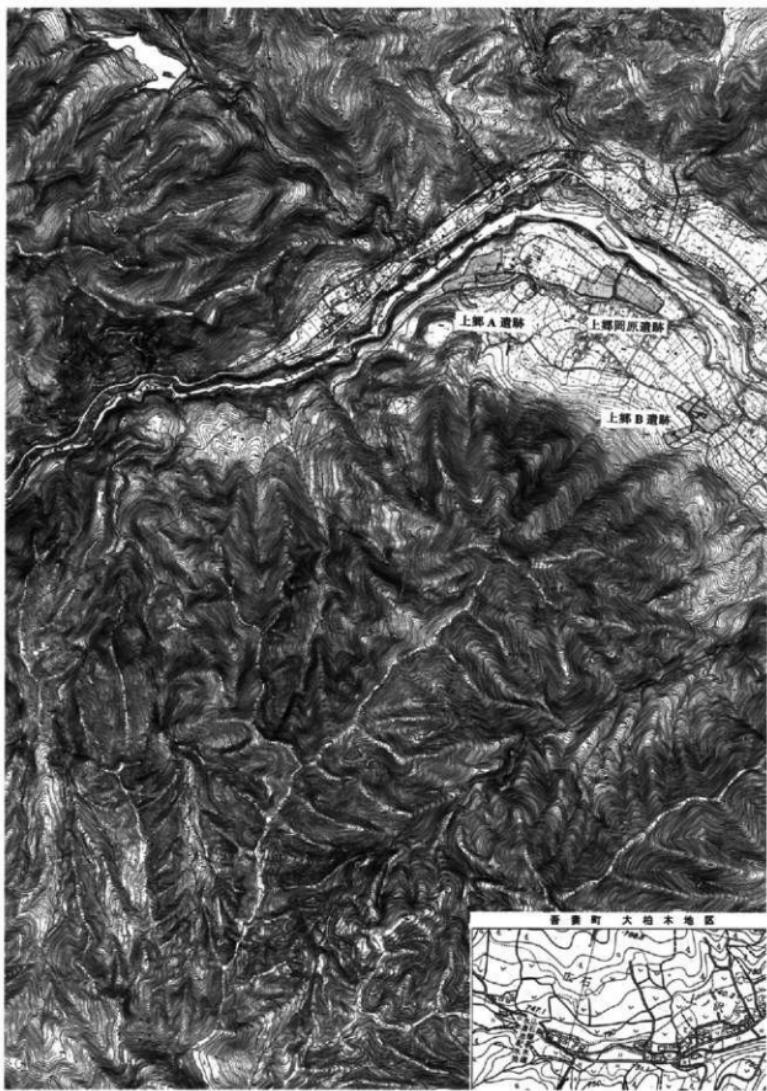


図7 ハッカダム建設工事に伴う発掘調査遺跡の位置(4)

だろう。

つまり、出土土器総量把握を実施することで、統一された基礎的データが確保され、それを材料に各遺跡の本來的な集落の変遷を詳細に検討することが可能となり、ひいてはハッカ地域での人々の生活状況と、周辺地域との交流の様子を把握できるものと考えられる。

ただし、この作業を実施するには多くの困難も想定される。例えば、膨大な遺物出土量を抱える大規模集落での実施をどう考えるか、また、本地域では関東系土器の知識だけでは到底太刀打ちできないため、周辺地域の状況調査、そして出土土器の知識を確保しなければならない。さらに、土器以外の遺物、例えば時期認定が難しい石器をどのように扱うかの問題もある。用途が特定しやすい石器は、そこで活動内容をより具体的に示してくれる材料であり、その点では資料価値が高い。ここでは今後の課題としておきたい。

## 5. 土器のもつ情報と遺跡の実態

私達は、遺跡を構成する遺構・遺物から様々な情報を引き出し、その遺跡の実態を可能な限り描写しようと試みる。遺構は、そこに構築された構造物を実態で示し、当時の生活や実情をある時は目の当たりに見せてくれる。一方、遺物のうち土器は、その遺跡の詳細な年代・時期を示すとともに、製作された地域あるいは地域間の交流の様子をも示唆する。つまり、土器は地域間交流の様子を最もよく示す資料であり、時期毎の量比はその地での活動と各地域との交流の様子を詳細に物語る重要な資料である。遺跡では、この両者が組み合ってはじめてその遺跡の実態が理解され、各地域の歴史が描写可能となる。

しかし実際の遺跡では、遺物とりわけ土器のみが出土する事例も多い。特に縄文時代の遺跡ではそれが一般的であり、軽視される傾向にある。縄文時代の遺跡を発掘調査すると、集落形成期の前後の時期に遺物のみが出土する期間が必ずある。現在整理作業を進めている横塙中村遺跡では、縄文時代早期後半から晚期終末までの土器が、断続的に出土している。それは何を示しているのだろうか。

現在、私達が見ている遺跡の景観は、当時の景観ではない。おそらく、縄文時代には大半が自然林で覆われ、集落のみが切り開かれた人工的な景観として特異な存在だったであろう。一度切り開かれた集落は、数百年の単位でこの特異な景観を維持し、遠方からも一見してそれとわかる存在だったと考えられる。人々はその場所を生活の様々な場面で繰り返し利用したのである。實際には遺物を残さない場合が多かったはずであり、少量の遺物のみを残すには理由があったはずだ。

ハッカダム建設に伴う地域のうち、長野原町に所在す

る西の長野原一本松遺跡から東の石畠岩陰遺跡まで直線で約5kmの距離があり、この範囲に数多くの遺跡が分布している。そのなかで、縄文時代中期の環状集落を形成する拠点集落は長野原一本松遺跡と横塙中村遺跡の2箇所で、両遺跡の距離は吾妻川を挟んで直線で約1.5kmにある。谷口によれば、関東南西部の拠点集落の活動領域は平均で半径4.2kmの範囲であり、その領域内の住居の約80%が拠点集落に集中する実態が確認されている（谷口2003）。これに従えば本地域は1箇所の活動領域に該当することになり、1領域内の実態を詳細に検討できるテストケースとも言える。また、縄文時代の各時期により社会構造は変化しており、この地域ではその変化の様子を検証できる可能性も秘めている。さらに地域間交流の変化も併せ、それらを詳細に検討するためには土器の情報が必要となる。

その前提に立った上で、遺構を伴わない遺跡あるいは遺物包含層の扱い方を、再度検討したい。

## 6. おわりに

ハッカダム建設地域の発掘調査も、これから終盤に向かいつつある。調査遺跡一覧の作成は、様々な業務上の必要から部分的に作成してきたものを整理したもので、今後もさらに利用度の高い項目を検討し、精度を高めていきたいと考えている。出土土器の総量把握は、各地域の土器が混在する本地域では必要不可欠な作業だと考える。その点では、縄文時代に限らず、遺跡に残された内容をできるだけ詳細に把握するためには弥生時代以降の時期についても同様であろう。ただし、この作業は個人的な作業とするには限界があり、組織的な取り組みが要請される。

出土遺物の総量把握は新しい方法論ではない。すでに実施された遺跡事例をいくつか紹介したが、これを実施するにはかなりのリスクがあり、それを解消するだけの具体的な効果を今回は提示できなかった。それを今後の課題とし、大方のご意見を頂ければ幸いである。

### 引用・参考文献

- 小林達雄 1995 「縄文時代の「自然の社会化」」「縄文時代における自然の社会化」吉川弘文館
- 谷口康広 1993 「セトルメント・システム論」「季刊考古学」第44号 雄山閣
- 千野裕道 1993 「縄文集落の景観」「季刊考古学」第44号 雄山閣

# 投 稿 規 定

- 1 執筆者：投稿できるのは、本事業団職員及び年報・紀要委員会が認める者とする。
- 2 提出及び掲載：原稿は、年報・紀要委員会が定める査読を経たものとし、期日までに年報・紀要委員会に提出する。尚、その採否及び掲載順序は年報・紀要委員会で決定する。
- 3 種類：原稿は埋蔵文化財及び関連する諸分野を含む内容の論文・研究ノート・資料紹介とする。なお、1号内で完結することを原則とし、いずれも他で既発表のものは対象外とする。
- 4 頁数及び投稿件数：1編あたりの分量は20頁以内、一人1件を原則とする。

## 執 筆 要 項

### A 締 切

当該年度の委員会が定めた日とする。

### B 内 容

- 1 要旨・キーワードを付ける。
  - 1-1 要旨は44字×20行程度とする。
  - 1-2 キーワードは対象時代・対象地域・研究対象を10文字・3点以内で記入。
- 2 学術的内容を維持するために、提出後、査読を経た後で加筆・修正を要請することがある。
- 3 題名は簡潔なものが望ましい。また英文タイトルを付与する。
- 4 本文は日本文使用を原則とするが、外国文要約を付けることができる。

### C 体裁・表現

- 1 本文体裁はA4版
  - 1-1 25字×48行2段組、要旨等を含め全体を偶数頁にする。
  - 1-2 提出原稿：原則としてワード又は一太郎で作成して、フロッピー及び打ち出しとする。
- 2 文章表現は次のようとする。
  - 2-1 原則として現代仮名遣い・「である」体・常用漢字を使用する。
  - 2-2 外国関係固有名詞 カタカナ書きで〔 〕内に原文表記とする。
  - 2-3 訳は通し番号右肩付き 文末参考文献前に一括記載とする。
  - 2-4 本文中と訳での参考文献は（小林 2008）のように表記する。引用箇所が明確な場合は頁数も表記する。
  - 2-5 参考文献配列 原則として、著者名のアルファベット順とする。日本文のみの場合は著者名の五十音順でも可。
  - 2-6 参考文献の例  
群馬太郎 2006 「群馬の旧石器編年『研究紀要』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団（26）：1-10  
群馬一郎 2006 「群馬県東部の旧石器」『群馬の旧石器時代』（群馬太郎編）（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.1-10

### 3 図・写真図版の体裁

- 3-1 版面：1頁大 縦238.25mm×横172.25mm 左右半頁 縦238.25mm×横81.25mm
- 3-2 図はトレースを行った2倍図版、写真は等倍にプリントしたものを原則とする。また、原則として折込・別刷りは認めない。
- 3-3 図・写真是それぞれ1頁1図版とし、台紙には必ず執筆者名を記す。
- 3-4 印刷は、原則として単色印刷とし、カラー図版の場合は個人負担とする。
- 3-5 写真をデジタル・データで入稿する場合、少なくとも350dpi以上、「jpg」形式とする。
- 3-6 図面をデジタル・データで入稿する場合、アウトライン処理をした、イラストレータ・データとする。

### 4 その他

- 4-1 提出原稿には、年報・紀要委員会が定めるレイアウト用紙を用いたレイアウトを添付する。

### D その他

- 1 上記以外は、年報・紀要委員会が定める。
- 2 当事業団の職員自主研究活動指定研究の投稿は、優先して扱う。
- 3 掲載料の徴収や原稿料の支払いはなく、抜き刷り作成費用は個人負担とする。

## 執筆者

飯島義雄 (いいじま・よしお)	当事業団調査研究部長
大西雅広 (おおにし・まさひろ)	当事業団主任専門員 (総括)
齋藤聰 (さいとう・さとし)	当事業団主任調査研究員
須田茂 (すだ・しげる)	群馬県太田市立北中学校教諭
関根慎二 (せきね・しんじ)	当事業団主任専門員 (総括)
津島秀章 (つしま・ひであき)	当事業団専門員 (主幹)
橋崎修一郎 (はし崎・しゅういちろう)	当事業団専門員 (主幹)
藤巻幸男 (ふじまき・ゆきお)	当事業団上席専門員
山口逸弘 (やまぐち・としひろ)	当事業団主任専門員 (総括)
山田精一 (やまだ・せいいち)	当事業団主任調査研究員

[著者名の五十音順。所属は、平成21年3月現在]

## 平成20年度年報紀要委員

飯島義雄 (総括)・木津博明 (委員長)・関根慎二 (紀要座長)・橋本淳 (年報座長)・  
黒澤照弘・古口晃敬・関口博幸・津島秀章・佐鳴芳明 (総務担当)

## 査読担当者

相京建史・飯島義雄・飯森康広・石坂茂・石守晃・小野和之・木津博明・黒澤照弘・  
古口晃敬・小島敦子・斎田智彦・坂口一・桜井美枝・篠澤泰史・佐鳴芳明・関口博幸・  
関根慎二・津島秀章・中東耕志・新倉明彦・橋本淳・原雅信・山田精一

[査読者名の五十音順、全員が群埋文に所属]

## 研究紀要 27

平成21年3月19日発行

編集・発行 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8555 群馬県渋川市北橘町下箱田784-2

TEL (0279) 52-2511㈹

ホームページアドレス <http://www.gummaibun.org/>

印刷朝日印刷工業株式会社